

# 保健福祉の概要

令和4年版

(令和3年度実績)

船橋市健康福祉局・病院局

### 【概要のご利用にあたって】

- ・本冊子は、船橋市総合計画後期基本計画の中で、健康福祉局及び病院局が実施している事業について掲載しており、編、章、節の番号及びタイトルは、第2次船橋市総合計画後期基本計画に対応しています（一部、事業内容に併せて変更しています）。
- ・令和4年度より、第3次船橋市総合計画を策定しておりますが、本年版は令和3年度の実績が主となることから、第2次船橋市総合計画後期基本計画の内容の構成としています。
- ・表は各年度の実績を記載しています。ただし、（）内に年月日等の記載がある場合は、その時点の数値等となります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が縮小となった場合は「★1」を、中止となった場合は「★2」を付しています。
- ・表内の表記について、数値化できないものを「－」としています。

## 目 次

### 船橋市総合計画「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」

I 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち	1
1. 生涯にわたる健康づくりの推進	1
2. 心のかよった社会福祉の推進	2
3. 安心した生活を支える社会保障の充実	2
II いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち	3
3. 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり	3
VI 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち	4
3. 男女共同参画社会の形成	4

健康福祉局・病院局の計画・構想一覧	5
-------------------	---

### I 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

#### 第1編 生涯にわたる健康づくりの推進

##### 第1章 健康で安心した生活ができる環境の整備

第1節 保健・医療・福祉の連携推進	6
第1項 充実した地域保健の展開	6
第2項 地域リハビリテーションの推進	28
第3項 在宅医療の推進	29
第2節 救急医療体制の充実	35

第1項	夜間・休日等診療事業	35
第2項	健康医療電話相談サービス事業	38
第3節	適切な医療の確保	39
第1項	市立医療センター	39
第2項	市立リハビリテーション病院	43
第3項	特殊歯科診療事業	46
第4項	看護職員の確保	48
第5項	市立看護専門学校	49
第4節	難病患者等の療養支援体制の充実	50
第1項	難病対策	50
第2項	肝炎治療特別促進事業	50
第5節	その他の事業	50
第2章	健康な生活のための予防体制の確立	
第1節	健康づくり・疾病に関する意識啓発	52
第1項	健康増進計画	52
第2項	ふなばし健康まつり	53
第3項	ふなばし健康フォーラム	53
第4項	ふなばし健康ポイント事業	54
第5項	自殺対策計画	54
第6項	ふなばしシルバーリハビリ体操	55
第7項	母子保健計画	56
第8項	母子保健事業	56
第9項	成人保健事業	57
第10項	栄養保健事業	59
第11項	歯科保健事業	62
第2節	相談・指導体制の充実	63
第1項	母子保健事業	63
第2項	成人保健事業	65
第3項	歯科保健事業	66
第4項	その他の保健事業	67
第3節	検診・健康診査・予防接種の充実	69
第1項	母子保健事業	69
第2項	成人保健事業	70
第3項	歯科保健事業	73
第4項	予防接種事業	74

第4節 健康危機管理の強化	75
第1項 結核検診事業	75
第2編 心のかよった社会福祉の推進	
第1章 地域福祉の体制整備	
第1節 福祉活動のための体制整備	76
第1項 地域福祉計画	76
第2項 地域福祉活動の推進	78
第2節 福祉団体等の育成・支援	79
第1項 社会福祉団体の育成	79
第2項 地域福祉の充実	87
第3項 法定外援護	98
第4項 災害救助	98
第5項 ホームレス自立支援対策	101
第6項 生活困窮者自立支援	101
第2章 次代を担う子どもの育成	
児童人口	103
第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画	104
第1節 子育て支援サービスの充実	105
第1項 児童ホーム	105
第2項 子育て支援センター	108
第3項 児童手当	109
第4項 子ども医療費の助成	110
第5項 養育支援訪問事業	111
第6項 子育て短期支援事業	111
第7項 ファミリー・サポート・センター	112
第2節 児童の保護、健全育成	113
第1項 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム事業）	113
第2項 家庭児童相談室	115
第3節 保育の充実	116
第1項 保育所	116
第2項 幼児教育・保育の無償化について	139
第4節 療育支援の充実	139
第1項 心身障害児の施設	139
第2項 助成、補助及び給付	142

第5節 ひとり親家庭への支援	144
第1項 ひとり親家庭	144
第2項 児童扶養手当	145
第3項 遺児手当	145
第4項 ひとり親家庭等医療費の助成	146
第5項 母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金	146
第6項 児童入学・就職祝金等	147
第7項 福祉資金の貸付	148
第8項 母子・父子自立支援員	151
第9項 母子・父子福祉センター	151
第10項 母子家庭等就業・自立支援センター事業	151
第11項 母子家庭等自立支援給付金	152
第12項 母子・父子自立支援プログラム策定事業	153
第13項 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	153
第14項 ひとり親家庭等自立促進計画	154
第3章 障害のある人もない人もともに暮らせる社会の構築	
第1節 障害への理解の浸透と地域交流の促進	155
第1項 啓発広報活動の推進	155
第2項 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	155
第2節 支援と自立の促進	156
第1項 障害者手帳	156
第2項 障害福祉サービス	158
第3項 地域生活支援事業	163
第4項 各種手当	168
第5項 障害者医療費	170
第6項 助成、補助及び給付	171
第3節 生活環境の充実	174
第1項 障害福祉施設等の運営管理による生活環境の充実	174
第2項 障害者（児）福祉施設	177
第3項 住宅バリアフリー化の推進	193
第4章 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり	
高齢者人口	194
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	196
第1節 高齢者の生きがいの創造	197
第1項 施設整備の推進	198

第2項	仲間づくりの推進	204
第3項	自己啓発の推進	205
第4項	就業対策の推進	206
第5項	その他の事業	207
第2節	在宅福祉の充実	208
第1項	在宅福祉サービスの充実	208
第3節	介護サービスの充実	217
第1項	施設福祉の充実	217
第3編 安心した生活を支える社会保障の充実		
第1章 介護保険事業の推進		
第1節	財政の安定・健全化	219
第1項	介護保険事業計画	219
第2項	介護保険事業運営協議会	220
第3項	介護保険制度の概要	220
第4項	被保険者の状況	221
第5項	介護保険料	222
第2節	適正な認定・給付の充実	224
第1項	保険給付の状況	224
第2項	地域支援事業	232
第3項	指定介護予防支援事業	239
第2章	国民健康保険事業・高齢者医療事業の推進	
第1節	国民健康保険の健全な運営	240
第1項	国民健康保険運営協議会	240
第2項	被保険者状況	240
第3項	保険給付状況	242
第4項	国民健康保険料	248
第2節	高齢者医療の充実	253
第1項	後期高齢者医療制度	253
第2項	助成事業	255
第3節	保健事業の充実	258
第1項	特定健康診査・特定保健指導の実施	258
第3章	生活保護世帯等の自立支援の推進	
第1節	生活保護世帯等の自立支援の推進	260
第1項	生活相談、指導の充実	260

第2項	援護措置の充実	260
第3項	生活保護の状況	261
II	いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち	
第3編	安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり	
第1章	市民の安全・安心を守る災害対応の充実	
第2節	防災体制の充実	265
第3章	市民を守る消防体制の充実	
第3節	救急体制の充実	265
VI	新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち	
第3編	男女共同参画社会の形成	
第1章	男女共同参画社会の形成	
第3節	女性と男性の間に生じる暴力の根絶	268
	新型コロナウイルス感染症対策	
	新型コロナウイルス感染症対策	269
	資 料	
	組織図	284
	事務分掌	291
	一般会計予算	303
	各課別一般会計予算	304
	特別会計予算	307
	病院事業会計予算	309

## 第2次船橋市総合計画（基本構想・後期基本計画）

生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし

（令和4年4月1日から第3次船橋市総合計画の計画期間を開始していますが、本冊子の内容は令和3年度の実績が主となることから、第2次船橋市総合計画の内容を記載しています。）

### I 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

（子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成）

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が分け隔てなく平等に社会参画でき、住み慣れた地域社会や家庭で一人ひとりが大切にされ、心ふれあいながら、ゆとりと生きがいを持って、健やかに安心して暮らし続けられるまちを目指します。

本格的な長寿社会の中で、高齢者や障害者が社会の一員として自立し、生きがいを持って生活できるよう、いたわりあいや支えあいの心を共有する温かい地域社会をつくります。

また、市民が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、日々の安心な生活を支えるしくみや体制の充実を図ります。

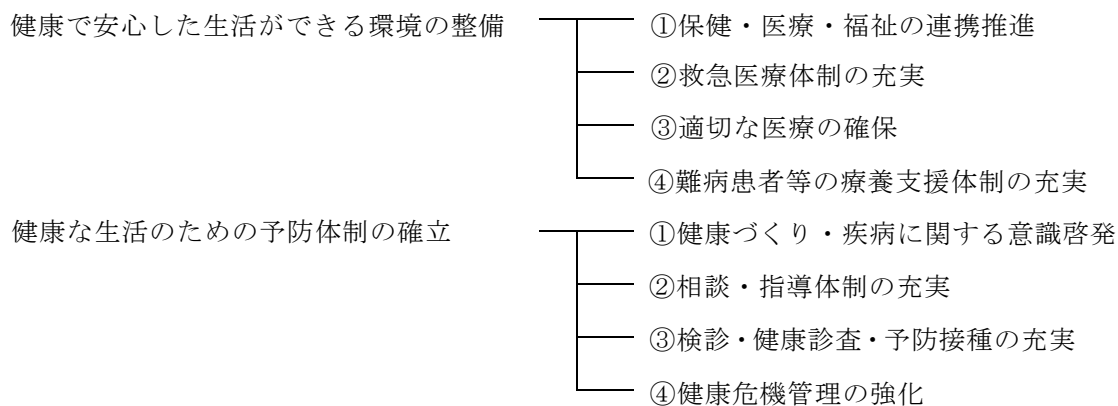
さらに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

#### 1. 生涯にわたる健康づくりの推進

すべての市民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯にわたって健康に恵まれ、明るく生き生きとした生活を送れるよう、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策を推進するとともに、それぞれの年代に応じた健康づくりや疾病の予防事業などの充実を図ります。

また、市民が安心して暮らせるよう、地域保健医療システムの整備を進めます。

[施策の体系]



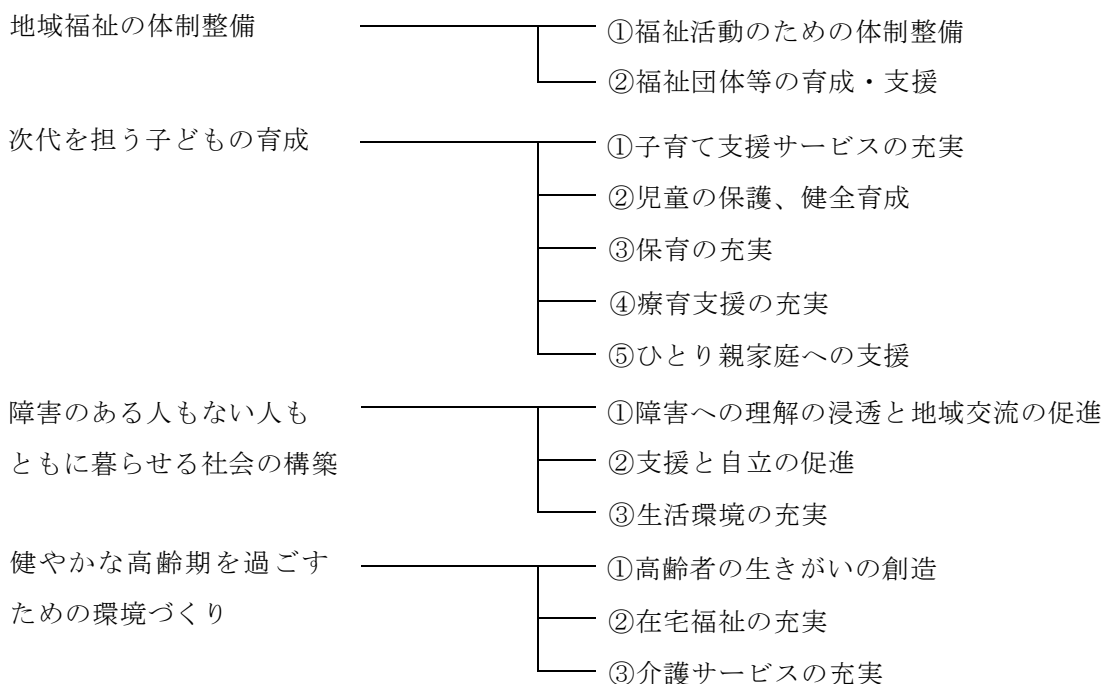


## 2. 心のかよった社会福祉の推進

市民の社会福祉に対する多様なニーズに対応するため、地域に根ざした社会福祉体制の整備・充実を図ります。子どもを産み育てることに夢を持てる環境づくりや高齢者が明るく生きがいのある人生を送れるような環境の整備、障害者が自立し安心して日常生活が送れるようなまちづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉の連携を強化し、市民、福祉団体、行政がそれぞれの役割を分担しながら、地域ぐるみで支えあう社会福祉を推進します。

[施策の体系]

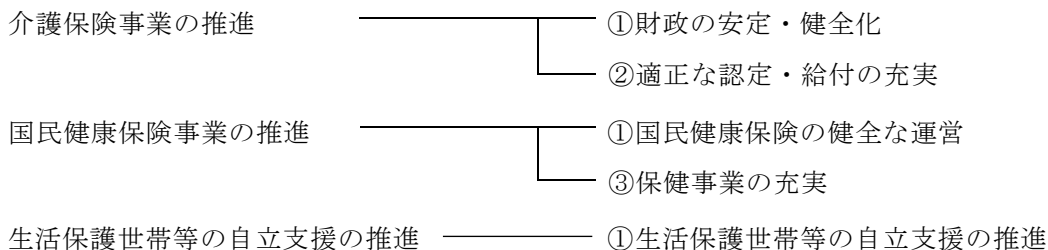


## 3. 安心した生活を支える社会保障の充実

社会保障の重要性がますます高まる中で、介護を社会全体で支えるしくみを整備するとともに、介護保険、国民健康保険については、適正な運営を行います。

また、援護措置が必要な市民が自立した生活を送れるよう、生活相談や指導の充実を図ります。

[施策の体系]



## II いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

(自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成)

---

生活に潤いを与えてくれる「自然」と便利な暮らしを支える「都市」とそこで生活する「ひと」とが調和のとれた関係を保ち、安全で快適な安らぎのあるまちを目指します。

潤いのある心豊かな市民生活のために、海や川や緑といったかけがえのない自然を活かしながら、「ひと」と「自然」が共生する環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

また、清潔で快適な生活基盤の整備、消防・防災体制の充実など、市民の生命と暮らしを守る生活環境を整え、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちをつくります。

---

### 3. 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めるほか、河川等の治水対策、公園の防災対策、建築物の耐震対策など、都市の防災機能の強化を図るとともに、危機管理の一元化を推進します。

また、生活衛生の向上や防犯対策の充実に取り組むとともに、良好な住環境の整備を図るなど、市民が安心して暮らすことのできる生活環境づくりを進めます。

[施策の体系]

市民の安全・安心を守る災害対応の充実 ————— ②防災体制の充実

市民を守る消防体制の充実 ————— ③救急体制の充実

## VI 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

(市民に開かれ、ともに考え育んでいく都市の形成)

---

市民が意欲を持って市政や地域活動に参加し、お互いの役割と責任を果たしながら、協働によるまちづくりを目指します。

市民の創意と意欲をまちづくりに活かすため、多様な市民参加を進めるとともに、市民の自発的活動を促進します。また、地域の特性を活かし、市民の身近なまちづくりを展開するため、市民生活の基礎となるコミュニティの育成と活性化を図るなど、市民と行政の協働を基本にしたまちづくりを進めます。

また、男性と女性がともに平等に社会や地域の中で参画できる環境を整えます。

さらに、地域情報化のための基盤や各種情報システムの整備を行うことにより、市民サービスの向上と市民と行政との情報の交流・共有化を進め、豊かで快適な市民生活の実現を図ります。

---

### 3. 男女共同参画社会の形成

男女がお互いに人間として尊重され、自立し、平等に責任を負いながら、家庭・職場・地域等あらゆる分野で個人の持つ能力が十分に発揮できるよう、男女平等意識の啓発や社会的条件を整備するなど、男女共同参画社会の形成を図ります。

[施策の体系]

男女共同参画社会の形成

————— ③女性と男性の間に生じる暴力の根絶

## 健康福祉局・病院局の計画・構想一覧

計画・構想名	所管課
ふなばし健やかプラン 21（第2次）（基本計画）	健康政策課
ふなばし健やかプラン 21（第2次）（後期分野別計画）	健康政策課
船橋市自殺対策計画	健康政策課
船橋市地域リハビリテーション構想	健康政策課
第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	介護保険課
船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画	保健総務課
船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】[初版]	保健総務課
船橋市母子保健計画	地域保健課
第2期船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	健康づくり課
第3期船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画	健康づくり課
船橋市食品衛生監視指導計画	衛生指導課
船橋市環境衛生監視計画※	衛生指導課
第4次船橋市地域福祉計画	地域福祉課
第4次船橋市障害者施策に関する計画	障害福祉課
第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画	障害福祉課・療育支援課
第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画	子ども政策課
船橋市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）	児童家庭課

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2～3年度は策定を中止しております。

# I 「いたわりあい」と「支えあい」の 心に満ちたまち

## 第1編 生涯にわたる健康づくりの推進

### 第1章 健康で安心した生活ができる環境の整備

# 第1編 生涯にわたる健康づくりの推進

## 第1章 健康で安心した生活ができる環境の整備

### 第1節 保健・医療・福祉の連携推進

#### 第1項 充実した地域保健の展開

保健総務課

#### 1. 保健所の設置

##### (1)沿革

平成12年	10月	当時の福祉局保健福祉推進課に中核市移行に伴う保健所設置のため準備要員2名を配置
平成13年	1月	保健所設置検討委員会を設置
	4月	保健福祉部に保健所準備課を設置 (千葉県からの派遣職員、千葉県への派遣研修生を含め、課長以下11名) 中核市移行準備連絡協議会及び下部組織の保健所設置準備部会を設置 また、市民・関係者の意見を聴取するため保健所設置懇談会を設置
平成14年	3月	28日地方自治法が改正、中核市適格となる
	4月	千葉県からの派遣職員と千葉県船橋保健所への派遣研修生を増員(16名体制)
	10月	千葉県から獣医師が派遣。また、産業廃棄物事務準備のため千葉県派遣研修生のうち2人と増員2人がクリーン推進課に配置
	11月	中核市指定に関する政令公布
	12月	船橋市保健所施設として使用するため千葉県船橋合同庁舎4階検査室の改修
平成15年	2月	犬等の一時保管施設を千葉県船橋保健所駐車場跡地に建設 地域保健ビジョンと保健所設置基本計画からなる「船橋市地域保健の構想」を策定
	3月	28日千葉県知事から船橋市長への引継(調印式)
	4月	千葉県船橋合同庁舎の3、4階部分(旧千葉県船橋保健所の一部)を借用して保健所業務を開設。総務課、保健予防課、衛生指導課の3課体制 (県派遣職員19名、市職員33名(県からの身分移管5名含む)、非常勤職員3名) ※精神保健については、福祉分野も含め保健所が担当 母子保健に関する業務は健康増進課が担当
平成16年	4月	県派遣職員15名、市職員(県からの身分移管2名含む)40名、非常勤職員5名
	7月	エイズ検査に併せてクラミジア・梅毒検査を開始
平成17年	4月	県派遣職員10名、市職員(県からの身分移管3名含む)50名、非常勤職員5名
	12月	エイズの休日検査実施、「船橋市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定

平成18年	4月	障害者自立支援法の施行に伴い、精神障害者のホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム等のサービスの給付業務を福祉サービス部へ移管
	6月	船橋市医療安全相談窓口を開設
平成19年	4月	県派遣職員5名、市職員57名、非常勤職員7名 潮見町に動物愛護指導センターを開設、エイズの即日検査を開始
	7月	肝炎ウイルス検査を開始
平成20年	4月	市職員63名、非常勤職員9名、県派遣職員の終了
平成21年	1月	新型インフルエンザ対応総合訓練を実施
	4月	新型インフルエンザ対応のため、健康危機対策委員会を開催し対策本部を設置 また、保健所内に発熱相談センターを開設
	6月	市内初、新型インフルエンザ感染例の確認 夜間休日急病診療所に発熱外来を設置
平成23年	8月	柏市と「保健所職員の人事交流に関する協定書」の締結
平成24年	5月	柏市と「健康危機発生時における保健所業務相互支援に関する協定書」の締結
平成25年	2月	平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の検証及び平成24年5月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法を見据えて、「船橋市新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
	10月	船橋市医療安全支援センターを設置
平成26年	3月	平成25年4月に施行された、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画として「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を新たに策定
平成27年	3月	「船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】[初版]」を策定
	10月	北本町に開設した保健福祉センター内に保健所を移転。組織改正により、総務課、地域保健課、健康づくり課、保健予防課、衛生指導課の5課体制
平成28年	3月	「船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定
平成29年	4月	効果的、効率的な行政運営のため、総務課と保健予防課を統合し、保健総務課を新設。これにより、保健総務課、地域保健課、健康づくり課、衛生指導課の4課体制
平成31年	4月	組織改正により、保健総務課から疾病対策係と精神保健福祉係を地域保健課に移管
令和2年	2月	船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部を設置
令和3年	5月	船橋市衛生試験所として地方衛生研究所全国協議会に加入
令和4年	4月	災害医療対策を推進するため、保健総務課内に災害医療対策係を新設

## (2) 施設の概要

### ① 保健所 (電話番号 047-409-3668)

所在地 船橋市北本町 1-16-55  
延床面積 2,472.73 m<sup>2</sup>

### ② 保健センター

#### 1) 中央保健センター (電話番号 047-423-2111)

所在地 船橋市北本町 1-16-55 (保健福祉センター内)  
延床面積 1,242.34 m<sup>2</sup>

#### 2) 東部保健センター (電話番号 047-466-1383)

所在地 船橋市薬円台 5-31-1 (社会福祉会館内)  
延床面積 1,366.47 m<sup>2</sup> (共有部分含む)

#### 3) 北部保健センター (電話番号 047-449-7600)

所在地 船橋市三咲 7-24-1 (北部福祉会館内)  
延床面積 1,055.84 m<sup>2</sup> (共用部分含む)

#### 4) 西部保健センター (電話番号 047-302-2626)

所在地 船橋市本郷町 457-1 (西部消防保健センター内)  
延床面積 1,849.06 m<sup>2</sup> (共用部分・1階駐車場等含む)

### ③ 動物愛護指導センター (電話番号 047-435-3916)

所在地 船橋市潮見町 32-2  
延床面積 550.90 m<sup>2</sup>

## 2. 保健総務課の主な業務概要

### (1) 船橋市地域保健推進協議会の開催

母子・成人保健及び感染症対策等に係る施策や保健所の運営に関すること等、地域保健対策を総合的に推進するため船橋市地域保健推進協議会を開催します。

委員は、学識経験者・各種関係団体代表者・関係行政機関職員等で構成され、任期は2年です。

### (2) 災害医療対策

本市では、災害時にも、一人でも多くの市民へ適切な治療等を提供できるようにするため、災害時における医療救護活動及び公衆衛生活動等の体制整備に取り組んでいます。

平成29年度より船橋市地域災害医療対策会議を設置し、災害医療対策のあり方について検討を行い、併せて当該会議で決定した事項を実効性あるものとするべく、各種訓練や研修を実施しています。今後も、医療救護体制の整備を進め、発災直後の応急医療だけでなく、長期化する避難所生活においても医療を提供できるよう対策を図ります。



### (3) 健康危機管理対策

感染症、食中毒、医薬品、飲料水、毒物劇物その他何らかの原因により住民の生命や健康を脅かす健康被害について、その発生予防に努めるとともに、発生時には被害の拡大を抑えるため情報の収集及び提供・医療救護・防疫対策等の対応を図ります。

また、平時より地域の医療機関や県等との連携を図り健康危機管理体制の整備に努めています。

### (4) 厚生統計業務

厚生行政施策等の基礎資料を得るため、人口動態調査、国民生活基礎調査などを実施するとともに、得られた情報の提供及び活用を図ります。

表 I - 1 - 1 - 1 令和 3 年実施状況

調査名	調査目的	令和 3 年実績
人口動態調査	出生、死亡、婚姻、離婚、死産の 5 事象を動態統計的に把握するため実施。	出生数 (人) 死亡数 (人) 婚姻数 (組) 離婚数 (組) 死産数 (胎) ※厚生労働省からの情報提供待ちのため、記載できず。
国民生活基礎調査 (世帯票)	国民生活の基礎的事項を把握し、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るため実施。	調査日 6 月 3 日 対象地区 5 地区 対象世帯 330 世帯
社会保障・人口問題基本調査	「第 16 回出生動向基本調査」結婚・出産等の出生動向調査のため実施。	調査日 6 月 30 日 対象地区 3 地区 対象世帯 207 世帯
医療施設調査	病院及び診療所の分布と整備の実態を明らかにし、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得るため実施。	動態調査 毎月報告 対象施設 開設、廃止、変更等のあった医療機関 静態調査 (3 年に 1 度) (令和 3 年度は調査年に該当しない) 調査日 10 月 1 日 対象施設 市内全医療機関
患者調査	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため実施。	対象施設 国が選定した医療機関 実施対象及び調査日 (3 年に 1 度) (令和 3 年度は調査年に該当しない) 入院及び外来患者 10 月中旬の 3 日間のうち医療機関ごとに定める 1 日 退院患者 9 月の 1 か月間

受療行動調査	病院を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため実施。	対象施設 国が選定した医療機関 実施対象及び調査日（3年に1度） （令和3年度は調査年に該当しない） 無作為抽出した一般病院を利用する患者 10月中旬の3日間のうち病院ごとに定める1日
医師・歯科医師・薬剤師統計	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名等による分布を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため実施。	調査日 12月31日（隔年） （令和3年度は調査年に該当しない） 対 象 医師・歯科医師・薬剤師
病院報告	病院における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得るため実施。	調査日 毎月末 対 象 市内22病院

## (5) 医事業事関係業務

### ① 許可等申請事務に関すること

診療所・助産所の開設、開設許可事項の変更、病室等の使用に関する許可等の事務を行います。  
 薬局、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業の許可、毒物劇物販売業の登録等の事務を行います。  
 また、衛生検査所の登録及び登録事項の変更等の事務を行います。

### ② 届出事務に関すること

診療所、助産所、歯科技工所、施術所の開設、開設届出事項の変更、廃止に関する届出等の受理を行います。また、医薬品販売業、毒物劇物販売業に関する変更届出等の受理を行います。

### ③ 国、県等への進達に関すること

医療従事者免許の新規、籍（名簿）訂正・書換、再交付等の申請、病院の開設、変更等の許可申請及び廃止等の届出、医療法人の設立等の認可申請、決算等の届出、毒物劇物製造業、輸入業の登録申請、届出等を受理し、国、県等へ進達します。

### ④ 監視指導に関すること

医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づき、病院、診療所、薬局、医薬品販売業者等に対して、立入検査を実施します。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I - 1 - 1 - 2 医療従事者各種免許等の取扱状況

(単位:件)

区分	年度	元					2					3				
		新規	訂正・書換	再交付	抹消	合計	新規	訂正・書換	再交付	抹消・返納	合計	新規	訂正・書換	再交付	抹消・返納	合計
厚生労働大臣免許	医師	23	6	1	2	32	27	8	0	4	39	20	8	1	5	34
	歯科医師	6	1	1	1	9	5	6	1	0	12	1	7	3	2	13
	薬剤師	84	59	2	0	145	67	46	7	3	123	72	53	5	1	131
	保健師	33	49	0	0	82	28	34	0	0	62	17	33	0	0	50
	助産師	6	8	0	0	14	4	7	0	0	11	4	6	1	1	12
	看護師	191	194	8	0	393	165	178	10	0	353	199	184	13	2	398
	理学療法士	82	20	0	0	102	67	22	4	1	94	67	30	0	0	97
	作業療法士	26	16	1	0	43	20	12	1	0	33	25	10	0	0	35
	臨床検査技師	22	11	4	0	37	18	8	2	0	28	19	16	2	1	38
	診療放射線技師	11	7	1	0	19	7	10	0	0	17	12	4	0	0	16
	衛生検査技師	-	2	0	0	2	-	0	0	1	1	-	0	0	1	1
	視能訓練士	8	1	0	0	9	5	2	0	0	7	4	4	1	0	9
免許知事	准看護師	19	19	3	0	41	13	14	0	1	28	18	16	3	0	37
	登録販売者	65	6	3	0	74	44	6	0	0	50	73	9	1	0	83
総数		576	399	24	3	1,002	470	353	25	10	858	531	380	30	13	954

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I - 1 - 1 - 3 医事薬事関係施設一覧 (各年3月末日現在)

区分	元			2			3		
	施設数	病床数	立入延 件数	施設数	病床数	立入延 件数★ <sup>1</sup>	施設数	病床数	立入延 件数★ <sup>1</sup>
病院	22	4,487	22	22	4,431	8	22	4,487	10
診療所 (一般)	362	102	25	369	102	20	375	126	30
診療所 (歯科)	325	0	19	325	0	16	325	0	16
助産所	17	0	1	17	0	0	18	0	1
薬局	224	—	93	230	—	20	230	—	25
薬局製剤 製造業	20	—	6	19	—	0	18	—	1
薬局製剤 製造販売業	20	—	6	19	—	0	18	—	1
医薬品店舗販 売業	92	—	42	101	—	22	100	—	16
卸売販売業	33	—	12	34	—	0	31	—	1
高度管理医療 機器等販売業	272	—	100	275	—	19	294	—	14
高度管理医療 機器等貸与業	137	—	50	142	—	12	150	—	4
管理医療機器 販売業	589	—	92	607	—	27	623	—	24
管理医療機器 貸与業	48	—	9	47	—	0	49	—	0
毒物劇物 販売業	131	—	57	133	—	10	121	—	0
毒物劇物業務 上取扱者 (届出施設)	8	—	2	8	—	0	8	—	0
特定毒物研究 者	4	—	0	4	—	0	4	—	0

(6) 微生物学的検査業務

感染症発生時及び食中毒発生時の検査等を実施します。

表 I - 1 - 1 - 4 感染症対策検便検査実績 (単位：件)

区分	年度	元	2	3
検体数		91	53	35
赤痢菌		0	0	0
腸管出血性大腸菌		87	50	35
チフス菌		0	3	0
パラチフスA菌		4	0	0

表 I-1-1-5 食中毒関連対策検査実績

(単位:件)

区分	年度	元	2	3
検体数		110	22	43
細菌検査		1,716	361	738
寄生虫検査		0	0	0
ウイルス検査		76	16	18
ノロウイルス遺伝子型別解析		9	0	0

表 I-1-1-6 感染性胃腸炎対策検査実績

(単位:件)

区分	年度	元	2	3
検体数		11	16	27
ウイルス検査		22	32	73
ノロウイルス遺伝子型別解析		5	0	0

表 I-1-1-7 院内感染対策検査実績

(単位:件)

区分	年度	元	2	3
検体数		0	0	11
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (パルスフィールドゲル電気泳動)		0	0	11

表 I-1-1-8 蚊媒介感染症検査実績

(単位:件)

区分	年度	元	2	3
検体数		25	0	0
蚊	デングウイルス	19	—★2	—★2
	チクングニアウイルス	19	—★2	—★2
	ジカウイルス	19	—★2	—★2
血液	デングウイルス	3	0	0
	チクングニアウイルス	3	0	0
	ジカウイルス	3	0	0
尿	デングウイルス	3	0	0
	チクングニアウイルス	3	0	0
	ジカウイルス	3	0	0

表 I-1-1-9 薬剤耐性菌検査実績

(単位:件)

区分	年度	元	2	3
検体数		4	6	15
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌		4	6	15

表 I-1-1-10 レジオネラ属菌検査実績

(単位:件)

区分	年度	元	2	3
検体数		0	3	1
喀痰	レジオネラ属菌	0	3	1

表 I-1-1-11 新型コロナウイルス検査実績

(単位:件)

区分	年度	元	2	3
検体数		133	22,801	16,430
鼻咽頭ぬぐい液、唾液等	新型コロナ ウイルス	133	22,801	16,430

**(7) 臨床検査業務**

原子爆弾被爆者の健康診断としての尿検査、エイズ予防対策としてのH I V検査、性感染症予防対策としての梅毒抗体検査、クラミジア抗体検査（令和元年4月末で終了）、結核予防対策としてのクオワンティフェロン（Q F T）検査、結核菌塗抹培養検査を実施します。

**表 I - 1 - 1 - 1 2 臨床検査実績** (単位：件)

区分		年度	元	2	3
尿	糖		22	—★2	—★2
	蛋白		22	—★2	—★2
	潜血		22	—★2	—★2
	ウロビリノーゲン		22	—★2	—★2
喀痰	結核菌	塗抹	11	11	0
		培養	10	11	0
血液	Q F T検査		368	295	402
	H I V検査		630	—★2	308★1
	クラミジア抗体検査		42	—	—
	梅毒抗体検査		556	—★2	279★1

**(8) 環境検査業務**

公衆浴場等の衛生状態を確認するために、レジオネラ属菌等の検査を実施します。

**表 I - 1 - 1 - 1 3 環境検査実績** (単位：件)

区分	年度	元	2★2	3★1
レジオネラ属菌検査（培養法）		43	—	3
レジオネラ属菌検査（迅速法）		18	—	3
一般細菌数（生菌数）		0	—	0
大腸菌検査		0	—	0
大腸菌群検査		6	—	0
過マンガン酸カリウム消費量検査		6	—	0

**(9) 食品検査業務**

食品の安全性を確保する目的で、食品等の細菌数及び病原起因菌等の微生物学的検査並びに保存料・甘味料等の理化学的検査を実施します。

**表 I - 1 - 1 - 1 4 食品検査実績** (単位：件)

区分		年度	元	2★2	3★2
微生物学検査	検体数		223	—	—
	項目数		592	—	—
理化学的検査	検体数		54	—	—
	項目数		142	—	—

**(10) 精度管理業務**

検査結果の信頼性を確保する目的で、内部精度管理及び外部精度管理を実施します。

表 I - 1 - 1 - 15 内部精度管理実施実績

(単位：件)

区分		年度	元	2★ <sup>2</sup>	3★ <sup>1</sup>
細菌検査	添加回収試験	一般細菌数（生菌数）	22	—	0
	陽性対照試験	大腸菌群	8	—	0
		大腸菌	18	—	0
		黄色ブドウ球菌	13	—	0
		サルモネラ属菌	1	—	0
		セレウス菌	0	—	0
		腸炎ビブリオ	3	—	0
		クロストリジウム属菌	1	—	0
	繰り返し試験	一般細菌数（生菌数）	4	—	1
理化学検査	添加回収試験	サッカリンナトリウム	5	—	0
		ソルビン酸	4	—	0
		タール色素	1	—	0
		亜硝酸根	1	—	0
		安息香酸	4	—	0
		デヒドロ酢酸	4	—	0
	繰り返し試験	ソルビン酸	0	—	0
		安息香酸	0	—	0
		デヒドロ酢酸	0	—	0
		サッカリンナトリウム	1	—	0
		亜硝酸根	1	—	0

表 I - 1 - 1 - 16 外部精度管理実施実績

(単位：件)

区分		年度	元	2	3
厚生労働省	薬剤耐性菌検査	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	1	1	—
	細菌検査	腸管出血性大腸菌	1	—	—
	ウイルス検査	新型コロナウイルス	—	1	2
一般財団法人 食品薬品安全センター	細菌検査	一般細菌数	1	1	1
		大腸菌群	1	1	1
		大腸菌	1	1	1
		黄色ブドウ球菌	1	1	1
		サルモネラ属菌	1	1	1
		腸内細菌科菌群	1	1	1
	理化学検査	安息香酸	—	—	—
		ソルビン酸	1	0	0
		タール色素	1	0	0
千葉県衛生研究所	細菌検査	カンピロバクター属菌	0	1	—
		リステリア菌	—	—	1
	ウイルス検査	ノロウイルス	1	—	1
		新型コロナウイルス	—	1	—
特定非営利活動法人結核感染診断研究会	血液検査	QFT検査	1	1	1
日水製薬株式会社	細菌検査	レジオネラ属菌	1	1	1

## (11) 結核対策

結核対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康診断・患者管理・服薬支援(DOTS)・結核医療・発生動向調査等一貫した対策を行っています。

表 I-1-1-17 結核予防対策事業実績 (単位:人)

年	区分	新登録患者	年末登録患者	保健指導数		接触者健診	
				訪問(人)	面接等(件)	対象者	発見患者
元		98	227	271	972	700	2
2		70	198	384	1140	546	2
3		57	163	346	2063	702	24

※新登録患者、年末登録患者は国の統計に合わせて暦年(1月1日～12月31日)で表示。

※保健指導数と接触者健診は各年度の実績数。

## (12) 感染症対策

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権に配慮しながら市民の安全な生活を守ります。また、感染症に関する情報の発信・知識普及に努め市民への予防啓発活動を行います。

表 I-1-1-18 感染症対策事業実績 (単位:人)

年	区分	発生状況					保健指導数	
		細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	コレラ	腸チフス パラチフス	その他	訪問数	面接等
元		0	15	0	1	152	28	1,318
2		0	17	0	0	63	26	551
3		0	16	0	0	65	19	1266

※発生状況は国の統計に合せて暦年(1月1日～12月31日)で表示。

※保健指導数は各年度の実績数。

### ① 蚊媒介感染症に関する蚊の密度及びウイルス保有調査<sup>★2</sup>

デング熱に代表される蚊媒介感染症の平常時対策として平成27年6月から、調査地点で捕獲した蚊で定期的な媒介蚊の発生状況やウイルス保有状況の調査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策のため、令和2年度から調査を中止しています。

### ② 「0(ゼロ)のつく日は、ポウフラ・0(ゼロ)」運動の実施

デング熱などの感染症を媒介する蚊の発生予防のため、4月から8月の毎月10日・20日・30日を屋外点検の日として、ヒトスジシマカなど蚊の幼虫の発生源をなくす取り組みを平成27年度より開始しました。また自らの手で行う予防策として市民にも周知啓発を実施しています。



### ③ 感染症対策研修会の実施★2

感染症に関する知識普及を目的に研修会を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度より中止しています。

#### (13) エイズ対策

エイズのまん延を防ぐために予防啓発活動に努め、相談（随時）、検査体制を整備し、H I V検査に併せて、梅毒、クラミジア検査を実施しています。（令和元年5月からクラミジア検査を抗原検査に変更。）

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、令和2年度はH I V検査を全て中止、令和3年度は一部中止しました。

表 I - 1 - 1 - 19 エイズ予防対策事業実績 (単位：件)

年度	区分	エイズ相談	H I V検査	梅毒抗体検査	クラミジア抗体検査	クラミジア抗原検査
元		144	630	556	42	473
2★2		—	—	—	—	—
3★1		41	308	279		267

#### (14) 肝炎対策

B・C型ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、相談・検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、令和2年度は肝炎検査を全て中止、令和3年度は一部中止しました。

表 I - 1 - 1 - 20 肝炎対策事業実績 (単位：件)

年度	区分	相談	検査
元		10	30
2		2	—★2
3		12	17★1

## 3. 地域保健課の主な業務概要

### (1) 母子等保健事業

地域保健課

母子、成人、歯科及びその他の保健事業につきましては、「I - 第1編 - 第2章 健康な生活のための予防体制の確立」参照。

### (2) 栄養指導事業

特定給食施設等に対し、栄養管理の質の向上を図るため、個別巡回指導を行うとともに、設置者、管理者及び従事者を対象とした研修会を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は縮小して実施しました。

また、国民の身体状況や栄養摂取量等の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料を得るため、健康増進法に基づき国民健康・栄養調査(11月)などの統計調査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は中止しました。

さらに、食品の栄養成分表示や虚偽誇大表示等の相談並びに指導等を行います。

市民が食生活や運動、休養、禁煙などの生活習慣の改善に加え、日常生活で取り組むことができる健康づくりのヒントを得る学習の機会として、「健康づくり公開講座」を開催しています。

《令和3年国民健康・栄養調査実施状況★2》

調査地区 0地区 実施なし

対象世帯 0世帯

実施世帯 0世帯

実施世帯員 0名

**表 I-1-1-21 個別巡回指導実施状況** (単位：箇所)

区分	年度	元		2		3	
		施設数	指導施設数	施設数	指導施設数★2	施設数	指導施設数★1
学校		97	30	98	-	99	28
病院		22	10	22	-	22	0
介護老人保健施設		13	3	14	-	14	0
介護医療院		0	0	0	-	0	0
老人福祉施設		27	6	27	-	28	0
児童福祉施設		78	19	81	-	83	0
社会福祉施設		4	0	4	-	4	0
事業所		27	12	27	-	28	0
一般給食センター		0	0	0	-	0	0
自衛隊		1	0	1	-	1	0
その他		17	7	17	-	18	0

**表 I-1-1-22 集団指導実施状況**

区分	年度	元	2★2	3★2
実施回数		2	-	-
参加延べ施設数		207	-	-

**表 I-1-1-23 食品に関する相談・指導** (単位：件)

区分	年度	元	2	3
特別用途食品及び特定保健用食品 (※1)		0 (0)	0 (0)	0 (0)
食品表示 (保健事項) (※2)		54	46	34
虚偽誇大広告について		4	4	4

※1 ( ) 内は、特定保健用食品再掲です。

※2 食品表示 (保健事項) には栄養機能食品、機能性表示食品についてを含みます。

**表 I-1-1-24 健康づくり公開講座実績** (単位：人)

区分	年度	元	2★2	3
参加人数		69	-	42

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、WEB開催とした。

### (3) 調理師法関係業務

調理師法に基づき、調理師免許交付、調理師名簿訂正及び書換交付、再交付等の事務を行います。また、千葉県調理師試験の受験案内配布、願書受付を行います。

表 I-1-1-25 調理師免許申請件数 (単位：件)

区分\年度	元	2	3
新規	117	162	126
書換	29	20	25
再交付	32	25	29
登録消除	0	0	0
返納	0	1	0

(4) 栄養士法関係業務

栄養士法に基づき、栄養士・管理栄養士免許交付、栄養士・管理栄養士名簿訂正及び書換交付、再交付等の事務を行います。また、管理栄養士国家試験の受験案内配布及び栄養士免許の照合を行います。

表 I-1-1-26 管理栄養士免許及び栄養士免許等の取扱状況 (単位：件)

区分\年度	元					2					3				
	新規	書換	再交付	抹消	合計	新規	書換	再交付	抹消	合計	新規	書換	再交付	抹消	合計
管理栄養士	70	32	3	0	105	51	15	0	0	66	62	31	0	0	93
栄養士	42	39	11	0	92	50	20	6	0	76	27	29	2	0	58
総数	112	71	14	0	197	101	35	6	0	142	89	60	2	0	151

(5) 原子爆弾被爆者援護事業

原子爆弾被爆者に対する援護事業として、療養費や各種手当等の申請受付、交付などの窓口事務を行います。

表 I-1-1-27 被爆者健康手帳事業実績 (単位：人)

年度\区分	手帳交付者数	各種手当	健康診断
元	203	172	86
2★ <sup>1</sup>	194	163	48
3★ <sup>1</sup>	186	157	32

(6) 精神保健福祉相談事業

市民の精神保健福祉に関する相談について、嘱託医師による予約制の相談窓口と併せ専門職員による相談・訪問を実施します。

表 I-1-1-28 精神保健福祉相談事業実績 (単位：件)

年度\区分	嘱託医師による 定例相談(予約制)	電話相談	来所相談	家庭訪問
元	35	2,891	272	565
2	29	4,025	167	344
3	35	4,899	213	372

**(7) 保健所ダイケアクラブ**

回復途上の精神障害者を対象に社会参加の場を提供し、集団活動を通して自発性・社会性を養い、対人関係の改善をはかり、社会生活への適応性を高めることを目的に毎月4回、グループワークを実施します。

**表 I-1-1-29 ダイケアクラブ参加状況** (単位：人)

年度	区分	参加者数	
		実人数	延人数
元		15	230
2★ <sup>1</sup>		15	147
3★ <sup>1</sup>		16	92

**(8) 精神障害者社会復帰施設等**

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加への促進を図るため、各種プログラムを実施する施設の運営を支援します。

**船橋市地域活動支援センター**

所在地：北本町1-16-55 保健福祉センター3階

電話：047-409-2487 Fax：047-409-1948

構造：鉄筋コンクリート造5階地下1階(3階部分、283.9㎡)

指定管理者：NPO法人 船橋こころの福祉協会

**表 I-1-1-30 船橋市地域活動支援センター実績**

年度	区分	電話相談 (件)	来所相談 (件)	訪問相談 (件)	通所者延人数
					(日常生活支援事業対象者) (人)
元		6,586	546	794	3,954
2★ <sup>1</sup>		8,152	360	638	1,909
3★ <sup>1</sup>		8,198	452	579	1,975

**(9) 普及啓発事業**

精神障害者に対する偏見、差別の解消及び正しい知識の普及啓発を図るために講演会を実施しています。

**表 I-1-1-31 普及啓発講演会実施状況**

年度	区分	回数 (回)	延人数 (人)
		元	1
2★ <sup>1</sup>		0	0
3★ <sup>1</sup>		1	8

**(10) 家族支援事業<sup>★2</sup>**

精神障害者を抱える家族の不安軽減、適切な治療環境づくり及び社会復帰の促進を目指し家族学習会を実施しています。

また、家族同士の支えあい、交流の場を設けることで、家族の孤立感を軽減し家族が元気になることを目的に、家族会の協力を得て、こころの家族交流会を実施しています。

- ① **こころの家族交流会**      令和3年度実績    0回    0人
- ② **家族学習会**            令和3年度実績    0回    0人

**(11) 成年後見人制度利用支援事業**

精神障害者の成年後見人市長申立て制度の利用にあたり、費用負担が困難な者に対して、成年後見人の報酬等を助成します。

**表 I-1-1-3 2      成年後見人制度利用支援事業実施状況      (単位：件)**

年度	区分	件数
	元	22
	2	21
	3	30

**(12) 船橋市精神保健福祉推進協議会**

医師会、医療機関、家族会、福祉関係学識経験者を協議会の委員に委嘱して、精神障害者が社会復帰するために必要な福祉施策を推進し、市民の精神保健の増進を図るための事業を実施します。

《令和3年度実績》

開催回数      委員会 1回    幹事会 4回

事業実施

**① 第 25 回精神保健福祉ボランティア養成講座<sup>★2</sup>**

時期      令和3年10月7日(木)～12月2日(木)(9回講座)

修了者    0人

**② 第 13 回スポーツ交流大会<sup>★2</sup>**

時期      令和3年10月

参加者    0人

**③ 第 31 回こころの広場交流会<sup>★2</sup>**

時期      令和3年12月17日(金)

場所      西部公民館

参加者    0人

④ 第21回心の健康セミナー★2

時期 令和4年3月3日(木)  
場所 保健福祉センター  
内容 演題「アンガーマネジメント」って何？  
参加者 0人

⑤ 冊子「市民のためのこころの健康.No.34」刊行

発行日 令和4年3月  
発行部数 6,000部

(13) 船橋市地域精神保健福祉連絡協議会

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進をはじめとする地域精神保健福祉活動の推進について協議検討し、関係機関、関係団体等との連携や協力体制の整備等を図るため協議会及び部会を実施しています。

① 協議会

開催日 令和3年8月5日(木)  
内容 地域精神保健福祉活動について  
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について  
出席者 7人

② 部会

1回目

開催日 令和3年10月26日(火)  
内容 船橋市における地域課題の把握について  
出席者 21人

2回目

開催日 令和4年2月22日(火)  
内容 個別支援課題の協議について  
個別支援課題に対する取り組み案の検討について  
出席者 22人

4. 衛生指導課の主な業務概要

衛生指導課

(1) 食品衛生事業

食品関係営業施設について、許可処分を行います。また、定期的に施設の監視指導を実施し、食品の衛生管理について指導及び助言を行うとともに、市内で流通する食品の収去検査により、食品の安全性確保に努めます。さらに、食品営業者及び消費者を対象とした衛生講習会を通じ、食品衛生知識の普及向上を図ります。

① 営業施設の許可

市内には、立地条件から大規模小売店舗や食品製造施設が多く、また、地方卸売市場も設置されていることなどから、食品関係営業施設はその数、集中度も県内有数となっています。

表 I - 1 - 1 - 3 3 食品関係営業施設数 (単位：件)

区分	元		2		3	
	要許可	不要許可	要許可	不要許可	要許可	要届出
営業施設数	7,803	3,176	7,746	3,050	7,286	1,996
新規許可件数	773	—	605	—	898	—
継続許可件数	797	—	872	—	110	—
廃業件数	763	—	662	—	553	—
不許可件数	0	—	2	—	4	—
ふぐ認証施設数	45	—	42	—	38	—

② 営業施設の監視指導・収去検査

食品製造施設の監視指導及び食品関係営業施設の一斉監視、食品の収去検査等を行います。

表 I - 1 - 1 - 3 4 監視指導実績 (単位：件)

区分	年度	元	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
監視件数		7,232	2,794	2,078
	(要許可)	(5,143)	(2,142)	(1,529)
	(不要許可(※1))	(2,089)	(652)	(549)
無許可		9	19	3
指導票交付		37	43	17
違反食品		12	3	3
苦情処理		242	216	176
食中毒		6	5	1
食中毒関連調査		54	31	17
食品の収去検査検体数		320	0	0
食品の収去検査項目数		985	0	0

※1 法改正に伴い令和3年度より要届出件数となります。

③ 自主管理体制の強化と夏期及び年末における食中毒予防対策

食品営業者等を対象に衛生講習会を開催します。また、新規営業者講習会、夏期の食中毒予防街頭啓発活動事業等を船橋市食品衛生協会に業務委託を行い実施します。

表 I-1-1-35 食品衛生講習会実績

区分	年度	元		2★1		3★1	
		実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)
食品衛生講習会		61	2,496	11	277	11	282
新規営業者講習会(※1)		11	382	5	104	0	0
食品衛生責任者養成講習会(※2)		8	806	7	325	12	598

※1 食品衛生協会へ委託しております。

※2 市長が指定した食品衛生責任者を養成するための講習会として食品衛生協会が実施しております。

表 I-1-1-36 食中毒予防啓発事業実績 (令和3年度)

夏期一斉監視指導★2	—
食品衛生月間の実施	8月1日から8月31日まで
食中毒注意報発令	6月1日から9月30日まで
食中毒警報発令	7月20日から9月30日まで
食中毒予防広報の実施★2	—
年末一斉監視指導★2	—

## (2) 動物の愛護管理及び狂犬病予防事業

動物愛護指導センターにおいて、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、畜犬登録等の事務（犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等）、犬等による危害防止、動物の正しい飼い方の指導や助言、動物愛護管理に関する普及啓発を行います。

### ① 野犬等の捕獲、収容動物管理処分事業

狂犬病予防法、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害を防止するため、野犬等の捕獲を行います。

表 I-1-1-37 犬・猫収容・処分頭数（負傷動物を含まない）

区分	年度	元		2		3	
		犬(頭)	猫(匹)	犬(頭)	猫(匹)	犬(頭)	猫(匹)
捕獲		38	—	33	—	19	—
引取り		7	335	12	410	4	408
返還		29	3	26	9	15	10
譲渡		9	216	20	289	5	350
殺処分数	①	7	93	1	44	2	26
	②			0	53	0	24
	③	0	28	0	6	0	3
	計	7	121	1	103	2	53

※ 殺処分数の分類は以下のとおり。

分類①：譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）

分類②：①以外の殺処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

分類③：引き取り後の死亡

※ 年度をまたがる繰入れ、繰越しがあるため、収容数と処分数が合致しない場合があります。



② 動物愛護に関する普及啓発事業

1) 市民からの電話・来所等による動物に関する苦情処理・相談業務を行います。

表 I-1-1-38 苦情処理・相談業務実績 (単位：件)

年度 区分	元		2		3	
	苦情 処理	相談 受理	苦情 処理	相談 受理	苦情 処理	相談 受理
犬	354	815	473	1,318	499	1,163
猫	248	981	302	1,185	292	1,646
その他	10	49	9	83	26	108
合 計	612	1,845	784	2,586	817	2,917

2) 動物の愛護及び管理に関する法律による動物愛護週間（9月20日から26日）等において、動物愛護教室等の事業を実施します。

○犬のしつけ方教室★<sup>1</sup>

表 I-1-1-39 開催実績

開催日時	参加者数
令和3年5月8日（基礎講座）	7名
令和3年7月3日（基礎講座）	11名
令和3年10月3日（基礎講座）	13名
令和3年10月10日（実技講座）	13名
令和3年10月24日（実技講座）	14名
令和3年11月6日（基礎講座）	12名

※令和3年度の犬のしつけ方教室は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止とした。

○猫の飼い方教室・お悩み相談

表 I-1-1-40 開催実績

開催日時	参加者数
令和3年11月14日	10名

○その他イベント等★<sup>1</sup>

- 令和3年4月30日から令和3年5月28日 条例改正に係るパネル展を開催。(保健福祉センター)
- 令和3年5月6日から令和3年5月14日 条例改正に係るパネル展を開催。(市役所本庁舎)
- 令和3年6月6日 「譲渡会」を開催。(参加者10名)
- 令和3年6月27日 「愛犬・愛猫セミナー」を開催。(参加者11名)
- 令和3年7月3日 「譲渡会」を開催。(参加者3名)
- 令和3年7月18日 「親子・犬ふれあい教室」を開催。(参加者17名)
- 令和3年8月7日 「譲渡会」を開催。(参加者4名)
- 令和3年9月1日から令和3年9月30日 人とペットの災害対策パネル展を開催。(中央図書館)
- 令和3年9月15日から令和3年9月30日 動物愛護管理パネル展を開催。(保健福祉センター)
- 令和3年9月17日から令和3年9月27日 京葉地域獣医師会主催で災害対策パネル展「いっしょに逃げてもいいのかな展」を開催。(市役所本庁舎)
- 令和3年10月3日 「譲渡会」を開催。(参加者6名)
- 令和3年11月6日 「譲渡会」を開催。(参加者8名)
- 令和3年12月1日から令和4年1月20日 人とペットの災害対策パネル展を開催。(市内公民館)
- ※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、「なかよし動物フェスティバル」、2月以降の「犬のしつけ方教室」、「譲渡会」等のイベントは中止した。

③ 飼い主のいない猫の不妊手術事業

地域における飼い主のいない猫の繁殖の抑制のため、動物愛護指導センター及び京葉地域獣医師会会員診療施設(動物病院)において飼い主のいない猫の不妊手術を実施します。

表I-1-1-4.1 飼い主のいない猫の不妊手術実績 (単位:匹)

区分	年度		
	元	2	3
オス	210	195	288
メス	225	242	297
合計	435	437	585

④ 負傷動物の診察治療事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、負傷動物の収容及び診察・治療を行います。なお、業務時間外における負傷動物収容後の診察・治療業務は京葉地域獣医師会に委託し、応急的処置に対応します。

表I-1-1-4.2 負傷動物収容・治療数

区分	年度					
	元		2		3	
	収容	治療	収容	治療	収容	治療
犬(頭)	1	0	0	0	0	0
猫(匹)	48	32(5)	37	23(3)	27	20(0)

※()内は委託治療頭数

**⑤ 第一種動物取扱業各種届出受理、登録、立入検査関係事業★<sup>1</sup>**

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業に関する登録申請等の受理及び施設への立入検査、改善の勧告・命令等にかかる事務を行います。

令和3年度末 第一種動物取扱業登録数：184 施設 立入施設数：39 施設

**⑥ 第二種動物取扱業各種届出受理、立入検査関係事業★<sup>1</sup>**

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第二種動物取扱業に関する届出等の受理及び施設への立入検査、改善の勧告・命令等にかかる事務を行います。

令和3年度末 第二種動物取扱業届出数：7 施設 立入施設数：1 施設

**⑦ 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付**

狂犬病予防法に基づき、犬の登録や狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に予防注射済票の交付を行います。

**表 I-1-1-43 犬の登録・狂犬病予防注射実施数（単位：頭）**

区分 \ 年度	元	2	3
原簿保有数	29,016	28,301	28,401
新規登録頭数	1,847	2,129	2,280
注射済票交付（集合）	4,076	- ★ <sup>2</sup>	- ★ <sup>2</sup>
注射済票交付（個別）	16,183	19,502	20,186

**(3) 生活衛生事業**

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場などの生活衛生関係営業施設について、各法に基づき確認・許可及び監視指導を行います。

また、化製場、遊泳用プールなどの生活衛生関係施設については、立入検査を実施し、衛生上の危害発生防止及び水質管理などについて指導を行います。

水道施設、特定建築物などについては、水道法、小規模水道条例、建築物衛生法に基づき、立入検査を実施し、水質管理及び施設の衛生管理などについて指導を行います。

公衆浴場の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、市内一般公衆浴場6浴場を対象に、経営基盤安定化補助金、設備改善事業費補助金の交付を行います。また、千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合船橋支部が実施する「ふれあいお風呂の日」（小学生を対象に第二、第四土曜日及び祝日・親子ペアを対象にこどもの日・母の日・父の日）の無料入浴事業に対して補助金の交付を行います。

感染症を媒介するネズミや、不快害虫であるユスリカ・チョウバエの幼虫を駆除するための薬剤を配布するとともに、危険度の高いスズメバチの巣の撤去を行います。

表 I-1-1-44 生活衛生関係施設数及び監視件数

区分	元			2			3		
	施設数	監視件数 (件)	監視率 (%)	施設数	監視件数★ <sup>1</sup> (件)	監視率★ <sup>1</sup> (%)	施設数	監視件数★ <sup>1</sup> (件)	監視率★ <sup>1</sup> (%)
興行場	7	1	14	7	1	14	9	0	0
旅館	79	48	61	75	0	0	74	25	34
公衆浴場	44	41	93	44	0	0	41	38	93
理容所	352	115	33	353	0	0	353	0	0
美容所	846	187	22	888	0	0	914	0	0
クリーニング所	316	70	22	306	0	0	302	0	0
特定建築物	102	9	9	102	44	43	103	1	1
化製場	47	37	79	48	0	0	49	0	0
遊泳用プール	24	22	92	24	1	4	23	10	43
水道施設	1,097	118	11	1,098	40	4	1,099	20	2
温泉	5	5	100	3	0	0	2	1	50
建築物衛生事業登録	61	6	10	64	11	17	64	8	13

## 第2項 地域リハビリテーションの推進

健康政策課

### 1. 船橋市地域リハビリテーション協議会

病院を退院した患者が自宅に戻っても、脳疾患などの疾患やその症状によっては、適切なリハビリテーションを受けないと、せっかく病院で回復・改善した機能がまたたく間に落ちてしまいます。退院後も適切なリハビリテーションを受けることにより要介護度が軽減し、より自立した生活を送ることが可能となります。

そのため、地域リハビリテーション体制を整備し、リハビリテーションが急性期から回復期、維持期・生活期へと途切れることなく効率的に提供されることが重要です。

本市においては、平成19年5月に医療・福祉等関係機関の代表からなる船橋市地域リハビリテーション協議会を設置し、障害がある人や高齢者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送れるような体制づくりに取り組んでいます。

また、多くの市民に在宅でのリハビリテーションの重要性について理解を深めていただくために、リハビリ関係者による講演会や、地域リハビリテーションに関する情報の共有を行っています。

表 I-1-1-45 協議会等実施状況

年度	内容	協議会(回)	地域リハビリテーション拠点事業 (P. 212 参照)
元★ <sup>1</sup>		2	船橋市地域リハビリテーション研究大会 (1回、参加延 179人) 船橋市地域リハビリテーション市民公開講座 (2回、参加延 155人)
2★ <sup>1</sup>		1	船橋市地域リハビリテーション市民公開講座 (1回、動画配信)
3★ <sup>1</sup>		1	船橋市地域リハビリテーション研究大会 (2回、参加延 168人) 船橋市地域リハビリテーション市民公開講座 (1回、動画配信)

※令和元年度の船橋市地域リハビリテーション研究大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止とした。

令和2年度の船橋市地域リハビリテーション研究大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回中止とした。また、同様の理由で船橋市地域リハビリテーション市民公開講座を1回中止とした。

令和3年度の船橋市地域リハビリテーション市民公開講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止とした。

### 第3項 在宅医療の推進

#### 地域包括ケア推進課

#### 1. 船橋在宅医療ひまわりネットワーク

平成25年5月31日に設立された医療・介護の関係団体及び船橋市で構成する任意団体です。

当ネットワークは、代表、副代表、役員会のほか下記の6つの委員会により構成されています。

- ① 顔の見える連携づくり委員会
- ② 人材育成委員会
- ③ 安心の確保委員会
- ④ 資源情報管理委員会
- ⑤ 地域リハ推進委員会
- ⑥ 認知症の人にやさしいまちづくり委員会

また、当ネットワークを構成する団体数は、合計28団体となっています。

《船橋在宅医療ひまわりネットワーク構成団体名》

船橋市医師会 船橋歯科医師会 船橋薬剤師会 千葉県看護協会 千葉県理学療法士会  
 千葉県作業療法士会 千葉県言語聴覚士会 千葉県歯科衛生士会 船橋市介護支援専門員協議会  
 船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会 ふなばし市訪問看護連絡協議会  
 船橋市訪問介護事業者連絡会 千葉県在宅サービス事業者協会 船橋市栄養士会  
 船橋市介護老人保健施設協会 船橋市老人福祉施設協議会 船橋市認知症高齢者グループホーム連絡会  
 NPO法人千葉・在宅ケア市民ネットワークピュア 船橋市回復期リハビリテーション病棟連絡会  
 船橋市訪問リハビリテーション連絡会 船橋市通所リハビリテーション連絡会  
 船橋市デイサービス連絡会 船橋市障害福祉施設連絡協議会 船橋市小規模多機能型居宅介護連絡会

船橋市定期巡回・随時対応型訪問介護看護連絡会 認知症の人と家族の会千葉県支部  
 東葛南部認知症疾患医療センター千葉病院 船橋市

主な活動内容は、在宅医療を希望する患者・家族に適切な医療及び介護サービスを提供するための多職種連携について、6つの委員会ごとにその手法を検討し、各種事業を実施するほか、市民に在宅での療養等に関する普及啓発事業等を行っています。

表 I - 1 - 1 - 4 6 役員会等実施状況

年度	種別 (回)	内容
元	役員会 (全 1 回)	各委員会からの報告について等
	委員会 (全 18 回)	顔の見える連携づくり委員会 (全 2 回)
		人材育成委員会 (全 3 回)
		安心の確保委員会 (全 1 回)
		資源情報管理委員会 (全 3 回)
		地域リハ推進委員会 (全 5 回)
		認知症の人にやさしいまちづくり委員会 (全 4 回)
	講演会 (全 1 回)	令和元年度市民公開講座 (参加 137 名)
	研修会 (全 6 回)	ひまわりスタートアップ研修 (高齢者特性編) (参加 60 人)
		ひまわり実践研修 (在宅急変時の対応) (参加 58 人)
		ひまわりスタートアップ研修 (認知症編) (参加 55 人)
		ひまわり実践研修 (心不全再発防止に向けての取組み) (参加 103 人)
ひまわりアドバンス研修 (災害看護) (参加 71 人)		
ひまわり実践発表会 (参加 145 人)		
2★1	役員会 (全 2 回)	各委員会からの報告について等
	委員会 (全 10 回)	顔の見える連携づくり委員会 (全 2 回)
		人材育成委員会 (全 1 回)
		安心の確保委員会 (全 1 回)
		資源情報管理委員会 (全 1 回)
		地域リハ推進委員会 (全 4 回)
		認知症の人にやさしいまちづくり委員会 (全 1 回)
研修会 (全 1 回)	ひまわりアドバンス研修 (新型コロナウイルス感染症蔓延時における問題点) (参加 33 人)	

3★1	役員会（全2回）	各委員会からの報告について等
	委員会（全18回）	顔の見える連携づくり委員会（全2回）
		人材育成委員会（全2回）
		安心の確保委員会（全2回）
		資源情報管理委員会（全4回）
		地域リハ推進委員会（全5回）
		認知症の人にやさしいまちづくり委員会（全3回）
	講演会（全1回）	令和3年度市民公開講座（オンライン配信）
	研修会（全3回）	ひまわりスタートアップ研修（認知症編）（参加30人）
		ひまわり実践研修（心不全再発防止に向けての取り組み）（参加72人）
ひまわりスタートアップ研修（障害者編）（参加32人）		

## 2. 在宅医療支援拠点ふなぼーと

「定期的に通院することが難しい」「自宅で治療を受けたい」「退院後の訪問診療医を探したい」など、在宅での療養生活を希望する患者やその家族からの相談に応じるとともに、在宅医療・介護関係者の支援なども行う「在宅医療支援拠点」が、平成27年10月より保健福祉センター1階で業務を行っています。

なお、同拠点をより多くの方に知っていただけるよう、親しみやすい愛称を広く募集し、応募のあった322件の中から「ふなぼーと」に決定しました（平成29年1月より愛称を使用）。

- ・所在地 船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター1階（電話番号 047-409-1736）
- ・受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

### (1) 主な業務

#### ① 在宅医療や介護に関する相談

自宅での療養や介護に関する相談を受け、適切な在宅医療・介護サービスを案内するほか、「在宅医紹介制度（船橋在宅医ネット）」等を活用し、訪問診療ができる医師の紹介や情報提供等を行います。

#### ② 在宅医療・介護関係者への周知活動

医療・介護関係者等からの相談の受付・支援（市民への間接的支援・情報提供等）、船橋在宅医療ひまわりネットワークとの協働、船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システムの活用についての案内をします。

また、事業のさらなる周知を目的として、広報紙「懸け橋」を発行します。

#### ③ 在宅医療・介護に関する市民への普及・啓発

市民公開講座等を開催するほか、相談員が直接地域へ出向き、在宅医療等についての講話を行います。

(2) 事業実績

表 I - 1 - 1 - 4 7 相談内容の内訳

年度	相談内容	相談件数	相談件数 合計	相談者数
元	訪問診療に関すること	134	604	324
	介護保険・サービスに関すること	99		
	その他受診・受療に関すること	138		
	費用・その他制度に関すること	77		
	退院後の療養に関すること	61		
	訪問看護に関すること	50		
	介護者に関すること	26		
	入院中の治療・転院に関すること	19		
2★1	訪問診療に関すること	146	682	299
	介護保険・サービスに関すること	86		
	その他受診・受療に関すること	185		
	費用・その他制度に関すること	51		
	退院後の療養に関すること	92		
	訪問看護に関すること	74		
	介護者に関すること	21		
	入院中の治療・転院に関すること	27		
3★1	訪問診療に関すること	186	882	367
	介護保険・サービスに関すること	84		
	その他受診・受療に関すること	161		
	費用・その他制度に関すること	39		
	退院後の療養に関すること	82		
	訪問看護に関すること	94		
	介護者に関すること	11		
	入院中の治療・転院に関すること	4		



### 3. 船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システムを活用した情報共有

在宅医療・介護連携を推進するための方策の一つとして、在宅で療養生活をする患者の変化する情報について、医療・介護関係者がICTを活用して一元的に共有することができる「船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システム」を平成27年11月より導入しました。

医師や訪問看護師、ケアマネジャー等の医療・介護関係者が、本システムを通じて連携協力関係を深め、在宅で療養生活をする患者に寄り添ったサービスを提供するために役立っています。

表 I-1-1-48 利用登録（ID取得者）数

年度	属性	医療・介護関係者数	医療機関・介護事業所数
元		352	98
2		368	103
3		378	104

### 4. 在宅医療・介護の講演会・相談会事業

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャーなどの医療・介護の専門家が、病気や治療、薬に関することから介護に関する事まで、患者やその家族、医療・介護関係者からの様々な相談に応じる相談会を、平成27年度より、市内の各地で開催しています。

平成28年度からは、在宅医療・介護に関する様々なテーマの講演会や市が主催する講演会等のイベントと相談会を組み合わせた二部構成で開催しています。

また、平成30年度より、町会・自治会に専門職が赴き講演会を行う「出張講演会」を実施しています。

表 I-1-1-49 講演会・相談会開催実績

年度	実績	開催回数	講演会参加者数	相談者数	講演会等の主なテーマ
元		8回	420名	73名	訪問診療等の在宅医療・介護に関する事項
2★ <sup>1</sup>		3回	89名	20名	訪問診療等の在宅医療・介護に関する事項
3★ <sup>1</sup>		6回	111名	21名	訪問診療等の在宅医療・介護に関する事項

表 I-1-1-50 出張講演会開催実績

年度	開催回数	講演会参加者数	講演会等の主なテーマ
元	7回	196名	肺炎から身を守る方法等
2★ <sup>1</sup>	1回	50名	救急医療の課題と災害時の心得
3★ <sup>2</sup>	—	—	実績なし

## 5. みまもりあいプロジェクト事業

認知症高齢者等の行方不明者捜索のための「みまもりあいプロジェクトに関する協定」を、(一社)セーフティネットリンクージと令和元年8月6日(火)に締結し、同社が開発したスマートフォンの行方不明者捜索支援アプリ「みまもりあいアプリ」を使った情報共有をはじめた。市がこのアプリの利用を広めていくことで、行方不明者の早期発見と家族への支援を進める。

SOSネットワーク(※)を通じて行方不明者情報が寄せられると、市役所から半径20キロメートル内にいるアプリ登録者に、行方不明者の性別・身長・体型・衣服・持ち物などの情報を共有する。

アプリに登録することで誰もが「協力者」となり、登録者数が増えるほど、行方不明者の早期発見につながるため、同プロジェクトを介して、市民同士が見守り合える“互助のまちづくり”を目指す。

(※)SOSネットワークとは…自治会、民生委員、警察署などの各機関と連携し、高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐための連絡体制で、FAXで各構成機関に発見・保護を依頼する。希望により、ふなばし情報メールの登録者に「行方不明高齢者等情報」をメール配信するほか、近隣市等への情報提供も行う。

### 検索依頼発信実績

<令和元年度> 8件(うち未発見2件)

<令和2年度> 3件(うち未発見1件)

<令和3年度> 7件(うち未発見1件)

## 6. 船橋市高齢者まちかど案内所事業

船橋市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力を依頼し、65歳以上の介護保険を受けていない方やその家族に対して主に介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供してもらう無償協力事業である。

表I-1-1-51 高齢者まちかど案内所実績

年度	実績	介護保険事業所	薬局	接骨院・整骨院	はり・きゅう・ マッサージ施設	合計
元		132	47	11	6	196
2★ <sup>1</sup>		129	47	10	6	192
3★ <sup>1</sup>		126	47	10	6	189

## 7. 介護人材バンク事業(令和3年度より開始)

介護人材の確保および定着に向け、介護職を目指す求職者と市内介護施設・事業者を結ぶ、「船橋市介護人材無料職業紹介所」を令和4年2月に開設し、運営しております。

紹介所では、求職者と人材不足で困っている介護施設等のマッチングを行うほか、求職者が施設・事業所へ見学・面接する際の同行支援や、就職後の面談、研修など継続的な支援を行います。

表 I-1-1-52 介護バンク事業実績

年度	実績		
	有効求人数	有効求職者数	就職者数
3	122人	15人	0人

## 第2節 救急医療体制の充実

### 第1項 夜間・休日等診療事業

健康政策課

#### 1. 夜間休日急病診療所

昭和48年当時、全国的にも医療施設や病床が不足し、救急時の受け入れ体制の未整備が社会問題となり、特に夜間は発病や怪我に十分な対応ができていなかったことから、いわゆる“夜間無医村”の状況にありました。

このため、本市では、夜間救急医療体制の改善を図るため、昭和48年12月1日に医師会の協力により、県下に先駆けて衛生センター（旧中央保健センター）内に、夜間の急病患者のための夜間急病診療所を設置しました。

平成20年6月28日に、診療所を船橋市役所別館内に移転するとともに、これまでの夜間診療に加え、日曜・年末年始の昼間の小児科診療を開始し、名称を「夜間休日急病診療所」に改めました。

また、平成27年10月1日に保健福祉センター内へ移転したことに伴い、小児科の昼間の診療を祝休日においても実施することで、休日の小児科当番医を定着化しました。

なお、平成23年10月から平成24年3月までは開設及び管理運営を医師会から財団法人船橋市医療公社へ変更し、平成24年4月1日からは市が開設者となり、指定管理者として財団法人船橋市医療公社（平成25年4月1日に公益財団法人へ移行）が管理運営を行っています。

所在地 船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター1階（電話番号 047-424-2327）

診療日・診療時間

- ・夜間……内科・外科・小児科 毎日 午後9時～翌日午前6時
- 小児科の担当医による診療 土、日、祝休日、年末年始 午後6時～午後9時
- 平日（月～金） 午後8時～午後11時
- ・昼間……小児科 日、祝休日、年末年始 午前9時～午後5時

管理医師 公益財団法人船橋市医療公社の医師

表 I-1-1-53 夜間休日急病診療所 診療状況

（単位：人）

区分 年度	来所患者数			時間帯別患者数					地域別患者数			待機病院への搬送患者数	従事医師数
	合計	一般	小児	9～17	18～21	20～23	21～24	0～6	本市	鎌ヶ谷市	その他		
元	13,025	2,417	10,608	3,918	2,351	2,211	3,277	1,268	12,001	398	626	384	1,639
2★ <sup>1</sup>	2,288	409	1,879	618	419	635	578	38	2,137	84	67	98	997
3★ <sup>1</sup>	3,138	413	2,725	875	738	905	620	0	2,928	105	105	132	875

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年6月1日より深夜帯（午前0時～6時）及び外科の診療を休診

## 2. 公益財団法人船橋市医療公社

公益財団法人船橋市医療公社は、一般の医療機関が休診する時間帯における急病患者に対する診療業務等を行い、地域保健医療の発展に寄与することを目的としています。

平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までは、夜間休日急病診療所の開設及び運営を行い、平成 24 年 4 月 1 日からは、市が開設者となった同診療所の指定管理者として管理運営を行っています。

なお、平成 30 年度より船橋市からの受託事業の胃がん検診事業（集団 X 線検査）からの撤退に伴い、健康診断事業を廃止しました。

設立年月日	昭和 55 年 3 月 31 日（財団法人の認可） （平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行）
所在地	船橋市北本町 1-16-55 保健福祉センター1 階
電話番号	047-426-5981
代表	理事長 渡邊 義二
組織	本市からの推薦と、（一社）船橋市医師会会員等からの理事 10 人、評議員 5 人及び監事 2 人によって運営されています。

## 3. 二次救急診療事業

夜間休日急病診療所や休日当番医などの初期診療で対応できない重症患者に対応するため、平成 7 年 4 月 1 日から医療機関が輪番制により 24 時間体制で二次救急診療（内科・外科）事業を実施しています。

また、医療機関と夜間休日急病診療所との診療時間の“空白”をなくすため、午後 5 時から午後 9 時及び午前 6 時から午前 9 時の間、軽症患者についても当番医療機関で診療を行っています。なお、当日の当番医療機関の案内については、ふなばし健康ダイヤル 24 にて行っています。

また、平成 13 年 4 月 1 日からは、専門的な治療が必要な小児救急患者を医療機関が輪番制で受け入れる小児二次救急診療事業も実施しています。

表 I-1-1-54 二次救急診療事業受診者数

年度 \ 区分	二次救急（人）	小児二次救急（人）	延待機病院数（箇所）
元	11,683	4,365	780
2	9,595	2,445	778
3	9,845	3,561	777

## 4. 休日診療事業

休日の急病患者に対応するため、昭和 35 年 7 月 1 日から、医師会の協力のもと、内科、外科などの医療機関が輪番で診療する休日当番医制度を実施しています。また、当日の休日当番医の案内については、ふなばし健康ダイヤル 24 にて行っています。

平成 20 年 6 月 29 日から、日曜、年末年始の小児科当番医を船橋市夜間休日急病診療所に一部定点化、また、平成 27 年 10 月からは、夜間休日急病診療所が保健福祉センター内に移転することに伴い、祝休日においても診療を実施することで休日の小児科当番医を夜間休日急病診療所に定点化しました。

診療日 休日（日曜日・祝休日・年末年始）  
 診療科目 内科 外科 その他の科  
 診療時間 午前9時～午後5時

表 I-1-1-55 休日診療実施状況

年度 \ 区分	事業日数（日）	当番医療機関（箇所）	医療機関問合せ件数（件）
元	76	198	7,027
2	72	188	6,103
3	72	188	4,763

## 5. 休日歯科診療事業

昭和52年12月18日に日曜、祝休日における患者の急な歯の痛み等に対応をするため、歯科医師会の協力により、旧中央保健センター内に応急処置を目的とした「休日急患歯科診療所」を設置しました。

平成27年10月、保健福祉センターへの移転に伴い指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行うこととなりました。また、名称を「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」に改め、従来の休日急患診療に加え、障害児（者）および要介護高齢者への歯科診療を開始し、さらに口腔ケア体制の充実強化及び在宅歯科医療の推進を図ることを目的として要介護高齢者への訪問歯科診療も実施することとなりました。

平成29年4月より、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、特殊歯科診療の診療日について月曜日と火曜日を追加し、障害児（者）の診療日を週6日、要介護高齢者の診療日を週5日に拡大しました。

令和3年4月からは、歯科診療サービスのさらなる充実を図り、要介護高齢者の診療日を週6日に拡大しました。

名 称 かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所（電話番号 047-423-2113）  
 所在地 船橋市北本町 1-16-55 保健福祉センター1階  
 診療日 休日（日曜日・祝休日・年末年始）  
 診療時間 午前9時～正午  
 管理医師 公益社団法人船橋歯科医師会会員の歯科医師

表 I-1-1-56 来所患者数

年度 \ 区分	事業日数（日）	来所患者数（人）	地域別患者数（人）		
			本 市	鎌ヶ谷市	そ の 他
元	76	330	295	6	29
2	72	200	181	6	13
3	72	237	221	5	11

※ かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所のうち休日急患歯科診療の患者数

## 第2項 健康医療電話相談サービス事業

### 1. ふなばし健康ダイヤル24

#### (1) 事業内容

平成23年6月1日から、市民からの電話による健康・医療・介護・メンタルヘルス等の相談に、看護師等が24時間年中無休で応じるとともに、最寄りの医療機関や夜間・休日に受診可能な医療機関を案内する事業を実施しています。

ふなばし みな健康

電話 0120-2 7 8 4 - 3 7

F A X 0120-3066-68

※ 船橋市民専用・通話料無料

#### (2) 主な相談内容

- ・健康相談 …… 日常生活で感じる「身体の不調」や、「健康の保持・増進」に関するもの
- ・医療相談 …… 病気に関する説明や治療・検査などについてのアドバイス
- ・介護相談 …… 介護者や被介護者が抱く様々な不安
- ・育児相談 …… 妊娠・出産・育児などの相談についてのアドバイス
- ・メンタルヘルス相談 …… ストレスや不安などの対処法等についてのアドバイス
- ・医療機関情報案内（夜間休日急病診療所や休日当番医等の案内を含む） …… 最寄りの医療機関や夜間・休日に受診可能な医療機関の案内

表 I-1-1-57 ふなばし健康ダイヤル24 相談実績

(単位：件)

区分 年度	相談件数	相 談 内 容 内 訳										
		健診・ ドック	健康保持・ 増進	気になる 身体 の症状	家庭看護	治療	母子 保健	育児	ストレス・ メンタル ヘルス	紹介・ 手配	夜間・休日の 医療機関案内	その他
元	87,490	341	398	37,113	4,625	17,393	40	3,473	16,891	40	7,027	149
2	78,074	353	504	34,849	4,609	14,306	35	2,299	14,793	49	6,103	174
3	59,270	223	237	25,853	2,813	10,097	15	1,991	13,133	22	4,763	123

## 第3節 適切な医療の確保

### 第1項 市立医療センター

#### 医療センター

船橋市立医療センターは、地域の医療機関と連携を図りながら船橋市における中核病院として地域医療の充実・向上を目指し、施設の拡充や医療機器の整備を進める一方で、災害拠点病院として、災害時の救命医療を行うなど高度な診療機能等の維持・確保に努めてきました。平成19年1月に厚生労働省から「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受け、平成22年1月には緩和ケア病棟がオープンしました。さらに、3月には県知事から「地域医療支援病院」の承認を受けました。

平成21年3月には、市民にとって魅力ある病院づくりを目指すとともに経営の健全化などに取り組むため、「医療センター改革プラン」を策定し、平成21年4月に、地方公営企業法の全部適用に移行しました。また、多様化する医療ニーズに対応するため、平成21年4月に5つの診療科、平成23年7月に歯科口腔外科、平成25年4月に消化器外科、乳腺外科及び腫瘍内科を増設し、平成26年4月には放射線科を放射線診断科と放射線治療科に分け、平成30年4月には脳神経内科、また救命救急センターに救急科を設置しました。平成30年10月には腎臓内科及びリウマチ科を増設し、全31診療科となりました。

救急医療の分野では、併設されている救命救急センターが東葛南部保健医療圏の三次救急医療も担当するなど、中心的な役割を果たしています。

令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症患者の専用病棟を開設し、患者の受け入れを行っています。

#### 1. 施設の概要

所在地	船橋市金杉 1-21-1
電話番号	047-438-3321
敷地面積	23,304.59 m <sup>2</sup>
建築面積	10,626.85 m <sup>2</sup>
延床面積	36,409.52 m <sup>2</sup>
構造規模	鉄筋（一部鉄骨鉄筋）コンクリート造り 地下1階 地上8階建て（低層部2階建て）

#### 2. 診療科目

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、代謝内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、脳神経内科、腎臓内科、精神科、リウマチ科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科（31科）

#### 3. 病床数

449床

#### 4. 診療受付時間及び休診日等

診療受付時間 午前8時30分～午前11時（平日）  
 休 診 日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）  
 ※ 救急患者の診療は、診療受付時間外及び休診日においても行います。

#### 5. 附属施設

##### (1) 看護師宿舎

鉄筋コンクリート造り 5階建て 一部3階建て（医療センター敷地外）  
 単身用 70人（全個室）

##### (2) 院内保育所

鉄骨造平屋建  
 収容人員 50人

##### (3) 立体駐車場

鉄骨造3階建  
 収容台数 272台

#### 6. 救命救急センター

平成6年に併設型救命救急センターを開院し、市を中心に東葛南部保健医療圏の三次救急を担っています。

#### 7. 患者数

表 I - 1 - 1 - 5 8 入院患者数

区分	年度	元			2			3		
		延患者数 (人)	1日平均 (人)	利用割合 (%)	延患者数 (人)	1日平均 (人)	利用割合 (%)	延患者数 (人)	1日平均 (人)	利用割合 (%)
内 科		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
呼 吸 器 内 科		13,901	38.0	10.0	15,551	42.6	12.6	14,110	38.7	11.6
消 化 器 内 科		10,786	29.5	7.8	10,345	28.3	8.4	10,764	29.5	8.8
循 環 器 内 科		16,783	45.9	12.1	15,935	43.7	12.9	15,127	41.4	12.4
代 謝 内 科		1,241	3.4	0.9	1,392	3.8	1.1	1,232	3.4	1.0
緩和ケア内科		135	0.4	0.1	553	1.5	0.5	49	0.1	0.0
腫 瘍 内 科		963	2.6	0.7	1,252	3.4	1.0	1,859	5.1	1.5
脳 神 経 内 科		1,853	5.1	1.3	875	2.4	0.7	0	0.0	0.0
腎 臓 内 科		701	1.9	0.5	1,102	3.0	0.9	1,594	4.4	1.3
リウマチ科		435	1.2	0.3	1,067	2.9	0.9	1,421	3.9	1.2
小 児 科		7,537	20.6	5.4	4,281	11.7	3.5	5,105	14.0	4.2
外 科		20,306	55.5	14.6	17,935	49.1	14.5	17,404	47.7	14.2
消 化 器 外 科		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
乳 腺 外 科		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0



★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

整形外科	13,750	37.6	9.9	11,541	31.6	9.4	11,221	30.7	9.2
形成外科	2,291	6.3	1.7	1,158	3.2	0.9	1,216	3.3	1.0
脳神経外科	16,247	44.4	11.7	13,521	37.0	11.0	16,248	44.5	13.3
呼吸器外科	1,888	5.2	1.4	1,884	5.2	1.5	1,360	3.7	1.1
心臓血管外科	6,227	17.0	4.5	5,285	14.5	4.3	4,607	12.6	3.8
皮膚科	2,247	6.1	1.6	887	2.4	0.7	1,460	4.0	1.2
泌尿器科	8,402	23.0	6.1	7,901	21.6	6.4	6,974	19.1	5.7
産婦人科	6,522	17.8	4.7	4,950	13.6	4.0	4,171	11.4	3.4
眼科	833	2.3	0.6	606	1.7	0.5	383	1.0	0.3
耳鼻いんこう科	2,909	7.9	2.1	2,017	5.5	1.6	2,657	7.3	2.2
放射線治療科	(1,118)	(3.1)	—	(1,278)	(3.5)	—	(1,139)	(3.1)	—
歯科口腔外科	363	1.0	0.3	242	0.7	0.2	91	0.2	0.1
救急科	2,293	6.3	1.7	3,128	8.6	2.5	3,024	8.3	2.5
合計	138,613	378.7	100.0	123,408	338.1	100.0	122,077	334.5	100.0
診療日数	366日			365日			365日		

※ 1日平均は、延患者数を診療日数で除した数字。

※ 緩和ケア内科は、主治医の診療科で計上しているが、内科又は緩和ケア内科の医師が主治医の場合に限り、緩和ケア内科で計上している。

※ 消化器外科及び乳腺外科は、外科でそれぞれ計上している。

※ 放射線治療科の患者数は、各科の患者数の再掲。

表 I-1-1-59 外来患者数

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

区分	年度	元					2					3				
		延患者数			1日 平均	利用 割合	延患者数			1日 平均	利用 割合	延患者数			1日 平均	利用 割合
		新患	再来	合計			新患	再来	合計			新患	再来	合計		
一般	内科	1,407	3,430	4,837	20.2	2.1	1,091	1,985	3,076	12.7	1.5	1,284	1,541	2,825	11.7	1.3
	呼吸器内科	1,454	14,685	16,139	67.2	6.9	1,330	14,203	15,533	63.9	7.8	1,358	15,178	16,536	68.3	7.7
	消化器内科	1,509	12,842	14,351	59.8	6.2	1,617	11,744	13,361	55.0	6.7	1,754	13,205	14,959	61.8	7.0
	循環器内科	2,074	20,446	22,520	93.8	9.7	1,837	18,038	19,875	81.8	10.0	2,042	18,591	20,633	85.3	9.7
	代謝内科	212	11,195	11,407	47.5	4.9	240	8,994	9,234	38.0	4.7	257	7,827	8,084	33.4	3.8
	緩和ケア内科	37	12	49	0.2	0.0	41	68	109	0.4	0.1	12	23	35	0.1	0.0
	腫瘍内科	13	1,173	1,186	4.9	0.5	14	912	926	3.8	0.5	38	1,411	1,449	6.0	0.7
	脳神経内科	196	1,230	1,426	5.9	0.6	146	947	1,093	4.5	0.5	98	804	902	3.7	0.4
	腎臓内科	86	1,544	1,630	6.8	0.7	98	1,827	1,925	7.9	1.0	139	2,396	2,535	10.5	1.2
	精神科	50	3,962	4,012	16.7	1.7	50	3,179	3,229	13.3	1.6	79	3,534	3,613	14.9	1.7
	リウマチ科	80	1,628	1,708	7.1	0.7	119	1,880	1,999	8.2	1.0	206	3,134	3,340	13.8	1.6
	小児科	1,396	9,031	10,427	43.4	4.5	848	6,875	7,723	31.8	3.9	1,264	8,058	9,322	38.5	4.4
	外科	1,307	25,985	27,292	113.7	11.7	1,110	24,480	25,590	105.3	12.9	1,293	26,565	27,858	115.1	13.0
	消化器外科	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
	乳腺外科	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
	整形外科	1,074	11,270	12,344	51.4	5.3	854	9,438	10,292	42.4	5.2	894	10,170	11,064	45.7	5.2
	形成外科	556	5,298	5,854	24.4	2.5	395	4,114	4,509	18.6	2.3	397	3,681	4,078	16.9	1.9
	脳神経外科	1,504	5,983	7,487	31.2	3.2	1,214	5,071	6,285	25.9	3.2	1,381	5,554	6,935	28.7	3.2
	呼吸器外科	84	2,942	3,026	12.6	1.3	87	2,627	2,714	11.2	1.4	70	2,696	2,766	11.4	1.3
	心臓血管外科	136	3,417	3,553	14.8	1.5	109	3,106	3,215	13.2	1.6	97	3,138	3,235	13.4	1.5
	皮膚科	789	4,559	5,348	22.3	2.3	375	3,918	4,293	17.7	2.2	626	5,830	6,456	26.7	3.0
泌尿器科	841	20,876	21,717	90.5	9.3	633	17,460	18,093	74.5	9.1	810	17,620	18,430	76.2	8.6	
産婦人科	906	9,887	10,793	45.0	4.6	717	8,962	9,679	39.8	4.9	780	8,513	9,293	38.4	4.3	
眼科	315	9,211	9,526	39.7	4.1	212	7,261	7,473	30.8	3.8	228	7,092	7,320	30.2	3.4	
耳鼻いんこう科	1,478	8,171	9,649	40.2	4.2	1,160	6,207	7,367	30.3	3.7	1,367	7,399	8,766	36.2	4.1	
放射線治療科	9	8,237	8,246	34.4	3.6	3	6,470	6,473	26.6	3.3	6	7,484	7,490	31.0	3.5	
麻酔科	1	2,278	2,279	9.5	1.0	1	1,951	1,952	8.0	1.0	0	2,162	2,162	8.9	1.0	
歯科口腔外科	2,577	3,106	5,683	23.7	2.4	2,298	2,018	4,316	17.8	2.2	2,793	2,225	5,018	20.7	2.4	
救急科	397	9	406	1.7	0.2	609	19	628	2.6	0.3	585	32	617	2.5	0.3	
小計	20,488	202,407	222,895	928.7	95.7	17,208	173,754	190,962	785.9	96.4	19,858	185,863	205,721	850.1	96.2	
診療日数			240日					243日					242日			
救急 外来	昼間	4,137	—	4,137	11.3	1.8	3,058	—	3,058	8.4	1.5	3,243	—	3,243	8.9	1.5
	夜間	5,954	—	5,954	16.3	2.5	4,167	—	4,167	11.4	2.1	4,870	—	4,870	13.3	2.3
	小計	10,091	—	10,091	27.6	4.3	7,225	—	7,225	19.8	3.6	8,113	—	8,113	22.2	3.8
	診療日数			366日					365日					365日		
合計	30,579	202,407	232,986	956.3	100.0	24,433	173,754	198,187	805.7	100.0	27,971	185,863	213,834	872.3	100.0	

※ 1日平均は、延患者数を診療日数で除した数字。

※ 消化器外科及び乳腺外科は、外科でそれぞれ計上している。

## 第2項 市立リハビリテーション病院

### 健康政策課

市では、急性期医療については、全国に先駆けてドクターカーを導入するとともに、また、その中核施設となる医療センターの充実を図って、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷など重篤救急患者の救命に積極的に取り組んできました。

しかしながら、脳卒中等により身体機能に障害を生じた患者に対しては、急性期から回復期にかけて集中的なリハビリテーションを行い、後遺障害の軽減や寝たきりの防止による早期の社会復帰を図ることが必要であることから、平成20年4月1日に医療センター等急性期病院と連携するリハビリテーション病院を設置しました。

### 1. 施設の概要

所在地	船橋市夏見台 4-26-1
電話番号	047-439-1200
敷地面積	17,383.97 m <sup>2</sup>
延床面積	14,158.09 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨 地上4階建て
駐車場	113台

### 2. 病床数

200床

### 3. 診療科目

リハビリテーション科

### 4. 病院運営

指定管理者 医療法人社団 輝生会

### 5. 診療

・入院診療 ・外来診療 ・訪問リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・通所リハビリテーション

### 6. 診療受付時間及び休診日

- ・診療時間  
午前8時40分～午後5時
- ・診療受付時間  
午前8時30分～午後4時30分
- ・休診日  
日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）

## 7. 令和3年度入院患者数等

表 I-1-1-60 許可病床数 (単位：床)

期 間	許可病床数
令和3年4月1日～令和4年3月31日	200

表 I-1-1-61 入院患者数（実数）（単位：人）

区 分	入院患者数	退院患者数
合 計	830	828

表 I-1-1-62 入院患者の退院先

区 分	人数（人）	割合（％）	全国平均（％）
自宅	635	81.5	79.2
急性期病院等	58	7.5	11.3
老人保健施設等	86	11.0	9.5
合 計	779	100.0	100.0

(疾患別在宅復帰率内訳は下記)

※ 自宅には、有料老人ホーム・グループホーム・特別養護老人ホーム等を含む。

※ 急性期病院等には、死亡退院を含む。

※ 老人保健施設等には、長期療養型病院を含む。

※ 集計結果は、退院患者のうち、一時退院後再入院した同発症日・同病名の患者43人及び回復期対象外の6人を除いたもの。

表 I-1-1-63 疾患別在宅復帰率

区 分	人数（人）	復帰率（％）	全国平均（％）
脳血管疾患系	324	86.6	87.3
整形外科系	226	90.4	91.6
廃用症候群	56	84.8	85.0
その他	29	93.5	94.9
合 計	635	88.1	89.4

表 I-1-1-64 疾患発症から退院するまでの平均日数

区 分	人数（人）	日数（日）	全国平均（日）
全体	779	102.3	96.7
脳血管疾患系	401	115.3	119.1
整形外科系	263	84.9	78.7
廃用症候群	83	95.8	81.7
その他	32	98.8	70.0

※ 全国平均は、一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会が行った「回復期リハビリテーション病棟の現状と課題に関する調査報告書（令和4年2月版）」による。

**表 I-1-1-65 外来患者数** (単位：人)

区 分	実患者数	延患者数
合 計	606	22,618

※ 診療日数 310 日

**表 I-1-1-66 訪問リハビリテーション患者数** (単位：人)

区 分	実患者数	延患者数
合 計	529	29,120

※ 診療日数 310 日

**表 I-1-1-67 通所リハビリテーション患者数** (単位：人)

区 分	実患者数	延患者数
合 計	175	6,506

※ 診療日数 310 日

**表 I-1-1-68 相談件数** (単位：件)

区分 病棟	受診・受療 援助 (※1)	心理社会的 問題 (※2)	退院援助 (※3)	経済的 援助 (※4)	社会復帰 援助 (※5)	その他	合計
北2病棟	126	933	3,414	13	3	304	4,793
南2病棟	160	1,904	3,719	10	2	368	6,163
北3病棟	183	737	1,993	13	3	33	2,962
南3病棟	141	1,406	2,979	24	7	60	4,617
北4病棟	241	626	5,229	67	3	177	6,343
南4病棟	157	1,974	4,434	100	3	266	6,934
外来	3058	79	164	17	3	191	3,512
合 計	4066	7,659	21,932	244	24	1,399	35,324

※1：入院にまつわる問題の解決・調整援助。入院中の他科受診にまつわる問題の解決・調整援助など。

※2：入院・外来通院中に生じる、諸々の心理社会的問題にまつわる解決・調整援助など。

※3：退院にまつわる問題の解決・調整援助。社会資源の利用援助含む。

※4：経済的問題の解決・調整援助。社会資源の利用援助含む。

※5：復職・復学にまつわる問題の解決・調整援助。社会資源の利用援助含む。

### 第3項 特殊歯科診療事業

#### 1. さざんか特殊歯科診療所

一般の歯科診療所で治療が困難な障害児（者）及び要介護高齢者の歯科診療のため、歯科医師会の協力により、平成6年5月北部福祉会館内に、さざんか歯科診療所を設置しました。

平成27年10月より指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行うこととなりました。また、名称を「さざんか特殊歯科診療所」に改めました。

令和3年4月より、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、診療日について月曜日、水曜日、金曜日を追加し、診療時間も午後4時30分まで拡大しました。

所在地 船橋市三咲7-24-1 北部福祉会館内（電話番号 047-449-7557）

診療日 要介護高齢者 月曜日・水曜日・金曜日・土曜日・日曜日

障害児（者） 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日

摂食嚥下機能訓練 第1・第3日曜日

診療時間 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日・・・午前9時～正午、午後1時～4時30分  
 日曜日・・・午前9時～正午

管理医師 公益社団法人船橋歯科医師会会員の歯科医師

表I-1-1-69 要介護高齢者診療状況

区分 年度	診療日数（日）		患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数（件）	
	固定 診療	訪問 診療	新規	継続	合計	終了	中断	診療 中止	病院 紹介	取消	治療中	固定	訪問
元	75	18	51	135	186	41	0	1	5	0	139	242 (75)	26 (12)
2	73	26	43	139	182	37	0	1	2	0	142	191 (55)	26 (4)
3	287	287	71	142	213	55	1	0	1	0	156	212 (48)	53 (7)

※ 診療件数の括弧書きは、摂食嚥下機能訓練の件数

※ 固定診療とは、診療所における歯科診療

※ 訪問の摂食嚥下機能訓練は、平成27年4月より開始

表I-1-1-70 障害児（者）診療状況

区分 年度	診療日数（日）	患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数（件）
		新規	継続	合計	終了	中断	診療 中止	病院 紹介	取消	治療中	
元	144	622	229	851	603	0	0	8	0	240	958 (94)
2	137	578	240	818	556	0	0	8	0	254	820 (73)
3	287	792	254	1,046	731	0	4	7	0	304	1,168 (94)

※ 診療件数の括弧書きは、摂食嚥下機能訓練の件数

## 2. かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

昭和 52 年 12 月 18 日に日曜、祝休日における患者の急な歯の痛み等に対応をするため、歯科医師会の協力により、旧中央保健センター内に応急処置を目的とした「休日急患歯科診療所」を設置しました。

平成 27 年 10 月、保健福祉センターへの移転に伴い指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行うこととなりました。また、名称を「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」に改め、従来の急患診療に加え、障害児（者）および要介護高齢者への歯科診療を開始し、さらに口腔ケア体制の充実強化及び在宅歯科医療の推進を図ることを目的として要介護高齢者への訪問歯科診療も実施することとなりました。

平成 29 年 4 月より、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、特殊歯科診療の診療日について月曜日と火曜日を追加し、障害児（者）の診療日を週 6 日、要介護高齢者の診療日を週 5 日に拡大しました。

令和 3 年 4 月からは、歯科診療サービスのさらなる充実を図り、要介護高齢者の診療日を週 6 日に拡大しました。

所在地 船橋市北本町 1-16-55 保健福祉センター1階（電話番号 047-423-2113）

診療日 要介護高齢者 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日  
 障害児（者） 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日  
 休日急患 休日（日曜日・祝休日・年末年始）

診療時間 月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日・・・午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時  
 木曜日・・・午前 9 時～午後 1 時  
 休日（日曜日・祝休日・年末年始）・・・午前 9 時～正午

管理医師 公益社団法人船橋歯科医師会会員の歯科医師

表 I-1-1-71 要介護高齢者診療状況

区分 年度	診療日数（日）		患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数（件）	
	固定診療	訪問診療	新規	継続	合計	終了	中断	診療中止	病院紹介	取消	治療中	固定	訪問
元	233	233	86	190	276	5	1	1	0	0	269	368 (50)	1,118 (86)
2	239	239	46	269	315	4	0	0	0	0	311	276 (31)	951 (64)
3	287	238	59	311	370	12	2	0	1	0	355	400 (14)	990 (58)

※ かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所のうち特殊歯科診療の患者数  
 ※ 固定診療とは、診療所における歯科診療  
 ※ 診療件数の括弧書きは、摂食嚥下機能訓練の件数

表 I-1-1-72 障害児（者）診療状況

区分 年度	診療日数（日）	患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数（件）
		新規	継続	合計	終了	中断	診療中止	病院紹介	取消	治療中	
元	282	57	230	287	0	0	0	4	0	283	985 (189)
2	286	57	283	340	1	0	0	1	1	337	801 (171)
3	287	49	337	386	1	0	0	2	0	383	929 (192)

※ かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所のうち特殊歯科診療の患者数

※ 診療件数の括弧書きは、摂食嚥下機能訓練の件数

## 第4項 看護職員の確保

### 1. 看護師等養成修学資金

市内の医療機関等指定施設における看護師等の不足を解消するため市内の医療機関等指定施設で働く意思のある看護学校等の学生に対し修学資金として、平成24年度までは月額20,000円を、平成25年度からは月額30,000円に増額し貸付を行っており、併せて市内の医療機関等指定施設に勤務することを目的とした他の修学資金貸付制度と本制度との併給を可能とすることで、貸付対象者の拡大を図りました。

平成27年4月からは、貸付者について准看護師を養成する学校または養成所に通う学生まで対象とし、また、返還免除となる施設については、介護施設等を含めた市内の医療機関等の規則で定める指定施設とすることにより、医療機関のみから拡大を図りました。

表 I-1-1-73 貸付状況

(単位:人)

区分 年度	市立看護専門学校	船橋中央病院附属看護専門学校	東京医療保健大学千葉看護学部	市外の看護学校等	准看護師養成所	合計
元	100	24	37	89	8	258
2	97	—	58	101	1	257
3	102	—	77	110	4	293

※船橋中央病院附属看護専門学校は、令和2年3月で閉校。



## 第5項 市立看護専門学校

### 看護専門学校

市内における看護職員の充足を図ることを目的に、平成3年4月に開校しました。

本校の教育目的は、「看護職として必要な知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性を養い、専門職業人として社会に貢献できる看護師として育つ」ことであり、充実した施設、スタッフのもとで看護教育を行っています。

### 1. 施設の概要

所在地	船橋市金杉 1-28-7 (電話番号 047-430-1115)
敷地面積	5,852.92 m <sup>2</sup>
校舎	鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造 4階建、3,388.45 m <sup>2</sup>
体育館	鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造 2階建、1,666.62 m <sup>2</sup>
テニスコート	1面

### 2. 受験者、入学者、卒業者の動向

表 I-1-1-74 船橋市立看護専門学校受験者・入学者住所及び出身高校別内訳 (単位：人、推薦含む)

区分		年度		2		3		4	
		受験者数	入学者数	受験者数	入学者数	受験者数	入学者数		
住所別	市内	26	20	30	18	29	15		
	県内(市内除く)	35	19	40	22	48	24		
	県外	7	3	6	1	8	2		
	合計	68	42	76	41	85	41		
出身高校別	市内	7	5	16	10	11	9		
	県内(市内除く)	47	30	44	27	60	29		
	県外	14	7	15	4	14	3		
	高校認定・大学検定	0	0	1	0	0	0		
	合計	68	42	76	41	85	41		

表 I-1-1-75 船橋市立看護専門学校卒業生の進路状況 (単位：人)

年度	市内医療機関		県内医療機関等 (市内除く)	県外医療機関等	進学	その他	合計
	市立医療センター	その他					
元	27	5	7	2	0	1	42
2	28	6	1	2	2	1	40
3	29	9	0	0	1	0	39

※ 各年度の卒業時調査

## 第4節 難病患者等の療養支援体制の充実

地域保健課

難病患者の不安等を解消するため、相談や療養に必要な支援を行います。また、千葉県が行う医療費助成（指定難病医療費助成制度など）の窓口業務を行います。

### 第1項 難病対策

指定難病医療費助成制度などの申請受付、特定医療費（指定難病）受給者証の発送などの窓口業務を行います。

また、在宅で療養する難病患者及び家族を支援することを目的に、保健師・難病訪問相談員等により家庭訪問を行います。

表 I-1-1-76 難病対策事業実績 (単位：件)

年度	区分	医療受給者証 所持者	保健指導数		
			訪問	面接	電話
元		4,261	321	93	854
2		4,695	132	45	1,040
3		4,482	162	100	1,068

### 第2項 肝炎治療特別促進事業

B型及びC型肝炎患者のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費の助成申請を受け付けています。

表 I-1-1-77 肝炎治療受給者証申請状況 (単位：件)

年度	区分	申請件数	認定者数
元		356	356
2		358	357
3		330	330

## 第5節 その他の事業

健康政策課

### 1. 献血推進事業

市では輸血用血液の需要に対処するため、千葉県赤十字血液センターに協力し、会場の確保や広報を行うとともに、船橋市献血推進協議会を組織し、街頭における普及啓発活動をはじめ各団体、企業等への呼びかけをとおして血液量の確保に努めています。

表 I-1-1-78 献血者数の推移 (単位：人)

区分 年度	船橋市（街頭献血）				献血ルームフェイス・津田沼献血ルーム			
	合計	200ml	400ml	成分献血	合計	200ml	400ml	成分献血
元	2,665	239	2,426	—	50,240	625	23,778	25,837
2	2,477	196	2,281	—	53,465	783	24,681	28,001
3	1,779	97	1,682	—	56,488	774	25,203	30,511

## 2. 日赤事業活動

地域福祉課

日本赤十字社の活動は、国内においては災害救護をはじめ献血、医療、社会福祉事業などの人道的事業を強力に実施し、また国外においては紛争や災害による被災者の救援活動あるいは開発途上国に対する援助活動などを活発に展開し、国内外から寄せられる期待と要請に応じています。

表 I-1-1-79 日赤活動資金募集状況 (単位：円)

内訳	年度	元	2	3
一般		24,014,067	11,227,081	19,157,788
法人		1,890,315	822,723	766,856
合計		25,904,382	12,049,804	19,924,644

## 日赤災害救援物資支給制度

火災、風水害等の災害にあわれた場合、日本赤十字社から救援物資が支給されます。

表 I-1-1-80 日赤災害救援物資支給状況

支給金品 年度	毛布 (枚)	敷布 (枚)	ガーゼ ケット (枚)	日用品 セット (個)	バス タオル (枚)	死亡弔慰金 (円)	見舞金 (円)
元	28	28	28	14	28	30,000	215,000
2	7	7	7	5	7	30,000	75,000
3	18	18	18	8	18	20,000	55,000

## 3. 上水道配水管布設事業費補助金

健康政策課

市民の飲料水確保及び公衆衛生の向上のため、井戸水から有害化学物質が検出され、上水道に切り替えようとする市民及び井戸水を上水道に切り替えようとする 10 世帯以上の市民により組織された組合に対し、千葉県又は習志野市が所管する上水道配水管布設（敷地内への引込みを除く）に係る工事費負担金の一部を助成します。

表 I-1-1-81 助成状況

区分 年度	件数 (件)	助成金額 (円)
元	0	0
2	0	0
3	0	0

※ 平成 23 年度以降実績なし

## 第2章 健康な生活のための予防体制の確立

## 第2章 健康な生活のための予防体制の確立

### 第1節 健康づくり・疾病に関する意識啓発

#### 第1項 健康増進計画

健康政策課

##### 1. ふなばし健やかプラン21

「ふなばし健やかプラン21」とは、健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」です。市民一人ひとりが生活習慣の改善やこころの健康づくり等に取り組むためのもので、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を目指し、市民と行政が一体となり、協働で推進する計画です。平成17年に第1次計画を、平成27年に第2次計画を策定しました。

「ふなばし健やかプラン21(第2次)」は、計画の基本理念や大目標などの基本的な方向を示した「基本計画」と、基本計画を実現するためにテーマごとの方向性を示す「分野別計画」からなり、分野別にそれぞれ目指すべき目標と推進方向を掲げています。

第2次計画では、「誰もが、健やかに、自分らしく生きがいをもって生活できるまち」を基本理念と定め、「健康寿命の延伸、市民の健康感・生活満足度の向上」を大目標としています。また、健康を支える環境や家族・地域の支えなど、地域社会の健康づくりが重要であることから、第1次計画に引き続き「声かけて 支えあってまちづくり」をキャッチフレーズとしています。

令和2年に、第2次計画の中間評価を実施した結果に基づき、生活習慣の改善に重要な「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」の5つの分野の「ふなばし健やかプラン21(第2次)後期分野別計画」を策定しました。

計画の推進は、①市民の健康づくりがどのように行われ、広がったかを、市民・行政で共有し、評価するとともに、今後の推進について検討する「推進評価委員会」、②健康づくりのために必要な環境や支援を検討する「庁内推進委員会」、③市民の健康づくりを市民の立場から推進する「市民運動推進会議」等により、図っています。



## 第2項 ふなばし健康まつり

### 1. ふなばし健康まつり

平成17年度に開始したふなばし健康まつりは、船橋市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン21」の推進のため、広く市民に健康づくりの動機付けとなる健康関連情報の提供や軽スポーツ体験、レクリエーション等を行うことで、自分の体の状態を実感したり、家族や仲間との絆を深めたりしてもらうことを目的に開催しています。健康づくりは個人の取り組みだけでなく、健康を支える環境や家族・地域との絆など、地域社会の健康づくりが重要と考え、市内で活動している団体や企業等にも声をかけ、市民・団体・企業・行政等が協働して運営しています。

平成17年度はNHK食育・健康フェアとのコラボレーションにより開催しましたが、平成18年度からは市民による市民のための健康づくりを推進するための市民団体「ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議」（平成17年5月発足）と共催により開催しています。令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催中止としました。

表I-1-2-1 開催概要

年度	テーマ	会場	来場人数（人）	出展数
元	はばたく	運動公園	6,000	10課・29団体
2★ <sup>2</sup>	—	—	—	—
3★ <sup>2</sup>	—	—	—	—

## 第3項 ふなばし健康フォーラム

### 1. ふなばし健康フォーラム

ふなばし健やかプラン21を推進するため、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議との共催により、市民とともに健康づくりについて考える機会として、平成18年度から開催しています。

表I-1-2-2 開催概要

(単位：人)

年度	テーマ	講師	会場	参加者数
元	スッキリと目覚めましたか？ ～睡眠について知っていてほしいこと～	公益財団法人神経研究所 精神神経科学センター長 高橋 清久 氏	船橋市役所 11階 大会議室	145
2	みんなで目指そう健康寿命の 延伸～with コロナ時代の健康 づくりのポイント～	千葉大学客員教授 矢島 鉄也 氏 ふなばし健やかプラン21 推進評価委員会 会長 亀田 義人 氏	船橋市公式YouTubeチ ャンネル内にて配信	視聴回数 延べ444回
3	地域がいきいきみんなで延ば そう健康寿命～心身の状態に 応じた体操の効果～	明治安田生命 NHKテレビ・ラジオ体操指導者 多胡 肇 氏	宮本公民館 2階 講堂	63

## 第4項 ふなばし健康ポイント事業

### 1. ふなばし健康ポイント事業

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる健康ポイント事業を平成30年10月から開始しました。

事業内容 日常的な生活の中での歩数や、運動したことによる身体の変化などによりポイントを獲得。スマートフォンアプリや市内28ヵ所に設置した専用端末から歩数を送信し、ポイント数に応じ抽選で特典との交換につながる仕組みです。

対象者 市内在住・在勤の18歳以上の方

使用媒体 活動量計、スマートフォンアプリ、ICカード、すこちゃん手帳

表 I-1-2-3 参加者数 (単位：人)

年度	無償活動量計	有償活動量計	アプリ	ICカード	合計
元	1,137	136	1,012	82	2,367
2	1,772	150	1,768	85	3,775
3	1,830	175	3,099	84	5,188

※すこちゃん手帳の参加者数について（活動量計、アプリ、ICカードとの併用含む）

令和元年度 237人（景品応募の際に提出された人数）

令和2年度 4,914人（手帳配布人数）

令和3年度 5,914人（手帳配布人数）

## 第5項 自殺対策計画

### 1. 船橋市自殺対策計画

本市においては、毎年100人前後の方が自ら命を絶っている現状にあり、こうしたことから、平成22年より「船橋市自殺対策連絡会議」を設置し、自殺の実態把握や関係機関の活動情報交換と相互連携等、自殺対策の総合的な推進を図ってまいりましたが、さらに対策を強化するために、「誰も自殺に追い込まれることのない生きる道をつなぐ船橋市」を基本方針として、「船橋市自殺対策計画」を平成31年に策定しました。

「船橋市自殺対策計画」は、生きることの包括的な支援や関連施策との有機的な連携、関係者の役割の明確化などを図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

## 第6項 ふなばしシルバーリハビリ体操

健康づくり課

### 1. ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業

(仮称)ふなばし健やか体操 21 推進協議会における議論の結果に基づき、平成 27 年度よりふなばしシルバーリハビリ体操推進事業を実施しています。シルバーリハビリ体操は、市民一人ひとりが無理なく始められ、誰にでもできる体操です。さらに市民自らが体操の指導士となり、指導士となった市民が他の市民に体操を教えることが大きな特徴です。一人で行うのではなく、体操を通じて、市民自らの健康寿命の延伸を図るとともに、市民相互に支えあって地域の健康づくりと介護予防に取り組むことを目的としています。

#### (1) 体操普及事業

##### ① 市職員及び体操指導士による体操教室

- ・ふなばしシルバーリハビリ体操教室を全公民館等で実施。

表 I-1-2-4 体操(体験)教室実施状況

年度 会場	元		2★ <sup>1</sup>		3★ <sup>1</sup>	
	実施回数 (回)	実施人数 (人)	実施回数 (回)	実施人数 (人)	実施回数 (回)	実施人数 (人)
保健福祉センター	—	—	—	—	—	—
公民館等	282	10,511	45	858	118	2,330
出前講座	17	361	1	12	3	43
その他	5	316	0	0	3	55
合計	304	11,188	46	870	124	2,428

##### ② 体操指導士主催体操教室

表 I-1-2-5 指導士主催体操教室実施状況

区分 年度	元	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
開催場所(総数)	95	35	49
指導士(総数)	5,158	725	1,689
参加人数(総数)	23,139	2,298	5,595

#### (2) 体操指導士養成事業

##### ① 初級指導士養成

- ・初級指導士養成講習会の開催。平日 5 コース計 5 回、土曜日コース 1 コースを含め計 6 回。
- ・1 コース修了後に、実技の復習等を行うフォローアップ研修会(任意参加)を開催。
- ・体操指導士は、無償のボランティアとして活動することを基本とし、地域での体操の普及に取り組む。



## ② 上級指導士養成

- ・平成 30 年度より上級指導士養成講習会 1 コースの開催。平成 30 年度は 10 名を認定。
- ・上級指導士の養成は、3 年に 1 回実施予定。
- ・地域での体操の普及に取り組み、初級指導士の育成も行う。

表 I - 1 - 2 - 6 指導士認定者数 (単位：人)

年度	元		2★ <sup>2</sup>		3★ <sup>1</sup>	
	指導士人数 (男)	指導士人数 (女)	指導士人数 (男)	指導士人数 (女)	指導士人数 (男)	指導士人数 (女)
計	25	69	—	—	7	24
合 計	94		—		31	

## 第 7 項 母子保健計画

地域保健課

### 1. すこやか親子ふなばし

「すこやか親子ふなばし」とは、健やかな子どもを産み育てることのできる子どもに優しい地域づくりに向けて、平成 27 年度に「ふなばし健やかプラン 21 (第 2 次)」に包含する形で「船橋市母子保健計画 (平成 27 年度から平成 31 年度)」を策定してまいりましたが、計画期間が終了することに伴い、母子保健の更なる充実のために「ふなばし健やかプラン (第 2 次)」から独立させ、新たに船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を単独計画として策定することとしました。

「すこやか親子ふなばし」は、「すべての子どもが健やかに育つまち船橋」を計画の基本理念とし、船橋市の母子保健を取り巻く状況と国民運動計画「すこやか親子 21 (第 2 次)」の趣旨を踏まえて 3 つの基盤課題と様々な母子保健の取り組みの中で特に重点的に取り組む必要のある 3 つの重点課題を設定し、課題ごとに「めざす姿 (健康水準)」「市民の取り組み (健康行動)」「市民を支える取り組み (環境整備)」の目標と評価指標を定めています。

## 第 8 項 母子保健事業

### 1. 健康教育

#### (1) 両親学級「パパ・ママ教室」

沐浴実習等を通して夫婦で協力して出産・育児に臨み、夫婦共同の子育てや家庭づくりができるよう促しています。

#### (2) 親子教室

1 歳 6 か月児健康診査の事後指導教室として実施し、親子又は集団での遊び体験や、保護者への継続的指導を通して親子関係の改善や児の発達を促しています。

### (3) 健康講座

幼児の心の発達や思春期特有の心身の特徴等についての理解を深め、保護者が子どもと適切に関わることのできるよう促しています。

### (4) 地区健康教育

地域の実情に合わせ、幼児期におこりやすい病気や事故についての知識及び、子どもの健康や健全な育児を促すことを目的に、児童ホーム、公民館、自治会、中学校などの協力を得ながら健康教育を行っています。

表 I-1-2-7 実施回数・延参加者数

区分	元		2		3	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
両親学級	42★ <sup>1</sup>	2,137★ <sup>1</sup>	4★ <sup>1</sup>	36★ <sup>1</sup>	48★ <sup>1</sup>	711★ <sup>1</sup>
親子教室	176★ <sup>1</sup>	1,200★ <sup>1</sup>	0★ <sup>2</sup>	0★ <sup>2</sup>	4★ <sup>1</sup>	11★ <sup>1</sup>
健康講座	6	108	0★ <sup>2</sup>	0★ <sup>2</sup>	6	44★ <sup>1</sup>
地区健康教育	110★ <sup>1</sup>	3,904★ <sup>1</sup>	2★ <sup>1</sup>	6★ <sup>1</sup>	18★ <sup>1</sup>	652★ <sup>1</sup>

※ 親子教室受講者は児の数

## 第9項 成人保健事業

### 1. 健康教育

#### (1) 糖尿病教室

糖尿病は、日常生活と食生活の改善が大切であり、生活習慣改善により参加者の健康増進、疾病の予防、合併症の予防のために、糖尿病教室を実施しています。

#### (2) 健康講座

生涯にわたる健康づくりを多角的にとらえ、その時代に沿った内容の教室を実施しています。

#### (3) 地区健康教育

健康づくりや生活習慣病予防などの啓発の一環として、町会・自治会、公民館などの協力を得ながら地区住民の要望を取り入れて、地区健康教育を企画実施しています。

表 I-1-2-8 実施回数・延参加者数

区分	元		2		3★ <sup>1</sup>	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
糖尿病教室	6	94	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	6	74
健康講座	7	175	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	4	52
地区健康教育	425	12,200	12★ <sup>1</sup>	160★ <sup>1</sup>	58	788

#### (4) 運動教室

適度な運動を習慣化することにより、生活習慣病の予防と改善を促し、ストレスの解消や体調を整えるなど健康の保持増進を目指しています。

表 I-1-2-9 実施回数・延参加者数

区分	元		2★ <sup>1</sup>		3★ <sup>1</sup>	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
運動教室	91	1,635	16	257	80	1,044

## 2. 公園を活用した健康づくり事業

市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的な健康づくりが推進されるよう、自治会及び市民団体等の協力により実施しています。

表 I-1-2-10 実施回数・延参加者数

区分	元		2★ <sup>1</sup>		3★ <sup>1</sup>	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
公園事業	6,643	224,253	777	20,445	5,359	139,827

## 3. 船橋市地域・職域連携推進協議会

地域保健と職域保健の連携を図り、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制を整備・構築します。

表 I-1-2-11 実施回数

区分	年度	元	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
協議会		1	—	1
作業部会		1	1	1
研修会		1	—	—

※令和3年度の協議会と作業部会は書面開催

## 4. 自殺対策事業

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談先へつなげ、見守る人を養成するゲートキーパー研修等を行うことで、市民や相談支援者の自殺予防の意識を高め、自殺対策を推進しています。

表 I-1-2-12 実施回数・延べ参加者数

区分	元★ <sup>1</sup>		2★ <sup>1</sup>		3★ <sup>1</sup>	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
ゲートキーパー研修	2	156	2	40	2	10,299

※令和3年度は市役所全職員（教職員含む）のeラーニングを実施した。

## 5. 受動喫煙防止対策事業

望まない受動喫煙をなくすため、市民や事業所へ周知啓発を行うとともに、義務違反内容を把握した場合は適切な助言指導・勧告等を行います。

表 I-1-2-13 相談件数

区分	年度		
	元	2	3
相談対応件数	254	284	150

## 6. 熱中症予防対策事業

熱中症の危険性が極めて高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促すため、熱中症警戒アラートが発表された時等に周知啓発を行います。

表 I-1-2-14 発表回数

区分	年度	
	2	3
熱中症警戒アラート発表回数	18	8

※千葉県での熱中症警戒アラート発表＝船橋市の発表基準

## 第10項 栄養保健事業

### 1. 母子栄養保健事業（母子保健事業における栄養部門抜粋）

生涯を通して健康的に過ごすためには、乳幼児期から生活習慣の基礎づくりが大切であり、その中でも規則正しい食習慣の確立が重要になります。

また、4か月児健康相談や1歳6か月児健診・3歳児健診・健康教育などを通して、規則正しい食習慣の基礎づくりのために相談や栄養指導を行っています。

表 I-1-2-15 実施回数・延参加者数

事業名	年度		2		3	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
地区健康教育	42	1,086	2★ <sup>1</sup>	51★ <sup>1</sup>	8★ <sup>1</sup>	125★ <sup>1</sup>
4か月児健康相談	121	2,488	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	48★ <sup>1</sup>	295★ <sup>1</sup>
1歳6か月児健康診査	68	802	43★ <sup>1</sup>	284★ <sup>1</sup>	72	743
3歳児健康診査	69	292	43★ <sup>1</sup>	112★ <sup>1</sup>	72	358
母子地区栄養相談	45	223	2★ <sup>1</sup>	13★ <sup>1</sup>	12★ <sup>1</sup>	58★ <sup>1</sup>
訪問栄養指導（面接等含）	—	187	—	444★ <sup>1</sup>	—	121★ <sup>1</sup>
ダイヤル・窓口栄養相談	—	241	—	164★ <sup>1</sup>	—	97★ <sup>1</sup>
こどものお食事ひろば	33	487	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>

## 2. 成人栄養保健事業（成人保健事業における栄養部門抜粋）

健康的な生活習慣を確立するために、健康教育・まちづくり出前講座や健康相談などの各事業を通して、健康増進及び生活習慣病の予防を促すために栄養指導を行っています。

また、保健事業の参加者等で必要と思われる方には、家庭を訪問し、栄養状態を把握したうえで、食生活の改善と疾病の予防を図るために継続的な栄養指導を行っています。

表 I - 1 - 2 - 1 6 実施回数・延参加者数

年度 事業名	元		2		3	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
糖尿病教室	6	94	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	5★ <sup>1</sup>	65★ <sup>1</sup>
地区健康教育	73	1,665	2★ <sup>1</sup>	29★ <sup>1</sup>	10★ <sup>1</sup>	90★ <sup>1</sup>
成人栄養相談	30	601	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>
なんでも食事相談	22	85	10★ <sup>1</sup>	28★ <sup>1</sup>	21★ <sup>1</sup>	52★ <sup>1</sup>
訪問栄養指導（面接等含）	—	32	—	36★ <sup>1</sup>	—	33★ <sup>1</sup>
ダイヤル・窓口栄養相談	—	82	—	38★ <sup>1</sup>	—	42★ <sup>1</sup>
CKD教室	4	111	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	2★ <sup>1</sup>	31★ <sup>1</sup>

## 3. 食育推進事業

乳幼児期から食べる事に関心をもち、一人ひとりが自分自身で健康を守ることを考え、自立的に豊かな食生活を営むことができる能力を育てることや、家族のふれあいの中からこころの健全育成を図ることを目的に、関係機関と連携の上、啓発事業を実施しています。

表 I - 1 - 2 - 1 7 実施回数・延参加者数

年度 事業名	元		2★ <sup>2</sup>		3	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食育ミニ講座	88	4,050	—	—	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>
食育講座	72	631	—	—	4★ <sup>1</sup>	24★ <sup>1</sup>
歯みがキッズ教室	2	418	—	—	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>
ヘルシーフェア等	14	1,283	—	—	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>

#### 4. 食環境整備事業（「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業）（令和2年11月より開始）

市民が、外食や中食においても健康的な食事ができるよう、野菜摂取量の増加につながる取り組みを行う飲食店等を「ふなばしMOREベジ協力店」として登録し、旬の野菜や船橋産の農産物を摂取しやすい環境整備の推進を図るとともに、健康づくりを支援しています。

表 I-1-2-18 登録店舗数 (単位：件)

区分	年度	2	3
登録店舗数		80	104

#### 5. 食育展

市内における食育を推進するため、市内食育関係各課及び市内食育関係団体等との連携により、6月の食育月間にパネル展示やイベント等による食育展を開催しています。

表 I-1-2-19 食育展期間中に実施した主なイベントとその来場者数

区分	年度	元	2★ <sup>2</sup>	3★ <sup>1</sup>
イベント来場者数		134	-	-
イベント内容		みそ汁試飲、太巻き寿司の講習会	-	-
出展数		11課・8団体	-	9課・8団体

#### 6. 食生活改善推進事業

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけた上で、地域の中で活動する食生活サポーターを育成し、市民と協働で食生活改善の啓発活動を実施しています。

表 I-1-2-20 実施回数・延参加者数

事業名	年度	元		2★ <sup>1</sup>		3★ <sup>1</sup>	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食生活サポーター養成講座・研修会		43	408	1	43	1	36
食生活サポーターの活動		38	7,731	5	245	152	261

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により縮小して実施しましたが、実施回数は家庭に訪問し個別に資料配布を行った場合も計上したため増加しています。

## 第11項 歯科保健事業

### 1. 歯みがキッズ教室

各保健センターにおいて、夏休みの期間を利用して、3歳から就学前までの幼児を対象に歯科健診及び指導や相談を行うとともにフッ化物歯面塗布（希望者）を実施しています。

併せて保護者に対しても歯科健診及び指導を行い、口腔疾患の予防啓発を推進しています。

表 I-1-2-21 実施回数・参加者数

区分	年度	元	2★ <sup>2</sup>	3★ <sup>2</sup>
実施回数		2	—	—
幼児数		214	—	—
保護者数		204	—	—

### 2. 歯・口の健康啓発事業

生涯にわたり、自分の歯で食事が出来るように歯の健康づくりを推進しています。

表 I-1-2-22 参加者数

区分	年度	元	2★ <sup>2</sup>	3
高齢者のよい歯のコンクール参加数		35	—	19★ <sup>1</sup>
親と子のよい歯のコンクール参加数		52	—	—★ <sup>2</sup>
歯・口の健康啓発標語作品総数		4,836	—	4,081★ <sup>1</sup>
健康まつり等参加数		1,716	—	—★ <sup>2</sup>

### 3. フッ化物洗口事業

歯の生え変わりの時期にフッ化物による洗口を集団的、継続的に実施することにより、永久歯の健康の保持増進を図るため、小学校において実施学年の希望する児童に週1回実施いたします。

表 I-1-2-23 実施状況

区分	年度	元★ <sup>1</sup>	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
施設数		54	0	15
クラス数		681	0	246
フッ化物洗口実施者数		20,189	0	7,253
歯科衛生士の健康教育回数		160	1	44
健康教育受講者延数（保護者を含む）		16,032	59	12,167

※ 令和元年度3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。

## 第2節 相談・指導体制の充実

### 第1項 母子保健事業

#### 1. 健康相談

##### (1) 妊婦健康相談

妊婦に対し保健師が個別に面接し、妊婦の持つ問題点を把握し適切な保健指導と関係機関との連携を図るとともに、母子保健制度の活用、異常の早期発見、早期治療、早産や低体重児などの出生防止を図っています。

母子健康手帳交付時に、妊婦全員に面接を行い、妊娠・出産支援プランを作成しています。

##### (2) 宿泊型産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事・育児等の支援が受けられない母子を対象に、医療機関の空きベッドを活用して、心身のケアや育児のサポート等を実施しています。

##### (3) 4か月児健康相談

発育・発達の節目である生後4か月に全数相談を行い、育児不安に早期に対応し虐待の予防や前向きに子育てができるよう支援しています。また、子育て支援の情報提供や離乳食、歯の集団指導等正しい知識の普及や孤立感の解消を図るとともに異常の早期発見、早期療育を促しています。

##### (4) 地区健康相談

子どもの発育・発達・生活習慣や育児不安などについて個別の相談を、児童ホーム・公民館・自治会館などで行っています。

##### (5) 子育て世代包括支援センター「ふなここ」

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、各種相談に応じるとともに、医療機関や子育て支援機関、学校などの関係機関と連携し児童虐待の未然防止に努めます。



## (6) 不妊専門相談事業

不妊や不妊治療に関することについて、産婦人科医師・助産師による相談を実施しています。

表 I-1-2-24 実施回数・延参加者数

区分	年度		2		3	
	元	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
妊婦健康相談	—	5,025	—	4,730	—	4,473
4か月児健康相談	121	3,650	0★1	2,933★1	48★1	3,390★1
地区健康相談	216	1,426	8★1	45★1	25★1	137★1
子育て世代包括支援センター 「ふなここ」	—	253	—	2,627	—	2,962
不妊専門相談事業	4	7	8	19	6	10

※4か月児健康相談の令和2年度、令和3年度については、窓口や訪問で個別に対応した数も含む

表 I-1-2-25 利用者数 (単位：人)

区分	年度	元	2	3
宿泊型産後ケア事業		105	145	166

※ 利用者数は産婦の数

## 2. 訪問指導

### (1) 妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業

平成19年度からこんにちは赤ちゃん事業として、生後60日までの乳児のいる全家庭に、赤ちゃん訪問員・助産師・保健師が訪問し、育児支援、養育環境の把握、子育て支援情報の提供や適切なサービスを行い、虐待の未然防止を図っています。なお、従来から実施している妊産婦・新生児訪問指導の対象者もこんにちは赤ちゃん事業に含めています。

### (2) 家庭訪問事業

集団事業（相談・健康診査等）の要指導者等の家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた指導援助を行い、不安の解消や健全な育児を促しています。

表 I-1-2-26 延訪問指導者数 (単位：人)

区分	年度	元	2	3
妊産婦		1,683	1,791	1,790
新生児・低体重児		2,178	2,097	2,142
赤ちゃん訪問員による訪問		1,972	2,087	1,911
保健師の訪問		4,510	3,028	2,665

※ 妊産婦の訪問指導者数について、助産師・保健師・赤ちゃん訪問員の訪問者数を計上。

※ 保健師の家庭訪問事業については上記実績の一部を含む。

### 3. 母子健康手帳の交付

妊娠届に基づき全ての妊婦に対して母子健康手帳を交付し、妊娠・出産から就学時までの一貫した健康管理と母性意識の高揚を図っています。また、妊娠・出産・育児や社会資源等に関する配布物により、正しい知識の普及と妊娠中や育児についての不安の軽減を図っています。

表 I-1-2-27 母子健康手帳交付数 (単位：件)

区分	年度	元	2	3
	交付数		5,236	4,901

### 4. 小児慢性特定疾病自立支援事業

小児慢性特定疾病により、長期療養を必要とする児とその家族に対し、治療方法のみでなく、養育に必要な情報提供・精神的支援を行い、家族相互の交流を図っています。

表 I-1-2-28 小児慢性特定疾病自立支援事業（講演・交流会）実施回数・参加者数

区分		年度	元	2★ <sup>2</sup>	3★ <sup>2</sup>
実施回数			2	—	—
参加者数	対象児		5	—	—
	親		12	—	—
	学校・保健関係者		4	—	—

## 第2項 成人保健事業

### 1. 健康相談

#### (1) 成人健康相談

生活習慣病予防や健康全般について、各公民館や自治会館、集会所等で定期的に個別相談を実施しています。

#### (2) 骨密度測定と骨粗しょう症相談

骨粗しょう症予防のための日常生活の改善を促し、健康づくりの推進を図るため、骨密度測定と骨粗しょう症相談を各保健センターで実施しています。

表 I-1-2-29 実施回数・延相談者数

区分	年度	元		2		3★ <sup>1</sup>	
		実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
成人健康相談		484	6,807	139★ <sup>1</sup>	196★ <sup>1</sup>	218	301
骨密度測定と骨粗しょう症相談		111	2,973	—★ <sup>2</sup>	—★ <sup>2</sup>	85	1,265

### 2. 家庭訪問事業

#### 保健師による家庭訪問事業

訪問指導を必要とする家庭に保健師が訪問し、健康の保持増進、疾病の予防、疾病の早期発見、正しい療養の仕方などについて対象に合わせた保健指導を実施しています。

表 I - 1 - 2 - 3 0 延指導者数 (単位：人)

区分	年度	元	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
延指導者数		714	54	27

### 3. 健康手帳の交付

健康手帳の交付は、平成 29 年 4 月より原則として対象者による厚生労働省ホームページからのダウンロードによるものとなりました。自らの健康管理と適切な医療の確保に資するよう健康手帳の利用を促しています。

## 第 3 項 歯科保健事業

### 1. 巡回歯科指導

#### (1) 私立保育園・私立幼稚園歯科指導

市内の私立保育園・認定こども園・私立幼稚園の園児を対象に歯みがき指導を行っています。

#### (2) マザーズホーム等歯科指導及び歯科健診

東・西簡易マザーズホーム・親子教室等に通園している児に歯科健診・歯みがき指導等を行い、希望者にはフッ化物歯面塗布も併せて行っています。

特別支援学校においては、小・中・高等部の児童・生徒に対し、歯みがき指導を実施しています。

表 I - 1 - 2 - 3 1 実施回数・指導者数

事業名	年度	元★ <sup>1</sup>		2★ <sup>1</sup>		3★ <sup>1</sup>	
		実施回数	実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数
私立保育園歯科指導		24	873	6	157	25	786
私立幼稚園歯科指導		5	334	1	42	5	345
市立特別支援学校歯科指導		3	96	0	0	0	0
マザーズホーム歯科健診		4	36	2	19	4	33
ひまわり・たんぼぼ親子教室歯科健診		8	135	8	98	8	100

※ 令和元年度 3 月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。

### 2. 歯科衛生士による家庭訪問事業

訪問指導を必要とする幼児等への歯に関する相談・指導を行っています。

表 I - 1 - 2 - 3 2 指導延人数 (単位：人)

区分	年度	元	2	3
実施者数		73	800	186

※ 面接・電話相談・文書含む。

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時中止していた幼児健康診査の対象者が返送した問診票に記載されている内容をもとに電話相談を行った。

### 3. その他の事業（他職種との協働歯科事業）

その他、各保健センター・地区においては保健師等と歯の健康づくりを目的として事業を実施しています。

表 I - 1 - 2 - 3 3 他職種との協働歯科事業

区分	年度	元	2	3
4 か月児健康相談		121回★ <sup>1</sup> 2,488人★ <sup>1</sup>	一回★ <sup>2</sup> 一人★ <sup>2</sup>	一回★ <sup>2</sup> 一人★ <sup>2</sup>
地区健康教育	成人	68回★ <sup>1</sup> 1,267人★ <sup>1</sup>	3回★ <sup>1</sup> 51人★ <sup>1</sup>	2回★ <sup>1</sup> 41人★ <sup>1</sup>
	母子	49回★ <sup>1</sup> 1,399人★ <sup>1</sup>	3回★ <sup>1</sup> 102人★ <sup>1</sup>	0回★ <sup>1</sup> 0人★ <sup>1</sup>
地区健康相談	成人	29回 308人	0回★ <sup>1</sup> 0人★ <sup>1</sup>	0回★ <sup>1</sup> 0人★ <sup>1</sup>
	母子	52回 278人	4回★ <sup>1</sup> 26人★ <sup>1</sup>	0回★ <sup>1</sup> 0人★ <sup>1</sup>
骨密度測定時歯科相談		22回 264人	一回★ <sup>2</sup> 一人★ <sup>2</sup>	一回★ <sup>2</sup> 一人★ <sup>2</sup>
糖尿病教室		2回★ <sup>1</sup> 50人★ <sup>1</sup>	一回★ <sup>2</sup> 一人★ <sup>2</sup>	2回★ <sup>1</sup> 28人★ <sup>1</sup>
食育講座		72回★ <sup>1</sup> 631人★ <sup>1</sup>	一回★ <sup>2</sup> 一人★ <sup>2</sup>	4回★ <sup>1</sup> 24人★ <sup>1</sup>

※ その他、窓口歯科相談等実施しています。

※ 令和元年度3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。

※ 令和3年度は令和2年度に中止した私立保育園・私立幼稚園の歯科指導を優先に実施するため、健康教育・健康相談事業を縮小した。

## 第4項 その他の保健事業

### 1. 未熟児養育医療給付事業

出生時2,000g以下または医師が未熟児と診断した児が、指定医療機関に入院治療する場合、その医療の給付を行っています。

表 I - 1 - 2 - 3 4 申請・給付状況 (単位：人)

区分	年度	元	2	3
新規申請者数		96	98	103
給付者数		107	99	127

### 2. 自立支援医療（育成医療）給付事業

身体に機能障害がある児童が、指定医療機関で障害が改善される治療（主に手術）を受ける場合、その医療の給付を行っています。

表 I - 1 - 2 - 3 5 申請・給付状況 (単位：人)

区分	年度	元	2	3
新規申請者数		55	25	51
給付者数		73	39	52

### 3. 結核児童療育給付事業

結核にかかっている児童が、指定医療機関で入院治療する場合、その医療等の給付を行っています。

表 I - 1 - 2 - 3 6 申請状況 (単位：人)

区分	年度	元	2	3
新規申請者数		0	0	0

#### 4. 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児指定疾病医療費助成事業

小児の慢性疾病で治療が長期にわたり保護者の医療負担も高額となる特定疾病にかかっている児童の医療給付を行っています。

なお、小児慢性特定疾病医療費支給事業（国事業）に該当しなかった小児に対し、小児指定疾病医療費助成事業（市事業）を実施しています。

表 I-1-2-37 小児慢性特定疾病医療費支給・小児指定疾病医療費助成事業実績

区分	元		2		3	
	市事業	国事業	市事業	国事業	市事業	国事業
新規件数（件）	5	93	6	92	2	118
受給者数（人）	60	588	66	674	61	660

#### 5. 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける夫婦を対象に、その治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。また、令和3年1月1日以降に終了した治療について、助成金額及び対象者の拡充を実施しています。

表 I-1-2-38 助成状況（単位：件）

区分	年度	元	2	3
助成件数		788	680	1,307

#### 6. 一般不妊治療費等助成事業

一般不妊検査及び治療（男性不妊含む）を受ける夫婦を対象に、その治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。

表 I-1-2-39 助成状況（単位：件）

区分	年度	元	2	3
助成件数		451	413	410

#### 7. 不育症検査費用助成（令和3年度より開始）

妊娠はするけれども流産、死産を繰り返し、結果的に子供を持ってない状態を不育症といいます。不育症の検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施される検査を対象に令和3年度から検査費用の一部を助成しています。

表 I-1-2-40 助成状況（単位：件）

区分	年度	3
助成件数		0

## 第3節 検診・健康診査・予防接種の充実

### 第1項 母子保健事業

#### 1. 健康診査

##### (1) 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査受診票 14 回分を妊婦に交付し、医療機関等で受診する妊婦健康診査の一部を公費負担し、異常の早期発見や早期治療、正しい知識の普及を図ると共に、安全な妊娠・出産を促しています。

また、多胎妊婦向けに令和 3 年度受診分から健康診査費用助成制度（償還払い）の追加助成を開始しています。

##### (2) 産婦健康診査

平成 30 年 10 月より、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期に行う産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援をしています。

##### (3) 新生児聴覚スクリーニング検査（令和 3 年度より開始）

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るため、令和 3 年度より新生児聴覚スクリーニング検査の費用を一部助成しています。

##### (4) 乳児健康診査

乳児一般健康診査受診票を 2 回分交付し、医療機関で受診する生後 3～6 か月と 9～11 か月の時期の健康診査により、異常の早期発見や早期治療を促すとともに、適切な養育を促しています。

##### (5) 1 歳 6 か月児健康診査

発達の目安が比較的容易に得られやすい 1 歳 6 か月の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。また、育児不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度、令和 3 年度は日曜日健診を中止）

##### (6) 3 歳児健康診査

身体発育、精神発達の面から特に重要な 3 歳の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度、令和 3 年度は日曜日健診を中止）

表 I-1-2-41 受診者数 (単位：人)

区分 \ 年度	元	2	3
妊婦健康診査	59,701	55,416	54,003
産婦健康診査	7,141	6,497	6,853
新生児聴覚スクリーニング検査	-	-	3,798
乳児健康診査	8,531	8,629	7,828
1歳6か月児健康診査	4,516	5,177★ <sup>1</sup>	4,660
3歳児健康診査	4,685	5,273★ <sup>1</sup>	4,724

※ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査については把握者数。

## 第2項 成人保健事業

### 1. 各種検診

健康づくり課

#### (1) 胃がん検診

40歳以上の市民を対象に胃がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-42 胃部エックス線検査 受診者実績 (単位：人)

年度 \ 区分	受診者数	要精密検査
元	3,468	273
2★ <sup>1</sup>	2,711	238
3	2,839	249

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

表 I-1-2-43 胃部内視鏡検査 受診者実績 (単位：人)

年度 \ 区分	受診者数	要精密検査
元	5,891	74
2★ <sup>1</sup>	4,373	56
3	5,970	64

※ 50歳以上の偶数年齢が対象。

#### (2) 子宮頸がん検診

20歳以上の女性市民を対象に子宮頸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-44 受診者実績 (単位：人)

年度 \ 区分	受診者数	要精密検査
元	27,259	480
2★ <sup>1</sup>	23,843	558
3	27,605	660

※ 20歳以上の偶数年齢が対象。

**(3) 乳がん検診**

30歳以上の女性市民を対象に乳がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

**表 I-1-2-45 超音波検査 受診者実績** (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	元	5,194	168
	2★ <sup>1</sup>	4,497	117
	3	5,525	136

※ 30歳代の偶数年齢が対象。

**表 I-1-2-46 マンモグラフィ 受診者実績** (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	元	21,568	2,615
	2★ <sup>1</sup>	17,176	1,876
	3 <sup>1</sup>	21,404	2,292

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

**(4) 肺がん検診**

40歳以上の市民を対象に肺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

**表 I-1-2-47 受診者実績** (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査	喀痰細胞診
	元	83,828	3,054	1,505
	2★ <sup>1</sup>	74,745	2,401	997
	3	78,323	2,391	1,122

**(5) 大腸がん検診**

40歳以上の市民を対象に大腸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

**表 I-1-2-48 受診者実績** (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	元	73,088	5,272
	2★ <sup>1</sup>	65,852	4,836
	3	67,335	4,625

**(6) 前立腺がん検診**

50歳以上の5歳刻みの年齢の男性市民を対象に前立腺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。



表 I-1-2-49 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	元	5,687	682
	2★ <sup>1</sup>	5,150	567
	3	5,578	690

(7) 肝炎ウイルス検診

40歳以上の市民(過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受診した者は除く)を対象に肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、自身が感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関で受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-50 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	HCV抗体		HBs抗原	
			陽性	陰性	陽性	陰性
	元	7,817	10	7,784	41	7,757
	2★ <sup>1</sup>	6,748	14	6,701	22	6,708
	3	7,333	16	7,298	33	7,276

(8) 風しん抗体検査

妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者等、抗体価の低い妊婦の配偶者等である市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施している。

表 I-1-2-51 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	免疫なし	免疫あり
	元	1,533	573	960
	2	1,111	496	615
	3	1,033	442	591

(9) 風しん抗体検査(追加的対策)

公的な定期予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、風しんのまん延の予防及び先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施しています。

表 I-1-2-52 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	免疫なし	免疫あり
	元	6,749	1,558	5,191
	2	8,833	1,918	6,915
	3	6,010	1,215	4,795

**(10) 成人歯科健康診査**

地域保健課

生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図るため、成人期からの切れ目のない歯・口腔疾患の予防支援策として、20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳の市民を対象に実施しています。

**表 I - 1 - 2 - 5 3 受診者実績** (単位：人)

年度\区分	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
元	3,810	291	826	2,693
2	3,655	281	829	2,545
3	3,506	290	859	2,357

**第3項 歯科保健事業**

**1. 歯科健康診査**

**(1) 1歳6か月児健康診査**

1歳6か月児は、離乳完了後における食習慣の基礎づくりのスタートラインであり、嗜好の傾向が決まる時期でもあります。また、口腔内では、乳歯もかなり萌出し、むし歯にかかりはじめる時期であるため、歯科健診では、むし歯、歯の異常の発見、予防の指導及び相談を実施しています。

**(2) 幼児歯科指導** (①こどもの歯科相談 ② 2.6 歯科健診)

- ① 1歳～3歳児未満までの幼児にむし歯予防の相談を実施しています。
- ② 2歳6か月児歯科健康診査（フッ化物歯面塗布）を実施しています。

**(3) 3歳児健康診査**

3歳児は乳歯列が完成し、食事や間食の選択も自己主張できるようになり、乳歯のむし歯が急増する時期にあたります。

また、1人当たりのむし歯の本数も多くなることから、歯科健診ではむし歯の有無と同時に、要注意の歯や指しゃぶり等による咬合の異常の発見、予防の指導及び相談を実施するとともに、併せて保護者の口腔内観察も実施しています。

**(4) 妊婦歯科健康診査**

むし歯や歯周病など歯科疾患が重篤しやすい妊娠中に歯科健診の機会を設け、歯科疾患の早期発見と予防を促すため、協力歯科医療機関で個別歯科健診として実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I-1-2-54 実施回数・受診者数

区分	年度	元★1		2★1		3★1	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
1歳6か月児健康診査		68	4,231	63	3,554	72	3,756
幼児歯科指導 (こどもの歯科相談・2.6 歯科健診)		125	3,636	0	0	108	3,013
3歳児健康診査 (保護者の口腔内観察)		69	4,425	63	3,653	72	3,843
			991		0		0

※ 令和元年度3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。  
 ※ 令和3年度は令和2年度に中止した期間の対象者も含めて2.6 歯科健診を実施した。

表 I-1-2-55 妊婦歯科健康診査受診者数(個別) (単位:人)

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
元		1,581	144	121	1,316
2		1,282	124	71	1,087
3		1,509	143	78	1,288

## 第4項 予防接種事業

### 健康づくり課

予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・麻しん・風しん・日本脳炎・破傷風・結核(BCG)・Hib感染症(ヒブ)・肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)・ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)・水痘・B型肝炎・ロタウイルス感染症・インフルエンザ・肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る)の定期予防接種を実施しています。

また、1歳の子に対するおたふくかぜ任意予防接種の費用助成や、風しんの抗体価が十分でない妊娠を希望する人等に対する風しん予防接種の費用助成等を、市独自に実施しています。

表 I-1-2-56 乳幼児 接種者数 (単位:人)

区分	三種混合	四種混合	ポリオ	MR	日本脳炎	BCG
年度	※1	※2		※3		
元	3	18,840	11	10,024	19,246	4,694
2	0	19,384	3	10,028	19,239	4,807
3	2	17,355	3	9,554	11,124	4,181

区分	ヒブ	肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタウイ ルス※4	おたふく かぜ
年度						
元	18,152	18,854	9,482	13,607	—	—
2	19,651	19,004	9,739	14,256	7,867	3,917
3	17,304	17,249	8,801	12,722	10,130	3,711

表 I-1-2-57 児童・生徒等接種者数 (単位:人)

区分 年度	日本脳炎	二種混合 ※5	HPV
元	6,043	4,529	231
2	5,571	5,048	804
3	2,007	4,495	2,708

表 I-1-2-58 高齢者等接種者数 (単位:人)

区分 年度	インフルエンザ	肺炎球菌 ※4
元	90,951	3,664
2	108,088	4,496
3	100,321	2,883

- ※1 三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風混合)  
 ※2 四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合)  
 ※3 MR (麻しん・風しん混合)  
 ※4 任意接種含む  
 ※5 二種混合 (ジフテリア・破傷風混合)

表 I-1-2-59

表 I-1-2-60

特別の理由による再接種費用助成事業利用者数 (単位:人) 風しん予防接種費用助成事業利用者数 (単位:人)

区分 年度	利用者数
元	2
2	3
3	2

区分 年度	利用者数
元	771
2	649
3	672

表 I-1-2-61 成人接種者数 (単位:人)

区分 年度	風しん第5期
元	1,382
2	1,671
3	1,134

## 第4節 健康危機管理の強化

### 第1項 結核検診事業

保健総務課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上の市民を対象に胸部エックス線検査を実施しています。

表 I-1-2-62 受診者実績 (単位:人)

区分 年度	65歳以上の市民		
	受診者数	異常なし	要精検
元	23	23	0
2★2	—	—	—
3	9	9	0

## **第2編 心のかよった社会福祉の推進**

### **第1章 地域福祉の体制整備**

## 第2編 心のかよった社会福祉の推進

### 第1章 地域福祉の体制整備

#### 第1節 福祉活動のための体制整備

##### 第1項 地域福祉計画

地域福祉課

#### 1. 船橋市地域福祉計画「コミュニケーション<sup>シティ</sup>船橋の創出」

##### (1) 計画策定の背景と概要

少子高齢化や核家族化が急速に進み、人々の価値観も多様化している中で、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護のダブルケア、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーと言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

こうした状況を踏まえて「市民の誰もが生き生きと自分らしく安心して暮らし続けることのできる船橋」を創出するため、地域と行政の役割分担のあり方や、「市民」「地域」「行政」のそれぞれが取り組んでいくべき施策を掲げたものが「船橋市地域福祉計画」であり、メインテーマを「コミュニケーション<sup>シティ</sup>船橋の創出」としています。

船橋市地域福祉計画は、平成17年に第1次計画、平成22年に第2次計画、平成27年に第3次計画が施行され、新たに令和4年度から第4次計画が施行されました。その間、平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画が、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。第4次計画では、第3次計画における取り組みを引き継ぎながらも、「地域共生社会」の実現に向けた観点から重要となる施策を重点施策に設定し、計画を推進していきます。

##### (2) 計画の特徴

###### ①第4次計画策定の経緯

誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域づくりの指針として、市が果たすべき役割(公助)と市民一人ひとりや地域に期待される役割(自助、共助・互助)の両方が明記されており、活動主体である一人ひとりの市民にとって身近でわかりやすい計画となるように配慮して策定しました。

策定にあたっては、市民に主体的な議論を行っていただくため公募委員や、学校教育関係者等を加えた地域福祉計画策定委員会を設置し、令和元年8月より計8回の策定委員会を開催して骨子案を策定しました。また、庁内では、部局長等から構成される検討本部を3回開催したほか、課長等から構成される検討部会や、係長等から構成されるワーキンググループも行い、最終的に計画書をまとめました。

## ②地域福祉の役割分担と第4次計画の重点施策

自立した個人が相互に助け合うという「共助社会」を構築していくためには、一人ひとりの市民、NPO・ボランティア団体等の市民活動団体や社会福祉協議会等の地域社会、そして行政としての市が各々に役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて実現が可能となります。本計画では地域に住む一人ひとりが努力することを「自助」、地域が協力して実行していくことを「共助・互助」、行政が責任を持って推進することを「公助」と3つに区分し、役割を明確にすることによって計画の実現を目指します。

第4次計画は、福祉分野の上位計画としての地域福祉推進の基本方針であると共に、地域福祉に関する施策を推進するための共通理念と取り組みの方向性を示しています。これまでの第3次計画の施策項目を継承しながら、「地域共生社会」の実現に向けた観点から特に重要となる施策を重点施策に定めています。

重点施策を推進することで、①世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する地域づくりに向けた支援、②社会とのつながりを作るための支援を行う参加支援、③世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める相談支援という3つの支援を進め、「地域共生社会」の実現を目指します。

## (3) 計画の推進体制

本計画は、実効性を高めるために行政及び船橋市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）に対して、提言・助言を行うことを目的とした地域福祉計画推進委員会を、地域福祉計画策定委員会のメンバーを中心に7人で設置して、計画を推進していきます。

また本計画においては、船橋市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会を地域福祉推進の中心となる組織と位置づけており、「自助」「共助・互助」として掲げた項目の実現については、船橋市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」により、具体的な事業を推進していくこととなります。

「地域福祉活動計画」については、平成28年に第3次計画が策定され、令和5年度施行予定の第4次計画の策定に取り組んでいます。

### ①「地域福祉計画推進委員会」による提言

同推進委員会では、①計画で提言している公助、共助・互助項目の個別事業の進捗状況の把握、②推進委員会での検討・協議、③推進委員会からの公助、共助・互助項目の推進に関する提言、④提言を受けての各所管課・社会福祉協議会による改善のための取り組み、という年間のサイクルによって計画を推進してきました。

また、令和元年度においては、第4次計画策定に向け新たに設置した地域福祉計画策定委員会への引継ぎを行い、現行計画の進捗管理と次期計画の策定を一体的に進めました。

## ②「地域福祉支援員」を配置

「共助社会の構築」に向けた仕組みづくりを地域が主体的に取り組めるよう、行政サイドから地域を支援する具体的な施策として、平成 18 年度から「地域福祉支援員」を地域福祉課内に配置しました。

《主な業務内容》

- ・地域ぐるみの福祉活動を啓発するための出前講座の実施及び内容の拡充
- ・地域住民同士による家事援助を中心とした「助け合い活動」を普及するため、各地区に設置される生活支援コーディネーターと連携し、地域に向いての団体立ち上げ支援及び活動の普及
- ・各地区社会福祉協議会の特徴的な取り組みなどを情報収集し、他地区へ情報提供
- ・地区社会福祉協議会の事務局員等のスキルアップを目的とした研修を船橋市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会と共に検討及び実施
- ・船橋市社会福祉協議会が策定する「第 3 次地域福祉活動計画」の推進に向け、船橋市社会福祉協議会に対して情報提供などによる支援
- ・福祉に関するボランティアを充実するための検討

## 第 2 項 地域福祉活動の推進

### 1. 地域福祉活動助成金交付事業

「福祉と緑の都市宣言」に伴う記念事業のひとつである、福祉基金の設置により、基金から生じる運用収入等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉の推進を目的とする事業に対して助成金を交付しています。

《助成対象事業》

1. 船橋市地域福祉計画を推進するための事業
2. 在宅福祉の普及・向上に資する事業
3. 健康・生きがいつくりの推進に資する事業
4. ボランティア活動の活性化に資する事業
5. その他、地域福祉の増進に資する事業

表 I-2-1-1 交付実績

区分	年度	元	2	3
地域福祉活動助成金交付額（円）		1,439,000	809,000	1,553,000
地域福祉活動助成金交付団体数（団体）		17	15	15



## 第2節 福祉団体等の育成・支援

### 第1項 社会福祉団体の育成

#### 1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、自主的に社会福祉の増進に努める民間の奉仕者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて市内24地区に定数794人（主任児童委員55人含む）を基準に配置されています。

主な活動は、高齢者をはじめ、障害者、児童、ひとり親世帯、生活困窮世帯や生活保護受給世帯等の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報提供等を行うとともに、関係行政機関とのパイプ役となるなど、広範囲にわたって地域社会の福祉増進に努めています。

#### (1) 民生委員・児童委員の活動状況

表I-2-1-2 内容別相談・支援件数

内容	元		2		3	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
在宅福祉	1,678	8.9	1,168	8.9	1,182	8.2
介護保険	729	3.9	513	3.9	602	4.2
健康・保健医療	2,843	15.1	1,923	14.6	1,906	13.2
子育て・母子保健	295	1.6	187	1.4	216	1.5
子どもの地域生活	549	2.9	300	2.3	458	3.2
子どもの教育・学校生活	569	3.0	161	1.2	238	1.6
生活費	472	2.5	280	2.1	282	2.0
年金・保険	92	0.5	64	0.5	45	0.3
仕事	86	0.5	48	0.4	66	0.5
家族関係	523	2.8	405	3.1	457	3.2
住居	429	2.3	262	2.0	240	1.7
生活環境	1,173	6.2	1,010	7.7	1,211	8.4
日常的な支援	4,376	23.2	2,901	22.0	3,272	22.7
その他	5,012	26.6	3,963	30.1	4,256	29.5
合計	18,826	100.0	13,185	100.0	14,431	100.0

表I-2-1-3 分野別相談・支援件数

内容	元		2		3	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
高齢者に関すること	13,018	69.1	9,200	69.8	9,840	68.2
障害者に関すること	802	4.3	739	5.6	855	5.9
子どもに関すること	1,631	8.7	786	6.0	936	6.5
その他	3,375	17.9	2,460	18.7	2,800	19.4
合計	18,826	100.0	13,185	100.0	14,431	100.0

**表 I-2-1-4 その他の活動件数** (単位：件)

種別 \ 年度	元	2	3
調査・実態把握	10,439	10,364	7,340
行事・事業・会議への参加協力	16,510	5,622	6,392
地域福祉活動・自主活動	23,744	13,987	16,897
民児協運営・研修	23,916	16,850	17,841
証明事務	1,883	1,094	1,258
要保護児童の発見の通告・仲介	794	108	80

**表 I-2-1-5 訪問回数**  
(単位：一人当たり月平均回数)

種別 \ 年度	元	2	3
訪問・連絡活動	7.4	5.4	5.7
その他	5.6	3.2	2.8

**表 I-2-1-6 連絡調整回数**  
(単位：一人当たり月平均回数)

種別 \ 年度	元	2	3
委員相互	4.5	3.7	3.8
その他の関係機関	2.4	1.8	2.0

**表 I-2-1-7 活動日数**  
(単位：一人当たり月平均日数)

種別 \ 年度	元	2	3
活動日数	10.8	8.3	8.8

## 2. 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間福祉団体です。支え合いといたわり合いの地域づくりを目標に地域住民との協働活動の促進並びに関係機関・団体及び福祉施設等との連携により、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

設立経過	昭和 26 年 12 月 1 日 設立 昭和 41 年 8 月 31 日 法人格取得
所在地	船橋市本町 2-7-8 (電話番号 047-431-2653)
会長	若生 美知子
組織	各種福祉団体から選出された理事 12 人、監事 3 人、評議員 13 人によって運営されています。(令和 4 年 3 月 31 日現在)

### (1) 地域福祉活動計画「支え合いのまちづくりプラン」の促進

誰もが自分らしく安心して自立した生活を維持していくためには、行政が果たすべき保健福祉サービスに加えて、地域の助け合いなどによる市民活動の活性化を図ることで、自立した個人や諸団体、福祉事業者などが組織的に連携・協働し、船橋市地域福祉活動計画の理念である「共助社会」を創り出していくことが求められています。

社会福祉協議会は、共助社会の創出を「誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域づくり）」として捉え、この理念の実現を目指すべく平成 28 年度から令和 4(2022)年度を計画期間とする「第 3 次船橋市地域福祉活動計画」を策定するとともに、「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や課題整理など、計画を推進するにあたっての提言・助言をいただき、目的の達成に努めました。

地区社会福祉協議会では、ホームページ等を活用した情報の発信や、福祉相談窓口の運営により、住民が地域で安心して暮らせるよう事業を推進しました。

その他の事業についても、計画の推進が図られるよう支援強化に努めています。

## (2) 地域組織活動

### ① 福祉活動の基盤強化

地域住民の身近な日常生活の福祉問題を効果的に、即応性をもって解決するため、生活圏の中での助け合い活動やボランティア活動等により地域福祉の向上を図るとともに、ボランティアセンターの推進及び地区社会福祉協議会の事業の充実強化に努めています。

表 I - 2 - 1 - 8 地区社会福祉協議会設置状況

No.	地区社協名	設置場所	連絡先
1	宮本地区社会福祉協議会	宮本公民館内	047-421-1018
2	湊町地区社会福祉協議会	南老人福祉センター内	047-433-9150
3	本町地区社会福祉協議会	中央公民館内	047-434-6556
4	海神地区社会福祉協議会	海神公民館内	047-437-2207
5	葛飾地区社会福祉協議会	西船橋出張所内	047-437-6633
6	本中山地区社会福祉協議会	西部公民館内	047-336-7011
7	塚田地区社会福祉協議会	塚田公民館内	047-430-7345
8	法典地区社会福祉協議会	法典公民館内	047-430-8077
9	夏見地区社会福祉協議会	夏見公民館内	047-425-3808
10	高根・金杉地区社会福祉協議会	高根公民館内	047-438-5671
11	高根台地区社会福祉協議会	高根台公民館内	047-467-4551
12	高芝地区社会福祉協議会	新高根公民館内	047-469-5050
13	前原地区社会福祉協議会	東部公民館内	047-471-8121
14	二宮・飯山満地区社会福祉協議会	飯山満公民館内	047-424-0317
15	菓円台地区社会福祉協議会	社会福祉会館内	047-469-6118
16	三田習地区社会福祉協議会	三山市民センター内	047-471-3325
17	習志野台地区社会福祉協議会	習志野台 1-6-7 ライツ C 号室	047-465-0250
18	二和地区社会福祉協議会	二和公民館内	047-447-3711
19	三咲地区社会福祉協議会	三咲公民館内	047-440-2161
20	八木が谷地区社会福祉協議会	八木が谷公民館内	047-448-7713
21	松が丘地区社会福祉協議会	松が丘公民館内	047-468-6120
22	大穴地区社会福祉協議会	海老が作公民館内	047-464-8581
23	豊富地区社会福祉協議会	北部公民館内	047-457-1552
24	坪井地区社会福祉協議会	坪井公民館内	047-402-0933

### ② ボランティアの育成（令和3年度）

ここ数年、社会福祉の動向は、社会保障や施設の整備等の充実にあわせ、生活支援サービスや、住みよい福祉のまちづくりなど、地域住民の連帯意識に基づく、ボランティア活動への積極的参加が求められています。これらの活動の推進を図るため、「ボランティア」との連絡調整、広報活動、相談活動、講座、研修等の事業の推進に努めています。

- 1) ボランティアの発掘及び育成
- 2) ボランティア連絡協議会に協力
- 3) 県・他市ボランティア関係者・団体との連携
- 4) 地域ボランティアとの相談調整（24 地区）

- 5) 制度ボランティア・一般ボランティアとの連絡調整★<sup>1</sup>
- 6) 中学生ボランティア養成講座開催★<sup>2</sup>
- 7) おもちゃの図書館運営 2か所（東簡易マザーズホーム内・西簡易マザーズホーム内）★<sup>2</sup>
- 8) シニアボランティア研修会（参加者 44 人）★<sup>1</sup>
- 9) 船橋市福祉教育推進指定校の指定 96 校（小学校 54 校、中学校 27 校、高等学校 15 校）
- 10) 車イス貸し出し（体験学習を含む）（109 件・192 台）
- 11) 高齢者疑似体験セット貸し出し（15 件・123 セット）
- 12) アイマスクの貸出（10 件・570 個）及び点字板の貸出（4 件・170 枚）
- 13) 小学生向け福祉冊子「やさしい気持ち」配布（小学校 55 校（主に 4 年生対象）6,500 冊）

表 I-2-1-9 ボランティア登録及びあっせん状況（令和 3 年度）

登録ボランティアグループ数	175 グループ 2,943 人	合計	3,246 人
個人ボランティア数	303 人		
新規ボランティアあっせん状況	0 件 延人員数	0 人	

### ③ 民生児童委員協議会との協働活動

市民生児童委員協議会理事会及び 24 地区民生児童委員協議会定例会に出席するとともに、地域福祉の増進を図るため、活動費を助成し福祉活動の活発化に努めています。

表 I-2-1-10 地区研修会開催費助成状況（単位：千円）

区分	年度	元	2	3
地域活動費		780	789	1,578

## (3) 児童福祉活動

### ① 子どもの遊び場設置に伴う遊具の安全管理

児童の健全育成と事故防止のため、「子どもの遊び場」の促進に努めています。

表 I-2-1-11 子どもの遊び場設置状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

NO	遊び場名称	設置場所	
1	つばめちびっ子遊園	宮本 4-12-23	昭和 44 年度設置
2	旭町水元子供遊園	旭町 2-18	昭和 47 年度設置
3	楠が山永妻こども遊園	楠が山町 242-2	平成元年度設置

### ② 子育てサロン事業

地域内で子育てについて、情報交換や相談をする場が少ない親（親子）を対象として、情報交換や育児相談、交流できる場の提供に努めています。

**表 I-2-1-12 子育てサロン事業実施状況** (令和4年3月31日現在)

区分	年度	元	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
開催回数 (回)		443	12	135
延参加人数 (人)		19,050	382	2,834
延ボランティア数 (人)		3,339	129	76

**(4) 低所得者及び障害者福祉対策活動**

**① 生活福祉資金**

低所得世帯に対して、経済的自立と生活の安定を図ることを目的として資金の貸付けを行っています。

**表 I-2-1-13 資金貸付実績**

資金の種類	元		2		3	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
福祉資金	22	2,088,300	5	942,700	16	8,529,300
教育支援資金	123	85,957,200	142	98,140,500	138	99,815,500
緊急小口資金	36	3,809,700	3,702	715,563,200	1,338	255,454,400
総合支援資金	1	320,000	2,286	1,603,110,000	1,073	604,950,000
臨時特例つなぎ資金	0	0	1	100,000	2	84,500
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	1	8,596,000	3	35,876,400	0	0
生活復興支援資金	0	0	0	0	0	0
合計	183	100,771,200	6,139	2,453,732,800	2,567	968,833,700

※緊急小口資金、総合支援資金にはコロナ特例貸付を含む。

**② 福祉銀行資金**

福祉銀行は、緊急に支援を要する生活困窮者に対して貸付、交付を行っています。

**表 I-2-1-14 貸付・交付実績**

区分	元		2		3	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
貸付	593	6,165,642	569	5,952,828	402	4,390,149
交付	29	8,970	37	11,460	29	8,990

**(5) 老人福祉対策活動**

高齢者福祉課

**① 老人クラブ等自動車支援事業 (福祉バス) (令和4年度より地域福祉バス借上料補助事業へ統合)**

老人クラブ等の高齢者団体が会員の教養を高めるとともに相互の親睦を図るため、研修等を実施する場合に「大型バス」を貸し出しすることにより、老人福祉の増進を図っています。

《大型バス》 運行事業及び代替による借上げバスの運行事業

表 I-2-1-15 大型バス運行状況

区分	年度	元	2★2	3★2
運行回数 (回)		125	—	—
運行利用者延人数 (人)		3,976	—	—

② 老人クラブ自動車借上料の補助事業 (令和4年度より地域福祉バス借上料補助事業へ統合)

老人クラブ会員相互の親睦・教養の向上を図るため大型バス (観光バス) を借上げた場合、借上げ料の一部を補助し老人クラブの支援に努めています。

表 I-2-1-16 バス借上補助事業

区分	年度	元		2★2		3★2	
		クラブ数	金額 (円)	クラブ数	金額 (円)	クラブ数	金額 (円)
15人～29人		13	501,800	—	—	—	—
30人以上		13	1,073,956	—	—	—	—

③ ミニデイサービス事業

地域福祉課

ひとり暮らし及び日中一人になる高齢者で引きこもりがちな方・介護保険認定外 (自立判定者) の方を対象とし、健康チェックや軽体操等を行う中で、生きがいつくりの場の提供に努めています。

表 I-2-1-17 ミニデイサービス事業実施状況

区分	年度	元	2★1	3★1
開催回数 (回)		672	26	48
延参加人数 (人)		19,845	439	803
延ボランティア数 (人)		8,076	484	459

④ ふれあい・いきいきサロン事業

地域住民の誰もが自由に参加でき、参加者自身が内容について企画する中で、趣味やレクリエーション (ゲーム等) を通じ、世代を超えた仲間づくりの場の提供に努めています。

表 I-2-1-18 ふれあい・いきいきサロン事業実施状況

区分	年度	元	2★1	3★1
開催回数 (回)		628	10	33
延参加人数 (人)		17,576	154	391
延ボランティア数 (人)		4,042	171	217

(6) 共同募金協力事業

民間社会福祉事業に対する援助やボランティア活動、地域福祉活動の推進等のために、共同募金会が行う募金活動に対して、積極的な協力を行っています。

表 I-2-1-19 赤い羽根募金配分状況

配分先	元		2		3	
	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
1. ボランティア育成事業費	7,129,429	41.7	10,007,767	58.9	6,870,383	63.6
2. 広報活動費	481,023	2.8	95,940	0.6	106,144	1.0
3. 各種団体助成費 (母子・障害児者等)	2,670,000	15.6	2,140,000	12.6	2,347,624	21.7
4. 老人福祉活動費	1,716,332	10.0	1,041,009	6.1	0	0
5. 共同募金推進費・障害者福祉活動費	5,104,216	29.9	3,717,284	21.8	1,470,546	13.7
合計	17,101,000	100.0	17,002,000	100.0	10,794,697	100.0

表 I-2-1-20 赤い羽根募金状況

種別	元		2		3	
	募金額 (円)	割合 (%)	募金額 (円)	割合 (%)	募金額 (円)	割合 (%)
戸別	21,145,162	86.7	17,146,634	83.4	16,267,437	86.4
職域	163,606	0.7	154,358	0.7	168,520	0.9
学校	1,015,572	4.2	816,084	4.0	871,519	4.6
法人	798,011	3.3	1,030,529	5.0	741,090	3.9
その他	1,254,792	5.1	1,419,708	6.9	789,826	4.2
合計	24,377,143	100.0	20,567,313	100.0	18,838,392	100.0

表 I-2-1-21 歳末募金配分状況

配分先	年度		
	元	2	3
	配分額 (円)		
要保護世帯	7,305,000	7,005,000	8,316,000
準要保護世帯※	—	—	113,286
地域活動支援センター等	1,680,000	1,760,000	840,000
地域福祉推進費	12,136,248	10,632,926	6,890,902
合計	21,121,248	19,397,926	16,160,188

※準要保護世帯へは令和3年度より配分を開始した。

(7) 一般貸切旅客自動車借上利用事業大型バスの運行

(令和4年度より地域福祉バス借上料補助事業へ統合)

福祉団体及び福祉関係者が行う研修、視察、福祉活動等に利用してもらうことによって福祉の向上に努めています。

《主な行先》 船橋市内・市川市・松戸市・佐倉市・香取市・千葉市ほか県内

表 I-2-1-22 一般貸切旅客自動車借上利用事業大型バスの運行状況

区分	年度	元	2★ <sup>2</sup>	3★ <sup>2</sup>
運行回数 (回)		87	—	—
参加延人数 (人)		3,115	—	—

※ 運行回数はリフト付バスを含む

(8) ふなばし高齢者等権利擁護センター事業

判断能力が十分でない方の権利を擁護することを目的として、その方が自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等のサービスを契約に基づいて提供に努めています。

令和3年6月より成年後見アドバイザーを設置し、成年後見制度について専門的な相談体制を整え、成年後見なんでも相談会を実施しています。

表 I-2-1-23 権利擁護の相談・契約状況

内容 年度	新規相談人数(人)			合計 (人)	相談等 延べ回数(回)	新規訪問調査		新規契約件数 (件)
	高齢者	知的 障害者	精神 障害者 他			新規実人数 (人)	新規延回数 (回)	
元	103	7	15	125	148	56	83	18
2	143	6	32	181	218	65	97	20
3	217	7	45	269	269	35	66	13

表 I-2-1-24 高齢者法律相談状況

内容 年度	受付人数(人)				合計 (人)	相談種別	相談代理人			来談数
	60～ 65歳	66～ 70歳	71～ 75歳	76歳 以上			配偶者	子供	甥・ 姪	
元					35	①相続 ②成年後見 ③遺言	配偶者	子供	甥・ 姪	31
	3	10	10	12						
2					29	①相続 ②成年後見 ③遺言	配偶者	子供	甥・ 姪	25
	1	1	4	23						
3					27	①相続 ②成年後見 ③遺言	配偶者	子供	甥・ 姪	27
	5	1	7	14						

表 I-2-1-25 成年後見相談状況(令和3年6月より開始)

内容 年度	受付人数(人)				合計 (人)	相談種別	相談代理人			来談数
	60～ 65歳	66～ 70歳	71～ 75歳	76歳 以上			配偶者	子供	甥・ 姪	
3					17	成年後見	配偶者	子供	甥・ 姪	17
	5	1	2	9						



### (9) 社会福祉事業振興資金貸付事業

民間社会福祉事業の振興育成の一環として、社会福祉法人等が市内において設置運営する社会福祉施設の整備に必要な資金を貸し付け、支援に努めています。

表 I-2-1-26 貸付金額と対象施設数

区分 \ 年度	元	2	3
貸付金 (円)	15,000,000	15,000,000	0
施設数 (件)	1	1	0

### (10) 安心登録カード事業

船橋市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会が主体となり、船橋市自治会連合協議会と船橋市民生児童委員協議会が協力して行っている事業であり、高齢者でひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯、障害がある方等に対する日頃の見守り活動及び事件・事故、突発的な病気などの緊急時や災害時での救援・支援のために自分の情報を登録し、地域で共有するものです。

また、平成24年度から船橋市の避難行動要支援者支援事業と連携し、本人同意を得た上で、市から提供された避難行動要支援者の方々の情報を基に、安心登録カードの登録を促し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

表 I-2-1-27 実施地区社協数と登録者数 (令和4年3月31日現在)

区分 \ 年度	元	2	3
地区社協 (個所)	24	24	24
登録者数 (人)	19,602	19,115	19,567

### (11) 生活支援体制づくり推進事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、住まい・予防・生活支援・介護・医療が一体的に切れ目なく提供されるサービス提供体制の構築を目指し、その生活支援サービスの充実に向けて、地域資源の開発・支援及びネットワークの構築をすすめ、地域で支える取り組みを支援するため、生活支援コーディネーターを地区社協に配置します。

表 I-2-1-28 設置地区社協数 (単位: 個所)

区分 \ 年度	元	2	3
地区社協	24	24	24

## 第2項 地域福祉の充実

### 1. 公益財団法人船橋市福祉サービス公社の設立

#### 高齢者福祉課

福祉サービス公社は「福祉と緑の都市宣言」に基づく記念事業の一つとして、援助を必要とする高齢者、心身障害者等の在宅生活の充実を図るため、利用者のニーズに沿った福祉サービスの提供や普及啓発事業の実施をもって、市民福祉の増進に寄与することを目的として設立されました。

設立年月日 平成6年3月24日（財団法人として設立）

平成24年4月1日（公益財団法人として認定）

所在地 船橋市本町2-7-8（船橋市福祉ビル4階）

役員等 各種団体から選任された理事9人、監事2人、評議員9人によって構成しています。

**(1) 公社自主事業**

**① 有償在宅福祉サービス**

**1) さざんかホームヘルプサービス事業**

日常生活を営む上で支障がある高齢者、障害者等の生活を支援するほか、妊産婦の母体保護と育児に伴う家事の軽減を図るため、在宅介護に熱意のある市民等を協力員として、生活援助サービス、介護サービス等を有償で提供します。

**表 I-2-1-29 実施状況**

年 度	元	2	3
延派遣世帯数（世帯）	207	134	206
延派遣回数（回）	666	453	712
延派遣時間数（時間）	1,030	783	1,042

**表 I-2-1-30 サービス内容別状況（重複あり）（令和3年度）**

内 容	対象家庭	派遣回数(回)
食事の準備・片付け	82	254
衣類の洗濯及び補修	54	158
室内等の清掃、整理整頓	159	563
食料品・雑貨等の買物	19	52
話し相手等	9	18
入浴介助	1	3
通院等外出の介助	10	13
その他（家事支援）	15	39
その他（身体介護）	2	2
合 計	351	1,102

**2) 聴覚障害者支援事業**

市の手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業との連携を図り、聴覚障害者の社会参加を援助するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

**表 I-2-1-31 派遣状況**

年 度	元	2	3
総派遣回数(回)	51	20	26
総派遣人数(人)	71	31	36

## ② 相談・支援サービス事業

在宅介護の悩みや不安等を抱えている市民等からの相談に対し、介護支援専門員、看護師、介護福祉士、認知症ケア専門士等の有資格者が専門的な視点から相談に応じ、行政・医療福祉関係事業者等と連絡をとりながら、介護者等の悩みや不安の軽減を図ります。

## ③ シニアピア・傾聴ボランティア事業

超高齢社会を迎えた今日においては「高齢者同士が支え合う仕組み」が必要となります。

シニアピア・傾聴ボランティア員養成講座を修了した皆さんに「傾聴ボランティア員」として登録していただき、悩み、不安、寂しさを持つ高齢者の「心のケア」と傾聴ボランティアの皆さんの「生きがい」づくりを図り、同世代の高齢者がお互いに支えあう「ふれあいケア」を目指します。

表 I-2-1-32 派遣状況 (単位：件)

年 度	元	2	3
総派遣件数	3,227	409	473

## ④ 人材育成・研修事業

在宅福祉サービスに関わる人材の育成と介護技術の向上を目的として、研修会の開催や職場体験学習の受け入れを行います。

### 1) シニアピア・傾聴ボランティア員養成事業

「ピア」とは仲間、同士という意味を持っています。高齢者同士が支え合う「シニアピア・傾聴ボランティア事業」を推進するため、傾聴の技能・技法を身につけた「傾聴ボランティア員」を養成します。

「元気な高齢者がカウンセリングの基本を学び、悩みや寂しさを抱える高齢者の相談や話し相手をする」シニアピア・傾聴ボランティア員を養成します。

表 I-2-1-33 養成状況

年 度	元	2	3
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	15	13	13

### 2) 職場体験学習受入

介護人材の育成や人の役に立つ喜びを体験していただくことを目的として、介護職を目指す学生や福祉の職場に関心のある市民等を対象として、職場体験実習の受け入れを行います。

表 I-2-1-34 受入状況 (単位：人)

年 度	元	2	3 ★ <sup>2</sup>
受入者数	141	0	—

## ⑤ 普及啓発事業

パンフレット、ホームページ等により公社及び市の福祉事業や在宅福祉サービスに関する情報の提供を図ります。また、市民を対象とした各種講座を開催します。

- 1) 公社事業、市の福祉施策等の紹介
- 2) 介護予防講座の開催
- 3) 認知症サポーター養成講座の開催
- 4) 家族のための介護教室の開催
- 5) 児童向け福祉講座の開催

## ⑥ 調査研究事業

多様な福祉ニーズに対応した創造的なサービスの供給体制を確立するため、福祉サービスに関する調査研究を行います。

## (2) 介護保険事業

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者及び指定訪問介護事業者として、介護支援事業及び介護サービス事業を行います。

### ① 介護支援事業

介護保険法に基づいて、高齢者、障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の意向、環境、心身の特性やその有する能力に応じ、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる居宅サービス計画書を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を密に行い、事業の適正な実施を図ります。

表 I - 2 - 1 - 3 5 作成状況 (単位：件)

年度	元	2	3
作成件数	902	731	922

### ② 介護認定訪問調査事業

介護認定訪問調査を指定居宅介護支援事業者として市から受託し、市と一体になって介護認定訪問調査を行います。

表 I - 2 - 1 - 3 6 調査状況 (単位：件)

年度	元	2	3
調査件数	4,350 (船橋市 4,268 他市 82)	4,259 (船橋市 4,187 他市 72)	4,350 (船橋市 4,274 他市 76)

### ③ 訪問介護事業

介護保険法に基づいて、高齢者、障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護計画書に沿って、入浴、排泄、食事等の身体介護のほか、日常生活に必要な家事援助等の介護サービスを行います。また、良質なサービスを提供するためヘルパーの資質向上に努めます。

表 I-2-1-37 実施状況

年 度	元	2	3
延利用者数(人)	3,012	3,032	3,148
延派遣回数(回)	24,321	24,384	24,356
延派遣時間数(時間)	26,940.5	26,656.5	26,604.5

(3) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいて、身体障害者(児)、難病患者等、精神障害者、知的障害者(児)が自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の家事援助、社会参加のための外出介助等を行います。

表 I-2-1-38 実施状況

年 度	元	2	3
延利用者数(人)	2,091	1,917	2,000
延派遣回数(回)	13,496	12,163	12,817
延派遣時間数(時間)	29,066.5	23,284.5	25,615

(4) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づいて、精神障害者、知的障害者(児)、脳性まひ等全身性障害者(児)が社会生活を営むうえで必要な外出や、余暇活動等の社会参加をするための外出介助等を行います。

表 I-2-1-39 実施状況

年 度	元	2	3
延利用者数(人)	819	566	299
延派遣回数(回)	5,336	3,474	1,534
延派遣時間数(時間)	6,757.5	3,533	1,293.5

(5) 受託事業

市からの受託事業として、次の事業を実施します。

① ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

疾病その他の理由により日常生活を営むのに支障がある母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対し、ホームヘルパーを派遣します。

② 養育支援訪問事業

子育てや家庭養育上問題を抱える家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。

表 I-2-1-40 ホームヘルパー派遣状況

区分		年 度	元	2	3
母子・父子家庭	対象家庭(件)		1	0	0
	派遣回数(回)		8	0	0
養育支援	対象家庭(件)		12	14	12
	派遣回数(回)		162	295	250

### ③ ひとり暮らし高齢者軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助をします。

表 I-2-1-41 派遣状況

年 度	元	2	3
延世帯数（世帯）	15,744	12,777	12,415
延派遣時間数（時間）	16,941	13,675	13,266

### ④ 高齢者実態把握事業

船橋市が実施する「船橋市健康スケール」の未返送者等に対し、公社の訪問介護員等が個別に訪問して状況を調査することにより、援助が必要にもかかわらず必要な支援が得られていない可能性がある高齢者を地域包括支援センターの支援に繋がります。

表 I-2-1-42 把握状況（単位：件）

年 度	元	2	3
調査件数	2,000	2,200	2,200

※平成30年度までは、「介護予防対象者把握のための基本チェックリスト」の未返送者等に対する調査

### ⑤ 一般介護予防事業対象者介護予防事業

一般高齢者を対象に、認知症予防に有効な生活習慣を身につけるため、各種プログラムを用いた認知症の予防活動を実施します。

表 I-2-1-43 実施状況

年 度	元	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
実施回数（回）	19	5	15
参加人数（人）	272	42	93

※ 令和元年度より事業の名称が「一般介護予防事業対象者介護予防事業」に変更になっています。

### ⑥ やすらぎ支援員訪問事業

認知症高齢者を介護する家族を支援するため、家族の方々が所用等で留守にする場合や休息を必要とする時間帯に「やすらぎ支援員」が訪問し、見守りをしたり、話し相手になります。

表 I-2-1-44 派遣状況

年 度	元	2	3
延訪問回数（回）	252	219	48
延時間数（時間）	635	528	119.5

### ⑦ 高齢者等食の自立支援配食サービス事業

食事づくりが困難なひとり暮らし等の高齢者を支援するため、月曜日から金曜日の昼食・夕食に温かな食事の配食サービスを行うとともに希望者には食事内容等を管理栄養士が分析し、栄養指導を実施する「栄養管理サービス」を行います。

表 I-2-1-45 利用状況

年 度	元	2	3
延利用者数(人)	671	717	608
配食数(食)	11,646	13,608	12,594

⑧ 在宅重度要介護者訪問理美容サービス事業（令和4年3月受託契約終了）

理容院・美容院に行くことが困難な重度（要介護4・5）の要介護者の居宅に、理容師・美容師が訪問してカットなどを行います。

※理美容料金は自己負担

（カット代 1回につき 理容 3,700円 美容 3,880円）

表 I-2-1-46 利用状況 (単位：回)

年 度	元	2	3
利用回数	57	72	50

⑨ 聴覚障害者支援（設置・派遣）事業

手話通訳者派遣

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に手話通訳者を派遣します。

表 I-2-1-47 派遣状況 (単位：件)

年 度	元	2★ <sup>1</sup>	3
派遣件数	1,619	1,039	1,397
内訳) 労働関係	21	4	9
福祉関係	85	27	47
生活関係	346	234	264
医療関係	597	515	612
教育関係	157	70	81
官公庁	293	140	300
講座	112	27	81
その他	8	22	3

※平成30年度の集計より、官公庁に含めていた講座への派遣を別に集計するようになりました。

要約筆記者派遣

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に、要約筆記者を派遣します。

表 I-2-1-48 派遣状況 (単位：件)

年 度	元	2★ <sup>1</sup>	3
派遣件数	690	265	528
内訳) 労働関係	6	0	1
福祉関係	147	52	133
生活関係	19	1	5
医療関係	62	19	41
教育関係	10	12	20

官公庁	312	171	217
講座	134	0	111
その他	0	10	0

※平成 30 年度の集計より、官公庁に含めていた講座の派遣を別に集計するようになりました。

### 手話通訳者・要約筆記者設置業務および聴覚障害者相談業務

聴覚障害者の援護に関する相談、手話通訳者及び要約筆記者派遣コーディネート等について、公社に手話通訳者・要約筆記者を配置し、援護の相談や情報の提供を行うほか、関係機関との連絡調整等を図ります。また、聴覚障害者相談員を配置し、聴覚障害者、家族、関係する人からの生活相談に応じ、関係機関との連携調整等を図ります。

表 I - 2 - 1 - 4 9 設置通訳活動状況・相談員状況 (単位：件)

年 度	元	2	3
件数	2,854	2,421	2,903
内訳) 労働関係	141	110	87
福祉関係	180	137	209
生活関係	549	621	595
医療関係	828	756	848
教育関係	143	77	110
官公庁	461	339	514
講座	264	167	248
その他	288	214	292

### ⑩ 聴覚障害者支援者養成事業

#### 手話通訳者養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を確保するため、手話通訳者の養成講座を開催します。

表 I - 2 - 1 - 5 0 養成状況

年 度	元	2	3
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	19	17	14

#### 手話奉仕員養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を養成するため、準備講座を開催します。

表 I - 2 - 1 - 5 1 養成状況

年 度	元	2	3
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	25	18	24

#### 要約筆記者養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる要約筆記者を確保するため、養成講座を開催します。

表 I - 2 - 1 - 5 2 養成状況

年 度	元	2	3
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	6	2	7



⑪ 中途失聴者・難聴者手話講習事業（身体障害者手帳を所持されていない人が対象）

中途失聴者・難聴者に対し、手話の取得を促し社会参加を促進するため、手話講習会を開催します。

表 I-2-1-53 受講状況

年 度	元	2★2	3★1
講座開催回数(回)	1	—	1
参加人数(人)	26	—	14

※参加人数（人）は、講座閉講時の人数。

⑫ ファミリー・サポート・センター事業（介護）

日常生活に不便を感じている高齢者を支援するため、介護に関する相互援助活動の調整等を行います。

表 I-2-1-54 会員数及び利用状況

年 度		元	2	3
会 員 数 ( 人)	協力会員	175	173	156
	利用会員	199	202	206
	遠隔地会員	283	295	312
	本人会員	205	216	220
	両方会員	3	3	3
利用回数（回）		3,070	2,023	1,552

※利用回数（回）には、キャンセルとなった回数も含んでいます。

⑬ ファミリー・サポート・センター事業（育児）

地域の中で安心して子育てができるよう、育児に関する相互援助活動の調整等を行います。

表 I-2-1-55 会員数及び利用状況

年 度		元	2	3
会 員 数 ( 人)	協力会員	598	608	602
	利用会員	2,979	2,961	2,884
	両方会員	105	100	94
利用回数（回）		8,961	5,392	8,522

※令和元年度から利用回数（回）に、キャンセルは含めておりません。

⑭ 緊急一時支援事業

ひとり暮らし高齢者等が急な体調変化などで日常生活に支障が生じた場合に、日常生活上の一時的な支援サービスを行う緊急一時支援員を派遣します。

表 I-2-1-56 派遣状況

年 度	元	2	3
訪問世帯(世帯)	18	16	11
訪問回数(回)	18	18	11
時間(時間)	40.5	47.5	24.5

⑮ 生活・介護支援サポーター事業

元気高齢者や団塊の世代等を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、在宅や介護施設に派遣することで、地域や介護現場における人材不足の解消を側面から支援します。

表 I-2-1-57 登録者数及び利用状況

年 度	元	2	3
在宅高齢者登録者数 (人)	564	563	547
登録介護施設数 (施設)	10	10	10
サポーター登録者数 (人)	362	303	286
利用回数 (回)	5,567	3,058	2,788

⑩ 船橋市介護に関する入門的研修実施事業 (令和2年度より開始)

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務に携わる上での基本的な知識や技術について学ぶ介護に関する入門的研修を開催します。

表 I-2-1-58 開催状況・参加状況

年 度	2★1	3
研修開催回数 (回)	1	2
延修了者数(人)	14	70

⑪ 東老人福祉センター事業 (指定管理者)

船橋市東老人福祉センターの指定管理者として、地域の高齢者を対象に「健康の維持」「仲間づくり」「生きがい創造」「余暇活動」などの総合的福祉サービスを提供します。

表 I-2-1-59 利用状況 (単位：人)

年 度	元	2★1	3★1
延利用者数	72,611	14,337	36,958

2. 福祉サービスに関する苦情解決制度

地域福祉課

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において市が提供する福祉サービスについて、サービス利用者からの苦情申し出に対し、各施設の苦情解決責任者による苦情解決を行うほか、サービス利用者から申し出があった場合には、中立・公正な立場である第三者委員が苦情の申し出者と施設関係者との話し合いの場に立ち会い、必要に応じて助言をすることで、苦情解決に努めます。

表 I-2-1-60 苦情受付件数

区分	年 度		元		2		3	
	件	%	件	%	件	%	件	%
高齢者	4	66.66	0	0.00	0	0.00	0	0.00
障害者	1	16.67	1	100.00	5	62.50		
児童	1	16.67	0	0.00	3	37.50		
その他	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
合 計	6	100.00	1	100.00	8	100.00		

表 I - 2 - 1 - 6 1 苦情受付方法

区分	年度	元		2		3	
		件	%	件	%	件	%
面談		2	33.34	0	0.00	4	50.00
電話		2	33.33	1	100.00	4	50.00
書面		2	33.33	0	0.00	0	0.00
F A X ・ その他		0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		6	100.00	1	100.00	8	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 2 申出人との関係

区分	年度	元		2		3	
		件	%	件	%	件	件
本人		4	66.67	0	0.00	0	0.00
親・子供		2	33.33	0	0.00	7	87.50
その他		0	0.00	1	100.00	1	12.50
不明		0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		6	100.00	1	100.00	8	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 3 苦情の内容

区分	年度	元		2		3	
		件	%	件	%	件	%
職員の接遇		1	16.67	0	0.00	3	37.50
サービスの質や量		2	33.33	1	100.00	4	50.00
利用料		0	0.00	0	0.00	0	0.00
説明・情報提供		0	0.00	0	0.00	1	12.50
被害・損害		0	0.00	0	0.00	0	0.00
権利侵害		0	0.00	0	0.00	0	0.00
その他		3	50.00	0	0.00	0	0.00
合 計		6	100.00	1	100.00	8	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 4 苦情解決の方法

区分	年度	元		2		3	
		件	%	件	%	件	%
利用者への説明		4	66.67	1	100.00	3	37.50
接遇改善		0	0.00	0	0.00	2	25.00
サービス内容の改善		0	0.00	0	0.00	2	25.00
その他		2	33.33	0	0.00	1	12.50
継続中		0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		6	100.00	1	100.00	8	100.00

### 第3項 法定外援護

地域保健課

#### 1. 原爆被爆者見舞金支給制度

原爆被爆者に対し、年1回見舞金を支給することにより、福祉の増進に役立てています。

支給額 年7,000円

表 I-2-1-65 被爆者見舞金の支給状況

区分 \ 年度	元	2	3
支給者数(人)	194	186	173
支給状況(円)	1,358,000	1,302,000	1,211,000

### 第4項 災害救助

地域福祉課

#### 1. 災害見舞金等支給制度

被災者の生活の安定を速やかに取り戻すため、見舞金を支給します。

また、死亡した方の遺族または葬祭を行う方に対し、弔慰金を支給します。

表 I-2-1-66 災害見舞金等支給額

災害見舞金及び災害弔慰金 (単位：円)			特別災害見舞金 (単位：円)	
区分	見舞金額		区分	見舞金額
	単身者	一般世帯(2人以上)		
全焼(壊)	30,000	50,000	単身世帯	10,000
半焼(壊)	20,000	30,000	二人世帯	20,000
消火冠水	10,000	20,000	三人以上世帯	30,000
床上浸水	10,000	20,000		
死亡弔慰金	1人につき100,000			

表 I - 2 - 1 - 6 7 災害見舞金等支給状況

災害の種類		年度		
		元	2	3
全焼（壊）	件数	13	12	9
	金額(千円)	470	460	330
半焼（壊）	件数	30	1	2
	金額(千円)	800	20	60
消火冠水 ※平成 26 年度から対象	件数	2	4	13
	金額(千円)	30	60	210
床上浸水	件数	0	2	0
	金額(千円)	0	30	0
死亡弔慰金	件数	4	1	2
	金額(千円)	500	100	200
特別災害見舞金	件数	0	0	2
	金額(千円)	0	0	40
合 計	件数	49	20	28
	金額(千円)	1800	670	840

## 2. 住宅等災害復旧資金利子補給制度

台風等の災害により住宅等に被害を受けた者の生活の立直しの援護を図るため、被災者が災害復旧資金を金融機関から借り受けた場合、その借り受け残額に対して利子を補給いたします。

- ・ 利子補給率 年 3%以内
- ・ 期 間 7 年以内
- ・ 対象限度額 500 万円

表 I - 2 - 1 - 6 8 住宅等災害復旧資金利子補給金

種別	年度		
	元	2	3
利子補給申請件数	4	6	4
利子補給決定件数	1	9	4
金額(千円)	506	537	513

## 3. 災害援護資金の貸付

災害の被害を受けた当時、船橋市に住所を有していた方で、災害により世帯主が負傷、住居・家財等に被害があった場合の生活建て直しに資するため、世帯主に対し災害援護資金を貸付けします。

- ・ 利 率 据置期間経過後 1.5%※1（連帯保証人を立てる場合は無利子）
- ・ 据置期間 3 年（特別の場合※2 は 5 年）  
 なお、据置期間中は無利子で償還は不要です。
- ・ 償還期間 10 年（据置期間を含む）
- ・ 償還方法 年賦・半年賦・月賦（元利均等償還、ただし繰上償還可）
- ・ 違 約 金 年 5.0%（支払期日までに償還されなかった場合等）

(東日本大震災特例)

- ・利 率 据置期間経過後 1.5%※1 (連帯保証人を立てる場合は無利子)
- ・据置期間 6年 (特別の場合※2 は 8年)  
 なお、据置期間中は無利子で償還は不要です。
- ・償還期間 13年 (据置期間を含む)
- ・償還方法 年賦・半年賦・月賦 (元利均等償還、ただし繰上償還可)
- ・違 約 金 年 5.0% (支払期日までに償還されなかった場合等)
- ・申込期間 令和 4年 3月 31日 まで

※1 千葉県からの利子補給制度あり

※2 世帯主の死亡など

表 I - 2 - 1 - 7 1 災害援護資金の貸付状況

損害の種類・程度		年度	元	2	3	
世帯主の負傷 (1月以上)あり	住居の半壊・ 大規模半壊	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	住居の全壊	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	住居の滅失	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	家財の1/3以上 の損害	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	家財及び住居に損 害のない場合	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	合 計	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	世帯主の負傷 (1月以上)なし	住居の半壊・ 大規模半壊	件数	0	0	0
			金額(千円)	0	0	0
住居の全壊		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
住居の滅失		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
家財の1/3以上 の損害		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
家財及び住居に損 害のない場合		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
合 計		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	

## 第5項 ホームレス自立支援対策

### 1. ホームレス総合相談

地域福祉課がホームレス問題に関する総合的な相談窓口となり、ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対して、福祉サービスの利用等に関する相談・指導等を行うとともに、市民等からホームレス問題に関する苦情・要望等を受けた場合には、庁内関係課・関係機関と連携のもと解決を図っています。

表 I-2-1-70 令和3年度申出件数実績 (単位：件)

申出人		申出方法		相談内容	
ホームレス	0	窓口	2	荷物等撤去	0
他の公共機関	3	電話	22	福祉施設等入所	0
市民	16	市民の声	2	情報提供等	12
庁内他課	8	その他	5	生活保護・治療	5
その他	4			その他	16
合計	31	合計	31	合計	33

※「相談内容」については、1件の申出で複数の相談を受けているものがあります。

### 2. ホームレス巡回相談

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者の起居する場所（主に公園・河川敷等の市内公共施設）を地域福祉課の職員（2名1組）が巡回し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談・指導等を行っています。

また、相談の結果により、保健・医療・福祉等の各種施策の活用にかかる助言を行うとともに、庁内関係課・関係機関との連携のもと必要な支援を行っています。

《令和3年度実施状況》

- ・実施期間（回数） 令和3年4月から令和4年3月まで（年4回）
- ・延相談人数 28人

### 3. ホームレス問題に関する庁内連絡会議

市内公共施設を管理する課や、保健・福祉関係課など、庁内関係各課で構成した連絡会議を定期的で開催し、ホームレスに対する自立支援対策の検討・情報交換等を行い、関係各課における共通認識や連携強化を図っています。

## 第6項 生活困窮者自立支援

### 1. 生活困窮者自立支援制度

平成27年から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）等に対し、支援を行っています。

## 2. 生活困窮者自立支援制度の種類

### (1) 自立相談支援事業

生活困窮者等に対し、相談及び支援を行います。

表 I-2-1-71 相談件数 (単位：件)

区分	年度	元	2	3
相談件数		18,962	22,671	22,214

### (2) 住居確保給付事業

離職・廃業又は業務上の収入を得る機会が減少し、離職・廃業と同等程度の状況にある場合で、住居を失った又はそのおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。

表 I-2-1-72 支給決定件数 (延長等含む) (単位：件)

区分	年度	元	2	3
支給決定件数		28	1,397	403

### (3) 就労準備支援事業

就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事するための準備として、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

表 I-2-1-73 支援件数 (単位：件)

区分	年度	元	2	3
支援件数		19	10	14

### (4) 家計改善支援事業

生活困窮者に対し、家計相談及び支援を行います。

表 I-2-1-74 支援件数 (単位：件)

区分	年度	元	2	3
支援件数		32	15	20

### (5) 学習支援事業

生活保護世帯、生活困窮世帯及びひとり親世帯等の中学生に対し、学習支援等を行います。

また、高校中退防止の取り組みとして学習支援事業参加者に対して、高校進学後の自習・面談等ができる場を提供します。

表 I-2-1-75 参加者数 (単位：人)

区分	年度	元	2	3
ひとり親世帯等		117	172	215
生活保護世帯		33	32	45
生活困窮世帯		83	87	90



## 第2章 次代を担う子どもの育成

## 第2章 次代を担う子どもの育成

### — 児童人口 —

#### 子ども政策課

市における児童人口（0歳～17歳）は、97,514人で総人口に対し、15.1%を占めています（令和4年4月1日現在）。これらの児童を児童福祉法の区分によると、乳児（1歳未満）4,309人、幼児（1歳～5歳）24,580人、少年（6歳～17歳）68,625人となっています。

表I-2-2-1 児童の年齢別人口

（令和4年4月1日現在、単位：人）

年齢	男	女	合計
0	2,178	2,131	4,309
1	2,258	2,261	4,519
2	2,434	2,313	4,747
3	2,598	2,399	4,997
4	2,638	2,409	5,047
5	2,712	2,558	5,270
6	2,748	2,760	5,508
7	2,814	2,697	5,511
8	2,877	2,678	5,555
9	2,958	2,706	5,664
10	2,979	2,851	5,830
11	3,009	2,840	5,849
12	3,088	2,780	5,868
13	3,063	2,884	5,947
14	2,962	2,907	5,869
15	2,927	2,892	5,819
16	2,903	2,662	5,565
17	2,869	2,771	5,640
合計	50,015	47,499	97,514

表I-2-2-2 年度別乳児数

（各年4月1日現在、単位：人）

年度	男	女	合計
16	2,721	2,649	5,370
17	2,687	2,609	5,296
18	2,641	2,584	5,225
19	2,773	2,661	5,434
20	2,830	2,742	5,572
21	2,901	2,751	5,652
22	3,075	2,755	5,830
23	2,954	2,715	5,669
24	2,848	2,650	5,498
25	2,858	2,655	5,513
26	2,806	2,653	5,459
27	2,803	2,609	5,412
28	2,578	2,681	5,259
29	2,672	2,454	5,126
30	2,533	2,285	4,818
元	2,543	2,324	4,867
2	2,378	2,294	4,672
3	2,193	2,214	4,407
4	2,178	2,131	4,309

## — 第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 —

すべての子どもや子育て家庭を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月より全国的にスタートしました。市では、平成27年度から5年間を計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきましたが、子どもの健やかな成長と子育て支援を更に推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第2期計画では、第1期計画を引き継ぎ、『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とし、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

この基本理念のもとに、「子ども」「親・家庭」「地域・社会」を視点（テーマ）とした3つの基本方針を設定しています。各方針に沿って、市が実施するさまざまな施策や事業を位置づけるとともに、市内を5つの地域に分けた5行政ブロックを「教育・保育提供区域」とし、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育施設や小規模保育事業などの地域型保育事業、また、時間外保育事業（延長保育事業）や放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）などの地域の子ども・子育て支援事業について、区域ごとに量の見込み（需要）と確保方策（供給）を設定し、施策を推進していきます。

### ◆ 基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針は次の3つです。

基本方針1	子ども	次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。
基本方針2	親・家庭	保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。
基本方針3	地域・社会	地域や社会を構成する一人ひとりが、子どもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

## 第1節 子育て支援サービスの充実

### 第1項 児童ホーム

#### 地域子育て支援課

児童に健全な遊びを与え、健康の増進と情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設です。

配置設置基準 各コミュニティ区域に1館（児童健全育成の活動拠点）  
 設備 集会室、遊戯室、図書室、体育室  
 職員（人） 園長1、厚生員3～6

表I-2-2-3 児童ホーム (単位:面積㎡)

	名称	敷地面積	建物面積	所在地	開設年度	電話
1	前原児童ホーム	1,058.22	903.13	前原西 6-1-12	昭和 42	047-475-5454
2	高根台児童ホーム	911.19	777.60	高根台 2-2-2	44	047-466-3638
3	習志野台児童ホーム	555.48	518.40	習志野台 3-4-1	48	047-464-0001
4	金杉台児童ホーム	1,702.31	470.54	金杉台 2-2-4	54	047-447-7837
5	若松児童ホーム	400.00	372.35	若松 2-3-6	55	047-433-7991
6	西船児童ホーム	1,021.48	545.80	本郷町 554	56	047-333-2007
7	小室児童ホーム	1,241.26	548.71	小室町 3308	56	047-457-1000
8	三山児童ホーム	1,047.71	549.92	三山 2-42-3	57	047-478-6800
9	八木が谷児童ホーム	1,127.85	562.51	みやぎ台 1-7-1	58	047-448-4400
10	松が丘児童ホーム	1,049.00	551.64	松が丘 1-52-22	59	047-463-5087
11	飯山満児童ホーム	1,206.59	562.55	飯山満町 2-488-8	60	047-468-0411
12	夏見児童ホーム	1,187.19	570.00	夏見 4-39-15	61	047-423-5999
13	塚田児童ホーム	1,979.00	563.09	前貝塚町 601-1	62	047-439-9299
14	宮本児童ホーム	3,008.53	682.89	宮本 6-18-1	63	047-424-9842
15	三咲児童ホーム	3,988.25	579.02	三咲 3-5-10	平成 元	047-448-2397
16	新高根児童ホーム	2,613.31	669.47	新高根 1-12-9	2	047-469-3940
17	薬円台児童ホーム	1,825.81	798.24	薬円台 5-18-1	3	047-469-4884
18	海神児童ホーム	897.80	707.29	海神町 2-264-5	5	047-432-4661
19	法典児童ホーム	2,842.80	541.98	藤原 3-2-15	8	047-429-0813
20	本中山児童ホーム	1,411.54	510.58	本中山 1-6-6	20	047-333-7701
21	坪井児童ホーム	1,012.22	724.12	坪井町 755-4	30	047-468-1505

※ 建物面積には「老人憩の家」分を含む。(ただし、1～4及び19、21の児童ホームを除く)

※ 前原児童ホーム（平成15年9月20日建替）

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I - 2 - 2 - 4 令和3年度児童ホーム利用者別内訳\*1 (単位：人)

区分	前原	高根台	習志野台	金杉台	若松	西船	小室	三山	八木が谷	松が丘	飯山満
市の主催事業	9,752	2,972	4,508	2,976	2,583	5,394	2,190	3,478	1,615	12,403	3,074
スポーツ・体操	3,772	727	387	830	0	476	504	277	0	70	0
制作・情操	2,688	1,114	2,099	1,222	418	1,657	925	1,441	486	11,427	2,775
その他の行事	3,212	1,100	2,022	680	1,981	2,652	748	1,700	1,129	890	230
クラブ	0	0	0	0	0	5	13	0	0	0	53
ボランティア	80	31	0	88	0	80	0	17	0	16	0
その他	0	0	0	156	184	524	0	43	0	0	16
一般利用	31,212	7,739	10,956	7,528	6,729	18,968	8,903	6,581	7,494	12,271	8,052
幼児	12,317	3,141	3,641	1,783	2,053	8,356	3,124	893	1,473	4,537	2,584
小学生	7,035	1,820	3,153	3,835	2,594	2,677	2,771	4,003	3,674	4,026	2,727
(1年生)	895	253	268	795	404	440	496	300	215	779	425
(2年生)	982	232	402	235	301	525	792	483	218	1,050	334
(3年生)	938	555	411	1,298	451	529	278	685	1,170	1,268	406
(4年生)	1,238	198	581	478	689	456	584	816	1,185	281	562
(5年生)	1,788	177	810	618	224	234	255	570	157	511	449
(6年生)	1,194	405	681	411	525	493	366	1,149	729	137	551
中学生	604	111	559	339	83	206	223	599	1,061	337	425
高校生	28	21	17	61	3	23	4	160	114	30	55
大人	11,228	2,646	3,586	1,510	1,996	7,706	2,781	926	1,172	3,341	2,261
団体利用	953	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育成クラブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼児教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童文庫	953	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合計	41,917	10,763	15,464	10,504	9,312	24,362	11,093	10,059	9,109	24,674	11,126
月曜日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	6,632	975	1,945	1,178	1,379	3,659	1,511	1,421	1,000	3,450	1,322
水曜日	8,225	2,377	2,719	1,850	1,553	4,770	2,027	1,967	1,982	4,710	2,176
木曜日	8,896	1,961	2,096	1,741	1,514	4,140	2,716	1,336	1,264	5,010	1,679
金曜日	6,977	2,047	2,667	1,536	1,411	3,951	1,811	1,435	1,710	3,855	2,207
土曜日	6,650	1,926	3,306	2,666	2,056	4,094	1,586	2,483	1,754	4,488	2,196
日曜日	4,537	1,477	2,731	1,533	1,399	3,748	1,442	1,417	1,399	3,161	1,546
総合計	41,917	10,763	15,464	10,504	9,312	24,362	11,093	10,059	9,109	24,674	11,126
小学生	9,000	2,637	5,363	5,468	3,840	4,790	3,217	6,332	4,422	7,363	4,106
中学生	793	138	606	376	100	236	225	663	1,108	367	502
高校生	28	23	18	64	3	26	4	177	114	438	60
幼児	16,817	4,266	4,943	2,476	2,727	10,009	4,057	1,426	1,932	9,652	3,448
大人	15,279	3,699	4,534	2,120	2,642	9,301	3,590	1,461	1,533	6,854	3,010
総合計	41,917	10,763	15,464	10,504	9,312	24,362	11,093	10,059	9,109	24,674	11,126
開館日数	267	269	269	269	269	267	267	269	269	267	269
開館日平均	157	40	57	39	35	91	42	37	34	92	41
開館月平均	3,811	978	1,406	955	847	2,215	1,008	914	828	2,243	1,011

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年8月30日から9月30日まで休館していた。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

区 分	夏 見	塚 田	宮 本	三 咲	新高根	薬田台	海 神	法 典	本中山	坪 井	合計
市の主催事業	4,313	4,590	9,294	5,348	10,053	12,983	6,014	9,656	11,371	5,436	130,003
スポーツ・体操	2,058	673	517	0	637	3,594	2,881	1,413	2,373	1,103	22,292
制作・情操	1,921	1,551	5,543	1,646	5,517	9,067	1,108	1,592	5,768	1,182	61,147
その他の行事	316	1,839	3,234	3,702	2,844	174	1,943	5,903	2,254	2,699	41,252
クラブ	0	0	0	0	0	0	60	0	946	0	1,077
ボランティア	18	28	0	0	0	32	22	5	10	69	496
その他	0	499	0	0	1,055	116	0	743	20	383	3,739
一般利用	17,456	15,701	19,188	9,525	20,505	18,940	6,167	10,609	15,139	22,887	282,550
幼児	6,354	6,445	7,005	2,903	7,625	7,307	2,070	3,695	5,370	6,199	98,875
小学生	5,161	2,784	4,872	3,254	5,922	4,127	1,855	2,653	3,896	10,503	83,342
(1年生)	549	344	757	406	1,004	553	161	249	700	1,646	11,639
(2年生)	1,053	184	576	334	748	544	148	322	766	2,132	12,361
(3年生)	980	576	679	399	1,380	878	132	568	465	1,962	16,008
(4年生)	636	345	869	496	1,021	713	466	621	478	1,825	14,538
(5年生)	866	690	981	779	561	751	816	344	763	1,509	13,853
(6年生)	1,077	645	1,010	840	1,208	688	132	549	724	1,429	14,943
中学生	607	310	492	684	474	615	221	565	343	400	9,258
高校生	43	40	112	67	30	53	13	81	106	24	1,085
大人	5,291	6,122	6,707	2,617	6,454	6,838	2,008	3,615	5,424	5,761	89,990
団体利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,005
育成クラブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼児教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童文庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,005
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合計	21,769	20,291	28,482	14,873	30,558	31,923	12,181	20,265	26,510	28,323	413,558
月曜日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	3,223	3,928	3,897	2,215	4,393	6,442	1,592	2,188	3,655	2,932	58,937
水曜日	4,271	3,156	4,618	2,641	5,319	4,952	1,883	3,699	4,956	5,211	75,062
木曜日	3,710	2,972	4,470	2,451	4,738	4,540	1,884	4,343	4,436	5,341	71,238
金曜日	3,740	3,746	5,169	1,939	4,858	5,682	1,892	4,169	3,255	3,807	67,864
土曜日	3,768	3,633	5,391	3,197	5,021	5,151	2,675	3,254	5,556	5,907	76,758
日曜日	3,057	2,856	4,937	2,430	6,229	5,156	2,255	2,612	4,652	5,125	63,699
総合計	21,769	20,291	28,482	14,873	30,558	31,923	12,181	20,265	26,510	28,323	413,558
小学生	6,483	3,866	6,906	5,768	9,286	6,241	2,636	7,578	9,820	13,044	128,166
中学生	624	351	505	767	520	697	238	1,099	383	404	10,702
高校生	44	42	119	73	30	61	33	156	116	25	1,654
幼児	7,932	8,185	11,296	4,341	11,499	12,814	4,762	5,827	8,116	7,705	144,230
大人	6,686	7,847	9,656	3,924	9,223	12,110	4,512	5,605	8,075	7,145	128,806
総合計	21,769	20,291	28,482	14,873	30,558	31,923	12,181	20,265	26,510	28,323	413,558
開館日数	269	267	269	269	269	269	268	269	269	269	268
開館日平均	81	76	106	55	114	119	45	75	99	105	73
開館月平均	1,979	1,845	2,589	1,352	2,778	2,902	1,107	1,842	2,410	2,575	1,790

## 第2項 子育て支援センター

少子高齢化がますます進む中、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要とされています。市内に2カ所開設する子育て支援センターでは、子育て支援事業の企画立案、育児不安等への相談及び指導、子どもの発達相談、育児講座の開催、子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会及び子どもの遊び場の提供を行っています。

1. **南本町子育て支援センター** (電話番号 047-434-3910)  
 住 所 南本町 10-1  
 開設年月日 平成 12 年 10 月 1 日  
 職 員 数 13 人 (保育士 10 人、看護師 1 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 1 人)
2. **高根台子育て支援センター** (電話番号 047-466-5666)  
 住 所 高根台 2-1-1  
 開設年月日 平成 14 年 11 月 16 日  
 職 員 数 14 人 (保育士 10 人、看護師 1 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 2 人)

表 I-2-2-5 利用者数 (単位：人)

年度	施設名	乳幼児	保護者	合 計	月平均	日平均
元★ <sup>1</sup>	南本町	13,673	12,523	26,196	2,381	100
	高根台	9,980	8,962	18,942	1,722	72
	合 計	23,653	21,485	45,138	—	—
2★ <sup>1</sup>	南本町	5,446	4,904	10,350	1,035	44
	高根台	3,084	2,888	5,972	597	26
	合 計	8,530	7,792	16,322	—	—
3★ <sup>1</sup>	南本町	10,166	9,020	19,186	1,599	65
	高根台	6,919	6,617	13,536	1,128	46
	合 計	17,085	15,637	32,722	—	—

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年2月29日から6月14日まで、令和2年12月26日から令和3年3月31日まで、令和3年8月30日から9月30日まで休館していた。

表 I-2-2-6 相談内容・指導人数 (単位：人)

内容 年度	施設名	発育 発達	身体	ことば の問題	性格 行動	生活 習慣	養育者 の問題	就園・ 就学関係	手当・ 支援制度	その他	合計
	高根台	320	479	205	1,122	2,143	1,472	395	4	321	6,461
	合 計	495	924	323	2,225	4,137	2,254	552	88	710	11,708
2	南本町	212	241	107	1,280	1,296	1,972	324	164	239	5,835
	高根台	204	202	150	562	920	1,876	152	18	186	4,270
	合 計	416	443	257	1,842	2,216	3,848	476	182	425	10,105
3	南本町	386	237	283	2,098	1,669	2,584	625	123	158	8,163
	高根台	381	363	218	964	2,021	1,697	228	41	195	6,108
	合 計	767	600	501	3,062	3,690	4,281	853	164	353	14,271

※ 分類内容の「身体」については、心理的要因のものも含まれます。

### 第3項 児童手当

#### 児童家庭課

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。

対象者	15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者	
支給月額	(児童1人につき)	
	《所得制限限度額未満》	
	0歳から3歳未満	15,000円
	3歳から小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
	3歳から小学校修了前(第3子以降)	15,000円
	中学生	10,000円
	《所得制限限度額以上》	
	一律	5,000円
支給月	2月、6月及び10月に前月分までを支給	
所得制限	所得制限は、平成24年6月分から導入されました。内容は下表のとおりです。	

表I-2-2-7 所得制限表

扶養親族等の数(人)	所得制限限度額(万円)	収入額(目安)(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960.0
4	774	1002.1
5	812	1042.1

※ 扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき38万円を所得制限限度額に加算。

表I-2-2-8 児童手当支給状況

年度	3歳未満		3歳以上小学校修了前		中学生		特例給付 (所得制限超過)	
	延人数 (人)	支給額 (千円)	延人数 (人)	支給額 (千円)	延人数 (人)	支給額 (千円)	延人数 (人)	支給額 (千円)
元	149,914	2,249,350	510,190	5,351,940	148,241	1,482,770	138,754	693,770
2	145,528	2,183,960	500,822	5,255,170	149,697	1,497,250	143,566	717,830
3	139,097	2,087,285	490,578	5,149,015	153,230	1,532,555	141,152	705,760

※ 支給額には、所得更正による追加支給分を含む。



## 第4項 子ども医療費の助成

疾病等により0歳から中学校3年生までの子どもが入院・通院した場合、その医療費の全部又は一部を助成し、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。

- 対象者 0歳から中学校3年生の子どもの保護者
- 助成額 保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から子ども医療費自己負担金を控除した額
- 助成方法 受給券を交付することによる現物給付。ただし千葉県外の医療機関を受診した場合や受給券を提示できなかった場合は償還払い（一旦医療費を支払い、後日市に申請することにより助成）。

表I-2-2-9 子ども医療助成件数・助成総額

年度	延助成件数（件）	助成総額（円）
元	1,281,696	2,225,595,818
2	943,636	1,789,517,000
3	1,061,362	2,085,040,675

- ※ 平成21年10月より小学生の入院医療費助成開始。平成22年12月より小学校1年生～3年生の通院医療費助成開始。平成23年10月より小学校4年生～6年生の通院医療費助成開始。
- ※ 平成24年12月より小学校4年生～6年生についても受給券を交付することによる現物給付を開始。また、中学生の入院医療費助成開始（受給券交付による現物給付）。
- ※ 平成25年8月より中学生の通院医療費助成開始。

表I-2-2-10 子ども医療費自己負担金

世帯区分	負担基準額(円)
	入院1日及び通院1回
市町村民税非課税世帯	無料
市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	
市町村民税所得割課税世帯	300

- ※ 平成25年8月より市町村民税所得割課税世帯の自己負担金を300円に変更。

## 第5項 養育支援訪問事業

家庭福祉課

子育てに不安を抱える家庭など、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員を派遣し、養育に関する専門的相談支援又は家事等の援助を行い、当該家庭の適切な養育を支援します。

表 I - 2 - 2 - 1 1 養育支援訪問の支援実績

区分		年度	元	2	3
専門的 相談支援	実施 家庭数	継続	3	6	8
		新規	10	16	14
		合計	13	22	22
	延訪問回数	135	266	198	
家事援助	実施 家庭数	継続	1	8	3
		新規	11	6	9
		合計	12	14	12
	延訪問回数	162	295	250	

## 第6項 子育て短期支援事業

地域子育て支援課

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において必要な養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

なお、業務は社会福祉法人千葉ベタニヤホームに委託し、実施しています。

《実施施設》

母子生活支援施設「青い鳥ホーム」

《事業の種類及び内容》

### 1. 短期入所生活援助事業

疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に、当該児童を一時的に入所させ、養育を行います。実施期間は原則7日以内です。

### 2. 夜間養護事業

仕事その他の理由により夜間に家庭において児童の養育が困難となった場合に、月曜日から金曜日までの午後6時から午後10時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則6月以内です。

### 3. 休日預かり事業

仕事その他の理由により日中に家庭において児童の養育が困難となった場合に、土日祝休日の午前7時から午後7時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則6月以内です。

表 I - 2 - 2 - 1 2 利用実績

年度	短期入所生活援助事業		夜間養護事業		休日預かり事業	
	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)
元	42	369	4	4	17	197
2	41	280	0	0	30	137
3	46	395	0	0	27	149

## 第7項 ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい者と受けたい者（市内在住または在勤で生後6か月以上概ね13歳未満の児童のいる人）との会員組織を作り、仕事と育児の両立の支援及び地域の子育て支援をしています。

育児の援助を行いたい会員は、保育所等の開始前や終了後の児童の預かりや、送迎等育児のサポートを行います。なお、業務は(公財)船橋市福祉サービス公社に委託し、実施しています。

表 I - 2 - 2 - 1 3 利用状況

年 度	協力会員 (人)	両方会員 (人)	利用会員 (人)	援助件数 (件)	月平均件数 (件)
元	598	105	2,979	8,961	747
2★ <sup>1</sup>	608	100	2,961	5,392	449
3★ <sup>1</sup>	602	94	2,884	8,522	710

## 第2節 児童の保護、健全育成

### 第1項 放課後児童健全育成事業 (放課後ルーム事業)

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間、家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とし、全小学校区（55カ所）で放課後ルームを開設しています。

**表 I-2-2-14 放課後ルーム入所児童数の推移**（各年4月1日現在、単位：人）

区分 年度	1年生	2年生	3年生	4年生以上	合計
2	1,885	1,679	1,290	763	5,617
3	1,895	1,625	1,239	816	5,575
4	1,951	1,665	1,243	778	5,637

**表 I-2-2-15 放課後ルームの開設場所**（単位：施設）

学校敷地内専用施設	53
校舎内余裕教室等	41
学校敷地外専用施設	8
民間施設	4

(34小学校区については、第2ルーム以上を設置)

表 I - 2 - 2 - 1 6 放課後ルーム一覧

番号	放課後ルーム名	所在地	電話番号
1	船橋放課後ルーム	本町 4-17-20 (船橋小学校内)	047-422-0688
2	湊町放課後ルーム	湊町 1-16-5 (湊町小学校内)	047-435-0674
3	南本町放課後ルーム	栄町 1-7-1 (南本町小学校内)	047-437-4287
4	宮本放課後ルーム	宮本 7-10-1 (宮本小学校内)	047-421-3170
5	若松放課後ルーム	若松 3-2-3 (若松小学校内) 若松 3-3-4 (青少年会館内)	047-433-8125
6	峰台放課後ルーム	宮本 6-33-1 (峰台小学校内)	047-422-8139
7	市場放課後ルーム	市場 1-5-1 (市場小学校内)	047-425-2376
8	海神放課後ルーム	海神 2-6-5 (海神小学校内)	047-434-2539
9	西海神放課後ルーム	海神 5-19-36 (西海神小学校内) 海神 5-20-16	047-431-2226
10	海神南放課後ルーム	海神町南 1-1510 (海神南小学校内)	047-431-7841
11	葛飾放課後ルーム	印内 1-2-1 (葛飾小学校内)	047-435-7739
12	小栗原放課後ルーム	本中山 3-16-12 (小栗原小学校内)	047-335-8664
13	八栄放課後ルーム	夏見 5-27-1 (八栄小学校内) 夏見 5-26-21	047-421-1167
14	夏見台放課後ルーム	夏見台 2-12-1 (夏見台小学校内)	047-429-2318
15	高根放課後ルーム	高根町 2895 (高根小学校内)	047-429-3405
16	高根東放課後ルーム	新高根 1-17-1 (高根東小学校内)	047-464-2357
17	金杉放課後ルーム	金杉 8-10-1 (金杉小学校内)	047-440-3283
18	三咲放課後ルーム	二和東 5-39-1 (三咲小学校内)	047-447-2061
19	二和放課後ルーム	二和東 1-9-11 (二和小学校内)	047-440-4777
20	八木が谷放課後ルーム	八木が谷 2-3-1 (八木が谷小学校内)	047-449-1419
21	八木が谷北放課後ルーム	八木が谷 4-13-1 (八木が谷北小学校内)	047-447-2497
22	咲が丘放課後ルーム	咲が丘 1-22-1 (咲が丘小学校内)	047-448-6026
23	金杉台放課後ルーム	金杉台 2-1-7 (金杉台小学校内)	047-447-3350
24	法典放課後ルーム	藤原 5-2-1 (法典小学校内)	047-430-3378
25	丸山放課後ルーム	丸山 4-43-1 (丸山小学校内)	047-430-1463
26	法典東放課後ルーム	丸山 5-25-1 (法典東小学校内)	047-438-1955
27	法典西放課後ルーム	上山町 1-111-5 (法典西小学校内)	047-337-0505
28	塚田放課後ルーム	前貝塚町 610-4 前貝塚町 565-11	047-430-5291
29	行田東放課後ルーム	行田 2-4-1 (行田東小学校内)	047-430-1917
30	行田西放課後ルーム	行田 3-4-1 (行田西小学校内)	047-439-3220
31	前原放課後ルーム	前原西 2-28-1 (前原小学校内)	047-477-1513
32	中野木放課後ルーム	中野木 2-19-1 (中野木小学校内) 前原西 6-1-12 (前原児童ホーム内) 前原西 4-30-22	047-471-6734
33	二宮放課後ルーム	前原東 5-9-3 (二宮小学校内)	047-474-4410
34	飯山満放課後ルーム	飯山満町 3-1394-3 (飯山満小学校内)	047-468-6590
35	飯山満南放課後ルーム	飯山満町 1-954-4 (飯山満南小学校内)	047-421-1918
36	芝山東放課後ルーム	芝山 3-19-1 (芝山東小学校内)	047-464-1591
37	芝山西放課後ルーム	芝山 2-4-1 (芝山西小学校内)	047-461-2847
38	七林放課後ルーム	七林町 128-11	047-469-0792
39	薬円台放課後ルーム	薬円台 4-5-1 (薬円台小学校内)	047-461-2845
40	薬円台南放課後ルーム	薬円台 2-18-1 (薬円台南小学校内)	047-464-6127
41	田喜野井放課後ルーム	田喜野井 4-33-1 (田喜野井小学校内)	047-464-4472
42	三山放課後ルーム	三山 2-42-1 (三山小学校内)	047-477-5198
43	三山東放課後ルーム	三山 6-32-1 (三山東小学校内)	047-474-5398
44	高根台第二放課後ルーム	高根台 5-2-1 (高根台第二小学校内)	047-469-4481

45	高根台第三放課後ルーム	高根台 1-4-1 (高根台第三小学校内)	047-469-0180
46	高郷放課後ルーム	西習志野 1-47-1 (高郷小学校内)	047-466-4557
47	習志野台第一放課後ルーム	習志野台 2-51-1 (習志野台第一小学校内)	047-466-3657
48	習志野台第二放課後ルーム	習志野台 5-43-1 (習志野台第二小学校内)	047-461-1239
49	古和釜放課後ルーム	松が丘 3-42-1 (古和釜小学校内)	047-469-0155
50	坪井放課後ルーム	坪井町 747-1 (坪井小学校内)	047-464-6711
51	大穴放課後ルーム	大穴南 2-7-1 (大穴小学校内)	047-465-2591
52	大穴北放課後ルーム	大穴北 1-7-1 (大穴北小学校内)	047-449-2090
53	豊富放課後ルーム	豊富町 1-1 (豊富小学校内)	047-457-0722
54	小室放課後ルーム	小室町 3001	047-457-9019
55	塚田南放課後ルーム	行田 1-50-1 (塚田南小学校内)	047-439-5890

## 第2項 家庭児童相談室

家庭福祉課

家庭児童相談室では、家庭における児童の養育などに関する相談に応じています。

表1-2-2-17 家庭児童相談室における相談件数の推移 (単位:件)

区分 相談内容		年度		
		元	2	3
養護 相談	児童虐待相談	701	708	774
	その他の相談	511	551	541
保健相談		1	0	1
障害 相談	肢体不自由相談	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0
	重症心身障害相談	0	0	0
	知的障害相談	0	0	0
	発達障害相談	9	7	3
非行 相談	ぐ犯行為等相談	1	0	2
	触法行為等相談	0	0	0
育成 相談	性格行動相談	27	26	44
	不登校相談	25	18	32
	適性相談	0	0	1
	育児・しつけ相談	131	59	38
その他の相談		150	122	117
合計		1,556	1,491	1,553

## 第3節 保育の充実

### 第1項 保育所

保育認定課  
 公立保育園管理課

#### 1. 要保育児童

令和4年4月1日現在、両親が共働きの家庭や、母子・父子家庭など日中保護者に代わって保育する必要がある児童（要保育児童）は、13,411人となっています。

表I-2-2-18 保育施設入所申請数と入所児童数の推移（各年4月1日現在、単位：人）

区分		年	2	3	4
保育所	公立	申請数	4,271	4,022	3,977
		入所数	4,133	3,971	3,911
		待機数	138	51	66
	私立	申請数	8,052	8,120	8,229
		入所数	7,730	7,943	8,044
		待機数	322	177	185
認定 こども園	申請数	680	672	722	
	入所数	639	660	711	
	待機数	41	12	11	
小規模 保育 事業所	申請数	402	450	461	
	入所数	389	442	452	
	待機数	13	8	9	
家庭的 保育	申請数	13	14	10	
	入所数	13	14	10	
	待機数	0	0	0	
合計	申請数	13,423	13,291	13,411	
	入所数	12,904	13,030	13,128	
	待機数	519	261	283	

※ 管内分、受託を含みます。

※ 認定こども園は、教育標準時間（1号）認定子どもの数は含みません。

※ 合計申請数および合計待機数には管外委託者を含みます。

#### 2. 保育施設数及び定員数の推移

令和4年4月1日現在、市内の保育所は公立27か所及び私立97か所で、入所定員は13,391人となっています。これらの保育所の入所児童数は11,955人で、年齢別にみると3歳以上児がおおよそ59.1%、3歳未満児がおおよそ40.9%となっています。なお、令和4年度より認定こども園が10園となり、入所定員は1,486人、入所児童数は1,168人となっています。

この他に、船橋市が他市町村の保育所に入所の依頼（管外委託）を協議し、入所した児童の数は136人となっています。

表 I-2-2-19 保育施設数及び定員数の推移 (各年4月1日現在)

区分		年	2	3	4
保育所	公立	施設数(か所)	27	27	27
		定員数(人)	4,545	4,545	4,532
	私立	施設数(か所)	91	94	97
		定員数(人)	8,428	8,689	8,859
認定こども園		施設数(か所)	8	9	10
		定員数(人)	1,280	1,321	1,486
小規模保育事業所		施設数(か所)	26	31	30
		定員数(人)	460	555	536
家庭的保育		施設数(か所)	5	4	4
		定員数(人)	23	18	18
合計		施設数(か所)	157	165	168
		定員数(人)	14,736	15,128	15,431

※ 認定こども園の定員数には、教育標準時間(1号)認定子どもの数を含みます。

表 I-2-2-20 年齢別入所児童数 (単位:人)

区分		年齢	0	1	2	3	4	5	合計
保育所	公立		182	620	690	800	790	829	3,911
	私立		510	1,339	1,549	1,631	1,509	1,506	8,044
認定こども園			28	89	109	285	317	340	1,168
小規模保育事業所			36	204	212	-	-	-	452
家庭的保育			1	4	5	-	-	-	10
合計			757	2,256	2,565	2,716	2,616	2,675	13,585

※ 管内分、受託を含みます。

※ 認定こども園には、教育標準時間(1号)認定子どもの数を含みます。

表 I-2-2-21 公立保育所一覧

保育所名	所在地	定員	開設年月日	電話番号
宮本第一保育園	宮本 6-26-27	126	昭和 35. 5. 1	047-422-5639
宮本第二保育園	宮本 8-9-10	168	50. 4. 1	047-423-1304
若松保育園	若松 2-6-3	168	45. 12. 1	047-433-4041
湊町保育園	湊町 1-16-23	271	29. 6. 10	047-431-4961
千鳥保育園	南本町 13-1	213	28. 4. 20	047-431-5061
中央保育園	本町 4-17-21	209	25. 4. 24	047-422-4762
本町保育園	本町 6-7-18	140	53. 4. 1	047-424-7011
海神第一保育園	海神 2-13-25	244	43. 5. 1	047-422-2462
海神第二保育園	本町 1-23-7	73	50. 4. 1	047-435-0783



★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

西船保育園	西船 6-1-24	150	49. 4. 1	047-333-8187
本中山保育園	本中山 5-6-1	155	53. 4. 1	047-333-6451
若葉保育園	藤原 7-41-1	163	41. 4. 1	047-439-0472
行田保育園	行田 3-1-2	200	52. 4. 1	047-439-5000
夏見第一保育園	夏見 4-10-26	147	27. 6. 10	047-422-5198
夏見第二保育園	夏見台 4-1-1	150	54. 4. 1	047-439-6231
高根保育園	新高根 4-19-2	165	50. 4. 1	047-463-1418
金杉台保育園	金杉台 1-1-6	120	47. 4. 1	047-447-0022
二和保育園	二和東 5-50-1	147	45. 10. 1	047-447-0801
三山保育園	三山 6-26-26	162	47. 4. 1	047-476-2701
二宮保育園	前原西 6-1-12	195	38. 7. 1	047-472-1097
習志野台第一保育園	習志野台 2-50-3	248	43. 7. 1	047-465-4124
習志野台第二保育園	習志野台 6-7-1	152	48. 4. 1	047-464-3818
高根台保育園	高根台 2-2-2	200	40. 4. 1	047-466-2611
緑台保育園	緑台 2-4-11	120	50. 4. 1	047-447-9122
芝山第一保育園	芝山 3-10-4	183	53. 4. 1	047-462-7575
小室保育園	小室町 3305	120	55. 4. 1	047-457-1717
浜町保育園	浜町 1-1-1	143	56. 4. 1	047-431-3262

表 I - 2 - 2 - 2 2 私立保育所一覧

保育所名	所在地	定員	開設年月日	電話番号
めぐみ保育園	薬円台 4-6-1	222	昭和 23. 12. 1	047-466-0566
中山あけぼの保育園	本中山 3-19-3	170	30. 4. 1	047-334-9950
ひばり保育園	松が丘 1-33-4	120	39. 10. 1	047-466-5915
杉の子保育園	新高根 3-8-1	120	42. 4. 1	047-465-2336
しらゆり保育園	北本町 2-47-7	100	43. 4. 1	047-422-5051
あすなろ保育園	二和西 2-6-1	120	47. 4. 1	047-447-0023
たかね台ベビーホーム	高根台 1-9-23-201	30	47. 4. 1	047-465-1100
まこと保育園	神保町 275-34	150	49. 1. 1	047-457-1685
まこと保育園分園	習志野台 2-73-9	29	平成 22. 4. 1	047-465-0230
三咲小鳩保育園	三咲 3-6-2	300	昭和 49. 4. 1	047-447-7612

てまり保育園	藤原 5-4-39	130	51.4.1	047-438-0073
みどり保育園	市場 4-12-3	120	52.5.1	047-424-4152
三山つくし保育園	三山 9-31-7	143	53.4.1	047-473-4435
アンデルセン保育園	習志野台 7-8-21	120	54.4.1	047-462-8111
やまびこ保育園	咲が丘 2-11-5	160	54.4.1	047-449-0225
弥生保育園	本中山 3-4-18	150	54.4.1	047-332-7280
かもめ保育園	新高根 6-43-3	90	55.4.1	047-466-5553
かもめ保育園芝山分園	芝山 3-10-8	29	平成 13.4.1	047-456-4353
前原保育園	前原西 8-23-5	90	昭和 55.4.1	047-465-2429
ベル・ナーサリー	行田 1-49-1	60	平成 14.4.1	047-430-0086
アンデルセン第二保育園	習志野台 5-43-3	70	15.4.1	047-468-4686
西船みどり保育園	西船 1-21-50	100	15.9.1	047-435-4152
アリスなかよし保育園	西船 2-29-28	90	16.4.1	047-436-1212
ロータス保育園	藤原 5-23-2	60	17.4.1	047-439-6663
海神南保育園	海神町南 1-1627-2	80	19.4.1	047-411-6543
前原ひまわり保育園	前原西 4-18-19	110	19.4.1	047-474-7788
夏見台保育園	夏見台 2-16-1	60	19.4.1	047-429-7231
プレスクール・ベル	海神 4-23-16	100	19.10.1	047-410-0311
みそら保育園	東中山 2-1-20	90	20.4.1	047-302-2505
さくら保育園	二子町 474	120	20.4.1	047-302-8301
印内保育園	印内 2-2-31	60	20.4.1	047-433-8368
船橋あおぞら保育園	三咲 3-12-55	60	20.10.1	047-407-9870
船橋あおぞら保育園分園	二和東 6-16-10-2F	15	21.8.1	047-440-8977
ククルなかよし保育園	夏見 2-11-43	150	22.4.1	047-424-0101
なないろ保育園	行田 1-39-5	100	22.4.1	047-407-1201
ローゼンかみやま保育園	上山町 2-288-1	90	23.4.1	047-406-6010
こでまり保育園	藤原 2-2-22	60	23.4.1	047-703-7700
はさま保育園	飯山満町 3-1512-1	115	23.4.1	047-467-1999
美しが丘保育園	坪井東 5-18-30	60	23.4.1	047-457-8806

船橋ピコレール保育園	宮本 2-6-26	60	23. 4. 1	047-425-5057
なの花保育園	飯山満町 1-967-1	90	24. 4. 1	047-405-9512
ベル・ナーサリー・アスール	海神 3-30-1	60	24. 4. 1	047-432-1717
たちばな保育園	前原西 2-24-10	130	24. 4. 1	047-470-3745
南船橋保育園	若松 2-3-15	140	24. 9. 1	047-401-5115
高根台グリーンキディ保育園	高根台 2-10-5	78	25. 4. 1	047-465-5900
アポロンの丘	習志野台 2-59-22	48	25. 9. 1	047-404-5427
リサ保育園	海神町南 1-728	90	26. 4. 1	047-404-5621
シーガル保育園	飯山満町 2-1007-1	120	26. 4. 1	047-404-7611
敬心ゆめ保育園	東船橋 3-15-8	110	26. 4. 1	047-411-5725
ゆいまーる保育園	北本町 1-12-8	140	26. 4. 1	047-424-7711
ナーサリー木の実	坪井東 4-7-60	90	27. 4. 1	047-497-8457
丸山旭保育園	丸山 5-33-25	80	27. 5. 1	047-438-3383
あまねの杜保育園	行田 2-9-10	160	27. 8. 1	047-401-5011
AIAI NURSERY 宮本	宮本 3-9-4	74	27. 10. 1	047-401-0271
東船橋ちとせ保育園	東船橋 1-16-25	100	28. 4. 1	047-423-5717
船橋どろんこ保育園	本町 6-8-9	110	28. 4. 1	047-429-8140
船橋どろんこ保育園分園	本町 5-18-25	30	29. 4. 1	047-409-2871
グローバルキッズ コトニア西船橋園	東中山 1-19-13	90	28. 4. 1	047-336-6661
船橋ハーモニー保育園	前原東 5-8-8	105	28. 4. 1	047-429-8802
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋	海神 3-26-30	100	28. 4. 1	047-401-3875
えがおの森保育園・にしふなばし	本郷町 430	92	28. 4. 1	047-332-0581
薬園台・学びの保育園	薬円台 5-6-7	71	28. 4. 1	047-402-4680
AIAI NURSERY 北習志野	西習志野 3-27-7	56	28. 4. 1	047-404-7771
船橋光の子保育園	丸山 1-3-3	50	28. 5. 1	047-406-7055
船橋法典すきっぷ保育園	藤原 1-3-10	65	29. 4. 1	047-382-5917
AIAI NURSERY 船橋法典	上山町 1-223-4	60	29. 4. 1	047-382-5357
AIAI NURSERY 西船橋	西船 5-26-25	60	29. 4. 1	047-307-9202
にじいろ保育園薬円台	薬円台 1-24-1	77	29. 4. 1	047-402-4033

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

塚田ここわ保育園	北本町 2-41-20	60	29. 4. 1	047-407-0243
ブルウミング保育園	宮本 1-8-11	90	29. 4. 1	047-409-9996
そらまめ保育園 新船橋	北本町 1-17-22	90	29. 4. 1	047-455-8682
まなびの森保育園飯山満	二宮 1-71-30	60	29. 4. 1	047-466-7788
グリュック保育園	東船橋 1-26-10	60	29. 4. 1	047-424-3741
ゆめのもり保育園	前原西 7-1-19	60	29. 4. 1	047-406-4700
太陽の子 塚田保育園	行田町 352-5	75	30. 2. 1	047-406-6006
まなびの森保育園東船橋	東船橋 1-18-12	80	30. 4. 1	047-411-1155
りんごのき保育園	東船橋 1-24-15-1F	40	30. 4. 1	047-411-8054
新船橋ここわ保育園	海神 5-29-61	60	30. 4. 1	047-402-6431
西船橋すきっぷ保育園	西船 4-12-20	65	30. 4. 1	047-401-6251
ラブキッズ	行田 3-2-21	70	30. 4. 1	047-429-1212
ゆめわかば保育園	前原東 2-18-41	70	31. 4. 1	047-406-4421
たんぼぼ西船橋駅前保育園	印内町 631-1	80	31. 4. 1	047-420-3017
たんぼぼ海神町南保育園	海神町南 1-1428-20	60	31. 4. 1	047-495-6200
船橋くれよん保育園	坪井東 2-13-27	60	31. 4. 1	047-460-9926
Milky Way International Nursery School 新船橋校	夏見 3-20-11	80	31. 4. 1	047-455-3225
西船橋雲母保育園	本郷町 456-1-2F	60	31. 4. 1	047-709-4300
そらまめ保育園 西船橋	海神 6-16-11	75	31. 4. 1	047-497-8285
まなびの森保育園船橋競馬場駅前	宮本 9-1-11	140	31. 4. 1	047-402-4402
ポポラー千葉新船橋園	北本町 1-12-17-2F	50	31. 4. 1	047-460-3040
船橋うめのき保育園	上山町 1-225-3	60	令和 2. 4. 1	047-710-5431
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋北	山手 1-1-11	75	2. 4. 1	047-498-9370
船橋こどもの木保育園	西習志野 2-6-1	60	2. 4. 1	047-468-8207
船橋馬込沢雲母保育園	上山町 2-487-1	60	2. 4. 1	047-430-2424
京進のほいくえん HOPPA前原西	前原西 4-12-15	70	2. 4. 1	047-489-5260
ここみ保育園	海神 1-8-9	40	2. 4. 1	047-432-2904
共同保育所子どもの家	本町 5-15-9	50	2. 10. 1	047-423-1770
ベル・ナーサリー 塚田	行田 1-50-31	150	3. 4. 1	047-401-3930

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

東船橋雲母保育園	東船橋 3-36-13	60	3. 4. 1	047-460-5130
オーチャード・キッズ船橋馬込沢園	藤原 7-3-1-5F	43	4. 4. 1	047-468-8833
東船橋ひなた保育園	中野木 2-31-13	60	4. 4. 1	047-409-9830
トット保育園はさま	飯山満町 3-1345-1	67	4. 4. 1	047-404-3504

表 I - 2 - 2 - 2 3 認定こども園一覧

施設名	所在地	定員	開設年月日	電話番号
船橋旭こども園	夏見台 5-7-13	150	平成 27. 4. 1	047-439-0010
田喜野井旭こども園	田喜野井 4-30-12	60	27. 4. 1	047-456-3180
認定こども園 不二幼稚園	飯山満町 2-666	318	28. 4. 1	047-466-2925
認定こども園おひさま	前原西 6-1-64	79	28. 4. 1	047-476-7802
幼保連携型認定こども園 大浜幼稚園	薬円台 4-6-3	208	29. 4. 1	047-466-5720
そらまめこども園 船橋駅前	本町 1-30-1	111	30. 4. 1	047-405-9951
高根台文化こども園	高根台 3-3-2	210	31. 4. 1	047-466-2511
幼保連携型認定こども園 二和ひつじ幼稚園	二和東 6-23-21	144	令和 2. 4. 1	047-447-2041
モンテッソーリたんぽぽ子供の家	前原西 4-30-22	41	3. 4. 1	047-478-9172
認定こども園 栄光幼稚園	芝山 3-10-9	165	4. 4. 1	047-464-8084

※ 定員数には教育標準時間（1号）認定子どもの数を含みます。

表 I - 2 - 2 - 2 4 小規模保育事業所一覧

施設名	所在地	定員	開設年月日	電話番号
パルバステル保育園	本町 5-14-15	19	平成 27. 4. 1	047-460-6666
うみのほいくえん	湊町 2-2-20-102・202	19	27. 4. 1	047-468-8698
小規模保育所 リトルキディ	坪井東 3-10-1	19	27. 4. 1	047-436-8011
キッズランド未来	二和東 6-18-27-1F	19	27. 10. 1	047-448-7735
保育ルームキューティー	前原東 5-18-4	19	28. 4. 1	047-427-7643
太陽の子 船橋三咲保育園	南三咲 1-20-10	19	28. 4. 1	047-440-6585
ひだまり滝台保育園	滝台 1-12-12	18	28. 4. 1	047-436-8840
京進のほいくえん HOPPA船橋駅園	本町 4-7-17	12	28. 4. 1	047-405-2613
京進のほいくえん HOPPA津田沼園	前原西 2-7-9-2F	19	28. 4. 1	047-409-9571
リトル・清和	前貝塚町 646-8	15	28. 4. 1	047-404-7516
トレポンテ駅前保育園	本町 6-8-1	19	28. 4. 1	047-409-8816
りりぱっとナーサリー津田沼園	前原西 2-44-10	19	28. 10. 1	047-405-2331

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

りりぱっとナーサリー中山園	本中山 2-23-16	12	28.10.1	047-303-3038
すずらん保育園	三山 3-39-2	19	29.4.1	047-409-9541
健伸むぎの子保育園	丸山 5-15-15	19	29.4.1	047-404-8746
クレヨンキッズ北習志野園	習志野台 1-34-25	19	29.4.1	047-456-4440
G a k k e nほいくえん 西船橋	二子町 610	19	29.4.1	047-302-7761
東船橋色葉保育園	東船橋 4-31-9	11	30.4.1	047-460-2727
リップル保育園西船橋	葛飾町 2-378-7	19	30.4.1	047-401-5567
ひかり保育園	習志野台 4-3-9	18	30.4.1	047-456-6370
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋第二	山手 1-3-17	19	31.4.1	047-409-9055
やきがやなかよし保育園	八木が谷 2-18-1	19	31.4.1	047-498-9367
サンヴェルデ保育園	緑台 2-4-17	19	令和元.10.1	047-402-2270
ひだまり保育園	薬円台 6-1-1	18	令和元.10.1	047-404-8511
こりんご保育園	東船橋 1-38-3-2F	15	2.4.1	047-406-4380
保育ルームサンライズ船橋	本町 1-25-18	18	2.10.1	047-422-0805
キッズフィールド東船橋駅前園	東船橋 4-31-7-201	19	3.4.1	047-407-3948
すくすく北習志野ほいくえん	習志野台 3-17-16	19	3.4.1	047-769-7739
保育ステーション ハミングバード	習志野台 3-1-1-3F	19	3.4.1	047-401-4795
前原ベビーズ保育園	前原東 5-16-15	19	3.4.1	047-411-9185

表 I - 2 - 2 - 2 5 家庭的保育事業所一覧

施設名	所在地	定員	開設年月日
家庭的保育者 清水	山手 2	5	平成 27.4.1
家庭的保育者 桑原	松が丘 5	5	27.4.1
家庭的保育者 片渕	新高根 1	3	27.4.1
家庭的保育者 飯田	田喜野井 2	5	令和 2.10.1

### 3. 保育所の運営

### 保育認定課

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、保育を利用する子どもの増加と保育の多様化に伴い年々増加しています。

令和3年度では入所児童1人当たり年額 1,593,000円となり、この負担割合は下図のようになります。

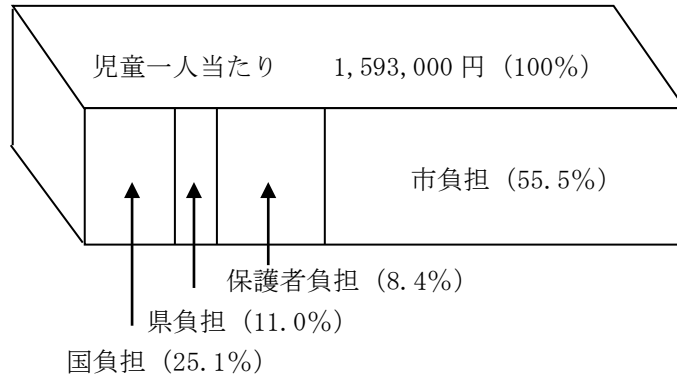


表 I-2-2-26 運営費負担割合の推移

(単位：千円)

区分		年度	元	2	3
管理運営費 A			18,508,915	18,850,341	19,210,315
			100%	100%	100%
財源内訳	国庫負担金		3,480,060	4,364,540	4,566,501
			18.8%	23.2%	23.7%
	県負担金		1,512,609	1,854,424	1,898,979
			8.2%	9.8%	9.9%
	国（県）補助金		374,588	448,785	478,739
			2.0%	2.4%	2.5%
	市負担金①		1,512,609	1,854,424	1,898,979
		8.2%	9.8%	9.9%	
保護者負担金（保育料等）		2,636,530	1,591,921	1,608,046	
		14.2%	8.4%	8.4%	
計 B		9,516,396	10,114,094	10,451,244	
		51.4%	53.6%	54.4%	
市単独負担（A-B）②		8,992,519	8,736,247	8,759,071	
		48.6%	46.4%	45.6%	
市負担計（①+②）		10,505,128	10,590,671	10,658,050	
		56.8%	56.2%	55.5%	
年間延利用児童数		141,376人	143,214人	144,711人	
児童1人当たり運営費（年額）		1,571,037円	1,579,488円	1,593,000円	

表 I - 2 - 2 - 2 7 保育料 (単位：円)  
 3 歳未満児

階層	保護者の税額	標準時間		短時間	
			ひとり親 世帯等		ひとり親 世帯等
A	生活保護世帯等	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	7,800	3,770	7,660	3,770
C2	市民税所得割 24,300 未満	8,950	4,320	8,790	4,320
C3	24,300 以上 48,600 未満	10,100	4,480	9,920	4,480
D1-1	48,600 以上 57,700 未満	15,000	4,480	14,740	4,480
D1-2	57,700 以上 72,800 未満	15,000	4,480	14,740	4,480
D2-1	72,800 以上 77,101 未満	20,100	6,000	19,750	6,000
D2-2	77,101 以上 97,000 未満	20,100		19,750	
D3	97,000 以上 115,000 未満	25,000		24,570	
D4	115,000 以上 133,000 未満	29,000		28,500	
D5	133,000 以上 151,000 未満	33,000		32,430	
D6	151,000 以上 169,000 未満	37,000		36,370	
D7	169,000 以上 202,000 未満	42,700		41,970	
D8	202,000 以上 235,000 未満	46,700		45,900	
D9	235,000 以上 268,000 未満	50,800		49,930	
D10	268,000 以上 301,000 未満	54,900		53,960	
D11	301,000 以上 349,000 未満	57,500		56,520	
D12	349,000 以上	60,000		58,980	

- ※ 幼児教育・保育の無償化により、令和元年 10 月から 3 歳以上児の保育料は無料になりました。
- ※ 保育料は、当該年度の 4 月初日の前日現在の満年齢で算定し、年度の途中で誕生日を迎えても変更になりません。
- ※ 上記保育料表は、第 1 子の保育料表です。第 1 子の標準保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年齢の高い子どもが保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（以下、「保育園等」）を利用する場合に、当該子どもに適用されます。
- ※ 同一世帯から複数の小学校就学前の子どもが同時に、保育園・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部に入所、又は、児童発達支援・医療型児童発達支援・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育・企業主導型保育（以下、「保育施設等」）を利用している場合、それ



らの子どものうち、保育園等を利用している第2子の保育料は半額（10円未満切捨て）、第3子の保育料は無料となります。

ただし、同一世帯において、「保育園等」を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち年齢の高い方から数えて最も年齢の高い子ども（第1子）及び2番目の子ども（第2子）が下記の表中の年齢の組み合わせの場合、2番目の子ども（第2子）に半額保育料の特例が適用されます。

- ※ C1～D1-1階層については、子どもの年齢及び保育施設等の利用に関わらず、生計を一にしている子どものうち年齢の高い方から順に第1子、第2子として数えます。なお、ひとり親世帯等については、C1～D2-1階層までが同様の取扱いとなります。
- ※ ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます。
- ※ 保育料を算定する際の税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除をする前の金額です。
- ※ 令和4年度4～8月分保育料は、令和3年度市民税額で算定します。  
令和4年度9～3月分保育料は、令和4年度市民税額で算定します。

**表 I-2-2-28 半額保育料の特例**（単位：円）

階層	組み合わせ	1子：3歳未満児	
		2子：3歳未満児	
	保護者の税額	標準時間	短時間
D8	202,000 以上 235,000 未満	23,300	
D9	235,000 以上 268,000 未満	19,200	20,070
D10	268,000 以上 301,000 未満	15,100	16,040
D11	301,000 以上 349,000 未満	12,500	13,480
D12	349,000 以上	10,000	11,020

※ D8階層の短時間については、通常の半額保育料を適用します。

## 4. 保育対策

### (1) 延長保育

保育認定子どもがやむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において必要な保育を確保するため、通常保育時間を超えて開所時間内で延長保育を実施しています。

公立保育所

開所時間 午前7時～午後7時

通常保育時間（保育標準時間）午前7時～午後6時、（保育短時間）午前9時～午後5時

私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所

施設・事業所により開所時間及び通常保育時間が異なります。

**表 I-2-2-29 私立保育所 開所時間・通常保育時間**

施設名	開所時間（）内は土曜日	通常保育時間	
		保育標準時間	保育短時間
めぐみ保育園	7：30～19：00（15：30）	7：30～18：30	8：00～16：00
中山あけぼの保育園	7：00～20：00（20：00）	7：00～18：00	8：15～16：15
ひばり保育園	7：00～19：00（18：00）	7：00～18：00	8：30～16：30
杉の子保育園	7：00～19：00（18：00）	7：30～18：30	8：30～16：30

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

しらゆり保育園	7:15～19:15 (18:15)	7:15～18:15	8:30～16:30
あすなろ保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
たかね台ベビーホーム	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
まこと保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
まこと保育園分園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
三咲小鳩保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
てまり保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
みどり保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:30～18:30	8:00～16:00
三山つくし保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
アンデルセン保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
やまびこ保育園	7:00～19:00 (18:30)	7:00～18:00	8:20～16:20
弥生保育園	7:00～20:00 (20:00)	7:00～18:00	8:15～16:15
かもめ保育園	7:00～20:00 (20:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
かもめ保育園芝山分園	7:00～20:00 (20:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
前原保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
ベル・ナーサリー	7:00～19:00 (14:30)	7:00～18:00	8:30～16:30
アンデルセン第二保育園	7:00～20:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
西船みどり保育園	7:00～20:00 (19:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
アリスなかよし保育園	7:00～21:00 (19:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
ロータス保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
海神南保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
前原ひまわり保育園	7:00～20:00 (18:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
夏見台保育園	7:00～19:30 (19:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
プレスクール・ベル	7:00～19:00 (14:30)	7:00～18:00	8:30～16:30
みそら保育園	7:00～20:00 (18:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
さくら保育園	7:00～20:00 (20:00)	7:00～18:00	8:15～16:15
印内保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
船橋あおぞら保育園	7:00～20:00 (18:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
船橋あおぞら保育園分園	7:00～20:00 (18:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
ククルなかよし保育園	7:00～21:00 (19:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
なないろ保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
ローゼンかみやま保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
こでまり保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
はさま保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
美しが丘保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
船橋ピコレール保育園	7:00～20:00 (20:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
なの花保育園	7:00～20:00 (18:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
ベル・ナーサリー・アスール	7:00～19:00 (14:30)	7:00～18:00	8:30～16:30
たちばな保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
南船橋保育園	7:00～20:00 (19:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
高根台グリーンキディ保育園	7:00～20:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
アポロンの丘	7:00～19:00 (19:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
リサ保育園	7:00～20:00 (19:00)	7:30～18:30	9:00～17:00
シーガル保育園	7:00～20:00 (20:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
敬心ゆめ保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
ゆいまーる保育園	7:00～21:00 (19:00)	7:30～18:30	8:30～16:30

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

ナーサリー木の实	7:00~19:00 (18:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
丸山旭保育園	7:00~19:00 (18:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
あまねの杜保育園	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
AIAI NURSERY 宮本	7:30~20:00 (18:30)	7:30~18:30	9:00~17:00
東船橋ちとせ保育園	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	8:00~16:00
船橋どろんこ保育園	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
船橋どろんこ保育園分園	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
グローバルキッズ コトニア西船橋園	7:30~20:30 (20:30)	7:30~18:30	9:00~17:00
船橋ハーモニー保育園	7:00~19:00 (18:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
えがおの森保育園・にしふなばし	7:30~19:30 (19:30)	7:30~18:30	9:00~17:00
薬園台・学びの保育園	7:00~19:00 (18:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
AIAI NURSERY 北習志野	7:30~20:00 (18:30)	7:30~18:30	9:00~17:00
船橋光の子保育園	7:00~19:00 (18:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
船橋法典すきっぷ保育園	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
AIAI NURSERY 船橋法典	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
AIAI NURSERY 西船橋	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
にじいろ保育園薬円台	7:00~19:00 (19:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
塚田ここわ保育園	7:00~19:00 (18:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
ブルッキング保育園	7:00~20:00 (18:00)	7:00~18:00	8:00~16:00
そらまめ保育園 新船橋	7:00~21:00 (21:00)	7:00~18:00	8:00~16:00
まなびの森保育園飯山満	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
グリュック保育園	7:00~21:00 (19:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
ゆめのもり保育園	7:30~19:30 (19:00)	7:30~18:30	8:30~16:30
太陽の子 塚田保育園	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
まなびの森保育園東船橋	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
りんごのき保育園	7:00~20:00 (18:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
新船橋ここわ保育園	7:00~19:00 (19:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
西船橋すきっぷ保育園	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
ラブキッズ	7:00~19:00 (18:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
ゆめわかば保育園	7:30~19:30 (19:30)	7:30~18:30	8:30~16:30
たんぼぼ西船橋駅前保育園	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
たんぼぼ海神町南保育園	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
船橋くれよん保育園	7:00~19:00 (18:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
Milky Way International Nursery School 新船橋校	7:00~19:00 (19:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
西船橋雲母保育園	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
そらまめ保育園 西船橋	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	8:00~16:00
まなびの森保育園船橋競馬場駅前	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
ポポラー千葉新船橋園	7:00~21:00 (21:00)	7:00~18:00	8:00~16:00
船橋うめのき保育園	7:00~19:00 (19:00)	7:00~18:00	8:00~16:00
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋北	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	9:00~17:00
船橋こどもの木保育園	7:00~20:00 (19:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
船橋馬込沢雲母保育園	7:00~20:00 (20:00)	7:00~18:00	8:30~16:30
京進のほいくえん HOPPA 前原西	7:00~19:00 (19:00)	7:00~18:00	8:30~16:30

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

ここみ保育園	7:30～19:30 (18:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
共同保育所子どもの家	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
ベル・ナーサリー 塚田	7:00～19:00 (16:30)	7:00～18:00	8:30～16:30
オーチャード・キッズ船橋馬込沢園	7:00～19:00 (18:30)	7:00～18:00	9:00～17:00
東船橋ひなた保育園	7:00～20:00 (18:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
トット保育園はさま	7:00～20:00 (20:00)	7:00～18:00	8:30～16:30

表 I-2-2-30 認定こども園 開所時間・通常保育時間

施設名	開所時間 ( ) 内は土曜日	通常保育時間	
		保育標準時間	保育短時間
船橋旭こども園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
田喜野井旭こども園	7:00～20:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
認定こども園 不二幼稚園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
認定こども園おひさま	7:30～19:00 (19:00)	8:00～19:00	8:30～16:30
幼保連携型認定こども園 大浜幼稚園	7:30～19:00 (19:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
そらまめこども園 船橋駅前	7:00～20:00 (20:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
高根台文化こども園	7:00～19:00 (18:30)	7:00～18:00	8:30～16:30
幼保連携型認定こども園 二和ひつじ幼稚園	7:30～18:30 (18:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
モンテッソーリたんぽぽ子供の家	7:30～18:30 (17:00)	7:30～18:30	9:00～17:00
認定こども園 栄光幼稚園	7:30～18:30 (18:30)	7:30～18:30	8:30～16:30

表 I-2-2-31 小規模保育事業所 開所時間・通常保育時間

施設名	開所時間 ( ) 内は土曜日	通常保育時間	
		保育標準時間	保育短時間
パルパステル保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
うみのほいくえん	7:30～19:30 (19:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
小規模保育所 リトルキディ	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
キッズランド未来	7:00～19:30 (18:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
保育ルームキューティー	7:30～19:00 (18:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
太陽の子 船橋三咲保育園	7:30～20:00 (20:00)	7:30～18:30	8:30～16:30
ひだまり滝台保育園	7:30～19:30 (19:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
京進のほいくえん HOPPA 船橋駅園	7:30～19:30 (18:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
京進のほいくえん HOPPA 津田沼園	7:30～19:30 (18:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
リトル・清和	7:30～18:30 (18:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
トレポンテ駅前保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
りりぱっとナーサリー津田沼園	7:00～20:00 (19:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
りりぱっとナーサリー中山園	7:00～20:00 (19:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
すずらん保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
健伸むぎの子保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
クレヨンキッズ北習志野園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
G a k k e nほいくえん 西船橋	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
東船橋色葉保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	9:00～17:00

リップル保育園西船橋	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
ひかり保育園	7:00～19:00 (19:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋第二	7:00～20:00 (20:00)	7:00～18:00	9:00～17:00
やきがやなかよし保育園	7:30～18:30 (18:30)	7:30～18:30	8:00～16:00
サンヴェルデ保育園	7:30～19:00 (19:00)	7:30～18:30	9:00～17:00
ひだまり保育園	7:30～19:30 (19:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
こりんご保育園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30
保育ルームサンライズ船橋	7:30～19:00 (19:00)	7:30～18:30	9:00～17:00
キッズフィールド東船橋駅前園	7:00～19:00 (18:00)	7:00～18:00	8:00～16:00
すくすく北習志野ほいくえん	7:30～19:00 (18:30)	7:30～18:30	9:00～17:00
保育ステーション ハミングバード	7:30～20:00 (18:30)	7:30～18:30	8:30～16:30
前原ベイビーズ保育園	7:30～19:00 (18:30)	7:30～18:30	9:00～17:00

## (2) 産休明け保育

保育認定課  
公立保育園管理課

市では、産休明け保育として生後 57 日目に達した児童の保育を、公立保育所全園と、私立保育所 91 園で実施しています。また、認定こども園 4 園、小規模保育事業所 20 園でも実施しています。

## (3) 発達支援保育

市では、集団保育において配慮が必要な児童に対して発達支援保育を実施しています。児童が相互に刺激をしながら健やかな成長につなげられることを目指しています。

《発達支援保育実施保育所》

公立保育所 27 か所・私立保育所 17 か所 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

表 I-2-2-32 発達支援保育対象児童の分類 (単位:人)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
知的発達遅滞 (その疑い)							
発達遅滞		1	6	33	57	44	141
言語発達遅滞						2	2
自閉傾向 (その疑い)						2	2
自閉症				1	1	2	4
染色体異常症		6	7	3	8	4	28
脳疾患		2		1	1	4	8
先天奇形症候群						1	1
聴力障害				1	2	1	4
運動発達遅滞							
注意欠陥多動性障害							
二分脊椎			1	2			3
症候性てんかん					1		1
軟骨無形成症					1		1
心臓疾患							
低出生体重児		1	2	2		1	6
合計	0	10	16	43	71	61	201

(4) 一時預かり

保育認定課

近年の保護者の就労形態の多様化や傷病、心理的・肉体的負担を解消するためのリフレッシュなどの保育需要に対応するため、一時預かり事業を行っています。現在、公立保育園1園（湊町保育園）、私立保育園18園（あすなる保育園、まこと保育園、弥生保育園、アンデルセン第二保育園、西船みどり保育園、アリスなかよし保育園、前原ひまわり保育園、みそら保育園、さくら保育園、ククルなかよし保育園、ローゼンかみやま保育園、ゆいまーる保育園、シーガル保育園、丸山旭保育園、あまねの杜保育園、東船橋ちとせ保育園、船橋どろんこ保育園、まなびの森保育園船橋競馬場駅前）、認定こども園2園（田喜野井旭こども園、船橋旭こども園）、私立幼稚園5園（古和釜幼稚園、健伸幼稚園、八木ヶ谷幼稚園、英進幼稚園、若松幼稚園）で実施しています。

※西船みどり保育園・みそら保育園・さくら保育園・ククルなかよし保育園・ゆいまーる保育園・船橋旭こども園は、令和4年度は事業を休止しています。

利用条件 ①A利用

パート等で就労し、育児が一時的に困難となる場合や保護者や家族の病気・ケガ、冠婚葬祭等で育児が困難となる場合（原則月9日以内）

②B利用

保護者の育児に伴う精神的身体的負担の解消（原則月2日以内）

表 I-2-2-33 利用状況 (単位：人)

年度	区分	利用延人数 (児童数)	利用形態	
			A利用	B利用
元		28,953	15,062	13,891
2		16,787	7,051	9,736
3		13,430	5,957	7,473

(5) 病児・病後児保育

市内に住んでいる児童や、市内の保育所・幼稚園・小学校（一部施設では3年生まで）等に通っている児童を対象として、入院治療の必要はないが安静を必要とする症状が軽度の児童（病児）を一時預かりする「病児保育事業」及び、病気の回復期にあり保護者の就労等により家庭で保育できない児童（病後児）を一時預かりする「病後児保育事業」を市内5施設（わたぐもの部屋（米ヶ崎町）、アイリスルーム（二子町）、オー・キッズ（本町）、アトム（習志野）、病児保育室わかば（三咲））において実施しています。

また、病児保育室わかばでは、市内の保育所・幼稚園・小学校等に通っている児童が体調不良となった際に、保護者が迎えに来ることができない場合、保護者の代わりに病児保育施設の看護師等がタクシーで児童を迎えに行き、必要に応じ診療所等で受診後、病児保育施設でお預かりする送迎対応付病児保育を実施しています。

表 I-2-2-34 利用者数 (単位：人)

年度	区分	登録者数	延利用者数	月平均	日平均
元		1,177	1,823	151.9	1.3
2		614	377	31.4	0.3
3		742	1,154	96.2	0.8

※ 日平均は1施設あたり

**(6) 家庭的保育事業**

保育認定課  
公立保育園管理課

子ども・子育て支援新制度の中で新たに設けられた事業です。  
家庭的保育者が、自宅の居室などを保育室として使い、家庭的な雰囲気の中できめ細やかな保育を実施しています。

**(7) 小規模保育事業**

保育認定課

子ども・子育て支援新制度の中で、新たに設けられた市の認可事業です。  
定員が6～19人と少人数であるため、家庭的な雰囲気もあり、手厚い保育を行うことができます。

**(8) 認証保育所**

乳幼児が良好な環境で保育されるように、保育室の面積や職員配置などの一定の基準を満たした認可外保育施設を認証保育所として認証し、運営費を補助する認証保育所事業を平成24年10月から実施しています。

**表 I-2-2-35 認証保育所数及び利用児童数**

年度	区分	認証保育所数（箇所）	延利用児童数（人）
元		4	1,180
2		3	562
3		1	156

※認証保育所数は3月末日現在

**(9) 認可外保育施設通園児に対する助成（認証保育所通園児補助金及び認可外保育施設通園児補助金）**

船橋市認証保育所及び認可外保育施設（事業所内保育事業、企業主導型保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）に乳幼児の保育を委託（月64時間以上）している保護者に対して、保育料の負担軽減を図ることを目的に補助金を交付しています。

《補助金の額》

令和元年10月から：保護者が負担した利用料（日用品の購入費、行事への参加費等を除く）とし、月額30,000円を上限に交付します。

令和元年9月まで：保護者が負担した保育料の1/2とし、月額30,000円を上限に交付します。

**表 I-2-2-36 補助金交付状況（実績） 延交付児童数(人)**

年齢	年度	元※	2	3
3歳以上児		1,146	0	0
3歳未満児		2,197	1,279	964
合計		3,343	1,279	964

※令和元年10月より、市民税課税世帯の0歳児から2歳児クラスの児童のみ。

3歳児クラスから5歳児クラスの児童又は市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの児童については、施設等利用費の対象となります。

**(10) 休日保育**

保育園・認定こども園等の認可保育施設に通園している児童を、平日だけではなく休日も家庭で保育ができない場合に、市内私立保育園2園（アンデルセン第二・西船みどり）でお預かりしています。

表 I - 2 - 2 - 3 7 利用者数 (単位: 人)

年度	区分	利用延人数(児童数)
元		766
2		513
3		617

(11) 保育所の整備

子ども政策課  
公立保育園管理課

平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行され、多様な主体による保育所の設置が図られることとなったことを受け、審査体制の強化を図りつつ、民間活力を利用した保育所整備を促進することとし、平成 26 年度より、設置運営事業者の公募を開始し、民設民営型による保育所整備を進めてきました。

今後も保育需要の動向を踏まえ、定員の適切な確保を図り、同時に公立保育所を含む既存の保育所の施設改善や保育環境の向上につながる整備を行ってまいります。

表 I - 2 - 2 - 3 8 保育所整備状況の推移 (公立保育所)

施設名	定員(人)	建物構造	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	増改築	備考
宮本第一保育園	126	鉄筋コンクリート造 2 階建	918.08	721.02	改築 S46	H 9 年定員変更 10 人減 H14 年定員変更 10 人増 H27 年定員変更 26 人増
宮本第二保育園	168	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,733.00	1024.07		H 9 年定員変更 30 人減 H14 年定員変更 30 人増 H27 年定員変更 18 人増
若松保育園	168	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,405.92	821.65	増築 S49	H 9 年定員変更 10 人減 H19 年定員変更 10 人増 H27 年定員変更 38 人増
湊町保育園	271	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,865.33	2,165.00	増築 S49 一部改築 H25	S60 年定員変更 50 人減 H 9 年定員変更 50 人減 H16 年定員変更 20 人増 H17 年定員変更 10 人増 H18 年定員変更 30 人増 H25 年定員変更 10 人増 H27 年定員変更 57 人増 R 4 年定員変更 6 人減
千鳥保育園	213	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,982.87	1,371.79	改築 H 2	改築に伴う統廃合 H27 年定員変更 53 人増
中央保育園	209	鉄筋コンクリート造 3 階建	899.90	1,537.04	移転改築 H25	H25 年定員変更 60 人増 H27 年定員変更 29 人増
本町保育園	140	鉄骨造 3 階建	771.11	1,174.80	改築 H28	H27 年定員変更 20 人増 H28 年定員変更 40 人増
海神第一保育園	244	鉄筋コンクリート造 3 階建	1,593.10	1,732.18	移転改築 H29	H27 年定員変更 37 人増 H29 年定員変更 57 人増
海神第二保育園	73	鉄筋コンクリート造 3 階建	991.64	378.20		S63 年定員変更 30 人減 H19 年定員変更 30 人増 H27 年定員変更 15 人増 R 4 年定員変更 2 人減
西船保育園	150	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,707.00	854.30		H27 年定員変更 30 人増
本中山保育園	155	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,582.46	854.32	増築 H13	H27 年定員変更 35 人増
若葉保育園	163	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2 階建	1,993.94	1,421.64	改築 H26	H26 年定員変更 10 人増 H27 年定員変更 33 人増
行田保育園	200	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,000.01	1,106.94		H19 年定員変更 10 人増 H27 年定員変更 41 人増 R 4 年定員変更 1 人減



★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

夏見第一保育園	147	鉄骨造 2階建 鉄筋コンクリート造 2階建	1,029.27	1,018.88	増築 S45 一部改築 H23	H9年定員変更 10人減 H27年定員変更 27人増
夏見第二保育園	150	鉄筋コンクリート造 2階建	1,655.14	862.00		H27年定員変更 30人増
高根保育園	165	鉄筋コンクリート造 2階建	1,653.00	935.57	増築 S51	H9年定員変更 30人減 H14年定員変更 30人増 H27年定員変更 15人増
金杉台保育園	120	鉄骨造 2階建	1,766.43	947.98	改築 H22	
二和保育園	147	鉄骨造 2階建	1,835.34	1,162.74	改築 H24	H27年定員変更 27人増
三山保育園	162	鉄筋コンクリート造 2階建	1,549.35	1,215.72	移転改築 H25	H25年定員変更 10人増 H27年定員変更 32人増
二宮保育園	195	鉄筋コンクリート造 2階建	1,651.52	1,195.28	改築 S60	H2年定員変更 10人増 H27年定員変更 35人増
習志野台第一保育園	248	鉄筋コンクリート造 3階建	1,982.75	1,963.70	改築 H25	H27年定員変更 48人増
習志野台第二保育園	152	鉄筋コンクリート造 2階建	2,535.49	847.44		H27年定員変更 32人増
高根台保育園	200	鉄筋コンクリート造 2階建	2,712.84	1,169.06	改築 S57	S52年定員変更 50人減 H17年定員変更 10人増 H27年定員変更 40人増
緑台保育園	120	鉄骨造 2階建	2,092.13	1,392.05	移転改築 H29	S63年定員変更 30人減 H18年定員変更 30人増
芝山第一保育園	183	鉄筋コンクリート造 2階建	3,130.21	1,062.74		H27年定員変更 37人増 R4年定員変更 4人減
小室保育園	120	鉄筋コンクリート造 2階建	2,868.02	1,122.31		S60年定員変更 30人減 H9年定員変更 30人減 H14年定員変更 30人増
浜町保育園	143	鉄筋コンクリート造 2階建	1,652.09	921.96		H27年定員変更 23人増

表 I - 2 - 2 - 39 保育所整備状況の推移（私立認可保育所及び認定こども園）

施設名	定員(人)	建物構造	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	増改築	備考
めぐみ保育園	222	鉄骨造 2階建	3,704.11	2,304.42	改築 H23	S53年定員変更 100人増 H24年定員変更 22人増
中山あけぼの保育園	170	鉄筋コンクリート造 3階建	768.45	1,108.23	改築 H23	S43年定員変更 H24年定員変更 20人増
ひばり保育園	120	鉄筋コンクリート造 2階建	2,141.88	937.92	改築 H9	S45年定員変更 40人増 ※
杉の子保育園	120	木造 平屋建	3,318.84	951.34	改築 H24	S52年定員変更 30人増 H25年定員変更 10人増
しらゆり保育園	100	鉄骨造 2階建	1,710.60	980.72	改築 H26	S45年定員変更 30人増 H27年定員変更 10人増
あすなろ保育園	120	鉄骨造 2階建	978.72	965.00	増築 H3 移転 H27	H7年定員変更 110人減
たかね台ベビーホーム	30	鉄骨造 2階建 (2階部分)	507.53	328.62	移転 H25	※
まこと保育園	150	鉄骨造 2階建	4,424.73	1,176.36	増改築 H18 増築 H21	H8年定員変更 40人減 H15年定員変更 30人増 H19年定員変更 30人増 H22年定員変更 30人増
〃・分園	29	鉄骨造 平屋建	609.00	367.62		
三咲小鳩保育園	300	鉄筋コンクリート造 2階建	4,182.25	1,442.50	増築 S50	H15年定員変更 50人増
てまり保育園	130	鉄骨造 2階建	1,728.21	1,080.58	改築 H24	H25年定員変更 10人増
船橋旭こども園	150	木造 2階建	3,034.33	1,295.21	改築 H22	S53年定員変更 30人増 H23年定員変更 30人増 H27年認可保育所より 幼保連携型認定こども園へ移行
みどり保育園	120	鉄筋コンクリート造 2階建	1,739.90	803.24		
三山つくし保育園	143	鉄筋コンクリート造 2階建	1,575.00	837.14	増築 H12	一時保育事業実施に伴う施設整備 H27年定員変更 23人増
アンデルセン保育園	120	鉄筋コンクリート造 2階建	3,370.00	1,110.99		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

やまびこ保育園	160	鉄筋コンクリート造 2階建 鉄骨造 2階建	2,077.92	1,061.40	増築 H24	H24年定員変更 10人増 H27年定員変更 30人増
弥生保育園	150	鉄筋コンクリート造一部木造 2階建 木造 平屋建	1,842.23	1,022.31	増築 S60 増築 H29	H6年定員変更 10人減 H28年定員変更 30人増 H30年定員変更 30人増
かもめ保育園	90	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建	1,027.74	1,087.38	改築 R2	H13年定員変更 30人増
〃・芝山分園	29	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分)	1,767.01	392.17		※
前原保育園	90	鉄筋コンクリート造 平屋建 鉄骨造 平屋建	2,287.43	487.62 220.00	増築 H12	H13年定員変更 30人増
ベル・ナーサリー	60	鉄筋コンクリート造 4階建 (1～3階部分)	2,580.79	445.81		H15年定員変更 15人増 H16年定員変更 15人増 ※
アンデルセン第二保育園	70	鉄骨造 2階建	1,272.60	748.08		
西船みどり保育園	100	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2階建	1,119.11	1,246.68	増築 H23	H21年定員変更 10人増 H24年定員変更 20人増
アリスなかよし保育園	90	鉄筋コンクリート造 3階建	564.00	754.96		H17年定員変更 30人増
田喜野井旭こども園	60	鉄骨造 2階建	1,662.99	734.65		H27年認可保育所より 幼保連携型認定こども園へ移行
ロータス保育園	60	鉄筋コンクリート造 3階建 (3階部分)	9,787.64	773.40		H18年定員変更 10人増 ※
海神南保育園	80	鉄骨造 3階建	1,479.46	1,120.42		H21年定員変更 15人増 H28年定員変更 20人増
前原ひまわり保育園	110	木造 2階建	1,169.02	871.95	増築 H28	H29年定員変更 30人増
夏見台保育園	60	鉄骨造 3階建	3,842.04	540.82		※
プレスクール・ベル	100	木造 2階建 (既棟) 木造 2階建 (新棟)	680.26	614.72	増築 H30	H18年ベル・ナーサリーの分園として設置 H19年本園化、定員変更 20人増 H31年定員変更 20人増
みそら保育園	90	鉄骨造、鉄筋コンクリート造 2階建	886.81	884.02		
さくら保育園	120	鉄骨造 2階建	1,021.96	911.58		H28年定員変更 30人増
印内保育園	60	鉄骨造 2階建	939.52	757.74		
船橋あおぞら保育園	60	木造 平屋建	1,572.97	466.91	増築 H21	H19年三咲小鳩保育園の分園として設置 H20年本園化、定員変更 10人増 H22年定員変更 20人増
〃・分園	15	鉄骨造 3階建 (2階部分)	208.80	140.22		※
ククルなかよし保育園	150	鉄筋コンクリート造 3階建	1,267.06	1,502.62		H24年定員変更 30人増
なないろ保育園	100	鉄骨造一部木造 2階建 鉄骨造 2階建	2,026.73	1,107.28	増築 H28	H29年定員変更 40人増
ローゼンかみやま保育園	90	木造 2階建	2,060.07	963.33		
こでまり保育園	60	鉄骨造 2階建	811.55	647.44		
はさま保育園	115	鉄骨造 2階建	1,202.36	1,011.63	増築 H26	H27年定員変更 25人増
美しが丘保育園	60	鉄骨造 平屋建	1,118.47	568.79		
船橋ピコレール保育園	60	鉄骨造 平屋建	988.75	401.21		
なの花保育園	90	鉄筋コンクリート造 2階建	997.95	753.30		H27年定員変更 30人増
ベル・ナーサリー・アスール	60	鉄筋コンクリート造 3階建	600.60	752.60		
たちばな保育園	130	鉄骨造一部木造 2階建 鉄骨造 2階建 鉄骨造 3階建	1,372.42	1,242.04	増築 H25 増築 H29	H25年定員変更 60人増 H30年定員変更 40人増
南船橋保育園	140	鉄筋コンクリート造 3階建	1,213.88	1,718.71		
高根台グリーンキディ保育園	78	鉄骨造 2階建	1,026.01	771.75		H27年定員変更 18人増
アポロンの丘	48	鉄骨造 2階建 (1階部分)	3,972.12	434.07		※
リサ保育園	90	鉄骨造 2階建	1,021.00	741.47		
敬心ゆめ保育園	110	鉄骨造 2階建	1,294.77	931.74		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

シーガル保育園	120	鉄骨造 3階建	1,102.34	1,367.75		
ゆいまーる保育園	140	鉄骨造 4階建	900.00	1,537.75		
ナーサリー木の実	90	鉄骨造 2階建	916.41	608.76		
丸山旭保育園	80	木造一部鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建	1,611.86	1,164.71		※
あまねの杜保育園	160	鉄骨造 2階建	2,051.59	1,493.54		
AIAI NURSERY 宮本	74	鉄筋コンクリート造 7階建 (2階の一部)	1,436.08	358.40		※
船橋どろんこ保育園	110	鉄骨造 3階建	376.06	673.77		H30年定員変更 8人増
〃 ・分園	30	鉄骨造 平屋建	250.53	176.27		
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋	100	鉄骨造 平屋建	1,891.51	499.62		R2年定員変更 10人増
東船橋ちとせ保育園	100	鉄骨造 3階建	706.51	692.57		
グローバルキッズ コトニア西船橋園	90	鉄骨造 平屋建	1,459.03	534.46		※
えがおの森保育園・にしふなばし	92	鉄骨造 2階建	499.00	474.72		
船橋ハーモニー保育園	105	鉄骨造 2階建	844.15	688.98		
薬園台・学びの保育園	71	鉄骨造 2階建	478.82	398.42		
AIAI NURSERY 北習志野	56	木造 2階建	233.06	267.02		
認定こども園 不二幼稚園	318	鉄骨造 2階建	5,646.30	1,986.18		
認定こども園おひさま	79	木造 1階建	672.62	318.70		※
船橋光の子保育園	50	木造 平屋建 木造 2階建(1階の一部、2階)	1,063.11	270.10	増築 H29	H30年定員変更 30人増
ブルミング保育園	90	鉄骨造 平屋建	732.06	387.51		
塚田ここわ保育園	60	木造 2階建	496.61	440.09		
船橋法典すきっぷ保育園	65	鉄骨造 2階建	819.23	436.72		
にじいろ保育園薬円台	77	鉄骨造 2階建	499.58	478.24		
AIAI NURSERY 船橋法典	60	鉄骨造 2階建	728.38	430.00		
AIAI NURSERY 西船橋	60	鉄筋コンクリート造 10階建 (2階、3階の一部)	1,755.05	438.12		※
そらまめ保育園 新船橋	90	木造 2階建	829.75	559.38		
グリュック保育園	60	鉄骨造 2階建	341.50	438.34		
ゆめのもり保育園	60	鉄骨造 2階建	594.64	438.58		
まなびの森保育園飯山満	60	鉄骨造 2階建	496.03	445.24		
幼保連携型認定こども園 大浜幼稚園	208	鉄骨造 2階建	3,253.44	1,688.77	増築 H30	H31年定員変更 28人増
太陽の子 塚田保育園	75	木造 平屋建	966.30	417.54		
まなびの森保育園東船橋	80	鉄骨造 2階建	826.15	437.34		
りんごのき保育園	40	鉄骨造 3階建	384.92	171.30		R3年定員変更 1人増 ※
新船橋ここわ保育園	60	鉄骨造 2階建	498.67	470.20		
西船橋すきっぷ保育園	65	鉄骨造 2階建	701.26	494.61		
ラブキッズ	70	鉄筋コンクリート造 2階建	130,366.17	350.40		※
そらまめこども園 船橋駅前	111	鉄骨造 3階建	426.98	683.53		
船橋くれよん保育園	60	木造 2階建	456.45	354.00		
Milky Way International Nursery School 新船橋校	80	木造一部鉄骨造 2階建	921.88	466.21		
ゆめわかば保育園	70	木造 2階建	486.26	486.80		
西船橋雲母保育園	60	鉄骨造 4階建 (2階部分)	956.04	480.06		※
ポポラー千葉新船橋園	50	鉄骨造 3階建 (2階部分)	500.00	271.13		※
たんぼぼ西船橋駅前保育園	80	鉄骨造 3階建	475.88	565.81		※
たんぼぼ海神町南保育園	60	鉄骨造 3階建	305.39	426.10		
そらまめ保育園 西船橋	75	木造 2階建	446.41	482.56		
まなびの森保育園船橋競馬場駅前	140	鉄骨造 2階建	2,549.51	1,322.40		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

高根台文化こども園	210	鉄骨造2階建	42,833.68	1,476.17		※
船橋うめのき保育園	60	木造2階建	912.31	525.24		
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋北	75	鉄骨造1階建	1,483.01	543.89		
船橋馬込沢雲母保育園	60	鉄骨造2階建	465.81	471.80		
船橋こどもの木保育園	60	木造2階建	921.72	468.56		
京進のほいくえん HOPPA前原西	70	鉄骨造2階建	479.89	428.90		
ここみ保育園	40	鉄筋コンクリート造3階建	422.74	303.73		※
幼保連携型認定こども園二和ひつじ幼稚園	144	鉄骨造3階建	1,661.36	1,174.85		
共同保育所子どもの家	50	鉄骨造3階建	229.16	364.72		
ベル・ナーサリー 塚田	150	鉄筋コンクリート造2階建	1,399.99	1,468.78		
東船橋雲母保育園	60	木造2階建	698.77	480.87		
モンテッソーリたんぼぼ子民の家	41	鉄骨造2階建	379.52	140.20		※
東船橋ひなた保育園	60	鉄骨造2階建	560.68	422.72		
オーチャード・キッズ船橋馬込沢園	43	鉄筋コンクリート造5階建(5階部分)	495.88	262.59		※
トット保育園はさま	67	木造2階建	997.74	462.32		
認定こども園 栄光幼稚園	165	鉄骨造2階建	2,623.57	1,141.72		

※ 敷地面積については、共用部分や異種用途部分を含む。

## (12) 私立保育所に対する助成

### ① 保育所の運営に関する助成

保育認定課

市では、保護者の負担軽減、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して、各種の助成制度を設けています。

表1-2-2-40 私立保育所各種助成

助成項目	助成の内容
職員の処遇向上に要する費用	保育士 職員1人当たり月額 42,470円 保健師・助産師・看護師 月額 32,470円 栄養士 月額 24,980円 事務長・事務員・その他保育に従事する者 月額 16,470円 調理員・用務員 月額 15,280円 期末手当分 夏期 36,630円 冬期 36,630円
予備保育士の雇用に要する費用	保育士定数を超過して予備保育士を雇用している保育所 1・2歳児配置改善分 5:1配置に必要となる保育士の数 基本分 3人まで 1人当たり月額 190,400円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.3か月以内とする)
主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	国の配置基準を超過して正職員を雇用した保育所 1人当たり月額 157,600円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.3か月以内とする) 国の配置基準を超過して臨時職員を雇用した保育所 1時間当たり 880円以内

<p>延長保育事業に要する費用</p>	<p>基本分 保育士定数を超えて正職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1人当たり月額 190,400円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.3か月以内とする) 保育士定数を超えて臨時職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1人当たり月額 148,750円以内(時給1,250円以内) 延長分(11時間を更に延長する保育所に対し平均利用児童数に基づき補助)</p> <table border="1" data-bbox="587 510 1369 696"> <thead> <tr> <th>(月額)</th> <th>1時間延長</th> <th>2時間延長</th> <th>3時間延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～5人</td> <td>62,500</td> <td>169,000</td> <td>181,500</td> </tr> <tr> <td>6～9人</td> <td>252,500</td> <td>338,250</td> <td>363,250</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>296,250</td> <td>447,500</td> <td>497,500</td> </tr> <tr> <td>以上10人毎に加算</td> <td>72,750</td> <td>182,000</td> <td>223,500</td> </tr> </tbody> </table>	(月額)	1時間延長	2時間延長	3時間延長	0～5人	62,500	169,000	181,500	6～9人	252,500	338,250	363,250	10～19人	296,250	447,500	497,500	以上10人毎に加算	72,750	182,000	223,500
(月額)	1時間延長	2時間延長	3時間延長																		
0～5人	62,500	169,000	181,500																		
6～9人	252,500	338,250	363,250																		
10～19人	296,250	447,500	497,500																		
以上10人毎に加算	72,750	182,000	223,500																		
<p>障害児保育に要する費用</p>	<p>加配保育士・看護師等を雇用した保育所(在園する障害児の人数が上限) 1人当たり月額 202,500円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.3か月以内とする)</p>																				
<p>施設の運営管理に要する費用</p>	<p>利用定員分 利用定員1人当たり 月額 2,430円 職員分 職員1人当たり 月額 2,187円 施設整備費分(市が貸し付けている保育所又は保育所分園の建物を除く) 1箇所当たり 月額 150,000円以内</p>																				
<p>産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用</p>	<p>産休明け保育を実施する保育所において、保健師・助産師又は看護師であって市長が認めるもの(ただし、期末手当は月額の4.3か月以内とする) 1人当たり月額 202,500円以内</p>																				
<p>児童の処遇向上に要する費用</p>	<p>総児童分 児童1人当たり 月額 1,150円 年齢別 3歳未満児1人当たり 月額 3,600円 3歳以上児1人当たり 月額 1,350円</p>																				
<p>保育所地域活動に要する費用</p>	<p>市長が認める保育所地域活動事業を実施する保育所 1保育所当たり 年額 200,000円以内</p>																				
<p>休日保育事業に要する費用</p>	<p>基本分 1保育所当たり 年額 2,000,000円以内 加算分 生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額</p>																				
<p>一時預かり事業に要する費用</p>	<p>基本分 1保育所当たり 月額分 380,800円以内 期末手当分 1,637,440円以内 ※上記は保育従事者2名で実施した場合の額 加算分 利用児童1人当たり 0歳児 2,200円 1歳以上児 1,600円 生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額</p>																				
<p>分園推進事業に要する費用</p>	<p>1保育所当たり 年額 1,800,000円以内</p>																				
<p>土地の賃借に要する費用</p>	<p>年間賃借料総額の2分の1(12月に満たない場合は月割) 1箇所当たり 年額上限 2,000,000円</p>																				
<p>栄養士の雇用に要する費用</p>	<p>国の配置基準を超過して正規職員を雇用した保育所 1人当たり月額 190,400円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.3か月以内とする)</p>																				
<p>保育士宿舍借り上げ支援事業</p>	<p>勤務する保育士のために宿舍を借り上げている保育所 1戸当たり月額 69,000円以内 (ただし、採用から5年度以内の保育士とする)</p>																				

② 保育所の施設整備に関する助成

子ども政策課

市では、社会福祉法人等による保育所の施設整備及び設備整備にかかる費用の負担軽減を図るため、創設・改修工事等に対して、国庫補助金を活用した助成を行っています。

## 第2項 幼児教育・保育の無償化について

### 保育認定課

経済的負担の軽減により子育て世帯を社会全体で応援していくため、令和元年10月から、認可保育所、幼稚園（新制度）、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちと、市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちの保育料が無料になります。

また、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた子どもは、幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等の利用料が年齢等に応じた上限額まで無料になります。（施設に支払った利用料を償還します。）

## 第4節 療育支援の充実

### 療育支援課

子どもの障害の早期発見・早期療育に対応するために、相談体制の充実を図るとともに、多様な専門性にもとづく療育事業を実施します。

### 第1項 心身障害児の施設

#### 1. 船橋市こども発達相談センター（令和4年4月1日現在）（電話番号 047-424-7012）

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前のお子さんの発達に関する心配事の相談に応じています。平成27年10月1日、ことばの相談室を統合し、保健福祉センターへ移転しました。

開設年月日 平成17年4月1日  
所在地 北本町1-16-55（保健福祉センター5階）  
延床面積 663.15㎡（専有部分）  
構造 鉄筋コンクリート造 地下1階付き5階建（5階部分）  
職員数 38人（所長1人、心理発達相談員18（13）人、言語相談員12（10）人、理学療法士1人、作業療法士1人、保育士3（1）人、事務員2（1）人）

※（ ）内は会計年度任用職員の数

嘱託医 3人

表I-2-2-41 こども発達相談センター相談人数（単位：人）

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
元	センター相談	301	369	327	390	350	384	432	373	427	436	463	413	4,665	
	電話相談	96	69	95	97	67	108	64	79	75	94	79	58	981	
	施設出張相談	18	88	99	96	24	26	44	143	67	55	25	23	708	
	計	415	526	521	583	441	518	540	595	569	585	567	494	6,354	
	ことば	新規相談	87	35	22	19	10	7	11	6	6	8	7	11	229
		再来相談	24	170	224	265	260	262	276	255	209	196	182	155	2,478
	計	111	205	246	284	270	269	287	261	215	204	189	166	2,707	
合計	526	731	767	867	711	787	827	856	784	789	756	660	9,061		
2	センター相談	147	131	457	396	408	401	417	392	409	383	420	508	4,469	
	電話相談	55	46	95	115	98	102	108	109	98	92	93	104	1,115	
	施設出張相談	2	1	24	32	27	49	72	79	47	65	28	28	454	
	計	204	178	576	543	533	552	597	580	554	540	541	640	6,038	
	ことば	新規相談	9	4	91	11	10	16	10	10	8	4	6	15	194
		再来相談	13	3	140	249	245	260	255	263	272	221	190	187	2,298
	計	22	7	231	260	255	276	265	273	280	225	196	202	2,492	
合計	226	185	807	803	788	828	862	853	834	765	737	842	8,530		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

3	センター相談	326	396	397	399	409	426	442	456	480	423	408	498	5,060	
	電話相談	106	90	163	121	66	100	121	134	114	82	74	109	1,280	
	施設出張相談	10	42	71	52	20	33	71	120	42	23	20	17	521	
	計	442	528	631	572	495	559	634	710	636	528	502	624	6,861	
	ことば	新規相談	61	18	12	12	10	9	16	15	20	7	7	21	208
		再来相談	104	199	220	201	207	217	233	252	265	257	204	201	2,560
	計	165	217	232	213	217	226	249	267	285	264	211	222	2,768	
	合計	607	745	863	785	712	785	883	977	921	792	713	846	9,629	

表 I-2-2-42 新規相談内訳 (単位：人)

内容 年度	難聴	ことばの おくれ	ことばの おくれ (対人関係)	口蓋裂	発音の 誤り	吃音	その他	合計
元	2	31	95	1	65	31	4	229
2	1	18	93	0	56	19	7	194
3	0	12	93	1	71	27	4	208

表 I-2-2-43 保育園等巡回数 (単位：園)

種別	年度	元	2*1	3
公立保育園		16	12	12
私立保育園		86	40	86
私立幼稚園		45	16	35
認定こども園		10	4	9
認可外保育施設		8	6	7
小規模保育事業所		12	8	17
合計		177	86	166

## 2. 親子教室 (令和4年4月1日現在)

就学前の発達につまずきのあるお子さんを通所させ、遊びや生活指導等を行っています。

### (1) 船橋市子ども発達相談センター たんぼぼ親子教室 (電話番号 047-465-1631)

開設年月日 昭和54年4月1日  
 所在地 高根台 2-1-1 (高根台子育て支援センター2階)  
 延床面積 455.28 m<sup>2</sup>  
 構造 鉄筋コンクリート造 3階建 (2階の一部)  
 定員 24人  
 職員数 8人 (保育士7(4)人、保育職員1(1)人) ※( )内は会計年度任用職員の数

表 I-2-2-44 たんぼぼ親子教室通所児童数 (単位：人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
元	男	27	31	28	30	33	33	36	38	38	39	39	39	411
	内、母子分離クラス	0	4	4	3	3	0	0	0	0	0	0	0	14
	女	2	2	2	3	3	3	3	4	5	5	6	6	44
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	29	33	30	33	36	36	39	42	43	44	45	45	455

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

2	男	19	20	21	22	23	23	24	33	31	32	32	32	312
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	8
	女	4	4	4	4	3	5	5	6	7	7	11	11	71
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	23	24	25	26	26	28	29	39	38	39	43	43	383
3	男	10	11	11	13	14	21	23	25	27	28	29	29	241
	内、母子分離クラス	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	女	7	7	9	11	12	11	12	12	12	12	12	12	129
	内、母子分離クラス	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	合計	17	18	20	24	26	32	35	37	39	40	41	41	370

※令和元年度より母子分離クラスを男女別に集計するよう変更しました。

(2) 船橋市こども発達相談センター ひまわり親子教室 (電話番号 047-336-6637)

開設年月日 平成12年10月1日  
 所在地 本郷町457-1(西部消防保健センター5階)  
 延床面積 387.14㎡(専有部分)  
 構造 鉄筋コンクリート造 5階建 (5階部分)  
 定員 24人  
 職員数 8人(保育士8(5)人) ※( )内は会計年度任用職員の数

表I-2-2-45 ひまわり親子教室通所児童数 (単位:人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
元	男	32	33	30	32	37	41	42	42	42	44	47	47	469
	内、母子分離クラス	0	5	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	51
	女	4	3	4	4	4	4	4	5	6	7	8	9	62
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3
	合計	36	36	34	36	41	45	46	47	48	51	55	56	531
2	男	14	15	16	20	22	25	24	25	26	30	29	30	276
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	14
	女	4	4	4	4	7	8	9	9	9	9	9	9	85
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	7
	合計	18	19	20	24	29	33	33	34	35	39	38	39	361
3	男	14	16	17	17	19	18	19	21	24	25	27	28	245
	内、母子分離クラス	3	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	40
	女	3	3	5	6	7	7	7	10	9	10	10	10	87
	内、母子分離クラス	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	合計	17	19	22	23	26	25	26	31	33	35	37	38	332

※令和元年度より母子分離クラスを男女別に集計するよう変更しました。

3. 簡易マザーズホーム (令和4年4月1日現在)

運動発達につまずきのある就学前のお子さんと、その保護者に対して、機能訓練や遊び、生活指導を行っています。



(1) 船橋市西簡易マザーズホーム (電話番号 047-433-8438)

開設年月日 昭和41年2月1日  
所在地 海神町2-264-5 (海神児童ホーム内)  
延床面積 492.7㎡ (専有部分)  
構造 鉄筋コンクリート造 3階建 (3階部分)  
定員 20人  
職員数 8人 (園長・理学療法士1人、理学療法士1人、作業療法士1人、看護師1人、  
保育士3(1)人、保育職員1(1)人) ※( )内は会計年度任用職員の数

表I-2-2-46 西簡易マザーズホーム通所児童数 (単位:人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
元	男	13	13	14	14	14	14	15	16	17	16	18	18	182
	女	7	8	8	10	10	10	9	10	10	10	9	9	110
	合計	20	21	22	24	24	24	24	26	27	26	27	27	292
2	男	8	10	14	16	18	19	20	20	20	20	21	22	208
	女	3	4	8	8	8	9	9	10	11	12	13	14	109
	合計	11	14	22	24	26	28	29	30	31	32	34	36	317
3	男	13	17	20	21	21	23	23	22	23	23	23	24	253
	女	12	16	16	17	18	18	18	19	20	21	21	21	217
	合計	25	33	36	38	39	41	41	41	43	44	44	45	470

(2) 船橋市東簡易マザーズホーム (電話番号 047-466-1543)

開設年月日 昭和59年4月1日  
所在地 薬円台5-31-1 (社会福祉会館内)  
延床面積 847.47㎡ (専有部分)  
構造 鉄筋コンクリート造 3階建 (1階部分)  
定員 20人  
職員数 11人 (園長・保育士1人、理学療法士2(1)人、作業療法士1人、看護師2(1)人、  
保育士4(2)人、保育職員1(1)人) ※( )内は会計年度任用職員の数

表I-2-2-47 東簡易マザーズホーム通所児童数 (単位:人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
元	男	14	15	18	18	18	18	20	20	21	22	22	20	226
	女	10	12	11	12	13	13	13	14	14	16	16	17	161
	合計	24	27	29	30	31	31	33	34	35	38	38	37	387
2	男	13	14	16	17	17	17	18	18	18	20	20	20	208
	女	9	13	17	17	20	21	21	22	21	21	22	22	226
	合計	22	27	33	34	37	38	39	40	39	41	42	42	434
3	男	14	13	14	17	17	18	18	20	19	18	20	21	209
	女	14	15	13	15	15	15	15	16	16	20	20	20	194
	合計	28	28	27	32	32	33	33	36	35	38	40	41	403

## 第2項 助成、補助及び給付

### 1. 障害児通所支援

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を利用した場合に、障害児通所給付費等を支給します。

**表 I - 2 - 2 - 4 8 障害児通所支援**

年度	サービス種類	延利用者数(人)	延利用日数
元	児童発達支援	7,490	61,472
	医療型児童発達支援	7	106
	放課後等デイサービス	16,086	123,022
2	児童発達支援	7,846	60,837
	医療型児童発達支援	11	161
	放課後等デイサービス	17,670	132,373
3	児童発達支援	9,979	74,780
	医療型児童発達支援	11	146
	放課後等デイサービス	21,827	158,823

※ 請求月での集計になります。

## 2. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

**表 I - 2 - 2 - 4 9 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成実績**

年度	件数(件)	助成額(円)
元	14	1,497,000
2	11	1,499,000
3	10	1,384,000

## 3. 児童福祉施設入所費用等助成

市内に居住し、児童福祉施設に入所又は通所している児童の保護者に対して、費用の一部を助成します。

・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所など

**表 I - 2 - 2 - 5 0 児童福祉施設入所費用助成実績**

年度	区分	件数(件)	助成額(円)
元	通所	0	0
	通所多子世帯	0	0
	入所	5	325,500
	合計	5	325,500
2	通所	0	0
	通所多子世帯	0	0
	入所	4	255,500
	合計	4	255,500
3	通所	0	0
	通所多子世帯	7	63,572
	入所	10	652,500
	合計	17	716,072

## 4. 心身障害児入学祝金の支給

特別支援学級(小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校)、又は特別支援学校の小・中・高等部に入学した児童の保護者に祝金を支給します。

表 I - 2 - 2 - 5 1 心身障害児入学祝金年度別支給状況

年度	支給額(円)	件数(件)	金額(円)
元	8,000	282	2,256,000
2	8,000	254	2,032,000
3	8,000	292	2,336,000

## 5. 心身障害児施設等通所交通費の助成

市内に居住している心身障害児及びその介護者が、交通費を負担して心身障害児施設等に通所している場合に、その交通費の一部を助成します。

### (1) 交通機関を利用している場合

1か月につき1か月分の運賃の1/2の額(限度額5,000円)

### (2) 自家用車を使用している場合

自宅から施設までの通所距離に応じた金額に日数を乗じて得た額(限度額5,000円)。

※ただし、国または他の地方公共団体等の施策により、運賃の割引又は助成を受けているときは、その額を控除した額となります。

表 I - 2 - 2 - 5 2 障害児施設等通所交通費年度別助成額

年度	件数(件)	金額(円)	1件当り金額(円)
元	629	6,472,720	10,290
2	624	6,317,720	10,124
3	660	6,526,670	9,888

## 第5節 ひとり親家庭への支援

### 第1項 ひとり親家庭

#### 児童家庭課

令和4年4月1日現在、市内のひとり親家庭は3,316世帯(児童扶養手当認定者数)で市内全世帯の1.06%となっています。ひとり親家庭となった原因をみると、死別によるものが42世帯(1.3%)、離婚によるものが2,772世帯(83.6%)と、離婚が大半を占めています。

表 I - 2 - 2 - 5 3 ひとり親家庭原因別構成割合

(各年4月1日現在)

ひとり親家庭原因	2				3				4			
	世帯数		割合(%)		世帯数		割合(%)		世帯数		割合(%)	
離婚	2,845	(128)	84.5	(82.1)	2,812	(137)	84.2	(84.1)	2,772	(140)	83.6	(87.5)
死別	45	(18)	1.3	(11.5)	47	(18)	1.4	(11.0)	42	(11)	1.3	(6.9)
未婚	372	(6)	11.1	(3.8)	384	(5)	11.5	(3.1)	391	(6)	11.8	(3.8)
障害	11	(4)	0.3	(2.6)	11	(3)	0.3	(1.8)	13	(3)	0.4	(1.8)
遺棄	2	(0)	0.1	(0)	2	(0)	0.1	(0)	3	(0)	0.1	(0)
その他	90	(0)	2.7	(0)	85	(0)	2.5	(0)	95	(0)	2.8	(0)
合計	3,365	(156)	100.0	(100.0)	3,341	(163)	100.0	(100.0)	3,316	(160)	100.0	(100.0)

( )内は父子家庭の数(内数)

※ 児童扶養手当認定者数(次項にあるひとり親家庭を対象とした児童扶養手当を申請し認定を受けた者の数。令和3年3月より障害基礎年金受給者における児童扶養手当額の算出方法が改正されました)

## 第2項 児童扶養手当

次のいずれかに該当し、現に、父、母または両親と生計を同じくしていない児童を監護、養育している母子家庭の母、父子家庭の父、または祖父母等の養育者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。

1. 父（母）が死亡した児童
2. 父（母）が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
3. 父母の婚姻によらないで生まれた児童
4. 父（母）の生死が明らかでない児童
5. 父（母）が引き続き1年以上遺棄している児童
6. 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
8. 父（母）が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
9. その他、生まれたときの事情が不明である児童

対象児童 0歳から18歳到達後最初の3月31日まで（一定の障害を持つ場合は20歳未満まで）の児童

支給月額 第1子目 月額 10,160～43,070円（令和4年4月～）

第2子目 月額 5,090～10,170円（令和4年4月～）

第3子目以降 1人増えるごとに月額 3,050～6,100円加算（令和4年4月～）

支給月 1月、3月、5月、7月、9月、11月に前月分までを支給します。

また、令和4年4月現在、3,316世帯が認定を受けていますが、所得制限の適用により、受給は2,662世帯です。

表I-2-2-54 児童扶養手当支給状況

年度		全部支給	一部支給	2子加算	3子以降加算
元	人	23,449	20,547	16,655	4,280
	円	1,003,748,300	572,946,030	156,215,280	24,832,930
2	人	18,130	15,956	12,847	3,151
	円	782,253,200	444,998,000	120,788,770	18,218,500
3	人	17,380	16,381	12,448	3,052
	円	751,076,300	452,711,980	116,462,510	17,646,270

※ 人数は延人数です。

表I-2-2-55 所得制限表（令和4年度）

扶養親族等の数 (人)	受給者本人		扶養義務者
	全部支給・所得額(円)	一部支給・所得額(円)	所得額(円)
0	490,000	1,920,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000

## 第3項 遺児手当

父母又は父若しくは母と死別した義務教育終了前の児童を養育している者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。

支給月額 乳幼児1人につき 7,000円/月

小学生1人につき 7,500円/月

中学生1人につき 8,000円/月

支給月 3月・9月に当月分までを支給します。

表 I - 2 - 2 - 5 6 実績表

年度	適用	乳幼児	小学生	中学生	合計
	元	人	651	1,498	1,639
円		4,557,000	11,235,000	13,112,000	28,904,000
2	人	614	1,567	1,608	3,789
	円	4,298,000	11,752,500	12,864,000	28,914,500
3	人	443	1,577	1,608	3,628
	円	3,101,000	11,827,500	12,864,000	27,792,500

※ 人数は延人数です。

## 第4項 ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の児童及びその母または父等が医療機関等に入院または通院、保険調剤を受けた場合、その医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

対象者 船橋市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に定める所得制限限度内に該当する世帯。  
令和4年4月現在、2,489世帯、6,303人が適用を受けています。

助成額 保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から受給資格者負担金を控除した額。  
(受給資格者負担金は、入院1日及び通院1回につき300円、保険調剤は無料。市町村民税所得割非課税世帯は全て無料。)

表 I - 2 - 2 - 5 7 実績表

年度	延件数 (件)	金額 (円)
元	64,763	179,432,021
2	55,568	160,884,342
3	75,505	205,364,077

## 第5項 母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金（令和3年度で終了）

高等学校等に在学している児童（20歳未満のもの及び20歳の年度の末日までの間にあるもの）を扶養している母子家庭、父子家庭等に対し修学援助金を支給し、母子家庭等の福祉の増進を図ります。

※平成26年度より父子家庭及び養育者（祖父母等）を対象に含み、名称を母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金と改めました。

対象者 市民税の所得割が16,000円以下の世帯  
※県から支給される「奨学のための給付金」の支給額により、対象とならない場合もあります。

支給月額 9,000円

支給月 12月に4月～9月分、3月に10月～3月分を支給します。

表 I - 2 - 2 - 5 8 実績表

年度	延件数 (件)	金額 (円)
元	6,699	39,020,600
2	6,126	36,563,000
3	3,482	31,304,600

## 第6項 児童入学・就職祝金等

### 1. 母子家庭、父子家庭等児童入学・就職祝金

母子家庭、父子家庭等の児童が、小学校、中学校及び高等学校等に入学する場合に入学祝金（義務教育終了と同時に就職する場合は就職祝金）を支給し、母子家庭、父子家庭等の福祉の増進を図ります。

対象児童一人当たり支給額（令和4年4月1日入学者）

小学校入学 5,000円  
 その他 8,000円

表I-2-2-59 入学・就職祝金実績

区分	元		2		3	
	支給人員（人）	支給額（円）	支給人員（人）	支給額（円）	支給人員（人）	支給額（円）
小学校	48	450,000	66	528,000	82	593,000
中学校	81	764,000	119	952,000	93	744,000
高等学校	379	3,500,000	356	2,848,000	275	2,200,000
就職	0	0	0	0	0	0
合計	508	4,714,000	541	4,328,000	450	3,537,000

### 2. 小学校・中学校入学援助金

経済的な理由により小学校又は中学校へ就学させることが困難な保護者に、入学援助金を支給しています。

対象児童一人当たり支給額（令和4年4月1日入学者）

小学校入学 5,000円  
 中学校入学 8,000円

表I-2-2-60 入学援助金実績

区分	元		2		3	
	支給人員（人）	支給額（円）	支給人員（人）	支給額（円）	支給人員（人）	支給額（円）
小学校	238	2,624,000	122	976,000	128	856,000
中学校	294	4,810,000	212	1,948,000	146	1,168,000
合計	532	7,434,000	334	2,924,000	274	2,024,000

## 第7項 福祉資金の貸付

母子家庭の母、父子家庭の父またはその扶養している児童及び寡婦またはその扶養している子に対し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童等の福祉を増進するため、無利子または低利で各種資金の貸付を行っています。

表 I - 2 - 2 - 6 1 母子父子寡婦福祉資金貸付支払件数、支払金額実績

年度	資金の種類	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
		件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
元	修学資金	55	45,336,000	2	1,926,000	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	1	1,000,000	0	0	0	0
	転宅資金	0	0	0	0	0	0
	就学支度資金	2	450,000	1	540,000	0	0
	合計	58	46,786,000	3	2,466,000	0	0
2	修学資金	45	35,013,000	1	972,000	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	0	0	0	0	0	0
	就学支度資金	5	2,059,300	0	0	0	0
	事業継続資金	1	1,438,000	0	0	0	0
	合計	51	38,510,300	1	972,000	0	0
3	修学資金	29	23,804,400	1	938,750	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	1	100,000	0	0	0	0
	就学支度資金	6	2,801,000	0	0	0	0
	合計	36	26,705,400	1	938,750	0	0

表 I - 2 - 2 - 6 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度 (単位: 円)			据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法		
事業開始資金	母・父・寡婦・ 母子父子福祉団体	個人 3,140,000 団体 (4,710,000)			1年	7年以内	年 1%			
事業継続資金		個人 1,570,000 団体 (1,570,000)			6か月	7年以内				
修学資金 (※所得額により限度額が変更となる場合があります)	児童・子	学校等種別		学年	自宅通学	自宅外通学	卒業後6か月	無 利 子		
		高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	1	月額 27,000	月額 34,500			借りた期間の3倍	
				2	〃 27,000	〃 34,500				
				3	〃 27,000	〃 34,500				
			私立	1	〃 45,000	〃 52,500				借りた期間の4倍
				2	〃 45,000	〃 52,500				
				3	〃 45,000	〃 52,500				
		高等 専門学校	国公立	1	〃 31,500	〃 33,750			借りた期間の3倍	
				2	〃 31,500	〃 33,750				
				3	〃 31,500	〃 33,750				
				4	〃 67,500	〃 76,500				
				5	〃 67,500	〃 76,500				
			私立	1	〃 48,000	〃 52,500			借りた期間の4倍	
				2	〃 48,000	〃 52,500				
				3	〃 48,000	〃 52,500				
				4	〃 98,500	〃 115,000				
				5	〃 98,500	〃 115,000				
		専修学校 (専門課程)	国公立	1	〃 67,500	〃 78,000				借りた期間の3倍
				2	〃 67,500	〃 78,000				
			私立	1	〃 89,000	〃 126,500				
				2	〃 89,000	〃 126,500				
		短期大学	国公立	1	〃 67,500	〃 96,500				借りた期間の3倍
				2	〃 67,500	〃 96,500				
			私立	1	〃 93,500	〃 131,000				
				2	〃 93,500	〃 131,000				
		大 学	国公立	1	〃 71,000	〃 108,500			借りた期間の3倍	
				2	〃 71,000	〃 108,500				
				3	〃 71,000	〃 108,500				
				4	〃 71,000	〃 108,500				
			私立	1	〃 108,500	〃 146,000				
2	〃 108,500			〃 146,000						
3	〃 108,500			〃 146,000						
4	〃 108,500			〃 146,000						
大学院	修士課程	1	月額 132,000		借りた期間の3倍 または 4倍					
		2	〃 132,000							
	博士課程	1	〃 183,000							
		2	〃 183,000							
		3	〃 183,000							
専修学校 (一般課程)	1	〃 51,000		5年以内						
	2	〃 51,000								



★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

貸付の種類	貸付対象		貸付金額の限度 (単位:円)		据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法
技能習得資金	母・父・寡婦		月額 68,000 (5年間限度) (自動車運転免許取得費用は 46 万円限度)		知識技能 習得期間 満了後 1 年	20 年以内	年 1%	年 賦 払 ・ 半 年 賦 払 ・ 月 賦 払
修業資金	児童・子		月額 68,000 (5年間限度) (自動車運転免許取得費用は 46 万円限度)			20 年以内	無利子	
就職支度資金	母・父・寡婦		100,000 (通勤用自動車購入含む場合 330,000)		1 年	6 年以内	年 1%	
	児童						無利子	
医療介護資金	医 療	母・父 寡婦・児童	340,000 (所得税非課税家庭等 480,000)		治療・介護後 6 か月まで	5 年以内	年 1%	
	介 護	母・父・寡婦	500,000					
生活資金	技能習得期間中の 母・父・寡婦		月額 141,000		知識技能 習得期間 満了後 6 か月まで	20 年以内	年 1%	
	医療を受けている 母・父・寡婦		月額 105,000 (生計中心者でない場合 月額 70,000) ※なお、7 年未満の母子家庭等への貸付期間は、3 か月以内更新で 252 万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判等に要する費用については、12 月相当 123 万 6 千円を限度とする一括貸付 ※なお、失業の母子家庭等への貸付期間は、1 か月更新で通算 1 年まで		治療・介護後 6 か月まで	5 年以内		
	介護保険法に規定する 保険給付サービスを受けている母・ 父・寡婦					6 か月まで		
	母子家庭の母・父子 家庭の父となって 7 年未満のもの				5 年以内			
失業している母・ 父・寡婦								
住宅資金	母・父・寡婦		1,500,000 (特別) 2,000,000		6 か月	6 年以内	年 1%	
転宅資金	母・父・寡婦		260,000			7 年以内		
就学支度資金	児童・子	小 学 校		64,300	入学後 6 か月	1 年以内	無利子	
		中 学 校		81,000				
		高 校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学者	150,000	卒業後 6 か月		同時貸付け の修学資金 と同じ期間
				自宅外通学者	160,000			
			私立	自宅通学者	410,000			
				自宅外通学者	420,000			
		大 学 短 大 高 専 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学者	410,000			
				自宅外通学者	420,000			
			私立	自宅通学者	580,000			
				自宅外通学者	590,000			
		大学院		国 公 立	380,000			
				私 立	590,000			
		専修学校 (一般課程)	自宅通学者		150,000	5 年以内		
自宅外通学者			160,000					
修業施設	自宅通学者		272,000					
	自宅外通学者		282,000					
結婚資金	児童・子	300,000		6 か月	5 年以内		年 1%	

※ 有利子 (1%) の貸付も、連帯保証人がいる場合は、無利子貸付となります。

## 第8項 母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条による母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活一般及び自立に必要な指導、相談に応じています。

表 I-2-2-63 相談状況 (単位：回)

年度	種類	生活一般	児童	生活援護	その他	合計
元		2,817	1,024	1,763	129	5,733
2		3,102	951	2,198	68	6,319
3		3,930	1,362	3,018	67	8,377

## 第9項 母子・父子福祉センター

母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、「母子家庭等」という。）の福祉の増進を図るため、各種相談や生活指導を行います。

名称	船橋市母子・父子福祉センター（電話番号 047-466-1278）
所在地	薬田台 5-31-1（船橋市社会福祉会館内）
施設面積	240.66 m <sup>2</sup> （専用面積）
施設内容	研修室、和室、相談室、事務室
開設年度	昭和 59 年
事業内容	1. センターの管理運営に関すること 2. 母子家庭等の各種相談に関すること 3. 母子家庭等の生活指導等に関すること 4. 母子家庭等の福祉の増進に関すること

表 I-2-2-64 利用状況

適用 年度	来庁相談	電話相談	合計(回)	研修会	打合会	講演会	その他	合計(人)
元	0	0	0	1,505	0	17	323	1,845
2★ <sup>1</sup>	30	0	30	448	0	14	48	510
3	36	0	36	831	11	38	101	981

## 第10項 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の生活の安定と児童の福祉を増進するため、就業促進を目的としたセミナーや、技能習得を目的とした講習を開催しています。

表 I-2-2-65 利用状況

区分	元		2★ <sup>1</sup>		3	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
就職準備・離転職セミナー	4	11	0	0	1	3
パソコン技能習得講習会	23	142	11	57	15	80
資格取得講習会			1	15	4	46

## 第 1 1 項 母子家庭等自立支援給付金

### 1. 自立支援教育訓練給付金

対象となる教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母及び父子家庭の父に対して訓練終了後、教育訓練給付金を支給します。

- 対 象 者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父  
対 象 講 座 雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座  
支 給 額 受講料の 60% (上限 200,000 円、下限 12,000 円)

表 I - 2 - 2 - 6 6 支給決定件数、金額

年度	件数 (件)	金額 (円)
元	10	481,528
2	4	187,885
3	8	626,416

### 2. 高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において 1 年以上修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給します。

- 対 象 者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、養成機関において資格の取得が見込まれる者  
対 象 資 格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士等  
支 給 期 間 修業にかかる全期間 (上限 4 年)  
支 給 額 月額 100,000 円 (市町村民税非課税世帯)、70,500 円 (市町村民税課税世帯)  
養成機関の最終学年においては月額 40,000 円の追加支給あり。

表 I - 2 - 2 - 6 7 支給決定件数、金額

年度	件数 (件)	金額 (円)
元	10	13,184,000
2	8	9,711,000
3	13	15,374,500

### 3. 高等職業訓練修了支援給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において 1 年以上修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、修業修了後、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

- 対 象 者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、資格を取得するため養成機関において修業を開始し、修業開始から修了日まで本市に住所を有し、その期間中、母子家庭の母及び父子家庭の父である者  
対 象 資 格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士等  
支 給 額 50,000 円 (市町村民税非課税世帯)、25,000 円 (市町村民税課税世帯)

表 I - 2 - 2 - 6 8 支給決定件数、金額

年度	件数 (件)	金額 (円)
元	5	225,000
2	2	100,000
3	4	175,000

## 第12項 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の経済的自立を図るための就業支援を積極的に行うため、受給者の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定します。

表 I-2-2-69 策定件数 (単位: 件)

年度	元	2	3
策定件数	30	53	34

## 第13項 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができない、安定した就業が難しいなどの支障が生じている母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童(20歳未満)が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合に、給付金を支給します。

- 対象者 市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童で、児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準にある者
- 支給額 ① 受講開始時給付金 受講料の30%相当額(上限7万5千円、下限4千円)  
② 受講終了時給付金 受講料の40%相当額(ただし、①で給付を受けた額は除く)  
(上限は①の給付額と併せて10万円、下限4千円)  
③ 合格時給付金 受講料の20%相当額(上限は①、②の給付額と合わせて15万円)  
※合格時給付金は受講終了日から2年以内に試験に合格した場合に支給します。

表 I-2-2-70 支給決定件数、金額

年度	元		2		3	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
修了時給付金	0	0	0	0	0	0
合格時給付金	0	0	0	0	0	0

## 第14項 ひとり親家庭等自立促進計画

本市では、「ひとり親家庭等の誰もが、生き生きと安心して暮らせる生活環境をめざして」を基本目標として、母子及び寡婦福祉法第12条に基づき、母子家庭等自立促進計画（平成17年度～平成21年度（第1次計画）、平成22年度～平成26年度（第2次計画））を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

平成26年10月1日には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）」と改正され、父子家庭にも母子家庭等と同様の支援を行うことになり、法第12条に基づき、ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度（第3次計画））を策定し、第1次計画、第2次計画に引き続き各種施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、ひとり親家庭等は子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担っており、依然として多くの方が子育てや生活全般に対して悩みを抱えていることに加え、就業に必要な知識や技能を習得する機会を必ずしも十分に有していなかったなどの事情から、継続的に支援を行うことが必要となります。

一方で、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月17日施行）や「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月1日施行）が制定されました。さらに、令和元年には子供の貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進すること等を明記した新たな「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年9月7日に施行されました。また、平成28年国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親家庭の相対的貧困率が5割を超える高い状況となっていることから、本市においても国の趣旨を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、ひとり親家庭の子供の貧困対策を推進していく必要があります。

これらのことから、本市においては、ひとり親家庭等の現状を勘案しその生活の安定と向上を図るため、引き続き自立支援に向けて各種の施策を総合的かつ計画的に展開することとし、第1次計画、第2次計画、第3次計画の基本目標を継承した、第4次計画「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」を令和2年3月に策定し、各種施策を実施しております。

# 第3章 障害のある人もない人もともに暮らせる 社会の構築

# 第3章 障害のある人もない人もともに暮らせる社会の構築

## 第1節 障害への理解の浸透と地域交流の促進

### 第1項 啓発広報活動の推進

障害福祉課

#### 1. 障害者週間記念事業

障害者週間(12月3日～9日)を記念して、広く市民に障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会参加する意欲を高めるために啓発事業を実施します。

※令和元年度・令和2年度・令和3年度は2日間開催しました。

表I-2-3-1 来場者数の推移

年度(回)	来場者数(人)
令和元年度(第25回)	3,939
令和2年度(第26回)★ <sup>1</sup>	2,746
令和3年度(第27回)★ <sup>1</sup>	2,039

### 第2項 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

#### 1. 船橋市身体障害者福祉センター (電話番号 047-466-1268)

市内に居住する身体障害者に対して、各種の相談に応じ、機能訓練、社会適応訓練、教養の向上等の事業を行うと共に、関係福祉団体に対する便宜の提供及びボランティアの養成事業を行います。

開設年月日 昭和59年4月1日

所在地 薬円台5-31-1(社会福祉会館内)

職員数 9人(所長1人、所長代理1人、物理療法士1人、作業療法士1人、理学療法士1人、介護福祉士3人、指導員1人)

嘱託医 1人

表I-2-3-2 令和3年度身体障害者福祉センター実施事業及び参加者数実績★<sup>1</sup>(単位:人)

事業名	参加者数	事業名	参加者数
機能訓練	513	ものづくり	14
リフレッシュ体操	89	フラワーアレンジメント講座	0
元気体操	465	クレイアート	26
社会適応訓練	648	料理教室	0
創作的活動等	554	メロディ	35
嘱託医による定期診断	54	手話講習会	464
フレッシュ	121	点字講習会	98
スポーツレクリエーション	128	小学生福祉体験講座	59
アーチェリー教室	0	福祉体験講座	33
太極拳	31	団体等部屋使用	3,118
オーバルボール	31	車椅子等貸出	29
千葉県障害者スポーツ大会	0	更生相談	195
館外事業	41	声の図書の貸出	80
秋まつり	41	リフトバスによる送迎	561
健康講座	21	事業運営委員会(書面開催)	8
		合計	7457

## 第2節 支援と自立の促進

### 第1項 障害者手帳

#### 1. 身体障害者手帳交付状況

表 I - 2 - 3 - 3 身体障害者手帳の障害別、等級別所持状況 (単位：人)

		手帳所持者	構成割合 (%)	内訳					
				1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	18歳未満	14	6.8	5	2	1	5	1	0
	18歳以上	1,049		355	389	57	66	152	30
	計	1,063		360	391	58	71	153	30
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	47	6.6	0	19	10	1	0	17
	18歳以上	984		34	274	109	231	7	329
	計	1,031		34	293	119	232	7	346
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	1	1.6	0	0	0	1	-	-
	18歳以上	249		14	9	147	79	-	-
	計	250		14	9	147	80	-	-
肢体不自由	18歳未満	235	49.0	156	27	20	17	7	8
	18歳以上	7,475		1,776	1,403	1,321	2,147	502	326
	計	7,710		1,932	1,430	1,341	2,164	509	334
心臓機能障害	18歳未満	28	20.1	19	0	4	5	-	-
	18歳以上	3,135		2,158	19	380	578	-	-
	計	3,163		2,177	19	384	583	-	-
じん臓機能障害	18歳未満	1	7.9	1	0	0	0	-	-
	18歳以上	1,248		1,165	6	72	5	-	-
	計	1,249		1,166	6	72	5	-	-
呼吸器機能障害	18歳未満	11	1.1	8	1	2	0	-	-
	18歳以上	165		51	3	69	42	-	-
	計	176		59	4	71	42	-	-
膀胱・直腸機能障害	18歳未満	9	5.5	0	0	6	3	-	-
	18歳以上	848		1	4	47	796	-	-
	計	857		1	4	53	799	-	-
小腸機能障害	18歳未満	0	0.1	0	0	0	0	-	-
	18歳以上	17		6	0	0	11	-	-
	計	17		6	0	0	11	-	-
免疫機能障害	18歳未満	0	1.1	0	0	0	0	-	-
	18歳以上	167		41	45	45	36	-	-
	計	167		41	45	45	36	-	-
肝臓機能障害	18歳未満	18	0.2	18	0	0	0	-	-
	18歳以上	21		12	5	2	2	-	-
	計	39		30	5	2	2	-	-
合計	18歳未満	364	100	207	49	43	32	8	25
	18歳以上	15,358		5,613	2,157	2,249	3,993	661	685
	合計	15,722		5,820	2,206	2,292	4,025	669	710



## 2. 療育手帳の交付

知的障害者が一貫した指導、相談が受けられ、また、各種サービスが受け易くなるとともに、療育の参考とする手帳で、本人または保護者の申請により交付されます。

表 I - 2 - 3 - 4 療育手帳による障害程度

障害程度		判定の基準
最重度	㉠	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重度	A の 1	知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
	A の 2	知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級または 3 級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中度	B の 1	上記以外の者で、知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。
軽度	B の 2	知能指数がおおむね 51 以上 75 程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

※ ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度	㉠の 1	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	㉠の 2	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㉠の 1 以外の者。

表 I - 2 - 3 - 5 療育手帳所持者数及び所持率

区分 程度	知的障害者				知的障害児				合計
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	
手帳所持者数 (人)	1,138	620	828	2,586	428	253	524	1,205	3,791
所持率 (%)	99.2	99.2	96.2	98.2	100.0	100.0	100.0	100.0	98.8

## 3. 知的障害者名簿登録者数

表 I - 2 - 3 - 6 名簿登録者数 (単位：人)

区分 程度	知的障害者				知的障害児				合計
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	
合計	1,147	625	861	2,633	428	253	524	1,205	3,838

## 4. 精神障害者保健福祉手帳交付状況

精神保健福祉法に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付等を行っています。

表 I - 2 - 3 - 7 精神障害者保健福祉手帳等級別所持状況 (単位：人)

手帳所持者	1 級	2 級	3 級
6,274	692	3,522	2,060

## 第2項 障害福祉サービス

### 1. 自立支援給付

平成25年4月に障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に名称が変更となりました。

#### (1) 介護給付

##### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

表 I-2-3-8 居宅介護

年度	延利用者数(人)	延利用時間(時間)
元	8,313	109,789.75
2	8,508	116,163.00
3	9,299	128,665.50

※ 請求月で集計

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

表 I-2-3-9 重度訪問介護

年度	延利用者数(人)	延利用時間(時間)
元	1,128	127,713.5
2	1,113	136,883.5
3	1,333	162,492.5

※ 請求月で集計

##### ③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

表 I-2-3-10 行動援護

年度	延利用者数(人)	延利用時間(時間)
元	701	10,488.5
2★ <sup>1</sup>	553	9,523.0
3★ <sup>1</sup>	593	9,004.0

※ 請求月で集計

##### ④ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

表 I-2-3-11 同行援護

年度	延利用者数(人)	延利用時間(時間)
元	1,711	33,903.0
2★ <sup>1</sup>	1,447	22,907.0
3★ <sup>1</sup>	1,557	26,329.0

※ 請求月で集計

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

表 I-2-3-12 重度障害者等包括支援

年度	延利用者数(人)	延利用時間(時間)
元	0	0
2	0	0
3	0	0

※ 請求月で集計

⑥ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。

表 I-2-3-13 短期入所

年度	延利用者数(人)	延利用日数(日)
元	2,065	14,001
2★1	823	7,746
3★1	978	9,113

※ 請求月で集計

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

表 I-2-3-14 療養介護 (各年度3月末現在)

年度	利用施設数(施設)	利用者数(人)
元	9	31
2	10	30
3	9	28

⑧ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生活活動の機会を提供します。

表 I-2-3-15 生活介護

年度	延利用者数(人)	延利用回数(回)
元	12,086	213,270
2	12,550	216,095
3	13,131	238,107

※ 請求月で集計

⑨ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

表 I-2-3-16 施設入所支援 (令和4年3月末現在)

利用施設数(施設)	利用者数(人)
58	262

⑩ 地域移行支援

入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、地域生活への移行のための支援を行います。

表 I-2-3-17 地域移行支援 (各年度3月末現在)

年度	利用施設数(施設)	利用者数(人)
元	2	3
2	0	0
3	2	3

⑪ 地域定着支援

居宅における単身者等に常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行います。

表 I-2-3-18 地域定着支援 (各年度3月末現在)

年度	利用施設数(施設)	利用者数(人)
元	1	1
2	3	13
3	5	17

⑫ 計画相談支援

障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。

表 I-2-3-19 計画相談支援

年度	利用施設数(施設)	利用者数(人)
元	156	2,176
2	163	2,371
3	174	2,570

※ 請求月で集計

(2) 訓練等給付

① 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

表 I-2-3-20 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

年度	機能訓練		生活訓練	
	延利用者数(人)	延利用回数(回)	延利用者数(人)	延利用回数(回)
元	83	838	579	9,662
			宿泊型 88	2,452
2	25	429	495	7,670
			宿泊型 92	2,666
3	16	227	635	9,249
			宿泊型 95	2,700

※ 請求月で集計

② 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

表 I-2-3-21 就労移行支援

年度	延利用者数(人)	延利用回数(回)
元	2,636	41,350
2	2,611	43,083
3	3,019	49,376

※ 請求月で集計

③ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は事業者と雇用契約を結び、B型は事業者と雇用契約を結びません。

表 I-2-3-22 就労継続支援

年度	就労継続支援A型		就労継続支援B型	
	延利用者数(人)	延利用回数(回)	延利用者数(人)	延利用回数(回)
元	2,301	43,341	7,022	119,584
2	2,475	47,332	7,623	130,201
3	2,588	49,700	8,475	142,294

※ 請求月で集計

④ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

表 I-2-3-23 共同生活援助（令和4年3月末現在）

利用施設数(施設)	利用者数(人)
143	605

⑤ 自立生活援助

施設入所又は共同生活援助を受けていた方に対し、居宅における自立した日常生活を送るための定期的な巡回による相談や情報提供等の支援を行います。

表 I-2-3-24 自立生活援助（各年度3月末現在）

年度	利用施設数(施設)	利用者数(人)
元	3	4
2	3	4
3	2	3

⑥ 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に対し、当該事業所での就労の継続を図るために必要な支援を行います。

表 I-2-3-25 就労定着支援

年度	延利用者数(人)
元	1,036
2	1,559
3	1,650

※ 請求月で集計

## 2. 補装具費の給付

身体障害児・者・難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費の給付を行っています。

表 I - 2 - 3 - 2 6 補装具交付修理状況 (令和3年度)

種 目		補装具交付修理状況		自己負担金補助金交付状況	
		件数(件)	公費負担金額(円)	件数(件)	公費負担金額(円)
義 肢	交付	21	9,717,156	1	30,187
	修理	28	4,922,346	2	21,343
装 具	交付	150	15,036,603	6	34,362
	修理	41	787,913	0	0
視 覚 障 害 者 安 全 つ え	交付	46	240,146	3	1,555
	修理	0	0	0	0
義 眼	交付	4	323,565	0	0
	修理	0	0	0	0
補 聴 器	交付	152	11,031,051	8	46,384
	修理	98	1,934,982	6	11,550
車 椅 子	交付	80	26,597,364	2	69,132
	修理	81	3,588,034	0	0
電 動 車 椅 子	交付	9	8,011,818	0	0
	修理	38	1,923,668	2	12,314
歩 行 器	交付	11	811,322	0	0
	修理	1	59,816	0	0
歩 行 補 助 つ え	交付	17	136,151	0	0
	修理	1	990	0	0
眼 鏡	交付	37	1,114,593	3	10,430
	修理	1	15,840	0	0
座 位 保 持 装 置	交付	41	17,071,521	1	37,200
	修理	11	1,270,848	0	0
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	交付	1	611,329	0	0
	修理	2	188,912	0	0
座 位 保 持 椅 子	交付	14	1,021,192	0	0
	修理	3	35,347	0	0
頭 部 保 持 具	交付	10	74,508	0	0
	修理	0	0	0	0
起 立 保 持 具	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
排 便 補 助 具	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
合 計	交付	593	91,798,319	24	229,250
	修理	305	14,728,696	10	45,207

## 第3項 地域生活支援事業

### 1. 相談支援事業

#### (1) 障害者(児)総合相談支援事業

平成18年より、身体障害、知的障害及び精神障害を対象とした総合的な相談を行っています。また、平成24年10月より基幹相談支援センター機能を加え、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。(特定非営利活動法人 船橋福祉相談協議会、株式会社朝日ケアコンサルタントに委託)

表I-2-3-27 実績 (単位:件)

年度	元	2	3
相談件数	14,186	18,250	23,541

※ 相談件数は延べ件数です。

#### (2) 障害児等療育支援事業

在宅の重度心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児が自立した生活を送れるように、地域生活における相談体制の充実を図ります。(大久保学園、けいよう、ゆたか福祉苑、のまる、ワーカーズハウスぐらす、にじと風、とらのこキッズ、桐友学園、さざんかキッズ、第2北総病院附属かざぐるまへ委託)

表I-2-3-28 実績 (単位:件)

年度	元	2	3
相談件数	101	108	109

#### (3) 障害者成年後見支援センター事業

成年後見制度利用にあたり、船橋市援護の知的障害者や精神障害者、又はその家族からの電話相談等に応じます。また、成年後見等のなり手のいない、いわゆる「困難事例」に対して、法人として成年後見人等を受任します。(特定非営利活動法人 PACガーディアンズに委託)

表I-2-3-29 実績 (単位:件)

年度	元	2	3
相談件数	8,458	7,395	7,662

※ 相談件数は延べ件数です。

#### (4) 障害者虐待防止対策支援事業

家族などから虐待を受けている障害者本人からの相談を受けています。また、虐待を受けている障害者を発見した方からの通報も受け付けています。(特定非営利活動法人 船橋福祉相談協議会に委託)

表I-2-3-30 実績 (単位:件)

年度	元	2	3
受理件数	20	35	31

#### (5) 地域生活支援拠点事業

障害者の高齢化や重度化、親亡き後を見据えて、地域で安心して過ごしていけるよう、相談や緊急時の受け入れ、体験の機会の場の提供等を整備しています。(社会福祉法人 大久保学園に委託)

表I-2-3-31 実績 (単位:件)

年度	元	2	3
対応件数	14	27	17

## 2. 意思疎通支援事業

### (1) 手話通訳者の派遣

聴覚又は音声・言語の機能障害があるために意思の疎通を図るのに支障がある人が通院、公的機関等に赴く際に市から手話通訳者を派遣して手話通訳にあたります。(平成6年度から福祉サービス公社へ業務委託)

表 I-2-3-32 手話通訳者派遣状況

年度	手話通訳者登録者(人)	件数(件)	派遣先				手当額〔単価〕(円)	
			官公庁	病院	学校	その他	2時間未満	2時間以上 (1時間単価)
元	26	1,619	293	597	157	572	3,000	平日 8:00~18:00 1,500
							3,760	上記以外 1,880
2★ <sup>1</sup>	25	1,039	140	515	70	314	3,000	平日 8:00~18:00 1,500
							3,760	上記以外 1,880
3	24	1,397	300	612	81	404	3,000	平日 8:00~18:00 1,500
							3,760	上記以外 1,880

### (2) 聴覚障害者相談員(手話通訳者の設置)事業

聴覚又は音声・言語の機能障害がある人の生活相談等を受けるために、平成6年度より福祉サービス公社に手話通訳者3人が常駐し、相談員として活動しています。

表 I-2-3-33 相談件数・内訳 (単位:件)

年度	労働	生活	官公庁	医療	教育	福祉	その他	合計
元	133	507	225	678	129	91	374	2,137
2	109	592	201	716	55	64	219	1,956
3	86	541	306	749	78	91	308	2,159

### (3) 要約筆記者の派遣

聴覚又は音声・言語の機能障害があるために意思の疎通を図るのに支障のある人が通院、公的機関等に赴く際に、市から要約筆記者を派遣して要約筆記にあたります。(平成15年度から福祉サービス公社へ業務委託)

表 I-2-3-34 要約筆記者派遣状況

年度	要約筆記者登録者(人)	件数(件)	派遣先				手当額(単価:円)	
			官公庁	病院	学校	その他	2時間未満	2時間以上 (1時間単価)
元	18	690	593	62	10	25	3,000	平日 8:00~18:00 1,500
							3,760	上記以外 1,880
2★ <sup>1</sup>	16	265	223	19	12	11	3,000	平日 8:00~18:00 1,500
							3,760	上記以外 1,880
3	16	528	217	41	20	250	3,000	平日 8:00~18:00 1,500
							3,760	上記以外 1,880

※令和3年度より派遣先(その他)の集計方法を変更しております。

## 3. 日常生活用具費の給付

障害児・者が、日常生活をより円滑に行えるよう、日常生活用具費の給付を行っています。



★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I - 2 - 3 - 35 給付状況 (単位：件)

品名	年度	元	2	3
便器		5	2	0
便器用手すり		2	0	1
特殊寝台(訓練用ベッド含む)		18	14	14
入浴担架		0	1	0
体位変換器		3	3	1
特殊マット		11	12	9
特殊尿器		0	0	0
特殊便器		2	14	2
パソコンソフト		15	5	8
視覚障害者用ポータブルレコーダー		21	11	19
視覚障害者用時計(音声式)		18	6	13
視覚障害者用時計(触読式)		1	6	1
電磁調理器		6	2	3
視覚障害者用体温計(音声式)		7	16	9
点字タイプライター		1	0	0
視覚障害者用体重計		4	6	13
視覚障害者用読書器		22	22	16
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ		10	2	5
聴覚障害者用屋内信号装置		9	7	8
聴覚障害者用通信装置		9	9	5
聴覚障害者用情報受信装置		1	0	1
活字文書読上装置		8	0	0
火災警報器		3	4	2
自動消火器		0	1	0
酸素ボンベ運搬車		0	0	0
ネブライザー		13	12	5
携帯用会話補助装置		1	1	3
入浴補助用具		18	24	19
移動用リフト		1	4	2
移動・移乗支援用具		18	13	17
透析液加温器		4	4	3
歩行時間延長信号機用小型送信機		0	1	0
電気式たん吸引器		52	46	46
足踏式・手動式たん吸引器 (R3年度より追加)		-	-	25
点字ディスプレイ		2	1	2
居宅生活動作補助用具		11	13	5
点字図書		7	1	0
大活字図書		0	0	0
ストマ用装具(紙おむつ含む)		13, 132	13, 568	13, 647
点字器		0	0	1
頭部保護帽		36	28	39
人工喉頭(H29年度から人工鼻含む)		79	76	57
歩行補助杖(T字状・棒状)		33	15	10
収尿器		0	0	0
訓練いす		0	0	0
パソコン周辺機器		1	3	3
パルスオキシメーター		1	3	6
合計		13, 585	13, 956	14, 020

#### 4. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出のための支援を行っています。

表 I-2-3-36 移動支援利用状況

年度	実利用者数(人)	延利用時間(時間)
元	567	47,145.5
2	486	35,117.0
3	447	31,723.5

#### 5. 地域活動支援センター事業

雇用されることが困難な障害者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行います。

表 I-2-3-37 地域活動支援センターⅢ型

市内施設数(施設)	通所人員(人)
4	72

(うち船橋市民の数 67)

#### 6. 重度身体障害者等入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度身体障害者等に対し、保健衛生の向上と家庭介護者の負担軽減を図るため入浴サービスを行っています。

表 I-2-3-38 訪問入浴サービス状況 (単位:回)

年度	元	2	3
利用回数	4,345	4,115	4,197

#### 7. 日中一時支援事業

日中に監護する方がいない人のために、日中活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行っています。

表 I-2-3-39 日中一時支援利用状況

年度	実利用者数(人)	延利用回数(回)
元	825	65,470
2	740	60,575
3	678	58,390

#### 8. 視覚障害者自立生活支援事業

主に中途失明の視覚障害者に対し、専門職員が家庭訪問等により、歩行訓練、点字・音声ワープロ訓練、日常生活動作訓練の指導その他日常における相談業務を行っています。(社会福祉法人「千葉県視覚障害者福祉協会」に委託)

表 I-2-3-40 自立生活支援事業実施状況

年度	利用者数(人)	利用回数(回)
元	83	678
2★ <sup>1</sup>	49	484
3★ <sup>1</sup>	51	514

## 9. 身体障害者自動車運転免許取得費補助

市内に6か月以上居住する身体障害者手帳所持者に対し、自動車運転免許取得費を補助します。(限度額10万円)

表I-2-3-41 実績状況

年度	件数(件)	金額(円)	1件当り金額(円)
元	2	200,000	100,000
2	2	200,000	100,000
3	5	500,000	100,000

## 10. 身体障害者自動車改造費の助成

身体障害者手帳(肢体不自由に限る)所持者が自ら運転する自動車の運転に必要な部分を改造した場合に、改造に要した費用の一部を助成します。(限度額10万円)

- 要件
1. 自家用自動車であること
  2. 自ら運転するものであること
  3. 操向及び駆動装置等の一部であること

表I-2-3-42 自動車改造費年度別助成額

年度	件数(件)	金額(円)	1件当り金額(円)
元	8	789,000	98,625
2	9	725,080	80,565
3	6	524,600	87,433

## 11. 福祉リフトカー運行制度

歩行困難な重度身体障害者(1・2級)が通院又は会合等に参加する場合、リフト付ワゴン車を無料で運行し、重度身体障害者の福祉の増進を図るものです(消費した燃料、有料道路代等は利用者の負担)。

また、運行については船橋市社会福祉協議会に委託して行っています。

表I-2-3-43 福祉リフトカー運行状況

年度	利用者数(人)	利用回数(回)
元	142	310
2	108	225
3	128	228

## 12. 更生訓練費給付事業

社会復帰(就労)の訓練を受けるために、自立訓練又は就労移行支援の支給決定を受け利用している障害者等が、訓練に必要な「物品を購入した」場合、又は「費用を事業所へ支払った」場合、その費用を助成します。

表I-2-3-44 実績 (単位:人)

年度	元	2	3
支給対象者	20	17	21

### 13. 職親制度

知的障害者の自立更生をはかることを目的に、一定期間知的障害者を職親に委託し、食住を共にする中で、生活、就労、技能取得訓練を指導、援護します。

表 I - 2 - 3 - 4 5 利用状況 (単位：人)

年度	元	2	3
利用人数	1	1	1

## 第4項 各種手当

### 1. 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する児童の生活向上に寄与するため、この児童を監護する父母又は養育者に対し支給されます。

- 要件
1. 市内居住者
  2. 20歳未満の人
  3. 在宅である人
  4. 公的年金を受けていない人

支給月 4月・8月・11月

#### (1) 1級手当

身体障害者手帳1～2級、療育手帳㊦～A2に相当する障害等を有する児童を監護している人

支給額 52,400円(令和4年度～)

#### (2) 2級手当

身体障害者手帳3級及び4級の一部、療育手帳B1に相当する障害等を有する児童を監護している人

支給額 34,900円(令和4年度～)

表 I - 2 - 3 - 4 6 手当支給状況 (各年度3月末現在、単位：人)

年度	元	2	3
1級手当受給者数	407 (415)	427 (437)	473 (484)
2級手当受給者数	364 (384)	361 (383)	317 (340)

※ ( ) 支給対象児童数

### 2. 特別障害者手当等

#### (1) 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の重度心身障害者に対して支給されます。

対象 身体障害者手帳1級及び2級、又は療育手帳㊦1及び㊦2の一部に相当する障害等が重複又は同程度以上の人

支給月 2月、5月、8月、11月

支給額 27,300円(令和4年度～)

## (2) 障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする状態にある 20 歳未満の在宅の重度心身障害児に対して支給されます。

対 象 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、又は療育手帳㊤、㊤1、㊤2 に相当する障害等を有する人  
 支給月 2 月、5 月、8 月、11 月  
 支給額 14,850 円（令和 4 年度～）

## (3) 経過的福祉手当

昭和 61 年 3 月 31 日時点で 20 歳以上の従来の福祉手当受給者のうち、障害基礎年金、特別障害者手当の支給要件に該当しない人に支給されます。

支給額 14,850 円（令和 4 年度～）

**表 I-2-3-47 特別障害者手当等支給状況**（各年度 1 月末現在、単位：人）

年度	障害児福祉手当	特別障害者手当	福祉手当(経過措置分)	合 計
元	254	655	27	936
2	256	699	24	979
3	281	716	18	1015

## 3. 船橋市中心身障害児福祉手当

身体障害者手帳 1 級から 3 級の者、又は療育手帳を所持している 20 歳未満の児童を監護している人に対して支給します。

支給月 7 月、11 月、3 月  
 支給額 8,000 円

**表 I-2-3-48 手当支給状況**（各年度 3 月末現在、単位：人）

年度	元	2	3
受給者数	1,216 (1,271)	1,172 (1,216)	1,325 (1,377)

※（ ）支給対象児童数

## 4. 千葉県心身障害者扶養共済制度

身体障害者手帳 1 級から 3 級の者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳 1 級及び 2 級の者を扶養している 65 歳未満の者を加入者とする制度で、加入者が死亡（重度障害）した場合、扶養されていた障害者に終身年金が支給されます。

年金給付額 月額 20,000 円（1 口あたり）

掛 金 保護者の年齢により掛金額は変わります。

※ 生活保護世帯、市民税非課税及び均等割世帯については、減免の制度があります。

## 5. ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当

在宅で 20 歳以上 65 歳未満の 6 か月以上ねたきり身体障害者又は 20 歳以上の重度知的障害者の介護者に対し支給します。

支給月 3 月、9 月  
 支給額 12,650 円

表 I-2-3-49 支給状況 (各年度3月末現在)

年度	受給者数(人)			支給額(円)
	身体障害者	知的障害者	合計	
元	15	522	537	78,290,850
2	14	524	538	80,922,050
3	22	542	564	81,630,450

## 第5項 障害者医療費

### 1. 更生医療の給付

身体障害者の職業能力の増進や、日常生活の向上のために障害の除去又は軽減を目的とし医療給付を行っています。

表 I-2-3-50 令和3年度支給状況 (単位：人)

区分	入院	通院	訪問看護	合計	
視覚障害	0	0	0	0	
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	
音声・言語・そしゃく機能障害	0	2	0	2	
肢体不自由	0	0	0	0	
内部障害	心臓	3	0	0	3
	じん臓	118	538	2	658
	免疫	0	162	0	162
	小腸	0	0	0	0
	肝臓	0	9	0	9
合計	121	711	2	834	

### 2. 重度心身障害者(児)医療費の助成

身体障害者手帳の1、2級該当者、療育手帳所持者で障害程度A～A2及び精神障害者保健福祉手帳1級の人に医療費の一部を助成します。

表 I-2-3-51 支給状況

年度	制度利用者(人)	金額(円)	1人当たり平均(円)
元	7,493	873,545,725	116,582
2	7,535	835,779,380	110,920
3	7,328	864,128,270	117,921

表 I-2-3-52 対象人数 (単位：人)

年度	保険種類	身体障害者(児)	知的障害者(児)	精神障害者(児)	合計
元	社会保険	1,268	364		1,632
	国民健康保険	1,993	618		2,611
	後期	3,440	12		3,452
	計	6,701	994		7,695

2	社会保険	1,288	376	67	1,731
	国民健康保険	1,875	618	196	2,689
	後期	3,332	13	10	3,355
	計	6,495	1007	273	7,775
3	社会保険	1,292	378	74	1,744
	国民健康保険	1,808	632	242	2,682
	後期	3,077	12	13	3,102
	計	6,177	1022	329	7,528

### 3. 自立支援医療（精神通院医療）

障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の申請受付と受給者証の交付等を行います。

表 I-2-3-53 自立支援医療（精神通院医療）受給者数（単位：人）

年度	受給者数
元	9,143
2	10,763
3	10,102

### 4. 精神障害者入院医療費の助成

精神障害治療の費用負担を軽減するため、入院医療費の一部を助成します。

助成額 保険医療給付の自己負担額（月額 16,000 円を限度とする。）

表 I-2-3-54 精神障害者入院医療費助成状況

年度	件数（件）	助成金額（円）	平均（円）
元	3,501	55,315,440	15,800
2	3,363	52,872,020	15,722
3	2,268	35,398,070	15,608

## 第6項 助成、補助及び給付

### 1. 船橋市心身障害者新規就労支度金の支給

中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校の特別支援学級又は特別支援学校を卒業後5年以内に新規に就労し、就労してから1年以内の方（転職者は不可）に支度金を支給します。

表 I-2-3-55 心身障害者新規就労支度金年度別支給状況

年度	支給額（円）	件数（件）	金額（円）
元	21,000	25	525,000
2	21,000	11	231,000
3	21,000	18	378,000

## 2. 施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援又は就労継続支援を利用していた障害者等で、就職又は自営することにより、事業所を退所することとなった方に対し、就職に伴う経費の一部を助成します。(限度額3万6千円)

表 I - 2 - 3 - 5 6 実績 (単位:人)

年度	元	2	3
支給対象者	14	13	11

## 3. 福祉タクシー料金の助成

市内に居住する重度心身障害者(児)が、通院、会合等のためタクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成します。

- 補助額 料金の1/2 限度額 1,200円  
 上限枚数 年度間120枚(腎臓機能障害で人工透析による治療を受けている方は、312枚)  
 ※ 重度心身障害者であって、かつ介護保険の認定が要介護3~5の方は上限枚数無制限

表 I - 2 - 3 - 5 7 福祉タクシー年度別助成額

年度	年利用件数(件)	金額(円)	1件当り金額(円)
元	68,967	48,419,660	702
2	54,424	40,696,510	748
3	56,697	42,672,280	753

## 4. 福祉電話の設置

外出困難な在宅の重度身体障害者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として、福祉電話を貸与することにより、当該重度身体障害者の福祉増進を図ります。

なお、設置、移転に要する費用及び基本料金、月間市内の60通話分の料金は、市が負担します。

表 I - 2 - 3 - 5 8 福祉電話助成状況 (単位:件)

年度	元	2	3
件数	1	0	0

## 5. 心身障害者一時介護料の助成

心身障害者を介護している家族が、疾病等の理由で一時的に介護が困難となった時等、福祉施設又は福祉団体に介護を委託した場合、その費用の全部又は一部を助成します。

- 1日当たり 4時間未満 2,500円(限度額)  
 " 4時間以上 5,000円(限度額)  
 1泊 5,000円(限度額)  
 心身障害者1人につき 年額54,000円(限度額)

表 I - 2 - 3 - 5 9 一時介護料助成実績

年度	件数(件)	金額(円)
元	311	1,202,150
2	139	560,750
3	85	399,750



## 6. 緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし又はそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し、急病など万一の場合にボタンを押すと緊急連絡ができる装置を貸与します。

表 I-2-3-60 緊急通報装置貸与実績 (単位：件)

年度	元	2	3
件数	5	7	2

## 7. 難病患者援助金

地域保健課

原因が不明で治療方法が確立していない難病にかかっている人に対して援助金を支給します。

対 象 「千葉県特定医療費（指定難病）受給者証」、「船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証」又は「船橋市小児指定疾病医療費助成登録証」等を交付されている人

支 給 額 通院 5,000 円（月 1 日以上又は月 20 日未満の入院の場合）

入院 10,000 円（月 20 日以上の場合）

※ ぜんそくは月 20 日以上の入院の場合のみ対象になります。

※ 継続して 20 日以上入院した場合で、前の月と後の月の入院日数がそれぞれ 20 日未満であるときは、後の月を 20 日以上入院したものとみなして 10,000 円を支給します。

表 I-2-3-61 難病患者援助金支給状況

年度	区分	通院（件）	入院（件）	金額（円）
元		32,827	1,588	179,995,000
2		35,270	1,617	192,470,000
3		35,133	1,536	190,980,000

## 8. 骨髄移植ドナー支援事業

保健総務課

白血病などの血液疾患の治療に必要となる骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の登録や骨髄等の移植の推進を図るため、ドナーとドナーが従事する国内の事業所に奨励金を支給します。（平成 28 年 4 月 1 日から）

対 象 1. 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した者  
 2. ドナーが従事している国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。）

支 給 額 1. ドナー 1 日につき 20,000 円

2. ドナーが従事する事業所 1 日につき 10,000 円 ※いずれも 7 日を上限とする。

表 I-2-3-62 骨髄移植ドナー支援事業支給状況

年度	区分	ドナー（件）	ドナーが従事する事業所（件）	金額（円）
元		4	2	700,000
2		10	2	1,540,000
3		3	1	490,000

## 第3節 生活環境の充実

### 第1項 障害福祉施設等の運営管理による生活環境の充実

#### 1. 障害者施設等通所交通費の助成

障害福祉課

市内に居住している障害者及びその介護者が、交通費を負担して障害者施設等に通所している場合に、その交通費の一部を助成します。

##### (1) 交通機関を利用している場合

1か月につき1か月分の運賃の1/2の額（限度額5,000円）

##### (2) 自家用車を使用している場合

自宅から施設までの通所距離に応じた金額に日数を乗じて得た額（限度額5,000円）。ただし、国または他の地方公共団体等の施策により、運賃の割引又は助成を受けているときは、その額を控除した額となります。

表I-2-3-63 障害者施設等通所交通費年度別助成額

年度	件数（件）	金額（円）	1件当り金額（円）
元	932	32,090,240	34,432
2	908	29,274,960	32,241
3	1,010	32,316,710	31,997

#### 2. 社会福祉施設整備事業助成

社会福祉法人等が社会福祉施設を整備する際、予算の範囲内で助成します。

表I-2-3-64 社会福祉施設整備事業助成状況

年度	施設数（件）	補助額（円）
元	4	340,865,000
2	2	35,304,000
3	0	0

#### 3. 社会福祉施設整備事業借入金元金補助

社会福祉法人が、市内において社会福祉施設を整備するため、独立行政法人福祉医療機構から資金を借り入れ、現にその資金を償還している場合、元金に対する部分について補助します。

表I-2-3-65 社会福祉施設整備事業借入金元金補助金支給状況

年度	施設数（件）	補助額（円）
元	22	58,671,000
2	24	64,793,000
3	29	88,533,000

#### 4. 社会福祉施設整備事業資金利子補給

前記借入金に係る利子で、当該年度中に支払った利子総額の一部を補給します。

**表 I-2-3-66 社会福祉施設整備事業資金利子補給金支給状況**

年度	施設数 (件)	補助額 (円)
元	27	9,189,729
2	27	10,160,000
3	29	10,704,000

## 5. 心身障害者福祉作業所運営費補助

雇用されることが困難な在宅の心身障害者に設備を提供して作業に従事させるとともに生活指導を行い、その自立を助長することを目的とする施設に対し、運営費の補助をします。

**表 I-2-3-67 心身障害者福祉作業所運営費補助状況**

年度	施設数 (施設)	支給総額 (円)
元	1	4,998,000
2	1	4,773,000
3	1	4,758,000

## 6. 知的障害者生活ホーム運営費補助

知的障害者に対し居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、入居者の自立と社会参加の促進を図るため、生活ホームを運営する事業者運営費を補助します。

**表 I-2-3-68 生活ホーム運営費補助状況**

年度	施設数(施設)	利用者数(人)	支給総額 (円)
元	2	4	5,416,000
2	2	4	3,528,773
3	1	1	1,937,999

※ 施設数及び利用者数については、各年度3月末現在

## 7. 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉 (電話番号 047-449-9060)

経済的には自立能力がありながら、身体上の障害のために一般の住宅では生活を営むことが困難な身体障害者に居室その他の設備を提供し、その自立を促進することを目的とした施設です。

開設年月日 平成5年11月1日  
 所在地 二和西5-7-17  
 敷地面積 3,713.71 m<sup>2</sup> (太陽との複合施設)  
 延床面積 663.21 m<sup>2</sup>  
 構造 鉄筋コンクリート造 2階建  
 設備 居室、相談室、集会談話室、浴室、管理人室等  
 職員数 3人 (施設長1人、相談介助員1人、管理人1人)  
 定員 10人  
 現員 7人  
 運営 (指定管理者) 社会福祉法人 千葉県福祉援護会

## 8. 船橋市身体障害者福祉作業所太陽 (電話番号 047-449-6993)

障害者総合支援法に基づく生活介護の障害福祉サービスを実施する施設で、雇用されることが困難な在宅の身体障害者に設備を提供して就労の機会を与えるとともに、自活に必要な訓練及び生活指導を併せて行い、その自立を助長することを目的とした施設です。

開設年月日	平成5年10月20日
所在地	二和西5-7-17
敷地面積	3,713.71 m <sup>2</sup> (若葉との複合施設)
延床面積	1,338.91 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造、2階建
設備	作業室、訓練室、相談室、食堂、医務室、事務室、シャワー室等
職員数	37人 (管理者1人、サービス管理責任者1人、理学療法士1人、作業療法士2人、生活支援員30人、看護師1人、事務員1人)
嘱託医	1人
定員	50人
現員	45人

表 I-2-3-69 通所人数 (単位：人)

区分	1級		2級		3級		4級		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15～19歳	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1
20～24歳	8	4	0	0	0	0	0	0	8	4
25～29歳	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1
30～34歳	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5
35～39歳	5	1	0	0	0	0	0	0	5	1
40歳以上	5	3	1	2	0	0	0	0	6	5
合計	27	15	1	2	0	0	0	0	28	17
	42		3		0		0		45	

## 9. 船橋市障害者支援施設北総育成園 (電話番号 0478-86-3003)

障害者総合支援法に基づく施設入所支援、短期入所、生活介護、相談支援、日中一時支援の障害福祉サービスを実施する施設で、主に知的障害者を対象とし、レクリエーションや作業等を行うとともに社会生活への適応性と参加が図られるよう、日常生活でのあらゆる機会を通じ適切な指導を行っています。

開設年月日	昭和49年4月1日
所在地	香取郡東庄町笹川い字龍ヶ谷 5852-1
敷地面積	7,305.33 m <sup>2</sup>
延床面積	4,465.58 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 3階建
設備	居室、指導員室、食堂、プレイルーム、通所者デイルーム、作業室、工作室、木工室、洗濯・洗面室、静養・医務室、浴室等
職員数	50人 (管理者1人、サービス管理責任者2名、事務員3人、生活支援員42人、看護師1人、栄養士1人)
嘱託医	1人
定員	75人
現員	68人
運営	(指定管理者) 社会福祉法人 さざんか会

## 10. 船橋市光風みどり園 (電話番号 047-457-7130)

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労継続支援B型、日中一時支援の障害福祉サービス等を実施する施設で、主に知的障害者を対象とし、一般企業に就職することが困難な人のために仕事のしやすい設備を整え、日々家庭やグループホーム等から通所することにより、生活支援や作業支援を行い一般企業への就職等、社会的自立を促進することを目的とするものです。

開設年月日	昭和60年4月1日
所在地	大神保町1359-7
敷地面積	6,611.56㎡
延床面積	2,074.14㎡
構造	鉄筋コンクリート造、平家建
設備	作業室、食堂、医務室、職員室、洗濯室、浴室等
職員数	32人(管理者1人、サービス管理責任者2人、職業指導員1人、目標工賃達成指導員1人、生活支援員23人、看護師1人、栄養士1人、事務員2人)
嘱託医	1人
定員	100人
現員	107人
運営	(指定管理者) 社会福祉法人 大久保学園

## 第2項 障害者(児)福祉施設

障害福祉課  
 療育支援課  
 指導監査課  
 地域保健課

### 1. 相談機関

表I-2-3-70 相談機関

名称	所在地	定員(人)	電話
船橋市こども発達相談センター	北本町 1-16-55(保健福祉センター5階)	—	047-424-7012 047-409-1754(相談専用)
船橋市基幹相談支援センター「ふらっと船橋」	海神 1-31-31-101	—	047-495-6777
船橋市障害者虐待防止センター	—	—	047-401-8495
船橋市障害者成年後見支援センター	本町 6-3-16-602	—	047-407-4441
地域生活支援拠点システム(あんしんねっと船橋)	豊富町 690-13 とよとみ みらい内	—	047-404-7776
障害者(児)総合相談窓口 ①ふらっと船橋 ②テレサ会	①海神 1-31-31-101 ②高根台 3-15-5 3階	—	①047-495-6777 ②047-469-3173

## 2. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所

表 I-2-3-71 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所

名称	所在地	児童 発達支援	放課後等 デイサービス	定員 (人)	電話
船橋市東簡易マザーズホーム	薬円台 5-31-1 (社会福祉会館内)	○		20	047-466-1543
船橋市西簡易マザーズホーム	海神町 2-264-5 (海神児童ホーム内)	○		20	047-433-8438
船橋市こども発達相談センター ひまわり親子教室	本郷町 457-1 (西部消防保健センター5階)	○		24	047-336-6637
船橋市こども発達相談センター たんぼぼ親子教室	高根台 2-1-1 (高根台子育て支援センター2階)	○		24	047-465-1631
トーラス	大穴南 1-40-18		○	10	047-401-4377
ぱる 大穴南	大穴南 2-6-7		○	10	047-496-0191
アミューズ	大穴南 2-31-31	休止	○	10	047-404-1796
かりんとう	大穴南 5-24-3	○	○	10	047-407-2811
放課後等デイサービスMUA	高野台 1-8-12	○	○	10	047-440-5607
かりんキッズ	二和西 5-3-10	○	○	10	047-402-2418
とらのこキッズ	二和西 5-7-28	○		30	047-440-6650
キッズサポートひふみい二和	二和東 6-17-38 白井ビル2階201号	○	○	10	047-779-0932
キッズサポートひふみい三咲	三咲 2-11-54 グレートビル1階102号室	休止	○	10	047-779-1366
アリエス	南三咲 2-5-3 フライト I 101・203号室		○	10	047-448-5033
おもちゃ箱みさき	南三咲 2-7-3	○	○	各10	047-460-9993
Palette (令和3年10月より開始)	南三咲 3-23-2 クイーンズ滝不動102号室		○	10	047-404-6941
ぱる 新高根	新高根 4-7-7		○	10	047-401-1348
アプリ児童デイサービス高根公団	新高根 5-4-11	○	○	10	047-404-4498
放課後等デイサービスおりーぶ新高根	新高根 5-23-4		○	10	047-407-2486
こどもサポート教室「きらり」船橋校	高根台 1-8-3 織戸ビル203号室	○	○	10	047-407-1765
ドリームランド高根	高根台 4-23-19		○	10	047-460-9202
こるおれ	高根台 6-19-24	○	○	10	047-494-5247
放課後等デイサービス ひだまりの家	松が丘 4-56-5	○ (令和3年12月より開始)	○	5	047-402-2971

コペルプラス 習志野教室	習志野台 1-1-3 高根 木戸駅コンコース店 舗A号室	○		10	047-436-8954
プラスアップ船橋教室	習志野台 1-25-12 ル ーナブルー北習志野 1階 102号室	○	○	10	047-456-3351
運動・学習療育放課後等デイサ ービスおらい北習志野	習志野台 1-34-25 ロ イヤルASビル2階		○	10	047-456-5801
放課後等デイサービス事業所 とれいる	習志野台 2-16-10 志 田店舗B		○	10	047-419-1643
G I S E L E	習志野台 2-26-22	○	○	10	047-460-9174
アプリ児童デイサービス北習 志野	習志野台 3-17-1MI YAMA BLD 201 号室	○	○	10	047-440-8425
運動・学習療育放課後等デイサ ービスおらい 習志野	習志野台 4-9-3NK 習志野ビル1階		○	10	047-404-9701
こどもサポート教室「きらり」 北習志野校	西習志野 3-26-12 北 習志野セントラルガ ーデン 105	○	○	10	047-404-2020
c o c o r o 北習志野駅前教 室 (令和4年1月より開始)	西習志野 4-1-10		○	10	070-1464-1038
ノビルキッズ船橋習志野校	西習志野 4-18-4 ハマ ノヤビル2階	○ (令和3 年9月より 開始)	○	10	047-401-1450
放課後等デイサービスそらい ろくらぶ薬園台	滝台 1-3-28		○	10	047-402-6300
放課後等デイサービスおりー ぶ薬園台	滝台町 106-2 ツナソ ウビル2階		○	10	047-436-8344
クラブ 三山校	三山 5-21-3		○	10	047-778-3735
放課後等デイサービス明るく 元気に	東船橋 4-2-8 東向ヒ ル1階		○	10	047-427-7335
T O D A Y 児童デイサービス 東船橋	東船橋 5-23-21 セブ ンストーンビル1階	○	○	10	047-409-2160
放課後等デイサービスすりー はあと宮本教室	前原西 1-4-3TKビ ル0205		○	10	047-409-7632
児童発達支援 みかんのき 津田沼教室	前原西 2-7-9 三真ビ ルA棟1階	○		10	047-409-3830
ハッピー津田沼教室	前原西 2-12-5 朝日生 命津田沼ビル3階	○		10	047-411-7662
おもちゃ箱ふなばし	前原西 4-9-17	○	○	10	047-409-4543
つくしんぼ	前原西 6-1-64	○		10	047-476-7802

スマイルぷらすKAEDE(令和3年12月より開始)	前原西 8-18-18		○	5	047-468-8762
放課後等デイサービスそらいろくらぶ前原	前原西 8-25-4		○	10	047-404-7813
放課後等デイサービスグッピーア	前原東 5-23-23		○	10	047-456-8650
虹の教室(令和3年7月より開始)	米ヶ崎町 651-1	○		10	047-407-0204
ドリームランド	芝山 1-39-7	○	○	10	047-401-2858
放課後等デイサービス ウィズ・ユー船橋芝山5 (令和4年2月より開始)	芝山 5-44-1 芝山フォーレスト2階	○	○	10	047-401-7809
すまいる芝山	芝山 5-48-4		○	10	047-401-3145
TODAY児童デイサービス船橋夏見	夏見 4-1-11	○	○	10	047-455-8230
なないろ夏見	夏見台 5-7-46	○	○	10	047-401-6092
すまいる飯山満	飯山満町 3-1753-21		○	10	047-778-3883
c o c o r o北習志野教室	飯山満町 3-1759-6		○	10	0120-829-127
アンジェルーム	上山町 3-617-7 岩佐ビル1階		○	10	047-439-1139
スマイルぷらす船橋	藤原 3-28-8 ユーメディックスビル1階	○	○	5	047-468-8600
障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原	藤原 8-17-1	○	○	5	047-430-7900
放課後等デイサービスクラブ馬込沢校(令和4年4月より開始)	丸山 1-23-5		○	10	090-6568-5328
いちごキッズ(令和3年10月より開始)	丸山 4-55-3	○		10	047-436-8946
さざんかキッズ	行田 2-8-1	○		80	047-404-1234
なないろ西船	行田町 47-25		○	10	047-429-5800
k i i t o s ! なかにわ	前貝塚町 425-5	○	○	10	070-3149-9503
h a n a h a n a	前貝塚町 867-51		○	10	047-404-8381
k i i t o s !	前貝塚町 1007-6	○	○	10	047-401-1205
ハビー西船橋教室	葛飾町 2-343 中沢ビル2階	○	○	10	047-404-4587
児童発達支援・放課後等デイサービス たいよう 西船橋教室(令和4年3月より開始)	西船 6-4-20 ユートピア西船201	○	○	10	047-332-0522
放課後等デイサービス たけのこ	東中山 2-2-16 サンヒルズ川岸106号室		○	10	047-718-6875
伸栄学習会 東中山教室(令和3年5月より開始)	東中山 2-14-25		○	10	047-352-6158



★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

ふぉーすまいる原木中山教室	本中山 6-10-6		○	10	047-318-3295
こどもプラス原木中山教室	本中山 7-8-15 サン ハイム原木中山 102 号	○	○	10	047-316-0293
コペルプラス西船橋教室	山野町 88-1 西船協 和ビル1階	○		10	047-401-5861
こどもサポート教室「きらり」 新船橋校	海神 2-23-31 初見 貸店舗	○	○	10	047-406-3143
音楽療育特化型どれみあーと 倶楽部タッチ船橋校	日の出 2-1-7	○（令和3 年12月よ り再開）	○（令和3年 12月より再 開）	10	047-460-9600
ジョブサU18 船橋南口教室	本町 2-2-7 船橋本 町プラザビル 6階-21 B号室		○	10	047-404-7360
ジョブサキッズ船橋教室(令和 3年5月より開始)	本町 5-2-15 松寿ビ ル1階	○		10	047-409-9933
コペルプラス 船橋教室	本町 6-1-12 サクセ スビル5階	○		10	047-411-4348
ジョブサU18 船橋北口教室	本町 6-3-9 時田ビ ル5階		○	10	047-411-0690
グリーンベア アルファ(令和 3年9月より開始)	本町 6-4-15 グリー ンエステイトビル 101号室	○		10	047-411-8116
A I A I P L U S 船橋駅 北口(令和4年4月より開始)	本町 7-5-14 セイコ ービル3F	○	○	10	047-406-5815
ふぉーすまいる船橋教室(令和 3年6月より開始、令和4年7 月廃止)	湊町 1-7-4		廃止	10	047-498-9428
ノビルキッズ船橋浜町校	浜町 1-32-12 レイ グランジュ1階	○（令和3 年9月より 開始）	○	10	047-404-3661
スタジオp l u s +船橋教室	宮本 1-21-8 ウィン 船橋 103・104		○	10	047-411-7798
さかいりハきつずくらぶ・宮本	宮本 4-3-16 ビラビ スタ大神宮1階	○		10	047-409-5844
放課後等デイサービスもこも こ	宮本 4-19-10		○	10	047-404-9445
つむぎ園ふなばし(令和4年2 月より開始)	宮本 8-30-15	○		10	047-407-3292
放課後等デイサービスすりー はあと東船橋教室	宮本 8-39-12 ドエ ル花輪1F		○	10	047-407-0220

### 3. 身体障害者福祉施設

表 I-2-3-72 身体障害者福祉施設

名称	所在地	定員(人)	電話
船橋市身体障害者福祉センター	薬円台 5-31-1 (社会福祉会館内)	—	047-466-1268
船橋市身体障害者福祉ホーム 若葉	二和西 5-7-17	10	047-449-9060

### 4. 生活介護事業所

表 I-2-3-73 生活介護事業所

名称	所在地	定員(人)	電話
船橋市光風みどり園	大神保町 1359-7	60	047-457-7130
ふなばし工房	金堀町 432-2	30	047-457-8600
大久保学園	金堀町 499-1	80	047-457-2462
ゆたか福祉苑	車方町 400	75	047-457-6444
のまる	車方町 549	40	047-456-7361
障害者支援施設 誠光園	小野田町 769-18	105	047-457-6636
第2紙好き工房空と海	神保町 177-5	40	047-407-1088
第1紙好き工房空と海	神保町 189-1	20	047-456-2188
みらい工芸館	豊富町 603-2	24	047-456-7162
生活介護事業所 とよとみみらい	豊富町 690-13	41	047-404-1480
1to1 船橋くらしサポートセンター ささえ	咲が丘 3-28-2	20	047-401-6139
ワルツ	咲が丘 4-36-14	8	047-440-5010
船橋市身体障害者福祉作業所太陽	二和西 5-7-17	50	047-449-6993
けいよう	二和西 5-10-1	40	047-411-8177
才和苑	二和東 2-1-3	20	047-436-8005
あるま	二和東 6-44-10	16	047-449-5596
はみんぐばあど	古和釜町 861	6	047-464-2028
コーラル	高根台 6-27-10	20	047-401-6460
貴根苑	高根町 2158	20	047-404-8844
おひさま高根	高根町 2685-1	20	047-778-1653
ばるぴと	習志野台 4-7-13	20	047-456-8310
ワーカーズハウスぐらす	滝台町 33-4	20	047-402-4276
てるてるぼうず	田喜野井 2-26-18	30	047-411-8737
ろーずまりー	田喜野井 3-5-1	6	047-404-3745
障がい者デイサービス ワークアウト 船橋	前原西 8-24-8	20	080-7224-4691
藤良苑	金杉 5-12-1	20	047-447-0024
かりん	芝山 3-10-3-101	15	047-462-8753
生活介護事業所 なつみのはな	夏見台 4-23-13	20	047-401-6856
カメラハウス	上山町 1-157-4	28	047-338-6773
障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原	藤原 8-17-1	74	047-430-7900
障害者通所施設 オーヴェル	藤原 8-17-2	18	047-430-0500

障害者通所施設 アトリエ プレジュ	行田 2-9-1	33	047-401-7115
おひさま	前貝塚町 568-5	9	047-778-1629
リボン生活介護（令和4年1月より開始）	西船 7-3-7	20	047-383-9873
コン	本中山 2-22-15	6	047-712-7908
とまりぎ	海神 6-5-7	18	047-431-2676
ベルサポ	本町 3-6-3 小島ビル 2階、3階 301	10	047-409-2811
アイル	宮本 6-2-27	20	047-409-2733
船橋市障害者支援施設北総育成園	香取郡東庄町笹川い字龍ヶ谷 5852-1	75	0478-86-3003

## 5. 自立訓練（生活訓練）事業所

表 I-2-3-74 自立訓練（生活訓練）事業所

名称	所在地	定員(人)	電話
船橋市光風みどり園	大神保町 1359-7	22	047-457-7130
マルクカレッジ津田沼（令和3年10月より開始）	前原西 2-14-2 5F 503号室	20	047-493-5170
コン	本中山 2-22-15	14	047-712-7908
E p o h . L i f e	本町 3-6-14	20	047-406-4342
リワークセンター船橋（令和3年11月より開始）	本町 7-5-4 ユニマツト船橋駅前ビル 6階	20	047-460-2870
医療法人社団健仁会ひまわり苑（宿泊型自立訓練）	金堀町 479-2	22	047-457-7702

## 6. 就労移行支援事業所

表 I-2-3-75 就労移行支援事業所

名称	所在地	定員(人)	電話
みらい工芸館	豊富町 603-2	6	047-456-7162
和風猫本舗	高根台 1-7-3 第三大京ビル 3階	20	047-461-7688
L I T A L I C Oワークス船橋	東船橋 3-33-3 ストーンフィールドビル 1F	20	047-460-3181
C o c o r p o r t 津田沼 O f f i c e	前原西 2-13-10 自然センタービル津田沼 6F	20	047-429-8904
ウェルビー西船橋駅前センター	印内町 603-1 田中ビル 301A	20	047-433-6622
アクセスジョブ西船橋	葛飾町 2-380-2 ヤマゲンビル 302	20	047-407-1455
DAY JOB 西船橋（令和3年6月より開始）	西船 4-21-1 デイジイファーストビル 301号	20	047-468-8082
L I T A L I C Oワークス西船橋	本郷町 475-1 石井ビル 4階	20	047-333-7727

ディーキャリア船橋第二オフィス	本町 1-10-8 ヤマキチ館 2 階 210 号室	20	047-404-5076
Cocorport 船橋 Office	本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル 4F	20	047-401-3280
ディーキャリア船橋オフィス	本町 2-2-7 船橋本町プラザビ ル 3 階 12	20	047-401-5414
ジョブサ船橋アドバンス	本町 2-2-7 船橋本町プラザ ビル 6 階-21A 号室	20	047-495-3690
atGP ジョブトレ IT・Web 船 橋	本町 3-32-20 東信船橋ビル 2 階 A 号室	20	050-3645-6001
就労移行支援事業所リンクス船橋 (令和 3 年 10 月より開始)	本町 3-33-13 フォートリス 船橋 7F	20	047-405-2246
ハートフルNKC 船橋 (令和 4 年 4 月より開始)	本町 6-21-16 日本企画株式 会社ビル 4 階	20	047-426-7320
ロクマル ジョブサ船橋	本町 6-2-18 田麻和ビル 2 階	20	047-460-0690
manaby 船橋駅前事業所	本町 6-4-20 平和ビル 202	20	047-406-5890
Cocorport 船橋駅前 Office	本町 6-6-4 船橋北口スクエ アビル 3F	20	047-429-8606
休職・復職支援 リカバリーらぼ 自分らしさ	湊町 2-11-3 AS 湊町ビル 501、503 室	20	047-407-1235

## 7. 就労継続支援事業所

表 I-2-3-76 就労継続支援事業所

名称		所在地	定員 (人)	電話
A 型	心郷舎	二和東 5-39-1	10	047-404-9666
	こむはにい	習志野台 4-48-16	10	047-401-8191
	ワークスデザインラボ薬園台 (令和 3 年 6 月より開始)	田喜野井 5-6-5	20	047-408-5055
	グローアップ前原	前原東 4-1-2 津田沼国際パ レス 1 階	20	047-409-4896
	むすぶ	夏見 4-32-8	20	047-411-9167
	グローアップ船橋	夏見台 3-4-8	20	047-404-3890
	サークル	丸山 3-2-7 丸山第 1 ビル	20	047-438-0100
	ジョブソワ船橋事業所	前貝塚町 577-6	10	047-404-2333
	スカイ西船橋	印内町 599-3 サンライズビ ル 202 号	20	047-495-5688
	EOS ファーム船橋	葛飾町 2-341-3 サミットビ ル 4 階	20	047-402-2990
	パレット西船橋	葛飾町 2-341-3 サミットビ ル 5F	20	047-495-8626
	AILE	本中山 4-2-5	10	047-779-3027
	夢工場	海神 5-21-10	20	047-407-2077
B 型	船橋市光風みどり園	大神保町 1359-7	18	047-457-7130
	ふなばし工房	金堀町 432-2	10	047-457-8600
	第 2 紙好き工房空と海	神保町 177-5	20	047-407-1088
	みらい工芸館	豊富町 603-2	10	047-456-7162
	ワルツ	咲が丘 4-36-14	12	047-440-5010

B型	心郷舎	二和東 5-39-1	10	047-404-9666
	あるま	二和東 6-44-10	22	047-449-5596
	はみんぐばあど	古和釜町 861	30	047-464-2028
	茗荷舎福祉作業所	高根台 1-7-3	20	047-465-4968
	ぼくらの家	高根台 6-2-22 ロイヤルS Xビル 401	35	047-779-0652
	るうと	高根台 6-25-9	20	047-401-1002
	障害者の働く場もえぎ	習志野台 4-1-3	40	047-462-2027
	こむはにい	習志野台 4-48-16	10	047-401-8191
	就労G I S E L E	薬円台 6-21-6 ロイヤルA Xビル 3F	20	047-404-5392
	ワーカーズハウスぐらす	滝台町 33-4	10	047-402-4276
	ろーずまりー	田喜野井 3-5-1	30	047-404-3745
	ぼこあぼこ	前原西 1-4-7	20	047-411-4512
	就労継続支援B型事業所 C a f ' e すまいる	前原西 4-4-8	20	047-478-3701
	そよ風ひろば はぐくみ	前原東 1-16-1 ベルメゾン 1階	20	047-409-4033
	りすたあと	前原東 3-36-2	35	047-489-1906
	石陶房	前原東 4-21-9	20	047-477-0669
	L E L i E N (令和3年9月 より開始)	金杉台 1-1-5-102	20	047-404-9852
	かりん	芝山 3-10-3-101	25	047-462-8753
	船橋事業所とまと	旭町 4-7-29	20	047-430-7557
	カメラハウス	上山町 1-157-4	12	047-338-6773
	障害者通所施設 オーヴェル	藤原 8-17-2	20	047-430-0500
	夢工房まごめざわ	丸山 1-3-1	40	047-430-0961
	ふくろう珈琲	行田 1-45-17 塚田のなかに わⅢ1B	20	047-460-9261
	円	行田 1-47-1	20	047-430-2810
	アーク (令和3年12月より開 始)	行田 1-48-1	20	047-430-0010
	おひさま	前貝塚町 568-5	11	047-778-1629
	ジョブソフ船橋事業所(令和3 年7月より開始)	前貝塚町 577-6	10	047-404-2333
	西船橋ワークショップ	本郷町 439-2 グランデュール 本郷	20	047-711-1209
	さざんかクラブ (令和4年4 月より開始)	本中山 2-15-10 2階	20	047-333-0605
	ラプエ (令和3年5月より開 始)	本中山 2-22-15	20	047-702-8995
	ワークアイ・船橋	本中山 3-21-5	40	047-336-5112
	ワークアイ・ジョブサポート	本中山 3-22-1 S Tハイ ツビルⅡ	20	047-314-5286
	A I L E (令和3年11月より 開始)	本中山 4-2-5	10	047-779-3027
	陽だまり市場	市場 1-8-1	20	047-421-5140
とまりぎ	海神 6-5-7	20	047-431-2676	
未来塾作業所 (令和3年9月 より開始)	海神 6-9-2	20	047-404-6244	

B型	ベルサポ	本町 3-6-3 小島ビル 2階、3階 301	10	047-409-2811
	c a s a みなど	湊町 2-1-5 M2 ビル 101R	20	047-432-6267
	障がい福祉サービス事業所 こんぼーる	宮本 2-4-6 トレゾア船橋 201	20	047-402-4675

## 8. 就労定着支援事業所

表 I - 2 - 3 - 7 7 就労定着支援事業所

名称	所在地	電話
ワーカーズハウスぐらす	滝台町 33-4	047-402-4276
L I T A L I C O ワークス船橋	東船橋 3-33-3 ストーンフィールドビル 1F	047-460-3181
C o c o r p o r t 津田沼 O f f i c e	前原西 2-13-10 自然センタービル津田沼 6F	047-429-8904
就労定着支援事業所 ウェルビー西船橋駅前センター	印内町 603-1 田中ビル 301A	047-433-6622
L I T A L I C O ワークス西船橋	本郷町 475-1 石井ビル 4階	047-333-7727
就労定着支援ディーキャリア船橋第二事業所 (令和 4 年 2 月より開始)	本町 1-10-8 ヤマキチ館 2階 210号室	047-404-5076
C o c o r p o r t 船橋 O f f i c e	本町 2-1-1 船橋スクエア 21ビル 4F	047-401-3280
就労定着支援ディーキャリア船橋事業所	本町 2-2-7 船橋本町プラザビル 3階 12	047-401-5414
ジョブサ船橋アドバンス	本町 2-2-7 船橋本町プラザビル 6階-21A号室	047-495-3690
ロクマル ジョブサ船橋	本町 6-2-18 田麻和ビル 2階	047-460-0690
C o c o r p o r t 船橋駅前 O f f i c e	本町 6-6-4 船橋北口スクエアビル 3F	047-429-8606

## 9. 自立生活援助事業所

表 I - 2 - 3 - 7 8 自立生活援助事業所

名称	所在地	電話
YOU	松が丘 1-2-10	047-489-1272
障がい者計画相談支援 w i t h y o u	東船橋 4-29-5 ジュネスヒルズ 201	047-407-3903
船橋市地域活動支援センター	北本町 1-16-55 船橋市保健福祉センター 3階	047-409-2487
ポーラスター	本中山 2-22-15	047-712-7938
相談支援事業所あんど (令和 3 年 11 月より開始)	湊町 2-5-4 藤代ビル 302	047-404-1940

## 10. 短期入所事業所

表 I-2-3-79 短期入所事業所

名称	所在地	電話
大久保学園 共同生活援助事業所 短期入所	金堀町 430-3	047-457-2462
大久保学園 第二共同生活援助事業所 短期入所	金堀町 430-3	047-457-2462
大久保学園 単独短期B棟	金堀町 432-2	047-457-2462
医療法人社団健仁会ひまわり苑	金堀町 479-2	047-457-7702
大久保学園	金堀町 499-1	047-457-2462
のまる	車方町 549	047-456-7361
障害者支援施設 誠光園	小野田町 769-18	047-457-6636
グループホーム空と海	神保町 175-4	047-456-2188
とよとみみらい単独短期A棟	豊富町 690-13	047-404-1480
とよとみみらい単独短期B棟	豊富町 690-13	047-404-1480
ショートステイうさぎ(令和3年5月より開始)	咲が丘 1-2-11	047-497-8787
たいむ	新高根 2-11-7 PLENDY 船橋新高根 EAST103	047-409-1166
短期入所 船橋習志野	習志野 4-14-8	047-401-5528
ショートステイ なつみの家	夏見台 4-23-10	047-401-3303
障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原	藤原 8-17-1	047-430-7900
はれ	本中山 2-2-4	047-712-8010
船橋市障害者支援施設北総育成園	香取郡東庄町笹川い字龍ヶ谷 5852-1	0478-86-3003

## 11. 施設入所支援

表 I-2-3-80 施設入所支援

名称	所在地	定員(人)	電話
大久保学園	金堀町 499-1	80	047-457-2462
のまる	車方町 549	35	047-456-7361
障害者支援施設 誠光園	小野田町 769-18	90	047-457-6636
障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原	藤原 8-17-1	70	047-430-7900
船橋市障害者支援施設北総育成園	香取郡東庄町笹川い字龍ヶ谷 5852-1	75	0478-86-3003

## 12. グループホーム

表 I-2-3-81 グループホーム

名称	所在地	電話
大久保学園 共同生活援助事業所	-	047-457-2462
グループホーム空と海	-	047-456-2188
Happyらいふ	-	047-404-9392

グループホーム ハジメノイッポ	-	047-404-7719
エッジグループホームズ	-	047-401-3517
グリーンハウス	-	047-442-5550
ループ船橋 (令和4年6月廃止)	-	047-497-8997
e a s e	-	047-404-2035
わおん船橋	-	047-404-1555
エルティエ船橋	-	047-419-5404
オフタイムハウスれもんぐらす	-	047-489-1272
グループホームなゆた船橋	-	080-3466-4585
カム・トゥルーHOME'S	-	047-404-5880
エイド・サポートグループホーム	-	047-474-3663
グループホームナスカ薬円台	-	047-411-4499
A r i e s	-	047-407-4022
総活躍 船橋グループホーム	-	047-494-7976
M I C R O HOME 船橋	-	047-456-8310
グループホームレリG	-	047-409-9998
グループホーム かのん	-	047-456-8880
イーハトーブ (令和3年10月より開始)	-	047-489-1355
グループホーム ビートル津田沼	-	047-409-9185
そよ風ひろばつながり	-	047-489-5733
オフタイムハウスろっくふいーど	-	047-401-3972
ひだまりのいえ	-	047-427-3519
イグルーム船橋前原	-	047-467-6005
わかば	-	047-462-1886
わおん障がい者グループホーム東船橋 (令和3年5月より開始)	-	080-4096-4176
DDホームズ	-	047-404-1135
のまのまホームズ	-	047-404-1135
グループホームラフト	-	047-497-8037
ロイヤルハウス	-	047-404-8317
こだまのいえ船橋	-	047-438-9259
おつきさま	-	047-778-1629
てとてとグループホーム塚田	-	047-468-8960
はるのいえ船橋A	-	047-750-1299
わおん障がい者グループホーム西船橋	-	080-7138-3765
スマイル	-	047-316-0341
はれ	-	047-712-8010
グループホーム ドリームハウス	-	047-407-2077
ハーモニー	-	047-401-5318
医療法人社団健仁会ラックスター (令和 3年8月より開始)	-	047-436-8659
医療法人同和会グループホーム	-	047-466-2176
オアシス西船	-	047-423-6660



大久保学園 第二共同生活援助事業所	-	047-457-2462
うさぎホーム (令和3年5月より開始)	-	047-497-8787
ソーシャルインクルーホーム船橋習志野	-	047-401-5528
グループホーム なつみの家	-	047-401-3303

### 13. 特定相談支援・障害児相談支援事業所

表 I-2-3-82 特定相談支援・障害児相談支援事業所

名称	所在地	特定相談	障害児	電話
のまる	車方町 549	○		047-456-7361
誠光園	小野田町 769-18	○	○	047-457-6636
相談支援事業所 大久保学園	豊富町 690-13	○	○	047-404-1480
Happyらいふ大穴相談支援センター (令和3年7月より開始)	大穴北 3-28-11	○		047-404-9392
ふなばし相談支援事業所	咲が丘 4-21-33 光和コーポ 105号	○		080-3466-4585
とらのこキッズ	二和西 5-7-28		○	047-440-6650
魔法のランプ	二和西 5-10-1 けいよう内	○		047-402-4501
才和相談支援センター	二和東 2-1-3	○		047-436-8005
あったかホーム相談支援事業所	二和東 6-43-22 福田ビル 202	○		047-401-9299
株式会社朝日ケアコンサルタント「テレサ会」船橋事業所	高根台 3-15-5 3F	○	○	047-469-3128
相談支援事業所アミカル (令和4年9月より休止)	松が丘 1-44-26	休止		03-3384-2611
相談支援事業所アシスト	松が丘 4-56-5	○	○	047-402-3561
相談支援事業所 エルフ (令和4年1月より開始)	滝台 1-3-28		○	047-402-6360
あもーれ・らぼ	習志野台 4-7-13	○		047-456-8310
ケアプラン・ホームグラウンド (令和4年8月廃止)	田喜野井 2-18-3-201	廃止	廃止	047-476-8583
ケアサービス陽だまり	東船橋 2-21-6 ウィズ東船橋 1階	○		047-460-0005
障がい者計画相談支援 with you	東船橋 4-29-5 ジュネスヒルズ 201	○	○	047-407-3903
相談支援事業所 みかんのき津田沼 (令和4年1月より開始)	前原西 2-7-9 三真ビルA棟 1階		○	047-409-3830
相談支援センター かがやき (令和3年7月より開始)	前原西 2-14-1-904	○	○	047-409-8146
そよ風ひろば和	前原東 1-16-1 ベルメゾン 204	○	○	047-409-3306

カム・トゥルー サポートセンター	前原東 4-21-9	○	○ (令和4年4月より開始)	047-477-0669
相談支援エール	芝山 3-10-2-106	○		047-456-8552
相談支援事業所 なつみのはな (令和3年7月より開始)	夏見台 4-23-13	○	○	047-401-6856
指定特定相談支援事業所わかば	飯山満町 3-1525-6 s h u s h u ビル 2 202 号室	○		047-462-1886
コスモス相談支援事業所	上山町 3-617-7 岩佐ビル 1 階		休止 (令和3年11月より休止)	047-439-1139
ヴェルフ藤原	藤原 8-17-1	○	○	047-430-7836
船橋市地域活動支援センター	北本町 1-16-55 船橋市保健福祉センター3 階	○		047-409-2487
あすてっぷ (令和3年5月より開始)	本郷町 439-2 グランデュール本郷	○	○	047-711-1209
相談支援事業所クルー	本中山 2-22-14-3	○	○	047-712-7938
相談支援センターラフト	海神 4-1-9-3	○		047-431-3451
公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 4 F	○		047-436-2832
丸美ライフサービス	本町 2-26-21	○		047-420-8485
障がい者計画相談支援みらい	本町 6-17-12-502	○		047-401-9429
のい	湊町 2-5-4 藤代ビル 201 号室	○	○	047-404-7067
相談支援事業所あんど	湊町 2-5-4 藤代ビル 302	○	○ (令和3年7月より開始)	047-404-1940
WAVEふなばし	南本町 8-25 ラックス船橋	○		047-432-4554
相談支援センターりんかむ	浜町 1-5-3-117-1	○		047-432-2468
北総育成園 相談支援事業所	香取郡東庄町笹川い字龍ヶ谷 5852-1		○	0478-86-3003

#### 14. 一般相談支援事業所

表 I - 2 - 3 - 8 3 一般相談支援事業所

名称	所在地	一般相談支援		電話
		地域移行支援	地域定着支援	
地域移行支援事業所 ひまわり苑	金堀町 479-2	○		047-457-7151

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

のまる	車方町 549	○	○	047-456-7361
誠光園	小野田町 769-18	○	○	047-457-6636
相談支援事業所 大久保学園	豊富町 690-13	○	○	047-404-1480
ふなばし相談支援事業所	咲が丘 4-21-33 光和コーポ 105号	○	○	080-3466-4585
魔法のランプ	二和西 5-10-1 けいよう内	○	○	047-402-4501
株式会社朝日ケアコンサルタン ト「テレサ会」船橋事業所	高根台 3-15-5 3F	○	○	047-469-3128
相談支援事業所アシスト	松が丘 4-56-5	○	○	047-402-3561
あもーれ・らぼ	習志野台 4-7-13	○	○	047-456-8310
ケアプラン・ホームグランド(令 和4年8月廃止)	田喜野井 2-18-3-201	廃止	廃止	047-476-8583
ケアサービス陽だまり	東船橋 2-21-6 ウィズ東船 橋1階		○	047-460-0005
障がい者計画相談支援w i t h y o u	東船橋 4-29-5 ジュネスヒ ルズ 201	○	○	047-407-3903
相談支援センター かがやき (令和3年7月より開始)	前原西 2-14-1-904	○	○	047-409-8146
相談支援エール	芝山 3-10-2-106	○	○	047-456-8552
ヴェルフ藤原	藤原 8-17-1	○	○	047-430-7836
船橋市地域活動支援センター	北本町 1-16-55 船橋市保健 福祉センター3階	○	○	047-409-2487
相談支援事業所クルー	本中山 2-22-14-3	○	○	047-712-7938
のい	湊町 2-5-4 藤代ビル 201号 室	○	○	047-404-7067
相談支援事業所あんど	湊町 2-5-4 藤代ビル 302	○	○	047-404-1940
相談支援センターりんかむ	浜町 1-5-3-117-1	○	○	047-432-2468
北総育成園 相談支援事業所	香取郡東庄町笹川い字龍ヶ 谷 5852-1	○	○	0478-86-3003

## 15. 地域活動支援センターⅠ型

表Ⅰ-2-3-84 地域活動支援センターⅠ型

名称	所在地	定員(人)	電話
船橋市地域活動支援センター (オアシス)	北本町1-16-55 船橋市保 健福祉センター3階	20	047-409-2487

## 16. 地域活動支援センターⅢ型

表Ⅰ-2-3-85 地域活動支援センターⅢ型

名称	所在地	定員(人)	電話
地域活動支援センターアーモ	二和西4-33-1	26	047-447-8198
地域活動支援センター希望の鐘	習志野台2-33-1	10	047-467-9016
ひなたぼっこ	本町4-31-23	10	047-426-8825
船橋ふくしの家	夏見5-22-2	10	047-422-2289

## 17. 心身障害者福祉作業所

表Ⅰ-2-3-86 心身障害者福祉作業所

名称	所在地	電話
障害者福祉作業所WAVE	南本町8-25 ラックス船橋	047-432-4554

## 18. 知的障害者生活ホーム

表Ⅰ-2-3-87 知的障害者生活ホーム

名称	所在地	電話
かつみ荘	-	NPO法人とまりぎ 047-462-1886

## 第3項 住宅バリアフリー化の推進

### 1. 住宅の整備資金の貸付と助成

障害福祉課

#### (1) 住宅整備資金の貸付

心身障害者（一定の要件あり）又はこれらと同居若しくは同居しようとする人が、心身障害者のために住宅の補修及び増改築等を行う場合、無利子による資金の貸付けをします。

貸付けの限度額は500万円とし、種類ごとの貸付けの限度額は次のとおりです。

1. 浴室整備資金 130万円
2. 便所整備資金 110万円
3. 居室整備資金 240万円
4. その他整備資金 100万円

表 I - 2 - 3 - 8 8 住宅整備資金貸付実績

年度	件数 (件)	貸付額 (円)
元	0	0
2	2	1,670,000
3	0	0

#### (2) 住宅改造費の助成

重度障害者のために浴室や便所などを改造した場合、その費用の一部を助成します。

※所得制限があります。(限度額 50万円)

表 I - 2 - 3 - 8 9 住宅改造費助成実績

年度	件数 (件)	助成額 (円)
元	3	985,000
2	9	3,873,000
3	6	2,303,000

## 第4章 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

## 第4章 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

### — 高齢者人口 —

高齢者福祉課

市における65歳以上の人口は、昭和55年10月には23,742人で総人口に対し5.0%でしたが、令和4年4月では、総人口に対する比率は、24.0%となっています。

表I-2-4-1 65歳以上人口推移

年度	船橋市総人口A (人)	65歳以上人口B (人)	総人口比(%) (B/A×100)
14	551,916	76,286	13.8
15	556,986	81,157	14.6
16	561,126	85,394	15.2
17	563,737	89,902	15.9
18	569,750	95,231	16.7
19	576,384	101,106	17.5
20	584,152	106,651	18.3
21	590,943	112,449	19.0
22	598,213	116,636	19.5
23	601,321	119,131	19.8
24	602,996	123,777	20.5
25	615,876	130,367	21.2
26	620,389	135,867	21.9
27	624,396	141,207	22.6
28	627,816	145,201	23.1
29	632,341	148,203	23.4
30	636,539	150,822	23.7
元	640,012	152,661	23.9
2	643,971	154,125	23.9
3	645,450	154,947	24.0
4	645,972	155,345	24.0

※ 表の数値は各年4月1日現在の住民基本台帳人口を基にしています。

表 I - 2 - 4 - 2 60歳以上人口年齢別推移

住民基本台帳人口による(4月1日現在)

(単位:人)

区分 年度	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	合計
9	33,129	22,355	14,527	9,317	10,749	90,077
10	34,328	24,070	15,602	9,778	11,280	95,058
11	35,012	25,651	16,717	10,314	11,694	99,388
12	36,056	27,487	17,832	11,104	12,455	104,934
13	37,242	29,492	19,028	11,938	13,212	110,912
14	38,067	30,550	19,640	12,471	13,625	114,353
15	39,177	31,926	21,507	13,287	14,437	120,334
16	41,385	32,788	22,927	14,300	15,379	126,779
17	41,615	33,617	24,600	15,357	16,328	131,517
18	39,732	34,620	26,651	16,440	17,520	134,963
19	39,383	36,260	28,526	17,594	18,726	140,489
20	40,985	37,608	29,873	19,276	19,894	147,636
21	41,532	39,709	30,883	20,551	21,306	153,981
22	43,296	39,962	31,701	22,162	22,811	159,932
23	45,226	38,010	32,707	24,039	24,375	164,357
24	44,049	37,778	34,184	25,726	26,089	167,826
25	41,040	39,432	35,499	27,117	28,319	171,407
26	38,122	39,984	37,462	28,023	30,398	173,989
27	34,888	41,699	37,847	28,836	32,825	176,095
28	32,933	43,474	36,054	29,934	35,739	178,134
29	31,575	42,376	35,781	31,503	38,543	179,778
30	30,344	39,319	37,349	32,667	41,487	181,166
元	30,253	36,537	37,884	34,548	43,692	182,914
2	30,411	33,526	39,465	34,936	46,198	184,536
3	30,899	31,645	41,077	33,208	49,017	185,846
4	31,722	30,240	40,059	32,788	52,258	187,067

※ 平成13年度までは10月1日現在



## — 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 —

介護保険課  
高齢者福祉課

市では、老人保健法及び老人福祉法に基づき平成6年に「船橋市老人保健福祉計画」を策定し、高齢化の進展に対応すべく様々な施策を推進してきました。その後、介護保険法に基づき平成12年にスタートした介護保険制度を円滑に実施するための「介護保険事業計画」と一体的な計画として平成12年3月、新たに「第2次船橋市高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」、平成15年3月には介護保険料の初めての見直しにあわせて「第3次船橋市高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」を策定しました。平成18年3月には、予防重視型システムへの転換や地域ケア体制を構築するための介護保険法の制度改正を踏まえ、「第4次船橋市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定、そして平成21年3月には「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の身近な地域における保健福祉水準の向上を目指すとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を念頭に置いた取組みを進めてきました。

この間にも高齢者人口は増加し、団塊の世代が高齢期を迎える平成24年以降はさらに高齢化が進みました。高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯が増加していくと考えられ、こうした高齢者を地域で支えるしくみづくりが急務となりました。

上記の状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、平成24年度より「第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」及び「第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、高齢者施策を推進してまいりました。そして、「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」においても、地域包括ケアシステムの更なる深化を目指し、より充実した高齢者施策を推進してまいりました。

令和3年度からの介護保険制度改正では、令和22年を見据えて、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新を図ることとなります。令和3年度を初年度とする「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」では、このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進してまいります。

**表 I-2-4-3 高齢者保健福祉計画の施設等の整備目標数**

介護保険施設の基盤整備目標数

区分	令和4年度 目標数	令和4年4月 現在市内整備数	進捗率	要整備数 (市内で全てを整備した場合)
介護老人福祉施設	2,476 床	2,476 床	100%	0 床
介護老人保健施設	1,515 床	1,515 床	100%	0 床
介護療養型医療施設	0 床	0 床	0%	0 床
合計	3,991 床	3,991 床	100%	0 床

介護保険施設以外の基盤整備目標数

区分	令和4年度 目標数	令和4年4月 現在市内整備数	進捗率	要整備数 (市内で全てを整備した場合)
養護老人ホーム	52 床	52 床	100%	0 床
軽費老人ホーム	308 床	308 床	100%	0 床
軽費老人ホーム(A型)	100 床	100 床	100%	0 床
老人福祉センター	5 施設	5 施設	100%	0 施設

**表 I-2-4-4 高齢者保健福祉計画等の施設等の現状**

居宅サービス提供施設の整備数

区分	市内整備数
居宅介護支援事業所	180 事業所
訪問介護	144 事業所
訪問看護	319 事業所
訪問リハビリテーション	270 事業所
訪問入浴介護	7 事業所
通所介護	76 事業所
通所リハビリテーション	41 事業所
短期入所生活介護	41 事業所
短期入所療養介護	15 事業所

地域密着型(予防)サービスの整備数

区分	市内整備数
小規模多機能型居宅介護	10 事業所
夜間対応型訪問介護	0 事業所
認知症対応型通所介護	6 事業所
認知症対応型共同生活介護	854 床
地域密着型特定施設	87 床
地域密着型介護老人福祉施設	78 床
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6 事業所
看護小規模多機能型居宅介護	1 事業所
地域密着型通所介護	89 事業所

介護付有料老人ホームの整備数

区分	市内整備数
特定施設入居者生活介護 (介護予防含む・混合型)	1,070 床
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70 床

## 第1節 高齢者の生きがいの創造

### 高齢者福祉課

健康な高齢者に対し、教養、スポーツ、レクリエーション等を通じ健康保持と生きがいの高揚を図っています。

## 第1項 施設整備の推進

### 1. 生きがい広場（ゲートボール場）の整備事業

高齢者の健康の増進と仲間づくりを図ることを目的に生きがい広場にゲートボール場を設置しています。

表 I-2-4-5 生きがい広場 設置状況

No.	所在地	開設年月	規模（面）
1	南三咲 3-17-25	昭和 58 年 4 月	3
2	習志野台 5-42-2	60 年 4 月	1
3	本郷町 499	60 年 4 月	1
4	三山 6-14	62 年 3 月	1
5	松が丘 4-32	平成 7 年 3 月	1
合 計			7

### 2. 老人憩の家の施設、整備事業

高齢者が相互の親睦、教養の向上、レクリエーション等の活動を行う場として、「老人憩の家」を設けています。

利用時間	公共施設内	午前 9 時～午後 5 時
	そ の 他	午前 10 時～午後 4 時
開設日	週 3 日以上	

表 I-2-4-6 老人憩の家設置状況

No.	所在地	開設日	面積（㎡）
①	宮本 6-18-1	昭和 63. 4. 1	47.24
2	宮本 8-38-11	平成 10. 4. 1	34.71
③	浜町 2-1-15	平成 26. 5. 23	68.88
④	若松 2-3-6	昭和 55. 4. 1	52.08
⑤	南本町 10-1	平成 2. 4. 1	43.27
⑥	本町 1-23-7	昭和 62. 4. 1	54.00
⑦	海神町 2-264-5	平成 5. 10. 1	44.53
⑧	西船 2-21-12	平成 14. 6. 1	47.59
⑨	西船 4-17-3	平成 17. 1. 24	34.50
10	西船 5-3-8	昭和 54. 8. 1	49.50
⑪	本郷町 554	昭和 56. 4. 1	50.04
⑫	本中山 1-6-6	平成 20. 4. 1	45.67
⑬	前貝塚町 601-1	昭和 62. 4. 1	64.00
⑭	夏見 4-39-15	昭和 61. 4. 29	54.68
15	前原東 3-30-1	平成 21. 4. 1	51.00
16	前原西 7-15-27	平成 28. 4. 1	77.76
⑰	飯山満町 2-488-8	昭和 60. 4. 1	54.13
⑱	小室町 3308	昭和 56. 4. 1	72.00

No.	所在地	開設日	面積（㎡）
19	西習志野 4-18-6	平成 16. 4. 1	19.87
20	習志野台 2-19-11	昭和 55. 7. 23	24.48
21	習志野台 3-17-3	平成 7. 4. 1	33.12
22	習志野台 8-32-17	平成 23. 4. 1	34.71
23	薬円台 3-10-19	平成 23. 6. 1	29.81
⑳	薬円台 5-18-1	平成 3. 4. 1	49.02
㉑	高根台 1-2-5	平成 8. 5. 29	49.61
㉒	高根台 2-2-2	昭和 59. 6. 7	48.00
㉓	松が丘 1-52-22	昭和 59. 5. 8	56.19
㉔	三山 2-42-3	昭和 57. 4. 1	50.00
29	三山 5-23-8	平成 13. 4. 1	62.93
30	田喜野井 1-26-1	平成 1. 4. 1	66.00
31	田喜野井 5-14-5	平成 23. 4. 1	53.00
㉕	新高根 1-12-9	平成 2. 4. 1	48.70
㉖	みやぎ台 1-7-1	昭和 58. 4. 1	49.87
㉗	三咲 3-5-10	平成 1. 4. 1	56.00

※ No. の○囲みの所は公共施設内に設置

### 3. 老人福祉センターの整備、運営

老人福祉法に基づき設置された施設で、60歳以上の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーション等のため、便宜を総合的に供与することを目的としています。

#### (1) 東老人福祉センター (電話番号 047-466-1381)

名称 船橋市東老人福祉センター  
 所在地 船橋市葉田台 5-31-1 (社会福祉会館内)  
 敷地面積 4,945.56 m<sup>2</sup>  
 建物の構造及び面積 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階 4,794.80 m<sup>2</sup>  
 (東老人福祉センター部分 1,544.02 m<sup>2</sup>)  
 開設 昭和59年4月1日  
 運営 指定管理者 (公財)船橋市福祉サービス公社

表 I-2-4-7 設置の内容

階別	室名
2階	所長室、事務室、和室、研修室、大広間、娯楽室、健康・生活相談室、図書室、機能回復訓練室、浴室

表 I-2-4-8 施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
元	72,461	24	126	72,611	278
2★ <sup>1</sup>	14,316	7	14	14,337	90
3★ <sup>1</sup>	36,930	0	28	36,958	139

表 I-2-4-9 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

種別 年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	小計				
元	43,360	15,728	25,151	84,239	9,710	15,240	6,916	116,105
2★ <sup>1</sup>	15,993	6,827	7,749	30,569	382	1,109	1,175	33,235
3★ <sup>1</sup>	28,533	13,590	17,526	59,649	2,423	2,066	2,195	66,333

表 I-2-4-10 趣味・講座会員数 (3年度)

(単位：人)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
料理	第1・3火	38	詩吟	第2・4金	8
手芸	第1・3火	12	茶道	第2・4金	10
カラオケ	第1・3火	41	木彫	第1・3月	18
華道	第2・4水	13	ダンス	第2・4金	33
フォークダンス	第2・4水	18	盆栽	第1・3金	18
書道	第1・3土	35	囲碁	毎日	77
民謡	第2・4水	27	卓球	月8～9回	91
歌唱	第1・3木	15	ビリヤード	毎日	28
舞踊	第1・3木	11	折紙	第1・3月	24
大正琴	第2・4月	13	将棋	毎日	28
ほほえみ体操	第1・3月	68	ばか面踊り	第1・3水	15
俳句	第1・3金	20	クラブ数計23、会員数計661		

(2) 中央老人福祉センター (電話番号 047-438-1105)

名称 船橋市中央老人福祉センター  
 所在地 船橋市夏見台 1-11-3  
 敷地面積 2,975.21 m<sup>2</sup>  
 建物の構造及び面積 鉄筋コンクリート造 2階建 1,252.98 m<sup>2</sup>  
 開設 昭和50年9月1日  
 運営 指定管理者 (福)船橋市社会福祉協議会

表 I-2-4-11 設置の内容

階別	室名
1階	所長室、事務室、健康相談室、浴室、機能回復訓練室、作業室、大広間
2階	娯楽室、図書室、研修室、趣味のへや
別棟	陶芸施設

表 I-2-4-12 施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
元	46,257	641	35	46,933	177
2★ <sup>1</sup>	7,283	0	5	7,288	46
3★ <sup>1</sup>	22,564	64	22	22,650	85

表 I-2-4-13 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

種別 年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	小計				
元	2,162	8,197	7,881	18,240	5,006	9,602	386	33,234
2★ <sup>1</sup>	2,819	2,720	2,380	7,919	324	1,020	175	9,438
3★ <sup>1</sup>	3,338	4,749	3,839	11,926	3,000	2,509	391	17,826

表 I-2-4-14 趣味・講座会員数 (3年度)

(単位：人)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
カラオケ	第2・4月	19	華道	第1・3木	5
手芸	第2・4水	11	盆栽	第2・4木	13
ばか面	第1・3火	7	茶道	第2・4火	7
陶芸	第1・2・3・4火、第1・3金	50	卓球	毎週木、第2・4土	27
ハーモニカ	第1・3月	11	書道	第2・4金	15
民謡	第1・3水・土	17	折り紙	第1・3月	10
俳句	第1・3水	8	舞踊	第1・3金	7
ダンス	第2・4水	10	囲碁	毎日	11
詩吟	第2・4水	10	将棋	毎日	10
撞球	毎日	14	水墨画	第2・4木	8
ハワイアン	第1・3月	20	ペン習字	第1・3水	19
コーラス	第1・3月、第2・4金	24	ウクレレ	第1・3木	9
PC	第1・3土	17	クラブ数計25、会員数計359		

**(3) 北老人福祉センター** (電話番号 047-449-7601)

名称 船橋市北老人福祉センター  
 所在地 船橋市三咲7-24-1 (北部福祉会館内)  
 敷地面積 3,493.65 m<sup>2</sup>  
 建物の構造及び面積 鉄筋コンクリート造 地上3階 3,253.13 m<sup>2</sup>  
 (北老人福祉センター部分 1,510.63 m<sup>2</sup>)  
 開設 平成6年4月22日  
 運営 指定管理者 (福) 清和会

**表 I-2-4-15 設置の内容**

階別	室名
2階	所長室、事務室、和室、会議室、大広間、教養娯楽室、生活・健康相談室、機能回復訓練室、浴室
3階	集会室、図書室、付設作業室

**表 I-2-4-16 施設の利用状況** (単位:人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
元	58,263	1,227	38	59,528	227
2★ <sup>1</sup>	12,844	65	15	12,924	81
3★ <sup>1</sup>	38,133	497	54	38,684	145

**表 I-2-4-17 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況** (単位:人)

種別 年度	機能回復訓練				健康 体操	血圧 測定	健康 相談	計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	小計				
元	6,036	13,757	15,980	35,773	3,983	8,607	9,905	58,268
2★ <sup>1</sup>	4,388	5,840	6,654	16,882	165	2,673	4,324	24,044
3★ <sup>1</sup>	8,843	13,715	13,722	36,280	1,871	5,176	9,406	52,733

**表 I-2-4-18 趣味・講座会員数 (3年度)** (単位:人)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
健康麻雀	第1・2・3・4土	42	詩吟	第2・4水	14
書道	第1・3月	18	華道	第2・4水	4
歌唱	第2・4月	30	料理	第2・4水	17
舞踊	第2・4月	14	陶芸	第2・4月、第2・4火、 第2・4水、第1・3金	46
社交ダンス	第2・4火	26	俳句	第1・3木	11
囲碁	第1・2・3・4水	34	卓球	第1・2・3・4金	46
将棋	第1・2・3・4水	32	大正琴	第1・4金	17
練功	第1・3水	22	茶道	第1・3金	14
カラオケ	第1・3水	30	民謡	第2・4水	30
フラダンス	第1・3土	23	絵手紙	第1・3木	19
折り紙	第1・3水	10	クラブ数計21、会員数計499		

**(4) 西老人福祉センター** (電話番号 047-429-0810)

名称 船橋市西老人福祉センター  
 所在地 船橋市藤原 3-2-15 (西部福祉会館内)  
 敷地面積 2,842.80 m<sup>2</sup>  
 建物の構造及び面積 鉄筋コンクリート造 地上3階 2,578.13 m<sup>2</sup>  
 (西老人福祉センター部分 1,736.03 m<sup>2</sup>)  
 開設 平成8年5月10日  
 運営 指定管理者 (福)船橋市社会福祉協議会

**表 I-2-4-19 設置の内容**

階別	室名
1階	ラウンジ、付設作業所
2階	所長室、事務室、生活相談室、大広間、趣味室・教養室、健康相談室、機能回復訓練室、浴室
3階	集会室、図書室、会議室、実習室、研修室、娯楽室

**表 I-2-4-20 施設の利用状況** (単位:人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
元	49,078	539	20	49,637	189
2★ <sup>1</sup>	5,621	0	28	5,649	35
3★ <sup>1</sup>	22,256	0	20	22,276	83

**表 I-2-4-21 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況** (単位:人)

年度	種別	機能回復訓練				健康 体操	血圧 測定	健康 相談	計
		訓練器具	電気マッサージ	電子浴	小計				
元		8,434	10,179	14,906	33,519	3,898	15,388	9,909	62,714
2★ <sup>1</sup>		1,662	1,885	2,364	5,911	65	2,423	713	9,112
3★ <sup>1</sup>		2,931	5,224	6,018	14,173	727	9,896	3,119	27,915

**表 I-2-4-22 趣味・講座会員数 (3年度)** (単位:人)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
社交ダンス	第1・3月	18	陶芸A	第1・2・3木	28
陶芸B	第1・2・3月	22	新舞踊	第1・3木	7
コンディショニング グストレッチ	第2・4火	14	絵手紙	第1・3金	11
民謡	第2・4月	23	折り紙	第1・3金	19
茶道	第1・3火	5	料理	第3月	7
書道	第1・3火	15	ほほえみ体操	第2・4金	17
華道	第2・4火	7	カラオケB	第1・3金	27
カラオケA	第1・3火	41	将棋	毎日	14
ロコモ体操	第1・3水	9	囲碁	毎日	6
フラダンス	第2・4水	12	卓球	毎日	121
大正琴	第2・4水	7	クラブ数計 21、会員数計 430		

(5) 南老人福祉センター (電話番号 047-495-8011)

名 称 船橋市南老人福祉センター  
 所在地 船橋市湊町 1-11-19 (南部福祉会館内)  
 敷地面積 1,375.64 m<sup>2</sup>  
 建物の構造及び面積 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階 2,158.16 m<sup>2</sup>  
 (南老人福祉センター部分 1,822.26 m<sup>2</sup>)  
 開 設 平成11年9月1日  
 運 営 指定管理者 (福) 聖進會

表 I-2-4-23 設置の内容

階別	室名
1階	所長室、事務室、付設作業所
2階	ラウンジ、健康相談室、機能回復訓練室、会議室、大広間、図書室、浴室
3階	実習室、和室、研修室、集会室、趣味室、娯楽室

表 I-2-4-24 施設の利用状況 (単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
元	49,590	1,239	86	50,915	194
2★ <sup>1</sup>	9,642	668	5	10,315	62
3★ <sup>1</sup>	24,144	1,442	27	25,613	96

表 I-2-4-25 機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況 (単位：人)

年度	種別	機能回復訓練				健康 体操	血圧 測定	健康 相談	計
		訓練器具	電気マッサージ	電子浴	小計				
元		4,449	11,187	14,441	30,077	2,689	15,499	2,079	50,344
2★ <sup>1</sup>		2,711	3,223	4,498	10,432	26	3,043	908	14,409
3★ <sup>1</sup>		3,820	7,675	9,252	20,747	1,040	8,765	1,846	32,398

表 I-2-4-26 趣味・講座会員数 (3年度) (単位：人)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
カラオケ	第1・3月	43	将棋	毎週火・金	28
陶芸A	第1・3木	12	料理	第2・4火	6
陶芸B	第2・4木	21	書道	第2・4月	15
社交ダンス	第1・3木	22	茶道	第1・3水	休止中
詩吟	第2・4月	10	手芸	第1・3金	13
新舞踊	第2・4木	8	フラダンス	第1・3水	29
卓球	毎週火・第1・3・5土	休止中	養生功	第2・4木	30
ウクレレ	第1・3水	8	ほほえみ体操	第2・4金	48
囲碁	毎週火・金	37	ひまわり歌唱	第1・3金	休止中
クラブ数計 18、会員数計 330					



## 第2項 仲間づくりの推進

### 1. 老人クラブ助成事業

老人クラブは、概ね60歳以上の人を対象とした地域を基盤とする自主的な組織であり、健全で豊かな日常生活を送るため、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っています。

表I-2-4-27 老人クラブ地区別結成状況 (令和4年3月末)

地区別	中央地区	東部地区	西部地区	北部地区	合計
老人クラブ数	57	98	28	50	233

表I-2-4-28 老人クラブ数年度別推移 (各年度末)

年度	元	2	3
老人クラブ数	246	236	233
会員数	12,358	11,711	10,980

表I-2-4-29 老人クラブ助成金年度別推移

年度	元	2	3
均等割助成	20～29人：年額40,050円 30人以上：年額75,600円	20～29人：年額40,050円 30人以上：年額75,600円	20～29人：年額40,050円 30人以上：年額75,600円
人員割助成	20～29人：21人目から1人につき年額450円 30人以上：31人目から1人につき年額450円	20～29人：21人目から1人につき年額450円 30人以上：31人目から1人につき年額450円	20～29人：21人目から1人につき年額450円 30人以上：31人目から1人につき年額450円
助成額	20,644,875円	19,632,150円	18,754,800円

### 2. 敬老行事

主に町会・自治会又は各地区自治会連合会が「敬老の日」を中心として敬老会を開催し、高齢者を敬愛し、長寿を祝福するとともに、高齢者に対する理解と関心を深めることを目的としています。

なお、令和2年度の敬老記念品については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として贈呈時における人との接触回避等のため、令和元年度敬老記念品購入券と同額の現金を口座振込にて贈呈しました。

また、令和3年度より対象年齢の変更を行ったほか、贈呈方法を購入券形式から同額の現金を口座振込にすることとし、名称を「敬老記念品」から「敬老祝金」としました。

表I-2-4-30 敬老会実施状況 (単位：回)

年度	元	2★ <sup>2</sup>	3★ <sup>2</sup>
町会・自治会等	723	—	—

表I-2-4-31 祝金(記念品)交付状況 (単位：人)

年度	元	2	3
77歳	7,194	7,394	—
88歳	2,325	2,681	2,775
99歳	161	137	—
100歳	—	—	90
100歳以上	231	246	—

### 3. 福祉バスの貸与・自動車借上料の助成事業

#### (1) 福祉バスの貸与（令和4年度より地域福祉バス借上料補助事業へ統合）

老人クラブ、いきいき同窓会、市民大学校いきいき学部現役生等の高齢者団体が研修に使用し教養を高めるとともに相互の親睦を図ることを目的としています。

運行は日帰り、県内及び県外としています。

表 I-2-4-32 福祉バス運行状況 (単位：回)

年度	元	2★ <sup>2</sup>	3★ <sup>2</sup>
運行回数	125	—	—

#### (2) 自動車借上料の助成（令和4年度より地域福祉バス借上料補助事業へ統合）

老人クラブが自動車を借上げた場合に、当該借上料の一部を補助して、クラブ活動を円滑にし、もって高齢者福祉の増進に資することを目的としています。

表 I-2-4-33 自動車借上状況 (単位：件)

年度	元	2★ <sup>2</sup>	3★ <sup>2</sup>
利用件数	26	—	—

## 第3項 自己啓発の推進

### 1. 老人クラブの指導育成

老人クラブは全国で 89,498 クラブ、4,712,182 人（令和3年3月末）の会員がおり、市においては、233 クラブ、10,980 人（令和4年3月末）の会員がいます。

これから一層高齢化が進む社会の中で、高齢者が楽しみと学習を共にし、長寿の喜びを実感できる人間関係を築いていく上で、また、社会活動に積極的に取り組み、高齢者の活力を生かし、豊かな地域社会づくりを進める上でも、老人クラブは必要不可欠な存在として、その役割はますます大きくなっていきます。

しかし、高齢者の価値観やニーズも多様化しており、公民館、老人福祉センター、老人憩の家、ふなばし市民大学校、寿大学など活動の場は様々で、地域との結びつきの希薄化から、老人クラブ加入者も減少傾向にあり、平均年齢も上がっています。

会員同士が楽しい時間を持ち充実した生きがいのある生活を送り、また、老人クラブが活動を円滑に行えるよう助成と加入促進等を図っていくためにも、上部団体との連携を密にし支援していくことが、今後の老人クラブの充実につながるものと考えます。

### 2. いきいき同窓会

いきいき同窓会は、老人大学修了生相互の親睦・健康づくり等を通じて、生きがいのある生活の向上を図り、地域社会に寄与することを目的に 1984 年に老人大学同窓会として発足しました。

平成 16 年 4 月に、老人大学がふなばし市民大学校いきいき学部として統合され、平成 17 年 4 月から、同いきいき学部修了生も新たに会員に加わり、会の名称を「老人大学同窓会」から「いきいき同窓会」と改めました。

同窓会は、体育祭・芸能大会・作品展の三大大行事に加え、様々な講演会・教養講座・勉強会を開催しており、各種同好会・スポーツ部などの活動も活発に行っています。

会員数（協力会員含）986人（令和4年3月末）

### 3. 木村俊子記念船橋市学生会館

いきいき同窓会会員及びふなばし市民大学校いきいき学部学生の研修、交流、親睦そしてクラブ活動を推進し、もって生きがいの高揚を図ることを目的とするもので、それらの活動がより一層円滑に行えるよう、その拠点施設として設置しています。

所在地 船橋市芝山 5-43-7

敷地面積 258.31 m<sup>2</sup>

建物の構造及び面積 木造瓦葺 2階建 152.98 m<sup>2</sup>

## 第4項 就業対策の推進

### 1. 公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団（電話番号 047-435-1255）

市内に居住する60歳以上の高齢者、障害者及び母子家庭の母、寡婦に働く機会を提供することなどにより、高齢者等の生きがいの充実、社会参加を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、昭和55年4月24日に「財団法人船橋市生きがい福祉事業団」は設立され、平成24年4月1日から公益財団法人へ移行しました。

所在地 船橋市本町 2-7-8（船橋市福祉ビル 2階）

#### (1) 事業内容

生きがい福祉事業団は、市内に居住する高齢者等が事業団の会員となり、事業団が民間企業、一般家庭や公共団体等から請け負った臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を会員の希望、経験能力等に応じて提供し、その対価を配分金として会員に支払います。

#### (2) 会員の状況

登録会員数 1,321人（令和4年3月末）

表 I - 2 - 4 - 3 4 職群別会員数（令和4年3月31日現在、単位：人）

職群	会員数	職群	会員数
技術群	59	折衝外交群	28
技能群	106	一般作業群	400
事務群	66	サービス群	48
管理群	614	その他	0
		合計	1,321

表 I - 2 - 4 - 3 5 業種別受注件数

年度 業種	元		2		3	
	件数 (件)	配分金額 (円)	件数 (件)	配分金額 (円)	件数 (件)	配分金額 (円)
公共事業	158	416,807,240	139	417,384,173	149	404,225,784
民間事業	652	329,945,439	562	291,101,477	556	277,877,829
一般家庭	5,738	95,886,817	5,152	89,587,328	4,979	85,477,964
合 計	6,548	842,639,496	5,853	798,072,978	5,684	767,581,577

表 I - 2 - 4 - 3 6 職群別就業状況 (令和3年度)

区分 月	職群別就業人員(人)									配分金合計 (円)
	技術	技能	事務	管理	折衝外交	一般 作業	サービス	その 他	合 計	
4	0	396	14	508	2	824	15	0	1,759	63,902,981
5	0	578	13	512	1	1,058	23	0	2,185	64,173,682
6	0	829	11	512	1	1,075	18	0	2,446	70,493,812
7	0	770	13	512	3	993	17	0	2,308	67,366,981
8	0	180	10	509	1	897	23	0	1,620	61,778,845
9	0	666	12	507	1	1,008	23	0	2,217	65,511,213
10	2	783	14	506	2	1,035	13	0	2,355	69,607,247
11	4	955	17	504	14	1,055	12	0	2,561	69,041,293
12	0	675	16	504	22	818	12	0	2,047	63,013,501
1	2	118	16	507	10	530	8	0	1,191	54,620,305
2	0	108	32	510	12	483	7	0	1,152	52,401,406
3	12	417	46	512	17	585	9	0	1,598	65,670,311
合 計	20	6,475	214	6,103	86	10,361	180	0	23,439	767,581,577

## 第5項 その他の事業

### 1. シルバーカードの交付

65歳以上の高齢者が外出時に不慮の事故等に遭われた時のために、緊急連絡先などを記入し携帯していただく、シルバーカードを希望者に交付しています。

表 I - 2 - 4 - 3 7 シルバーカード(旧シルバー身分証)交付状況 (単位:人)

年度	元	2	3
交付者数	428	330	234

### 2. いきいき健康教室

市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、軽体操・ダンス等を通じ、体力の維持・増進及び、ふれあいの場の提供を目的として実施しています。

なお、令和3年度より「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」と統合して実施しています。

※令和3年度は老人福祉センター及び公民館のみ実施

表 I-2-4-38 いきいき健康教室利用状況 (単位：人)

年度	元	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
利用者数	671	214	224
実施施設	南老人福祉センター (2教室) 北老人福祉センター 東老人福祉センター 西老人福祉センター 中央老人福祉センター 新高根公民館 西部公民館 薬円台公民館	南老人福祉センター (2教室) 北老人福祉センター 東老人福祉センター 西老人福祉センター 中央老人福祉センター 新高根公民館 西部公民館 薬円台公民館	南老人福祉センター (2教室) 北老人福祉センター 東老人福祉センター 西老人福祉センター 中央老人福祉センター 新高根公民館 西部公民館 薬円台公民館 宮本児童ホーム内老人憩の家 海神児童ホーム内老人憩の家 三咲児童ホーム内老人憩の家 西船児童ホーム内老人憩の家 南本町子育て支援センター内老人憩の家 緑台町会会館

### 3. 高齢者健やか活動支援事業

老人クラブや地域単位の団体等（以下、「協力団体」という。）が、概ね60歳以上の高齢者を対象として、健康増進や体力づくり、食生活の改善、加齢による心身機能の低下への対応等を演題として、医師・保健師・栄養士等の医療関係者を招き、講演会や説明会を市との共催により開催しています。

テーマや講師については、協力団体が決定します。

表 I-2-4-39 高齢者健やか活動支援事業実施状況

年度	元	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
回数（回）	4	0	2
参加者（人）	235	0	24

## 第2節 在宅福祉の充実

### 第1項 在宅福祉サービスの充実

#### 1. 高齢者の自立支援事業

##### (1) 食の自立支援配食サービス事業

食事づくりが困難な高齢者等に対し、栄養のバランスが良く食べやすい食事をお届けするとともに、希望する人には、管理栄養士が食事内容を分析し、栄養指導を行う栄養管理サービスを実施しています。

表 I-2-4-40 利用状況

年度	元	2	3
登録者数（人）	157	177	171
延配食数（食）	11,571	13,466	12,484
栄養管理利用者（人）	101	111	112

**(2) 福祉タクシー事業**

要支援 2・要介護 1～5 の認定を受けた人に、タクシー運賃の半額（上限 1,200 円）を助成する福祉タクシー乗車券（要介護者等）を交付しています。

※平成 28 年度までは、特別養護老人ホーム等の施設入所者や入院中の人を除く、在宅の人の外出を支援するための事業として実施

**表 I-2-4-4 1 利用状況** (単位：件)

年度	元	2	3
交付件数	9,339	8,615	9,614

**(3) 寝具乾燥消毒事業**

日照上又は人手などの理由で自然乾燥消毒を行うことが困難な、ねたきり又はひとり暮らしの 65 歳以上の高齢者に対し寝具乾燥消毒車を派遣しています。

**表 I-2-4-4 2 利用状況** (単位：人)

年度	元	2	3
利用者数	158	158	139

**(4) 軽度生活援助事業**

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助をします。

**表 I-2-4-4 3 利用状況**

年度	元	2	3
利用者数（人）	576	446	428
延世帯数（世帯）	15,744	12,777	12,415

**(5) 訪問理美容サービス**

理容院・美容院へ出向くことが困難な重度（要介護 4・5）の要介護者の居宅に理容師・美容師が訪問して、カットなどを行います。

**表 I-2-4-4 4 利用状況**

年度	元	2	3
実利用者数（人）	26	33	27
延利用回数（回）	57	72	50

**(6) 日常生活用具の給付・貸与**

65 歳以上の高齢者に日常生活用具の給付・貸与を行っています。

ただし、杖を除く生活用具の給付及び福祉電話の貸与については所得税非課税世帯に限ります。

表 I-2-4-45 給付・貸与の状況

品目	年度	元	2	3
給付	電磁調理器 (台)	68	56	56
	自動消火装置 (台)	23	18	18
	シルバーカー (台)	152	121	135
	杖 (本)	605	571	623
貸与	福祉電話 (台)	17	14	12

(7) 補聴器購入費用助成事業

聴力低下により日常生活に支障がある所得税が非課税世帯の高齢者（聴覚障害の身体障害手帳を交付されておらず、医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること。）が、補聴器を購入する際の費用を2万円を上限に助成しています。

表 I-2-4-46 助成状況 (単位：件)

年度	元	2	3
助成件数	104	78	92

(8) 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らし等で、常時安否確認が必要な65歳以上の高齢者を対象に、急病など万一の場合に緊急連絡がとれる装置を無料で貸与しています。

また、常に安否の確認は必要でなくても、急な病気やケガなど緊急時の対応に不安を持っている75歳以上のひとり暮らし高齢者には有料で貸与しています。

表 I-2-4-47 貸与状況 (単位：台)

年度	元	2	3
延貸与台数	2,161	2,224	2,266
3月末現在貸与台数	1,876	1,961	2,007

(9) 声の電話訪問

安否の確認を必要としているひとり暮らし高齢者へ、孤独感の解消と近況確認のため、電話相談員が定期的に電話で訪問しています。

表 I-2-4-48 利用状況 (単位：人)

年度	元	2	3
利用者数	58	71	73

(10) 高齢者住宅整備資金貸付事業

日常生活で介護を必要とする65歳以上の高齢者のために住宅を補修若しくは増改築する場合に、その高齢者と同居又は同居しようとする人に対して、必要な資金を無利子で貸付しています。

表 I - 2 - 4 - 4 9 貸付状況

年度	元	2	3
貸付件数 (件)	0	0	0
貸付額 (千円)	0	0	0

(11) 高齢者住宅改造費助成事業

要介護・要支援の認定を受け市内に1年以上居住している高齢者等のために住宅の改造をしようとする人に対し、その資金を助成しています。(助成限度額 50万円)

ただし、市民税・県民税課税額 32万円以下の世帯に限ります。

表 I - 2 - 4 - 5 0 助成状況

年度	元	2	3
助成件数 (件)	150	98	127
助成額 (千円)	42,257	31,424	38,329

(12) 外国人等高齢者福祉給付金支給事業

制度上の理由から、公的年金に加入できなかった外国人等の高齢者に福祉給付金(月額 5,000円)を支給しています。

表 I - 2 - 4 - 5 1 支給状況

年度	元	2	3
支給人数 (人)	3	1	1
支給額 (千円)	100	60	60

(13) はり・きゅう・マッサージ等費用助成事業

はり・きゅう・マッサージ等の施術が必要な70歳以上の市民税・県民税非課税の高齢者に助成券を交付(年度12枚)し、費用の負担軽減を図っています。

補助単価 800円/枚

※令和元年度までの補助単価は1,000円/枚

表 I - 2 - 4 - 5 2 利用状況

年度	元	2	3
交付者数 (人)	2,407	1,847	1,860
利用枚数 (枚)	15,475	12,048	12,097

(14) 老々家族介護支援はり・きゅう・マッサージ等費用助成事業

老々家族の介護者を支援するため、65歳以上の高齢者のみの世帯で、要介護2以上の認定を受けた人を在宅で介護している家族に助成券を交付(年度24枚)しています。

補助単価 800円/枚

※令和元年度までの補助単価は1,000円/枚



表 I - 2 - 4 - 5 3 利用状況

年度	元	2	3
交付者数 (人)	128	79	114
利用枚数 (枚)	1,000	801	952

(15) 高齢者介護予防促進はり・きゅう・マッサージ等費用助成事業

介護予防促進の観点から、介護保険制度の「総合事業」として実施する介護予防事業および各地域等で実施される介護予防教室に規定回数以上参加した 65 歳以上の高齢者に対し、助成券を交付しています。(1 事業につき 12 枚を交付。ただし、対象となるのは 1 年度に 1 回のみ。)

※平成 27 年度までは、介護保険制度の「地域支援事業」として介護予防事業を実施。

補助単価 800 円/枚

※令和元年度までの補助単価は 1,000 円/枚

表 I - 2 - 4 - 5 4 利用状況

年度	元	2	3
交付者数 (人)	134	85	65
利用枚数 (枚)	724	380	394

(16) ファミリー・サポート・センター (介護)

日常生活に不便を感じている高齢者を支援するため、介護に関する相互援助活動の調整等を行います。

表 I - 2 - 4 - 5 5 会員数及び利用状況

年度		元	2	3
会員数 (人)	協力会員	175	173	156
	利用会員	199	202	206
	遠隔地会員	283	295	312
	本人会員	205	216	220
	両方会員	3	3	3
利用回数 (回)		3,070	2,023	1,552

(17) 障害者控除対象者の認定

認知症または身体の障害により日常生活に支障のある 65 歳以上の高齢者及びその人を扶養している人に、障害者控除対象者認定書を交付しています。

表 I - 2 - 4 - 5 6 申請状況 (単位: 件)

年度	元	2	3
申請件数	1,403	1,311	1,543
障害認定件数	417	364	483
特別障害認定件数	954	916	1,029

※平成 27 年分の認定書から障害者手帳の所持者にも交付

**(18) 生活・介護支援サポーター事業**

元気高齢者等を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、在宅の高齢者宅や介護施設に派遣することで、在宅サービスの不足や介護現場における人材不足の解消を側面から支援しています。

**表 I - 2 - 4 - 5 7 利用状況**

年度	元	2	3
在宅高齢者登録者数 (人)	564	563	547
延利用回数 (回)	3,021	2,048	1,763
登録施設数 (施設)	10	10	10
延利用回数 (回)	2,546	1,010	1,025
サポーター登録者数 (人)	362	303	286

**(19) 緊急一時支援事業**

ひとり暮らし高齢者等・高齢者のみ世帯の者（但し介護認定の無い者が対象）が急な体調変化などで日常生活に支障が生じた場合に、日常生活上の一時的な支援サービスを行う緊急一時支援員を派遣しています。

**表 I - 2 - 4 - 5 8 利用状況 (単位：件)**

年度	元	2	3
利用件数	18	18	11

**(20) ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業**

ひとり暮らし高齢者等への継続した見守り活動の支援を目的として、下記の3事業を実施しています。

**① あったか訪問助成事業**

地域の団体がひとり暮らし高齢者等の安否確認を目的として、定期的に居宅を訪問する事業を実施した場合に、補助金を交付します。

**② 地域声の電話訪問助成事業**

地域の団体がひとり暮らし高齢者等の安否確認、話し相手、孤独感の解消を目的として、定期的に電話訪問する事業を実施した場合に、補助金を交付します。

**③ ひとり暮らし高齢者地域交流会補助事業（補助停止中）★2**

①②の事業を実施している団体が、事業対象者であるひとり暮らし高齢者等を対象とした交流会を公民館等で継続的に実施した場合に、補助金を交付します。

**表 I - 2 - 4 - 5 9 交付・活動状況**

年度	元	2	3
交付団体数 (団体)	44	31	27
見守り対象高齢者数 (人)	3,002	2,110	1,719

**(21) 介護用品支給事業**

在宅の重度要介護者（要介護 3・4・5 で市民税・県民税課税額 65,000 円以下（生活保護受給者を除く））を支援するため、紙おむつ等を支給しています。

※平成 27 年度までは重度要介護者を在宅で介護している家族を支援するための事業として実施

**表 I - 2 - 4 - 6 0 支給状況**

年度	元	2	3
支給者数（人）	2,646	2,849	2,828
延利用月数（月）	19,795	21,812	23,237

**(22) 在宅重度要介護者入院時おむつ代助成事業**

上記の介護用品の支給を受けていた要介護者が、入院した際にかかったおむつ代を 1 回の入院につき継続して 3 か月、年度最高 6 か月まで月 6,600 円を上限に助成しています。

※令和元年 9 月分までは月 6,450 円、令和元年 10 月分以降は消費税率の改定に伴い月 6,600 円の助成。

**表 I - 2 - 4 - 6 1 助成状況**

年度	元	2	3
助成者数（人）	190	208	164
助成延月数（月）	439	447	369

**2. 家族介護支援対策事業**

**(1) 家族介護慰労金支給事業**

居宅において、重度（要介護 4・5）の要介護者を介護している家族介護者に年額 150,000 円の慰労金を支給しています。該当要件は次の通りになります。

1. 市民税・県民税非課税世帯であること。
2. 過去 1 年間に介護保険のサービス（通算 7 日間以内のショートステイの利用を除く）を利用していないこと。また、通算して 90 日を超える入院をしていないこと。
3. 過去 1 年間継続して要介護 4 又は 5 の認定を受けていること。
4. 生活保護の受給者でないこと。

**表 I - 2 - 4 - 6 2 支給状況** (単位：件)

年度	元	2	3
支給件数	5	3	3

**(2) やすらぎ支援員訪問事業**

認知症高齢者を家庭で介護している家族の負担を軽減するために、やすらぎ支援員を派遣し、認知症高齢者の見守り、話し相手などを行います。

表 I-2-4-63 利用状況

年度	元	2	3
登録者数(人)	85	93	71
延訪問回数(回)	252	219	48
延時間数(時間)	635	528	119.5

※平成28年度より、利用回数・利用時間について「週1回3時間まで」から「週2回6時間まで」に拡大

### 3. ケア・リハビリセンター

船橋市ケア・リハビリセンターは、福祉先進都市で姉妹都市でもあるデンマーク王国オーデンセ市の優れた施策を参考として、平成10年度に開設した高齢者支援施設です。

この施設は、ケアハウスとリハビリセンターで構成され、特にリハビリセンターは、維持期におけるリハビリテーションサービスを提供することにより、ねたきり防止を図るものです。

名称 船橋市ケア・リハビリセンター

所在地 船橋市飯山満町 2-519-3

開設 平成10年4月

敷地面積 9,772.90 m<sup>2</sup>

建物の構造及び面積 鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階建て (6,251.79 m<sup>2</sup>)

施設内容 リハビリセンター

ケアハウス〔個室30室、夫婦室5室、計40人分〕

#### (1) リハビリセンター

健康政策課

平成25年度までは市直営の施設として、主に医療機関等でリハビリを終了した人などに、身体機能を維持する機能訓練(維持期リハビリ)及び介護予防のための「はつらつ高齢者筋力トレーニング」を行う施設として、運動や作業活動によるリハビリテーションや各種相談及び助言などを行っていました。

平成26年度より指定管理者制度を導入し、7月からリハビリテーション科の診療所、平成27年4月から訪問看護ステーションの運営を開始し、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象に、リハビリの総合的な提供を行っています。

##### ① リハビリセンタークリニック(リハビリテーション科の診療所)

平成26年7月より、外来診療、外来リハビリ、訪問リハビリ、通所リハビリを実施しています。

表 I-2-4-64 リハビリセンタークリニック患者数 (単位:人)

年度	区分	外来診療 外来リハビリ	通所リハビリ	訪問リハビリ	計
元		7,746	11,842	12,242	31,830
2		6,884	10,752	15,419	33,055
3		7,422	11,018	15,881	34,321

##### ② 訪問看護ステーション

平成27年4月より、訪問看護ステーションの運営を実施しています。

表 I-2-4-65 訪問看護ステーション患者数 (単位:人)

年度 \ 区分	患者数
元	3,550
2	4,742
3	5,108

③ リハビリ事業 (医療保険、介護保険適用外のリハビリ)

65歳以上の身体機能に低下がみられる方を対象に、パワーリハビリ教室、同フォローアップ、プールリハビリを実施しています。

表 I-2-4-66 リハビリ事業利用者 (単位:人)

年度 \ 区分	パワーリハビリ教室	パワーリハビリフォローアップ	プールリハビリ	計
元★ <sup>1</sup>	1,085	10,194	4,601	15,880
2★ <sup>1</sup>	293	4,298	1,973	6,564
3★ <sup>1</sup>	1,195	9,374	3,506	14,075

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月2日から令和2年6月30日、令和2年12月26日から令和3年3月31日及び令和3年8月30日から令和3年9月30日の間、リハビリ事業を休止した。

④ 地域リハビリテーション拠点事業

リハビリに関する総合相談の窓口を設置し、リハビリを行う病院等との連携や啓発活動を積極的に行い、医療・介護等の専門家、家族等がリハビリテーションの立場から協力しあう「地域リハビリ」の推進を支援しています。

(2) ケアハウス市立船橋長寿園 (電話番号 047-461-9994)

高齢者福祉課

身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる60歳以上の人に、安心して自立した生活を送ってもらうための施設です。

食事の提供(1日3食)、入浴、生活相談などのサービスがあります。

緊急の際は夜間も含め職員がすぐに対応するほか、各室にはナースコールが備えられています。

事業開始年月日 平成10年5月22日

事業運営 指定管理者 社会福祉法人 清和会

定員 単身者 30人(30室)、夫婦者 10人(5室) 計 40人

利用者要件 1. 市内に住所を有すること。  
 2. 60歳以上の者であること。

3. 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立し、生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。
  4. ケアハウスを利用することにより、自立した生活が可能となること。
- ※ 夫婦入居の場合、一方が 1.～4. の要件を備えている者であり、他の一方が、55 歳以上の者であって 3.～4. の要件を備えている者。

## 第 3 節 介護サービスの充実

### 第 1 項 施設福祉の充実

#### 1. 養護老人ホームへの措置

65 歳以上の者であって、経済的理由及び環境上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させています。

表 I - 2 - 4 - 6 7 措置者数（長期入所）

区分	施設名	所在地	人数（人）
県内	豊寿園	船橋市	23

#### 2. 老人ホームの充実

##### (1) 社会福祉施設整備事業借入金元金補助金

社会福祉法人が、市内において特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームを整備するため、独立行政法人福祉医療機構から資金を借入れ、現にその資金を償還している場合、元金の一部を助成します。（ただし平成 12 年度以前に整備を開始した施設に限ります）

助成額 1,250,000 円（令和 3 年度 2 か所分）

##### (2) 社会福祉施設整備事業資金利子補給

社会福祉法人が、市内において特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームを整備するため、独立行政法人福祉医療機構から資金を借入れ、現にその資金を償還している場合、その利子の一部を助成します。（ただし平成 14 年度以前に整備を開始した施設に限ります）

助成額 119,636 円（令和 3 年度 6 か所分）

##### (3) 高齢者福祉施設整備費補助金

社会福祉法人が市内において、高齢者福祉施設を整備する際、予算の範囲内で助成します。  
特別養護老人ホーム補助単価 4,500 千円/定員（床）

#### (4) 特別養護老人ホーム朋松苑の設置

要介護認定を受けた高齢者に、ケアプランに基づき、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理等のサービスを行います。また、要援護高齢者とその家族の負担を軽減するための通所介護（デイサービスセンター）・短期入所生活介護（ショートステイ）施設等を併設しています。

所在地	船橋市西船 2-21-12
電話番号	047-410-0117
敷地面積	4,711.72 m <sup>2</sup>
建物の構造及び面積	鉄筋コンクリート造 地上 3 階 5,396.95 m <sup>2</sup>
定員	120 人（特別養護老人ホーム 100 人 ショートステイ 20 人）
開設	平成 14 年 6 月 1 日
運営	指定管理者（福）八千代美香会

### 3. 老人デイサービスセンターの設置

市立の老人デイサービスセンターを 3 箇所設置し、在宅の要支援・介護高齢者に対し入浴・給食等の日常生活上の支援などを日帰りで行っています。

#### (1) 北老人デイサービスセンター（電話番号 047-440-1615）

所在地	船橋市三咲 7-24-1（北部福祉会館内）
施設面積	331.13 m <sup>2</sup>
利用定員	20 名
開設	平成 6 年 10 月 1 日
運営	指定管理者 有限会社ミカタ

#### (2) 南老人デイサービスセンター（電話番号 047-420-1230）

所在地	船橋市湊町 1-11-19（南部福祉会館内）
施設面積	335.90 m <sup>2</sup>
利用定員	30 名
開設	平成 11 年 9 月 1 日
運営	指定管理者（福）南生会

#### (3) 朋松苑デイサービスセンター（電話番号 047-410-0117）

所在地	船橋市西船 2-21-12（特別養護老人ホーム 朋松苑内）
施設面積	404.92 m <sup>2</sup>
利用定員	40 名
開設	平成 14 年 6 月 1 日
運営	指定管理者（福）八千代美香会

## **第3編 安心した生活を支える社会保障の充実**

### **第1章 介護保険事業の推進**



## 第3編 安心した生活を支える社会保障の充実

### 第1章 介護保険事業の推進

#### 第1節 財政の安定・健全化

##### 第1項 介護保険事業計画

###### 介護保険課

平成12年4月から施行された介護保険制度は、市町村が保険者となり制度の中心的役割を負うものであり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に処するため、介護保険事業計画を策定し介護サービス基盤の整備を計画的に推進することとしています。

この計画は、3か年を1期として3年ごとに見直すこととなっており、平成15年を初年度とする第2期介護保険事業計画では、第1期介護保険事業計画での実績に評価、分析を加え、介護需要に見合ったサービス供給量を確保する方策などを定めました。また、平成18年度を初年度とする第3期介護保険事業計画では、平成18年4月施行の大幅な法改正を受け、「新予防給付」「地域密着型サービス」の新設や地域包括支援センターの創設などが行われ、平成21年度を初年度とする第4期介護保険事業計画では、市町村特別給付として、「認知症訪問支援サービス」を創設しました。第5、6期介護保険事業計画では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・予防・生活支援・介護・医療を切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指し、取り組んできました。そして、第7期介護保険事業計画においても、地域包括ケアシステムの更なる深化を目指し、より充実した高齢者施策を推進してまいりました。

令和3年度からの介護保険制度改正では、令和22年を見据えて、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新を図ることとなります。令和3年度を初年度とする第8期介護保険事業計画では、このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進してまいります。

## 第2項 介護保険事業運営協議会

介護保険事業計画の策定など、介護保険に関する施策の立案及びその実施を円滑かつ適切に行うため、介護保険事業運営協議会を置いています。

《委員の構成》

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1. 学識経験者           | 2 人  |
| 2. 保健・医療又は福祉の専門家   | 11 人 |
| 3. 被保険者の代表者        | 2 人  |
| 4. 要介護等被保険者の家族の代表者 | 3 人  |

## 第3項 介護保険制度の概要

介護保険制度は、老人福祉制度と老人保健制度によって行われていた介護の問題について、制度の一本化を図ったものであり、保健・医療・福祉制度の再編を行ったものです。

背景としては、急激な高齢化の進展、核家族化、女性の社会進出等による社会構造の変化により介護を家族の問題から社会全体で支えあう仕組みにする必要があったためです。

### 1. 保険者

市町村が保険者となり、その区域内に住所を有する被保険者に対する介護保険制度を運営します。

### 2. 被保険者の範囲

1. 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）
2. 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第 2 号被保険者）

### 3. サービスの内容

居宅サービスとしては、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給及びサービス計画費の支給があります。なお、予防給付の訪問介護と通所介護につきましては、平成 28 年 3 月より介護予防・日常生活支援総合事業として、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行しました。

また、平成 21 年 7 月より認知症高齢者等の在宅生活を支援するための認知症訪問支援サービス（市町村特別給付）を実施しております。

施設サービスとしては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院への入所（入院）があります。

地域密着型サービスとしては、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護があります。

## 4. 利用者負担

介護サービスを利用すると、原則として利用料の1割、65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割が利用者負担額となります。その利用者負担額が高額となる場合には、所得に応じて高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給があります。

その他に施設入所、ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用した場合は、食費、居住費（滞在費）及び日常生活費などが自己負担となりますが、低所得の人の施設入所やショートステイの利用が困難とならないよう、申請によりその食費、居住費（滞在費）の自己負担額が減額となる場合があります。

## 第4項 被保険者の状況

### 1. 被保険者数

表 I-3-1-1 被保険者数 (各年度3月末現在 単位：人)

年齢区分	年度	元	2	3
65歳以上75歳未満		72,934	72,658	70,235
75歳以上		80,812	81,949	84,782
(再掲) 外国人被保険者		603	645	707
(再掲) 住所地特例		678	709	737
第1号被保険者合計		153,746	154,607	155,017
第2号被保険者		223,915	225,998	228,061
被保険者合計		377,661	380,605	383,078

### 2. 被保険者の異動状況

表 I-3-1-2 資格取得 (単位：人)

年度	区分	転入	65歳到達	その他	合計
元		1,234	6,036	31	7,301
2		1,067	5,952	55	7,074
3		1,146	5,845	29	7,020

表 I-3-1-3 資格喪失 (単位：人)

年度	区分	転出	死亡	その他	合計
元		1,184	4,726	24	5,934
2		1,129	5,047	37	6,213
3		1,255	5,321	34	6,610

### 3. 要介護（要支援）認定者数

表 I - 3 - 1 - 4 認定者数 (各年度3月末現在 単位：人)

年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
元	第1号被保険者	3,522	4,171	5,757	5,121	3,800	3,146	2,369	27,886
	65歳以上75歳未満	447	523	691	620	448	313	325	3,367
	75歳以上	3,075	3,648	5,066	4,501	3,352	2,833	2,044	24,519
	第2号被保険者	52	88	101	144	79	73	78	615
	合計	3,574	4,259	5,858	5,265	3,879	3,219	2,447	28,501
2	第1号被保険者	3,309	4,140	6,148	5,022	3,976	3,382	2,360	28,337
	65歳以上75歳未満	432	515	716	634	430	380	339	3,446
	75歳以上	2,877	3,625	5,432	4,388	3,546	3,002	2,021	24,891
	第2号被保険者	49	82	107	145	100	79	78	640
	合計	3,358	4,222	6,255	5,167	4,076	3,461	2,438	28,977
3	第1号被保険者	3,394	4,152	6,651	5,008	4,128	3,681	2,321	29,335
	65歳以上75歳未満	420	474	732	586	423	403	304	3,342
	75歳以上	2,974	3,678	5,919	4,422	3,705	3,278	2,017	25,993
	第2号被保険者	44	80	124	144	100	88	90	670
	合計	3,438	4,232	6,775	5,152	4,228	3,769	2,411	30,005

## 第5項 介護保険料

### 1. 保険料の内容

#### (1) 介護保険料の算出

第1号被保険者の保険料は、市町村毎に3年間の給付費の見込みによって算出され、平均して標準給付費の23%を負担することとなります。従って、給付水準の高い市町村ほど保険料が高くなります。

(2) 保険料額 表 I - 3 - 1 - 5 保険料額（令和3年度）のとおり

(3) 賦課基準日 4月1日、または介護保険の第1号被保険者の資格を有した日。

#### (4) 徴収方法

- ①特別徴収 年金から天引き
- ②普通徴収 納付書払いまたは口座振替払い

#### (5) 納期

- ①特別徴収 年金支給時（年6回）
- ②普通徴収
 

第1期	6月15日から同月末日迄	第2期	7月1日から同月末日迄
第3期	8月1日から同月末日迄	第4期	9月1日から同月末日迄
第5期	10月1日から同月末日迄	第6期	11月1日から同月末日迄
第7期	12月1日から同月25日迄	第8期	1月1日から同月末日迄
第9期	2月1日から同月末日迄	第10期	3月1日から同月末日迄

表 I - 3 - 1 - 5 保険料額（令和3年度）

所得段階	区 分		負担割合	保険料(年額)	
第1段階	本人が 市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	生活保護等を受けている人 老齢福祉年金を受給している人 本人の「課税年金収入+合計所得金額」が 80万円以下の人	基準額 ×0.25	16,200円
第2段階			本人の「課税年金収入+合計所得金額」が 80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.35	22,680円
第3段階			本人の「課税年金収入+合計所得金額」が 120万円を超える人	基準額 ×0.65	42,120円
第4段階		世帯に市民税課税の人がいる	本人の「課税年金収入+合計所得金額」が 80万円以下の人	基準額×0.85	55,080円
第5段階			本人の「課税年金収入+合計所得金額」が 80万円を超える人	基準額×1.00	64,800円
第6段階	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が91万円以下の人		基準額×1.10	71,280円
第7段階		本人の合計所得金額が91万円を超え125万円以下の人		基準額×1.15	74,520円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人		基準額×1.30	84,240円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人		基準額×1.50	97,200円
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人		基準額×1.70	110,160円
第11段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人		基準額×1.80	116,640円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人		基準額×1.90	123,120円
第13段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人		基準額×2.00	129,600円
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人		基準額×2.10	136,080円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人		基準額×2.30	149,040円
第16段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上の人		基準額×2.50	162,000円

※合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。介護保険料段階の判定においては、この合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除をした額を、特例として用います。

また、本人が市民税非課税の場合の保険料段階（第1段階～5段階）の判定においては、年金に関する雑所得も控除した額を用います。

※第2号被保険者については、加入している医療保険の保険料に上乗せして徴収するため、市が直接賦課徴収することはありません。（ただし、国民健康保険を除きます。）

※公費負担による低所得者への保険料軽減強化として、第1段階から第3段階の保険料については、負担軽減を実施しています。

## 2. 保険料の収納額等の状況

表 I - 3 - 1 - 6 各年度収納状況

年度	区分	現年賦課分			
		調定額(円)	構成比(%)	収納額(円)	収納率(%)
元	特別徴収	8,800,390,242	91.25	8,800,390,242	100.00
	普通徴収	843,594,959	8.75	754,364,963	89.42
	合計	9,643,985,201	100.0	9,554,755,205	99.07
2	特別徴収	8,565,264,260	90.56	8,565,264,260	100.00
	普通徴収	892,562,265	9.44	808,115,140	90.54
	合計	9,457,826,525	100.00	9,373,379,400	99.11
3	特別徴収	8,690,579,560	90.14	8,690,579,560	100.00
	普通徴収	950,607,930	9.86	869,928,700	91.51
	合計	9,641,187,490	100.00	9,560,508,260	99.16

※ 収納額には、還付未済額を含みません。

## 第2節 適正な認定・給付の充実

### 第1項 保険給付の状況

#### 1. 給付内容

##### (1) 介護（予防）に関する保険給付

- ① 居宅介護（介護予防）サービス等給付費
- ② 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- ③ 居宅介護（介護予防）住宅改修費
- ④ 居宅介護（介護予防）サービス計画等給付費
- ⑤ 施設介護サービス等給付費
- ⑥ 地域密着型介護（予防）サービス等給付費
- ⑦ 高額介護（予防）サービス費
- ⑧ 高額医療合算介護（予防）サービス費
- ⑨ 特定入所者介護（予防）サービス等給付費

##### (2) 市町村特別給付

市では、市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 2. 保険給付状況

表 I-3-1-7 居宅介護（介護予防）サービス受給者数 （各年度3月分 単位：人）

年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
元	第1号被保険者	633	1,390	4,507	4,307	2,795	1,763	1,162	16,557
	第2号被保険者	21	40	66	119	64	52	42	404
	合計	654	1,430	4,573	4,426	2,859	1,815	1,204	16,961
2	第1号被保険者	671	1,504	4,654	4,308	2,963	1,927	1,223	17,250
	第2号被保険者	18	41	90	126	78	55	53	461
	合計	689	1,545	4,744	4,434	3,041	1,982	1,276	17,711
3	第1号被保険者	675	1,470	5,137	4,365	3,107	2,152	1,252	18,158
	第2号被保険者	16	33	76	139	81	66	48	459
	合計	691	1,503	5,213	4,504	3,188	2,218	1,300	18,617

表 I-3-1-8 地域密着型（介護予防）サービス受給者数 （各年度3月分 単位：人）

年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
元	第1号被保険者	3	6	1,168	1,053	780	0	291	3,301
	第2号被保険者	0	0	11	29	11	0	7	58
	合計	3	6	1,179	1,082	791	0	298	3,359
2	第1号被保険者	1	4	1,033	983	724	383	262	3,390
	第2号被保険者	0	0	13	24	11	5	6	59
	合計	1	4	1,046	1,007	735	388	268	3,449
3	第1号被保険者	0	4	1,148	960	761	448	263	3,584
	第2号被保険者	0	0	5	17	9	6	3	40
	合計	0	4	1,153	977	770	454	266	3,624

表 I-3-1-9 施設介護サービス受給者数 （各年度3月分 単位：人）

年度		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院
元	第1号被保険者	1,942	1,238	29	81
	第2号被保険者	14	28	0	2
	合計	1,956	1,266	29	83
2	第1号被保険者	2,031	1,202	3	92
	第2号被保険者	11	29	0	3
	合計	2,042	1,231	3	95
3	第1号被保険者	2,177	1,238	4	95
	第2号被保険者	20	26	0	2
	合計	2,197	1,264	4	97

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I - 3 - 1 - 10 食費・居住費に係る負担限度額認定数 (各年度3月分 単位：人)

年度		介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		介護医療院		地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護		その他	
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	滞在費 (居住費)
元	利用者負担第三段階	583	583	255	255	7	7	0	0	20	20	1,011	1,011
	利用者負担第二段階	213	213	97	97	1	1	0	0	4	4	350	350
	利用者負担第一段階	73	73	22	22	2	2	0	0	0	0	201	201
	合計	869	869	374	374	10	10	0	0	24	24	1,562	1,562
2	利用者負担第三段階	773	773	335	335	0	0	6	6	11	11	1,005	1,005
	利用者負担第二段階	239	239	98	98	0	0	4	4	4	4	371	371
	利用者負担第一段階	75	75	16	16	0	0	0	0	1	1	163	163
	合計	1,087	1,087	449	449	0	0	10	10	16	16	1,539	1,539
3	利用者負担第三段階②	473	473	213	213	0	0	14	14	22	22	647	647
	利用者負担第三段階①	198	198	84	84	0	0	2	2	1	1	216	216
	利用者負担第二段階	218	218	95	95	1	1	4	4	2	2	335	335
	利用者負担第一段階	65	65	17	17	0	0	1	1	0	0	154	154
	合計	954	954	409	409	1	1	21	21	25	25	1,352	1,352

※ 令和3年度より利用者負担段階の区分が変更となりました。



表 I-3-1-1 要介護度別のサービス利用件数

(令和4年7月14日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

介護保険事業状況報告  
(令和3年度)

2. 保険給付決定状況  
(1) 介護給付・予防給付  
①-1 総数  
ア 件数

保険者番号：12204

保険者名：船橋市

種類	予防給付			介護給付						合計	
	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		計
居宅（介護予防）サービス	17,349	39,459	56,808		161,852	167,741	127,803	95,506	68,213	621,115	677,923
訪問サービス	3,521	5,961	9,482		52,254	58,844	51,198	44,970	37,818	245,084	254,566
訪問介護	0	0	0		20,543	18,056	12,461	9,666	7,569	68,295	68,295
訪問入浴介護	0	1	1		112	271	536	1,370	2,631	4,920	4,921
訪問看護	820	1,802	2,622		7,492	8,664	6,450	5,677	4,896	33,179	35,801
訪問リハビリテーション	185	855	1,040		1,810	2,651	2,369	1,821	1,409	10,060	11,100
居宅療養管理指導	2,516	3,303	5,819		22,297	29,202	29,382	26,436	21,313	128,630	134,449
通所サービス	1,456	2,511	3,967		27,066	23,008	14,995	7,902	3,920	76,891	80,858
通所介護	0	0	0		22,038	17,429	11,879	6,013	3,227	60,586	60,586
通所リハビリテーション	1,456	2,511	3,967		5,028	5,579	3,116	1,889	693	16,305	20,272
短期入所サービス	20	68	88		1,662	2,889	5,435	3,250	2,174	15,410	15,498
短期入所生活介護	19	64	83		1,501	2,468	4,861	2,767	1,712	13,309	13,392
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1	4	5		161	421	573	483	462	2,100	2,105
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0		0	0	1	0	0	1	1
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	4,955	14,062	19,017		24,078	34,155	23,801	17,423	11,164	110,621	129,638
福祉用具貸与	4,571	13,487	18,058		23,005	33,154	23,162	16,935	10,955	107,211	125,269
福祉用具購入費	133	256	389		524	581	406	306	137	1,954	2,343
住宅改修費	251	319	570		549	420	233	182	72	1,456	2,026
特定施設入居者生活介護	850	588	1,438		2,752	2,629	2,414	2,831	1,658	12,284	13,722
介護予防支援・居宅介護支援	6,547	16,269	22,816		54,040	46,216	29,960	19,130	11,479	160,825	183,641
地域密着型（介護予防）サービス	14	37	51		13,847	12,213	9,601	5,342	3,269	44,272	44,323
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0		299	433	351	347	250	1,680	1,680
夜間対応型訪問介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0		11,554	8,152	4,886	2,117	874	27,583	27,583
認知症対応型通所介護	0	0	0		127	258	117	98	65	665	665
小規模多機能型居宅介護	14	30	44		457	687	614	385	402	2,545	2,589
認知症対応型共同生活介護	0	7	7		1,202	2,399	3,045	1,681	1,257	9,584	9,591
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0		155	214	201	333	76	979	979
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		24	30	272	356	256	938	938
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0	0	0		29	40	115	25	89	298	298
施設サービス	0	0	0		1,354	3,148	10,609	15,801	10,986	41,898	41,898
介護老人福祉施設	0	0	0		277	858	6,883	10,314	7,292	25,624	25,624
介護老人保健施設	0	0	0		1,007	2,182	3,638	5,127	3,080	15,034	15,034
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	18	24	42	42
介護医療院	0	0	0		70	108	88	342	590	1,198	1,198
総計	17,363	39,496	56,859		177,053	183,102	148,013	116,649	82,468	707,285	764,144

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I-3-1-12 要介護度別のサービス利用単位数 (令和4年7月14日現在)

介護保険事業状況報告  
(令和3年度)

2. 保険給付決定状況  
(1) 介護給付・予防給付  
①-1 総数  
イ 単位数

保険者番号：12204

保険者名：船橋市

種類	予防給付			介護給付							合計
	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
居宅（介護予防）サービス	18,368,338	43,927,210	62,295,548		426,008,710	507,295,534	535,536,164	446,930,426	352,558,727	2,268,329,561	2,330,625,109
訪問サービス	4,117,441	10,315,934	14,433,375		130,193,341	167,353,586	180,938,521	184,466,201	186,067,320	849,018,969	863,452,344
訪問介護	0	0	0		78,344,820	98,251,748	118,138,580	121,400,196	118,379,607	534,514,951	534,514,951
訪問入浴介護	0	911	911		660,180	1,348,340	3,166,410	9,111,609	19,162,221	33,448,760	33,449,671
訪問看護	1,852,238	5,374,581	7,226,819		27,654,080	36,001,481	27,980,475	26,170,832	26,500,793	144,307,661	151,534,480
訪問リハビリテーション	444,641	2,617,378	3,062,019		6,634,445	9,402,272	9,156,295	7,415,689	5,744,262	38,352,963	41,414,982
居宅療養管理指導	1,820,562	2,323,064	4,143,626		16,899,816	22,349,745	22,496,761	20,367,875	16,280,437	98,394,634	102,538,260
通所サービス	3,519,834	11,271,573	14,791,407		145,689,495	153,549,332	135,250,434	74,252,041	43,547,342	552,288,644	567,080,051
通所介護	0	0	0		123,752,392	120,225,696	110,988,605	58,308,813	36,322,998	449,598,504	449,598,504
通所リハビリテーション	3,519,834	11,271,573	14,791,407		21,937,103	33,323,636	24,261,829	15,943,228	7,224,344	102,690,140	117,481,547
短期入所サービス	53,567	275,512	329,079		12,243,998	27,664,391	77,651,977	54,959,164	33,677,927	206,197,457	206,526,536
短期入所生活介護	49,937	251,708	301,645		10,859,789	23,849,186	70,221,534	47,559,542	26,646,904	179,136,955	179,438,600
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	3,630	23,804	27,434		1,384,209	3,815,205	7,424,313	7,399,622	7,031,023	27,054,372	27,081,806
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0		0	0	6,130	0	0	6,130	6,130
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	2,342,452	8,677,708	11,020,160		17,548,224	46,286,713	39,781,100	34,724,567	27,979,620	166,320,224	177,340,384
福祉用具貸与	2,342,452	8,677,708	11,020,160		17,548,224	46,286,713	39,781,100	34,724,567	27,979,620	166,320,224	177,340,384
特定施設入所者生活介護	5,355,481	6,068,903	11,424,384		49,486,495	51,947,589	53,482,951	67,736,502	42,828,970	265,482,507	276,906,891
介護予防支援・居宅介護支援	2,979,563	7,317,580	10,297,143		70,847,157	60,493,923	48,431,181	30,791,951	18,457,548	229,021,760	239,318,903
地域密着型（介護予防）サービス	62,934	452,236	515,170		99,762,312	146,530,267	176,246,456	112,813,842	85,478,927	620,831,804	621,346,974
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0		2,400,816	5,852,872	7,270,184	8,937,696	7,334,090	31,795,658	31,795,658
夜間対応型訪問介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0		54,097,811	51,671,028	48,343,782	23,181,536	13,144,887	190,439,044	190,439,044
認知症対応型通所介護	0	0	0		1,277,642	2,777,976	1,481,473	1,041,562	752,791	7,331,444	7,331,444
小規模多機能型居宅介護	62,934	271,609	334,543		6,186,480	13,380,604	16,351,539	11,175,766	12,937,574	60,031,963	60,366,506
認知症対応型共同生活介護	0	180,627	180,627		31,787,324	66,583,337	86,715,786	48,337,469	37,377,752	270,801,668	270,982,295
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0		2,859,131	4,456,341	4,615,823	8,365,866	2,017,621	22,314,782	22,314,782
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		595,532	813,510	7,763,933	10,948,173	8,303,760	28,424,908	28,424,908
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0	0	0		557,576	994,599	3,703,936	825,774	3,610,452	9,692,337	9,692,337
施設サービス	0	0	0		35,112,385	86,984,340	300,138,878	477,733,386	355,905,503	1,255,874,492	1,255,874,492
介護老人福祉施設	0	0	0		6,164,163	20,906,987	184,136,933	296,562,195	224,508,042	732,278,320	732,278,320
介護老人保健施設	0	0	0		27,155,549	62,974,414	112,609,267	166,662,022	104,685,397	474,086,649	474,086,649
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	649,365	901,042	1,550,407	1,550,407
介護医療院	0	0	0		1,792,673	3,102,939	3,392,678	13,859,804	25,811,022	47,959,116	47,959,116
総計	18,431,272	44,379,446	62,810,718		560,883,407	740,810,141	1,011,921,498	1,037,477,654	793,943,157	4,145,035,857	4,207,846,575

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I-3-1-1-3 要介護度別のサービス利用費用額 (令和4年7月14日現在)

介護保険事業状況報告  
 (令和3年度)

2. 保険給付決定状況  
 (1) 介護給付・予防給付  
 ①-1 総数  
 ウ 費用額

保険者番号：12204

保険者名：船橋市

種類	予防給付			介護給付						合計	
	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		計
居宅（介護予防）サービス	227,184,706	506,938,387	734,123,093		4,594,752,842	5,428,371,714	5,706,611,157	4,763,350,260	3,758,867,009	24,251,952,982	24,986,076,075
訪問サービス	42,971,181	109,230,532	152,201,713		1,392,679,228	1,790,895,553	1,936,380,309	1,975,745,976	1,999,500,402	9,095,201,468	9,247,403,181
訪問介護	0	0	0		846,778,744	1,063,398,959	1,277,371,741	1,311,984,707	1,281,403,386	5,780,937,537	5,780,937,537
訪問入浴介護	0	9,875	9,875		7,128,343	14,583,649	34,289,207	98,507,711	207,394,282	361,903,192	361,913,067
訪問看護	20,038,820	58,118,678	78,157,498		299,112,808	389,267,151	302,213,007	282,685,736	286,750,229	1,560,028,931	1,638,186,429
訪問リハビリテーション	4,726,741	27,871,339	32,598,080		70,661,173	100,148,344	97,538,744	78,889,072	61,148,135	408,385,468	440,983,548
居宅療養管理指導	18,205,620	23,230,640	41,436,260		168,998,160	223,497,450	224,967,610	203,678,750	162,804,370	983,946,340	1,025,382,600
通所サービス	37,489,707	120,036,125	157,525,832		1,534,479,320	1,618,289,290	1,424,141,876	781,730,861	458,181,871	5,816,823,218	5,974,349,050
通所介護	0	0	0		1,300,949,710	1,263,473,685	1,165,783,268	611,894,593	381,213,515	4,723,314,771	4,723,314,771
通所リハビリテーション	37,489,707	120,036,125	157,525,832		233,529,610	354,815,605	258,358,608	169,836,268	76,968,356	1,093,508,447	1,251,034,279
短期入所サービス	569,559	2,921,591	3,491,150		129,760,964	293,353,452	824,319,776	583,420,394	357,160,060	2,188,014,646	2,191,505,796
短期入所生活介護	531,299	2,670,699	3,201,998		115,179,852	253,155,643	746,038,664	505,463,381	283,077,676	1,902,915,216	1,906,117,214
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	38,260	250,892	289,152		14,581,112	40,197,809	78,217,054	77,957,013	74,082,384	285,035,372	285,324,524
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0		0	0	64,058	0	0	64,058	64,058
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	57,367,838	131,593,841	188,961,679		252,063,910	525,043,510	435,250,032	376,634,822	293,686,173	1,882,678,447	2,071,640,126
福祉用具貸与	23,424,520	86,777,080	110,201,600		175,482,240	462,867,130	397,811,000	347,245,670	279,796,200	1,663,202,240	1,773,403,840
福祉用具購入費	4,104,218	7,357,125	11,461,343		15,764,211	19,022,714	14,498,566	11,526,383	5,811,635	66,623,509	78,084,852
住宅改修費	29,839,100	37,459,636	67,298,736		60,817,459	43,153,666	22,940,466	17,862,769	8,078,338	152,852,698	220,151,434
特定施設入居者生活介護	56,502,422	63,857,773	120,360,195		520,634,208	547,523,198	563,351,860	713,167,145	450,740,451	2,795,416,862	2,915,777,057
介護予防支援・居宅介護支援	32,283,999	79,298,525	111,582,524		765,135,212	653,266,711	523,167,304	332,651,062	199,598,052	2,473,818,341	2,585,400,865
地域密着型（介護予防）サービス	670,870	4,799,144	5,470,014		1,052,743,931	1,547,826,833	1,861,760,226	1,193,286,238	904,966,156	6,560,583,384	6,566,053,398
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0		26,055,578	63,465,171	78,808,597	96,957,144	79,497,697	344,784,187	344,784,187
夜間対応型訪問介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0		569,862,956	544,296,353	509,009,449	244,267,265	138,318,522	2,005,754,545	2,005,754,545
認知症対応型通所介護	0	0	0		13,484,107	29,613,099	15,792,444	11,100,790	8,024,716	78,015,156	78,015,156
小規模多機能型居宅介護	670,870	2,895,339	3,566,209		65,947,661	142,518,573	174,289,973	119,112,613	137,889,790	639,758,610	643,324,819
認知症対応型共同生活介護	0	1,903,805	1,903,805		335,037,836	701,787,119	913,982,927	509,476,049	393,960,873	2,854,244,804	2,856,148,609
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0		30,135,151	46,969,729	48,650,696	88,176,067	21,265,691	235,197,334	235,197,334
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		6,276,896	8,574,380	81,742,222	115,393,573	87,521,500	299,508,571	299,508,571
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0	0	0		5,943,746	10,602,409	39,483,918	8,802,737	38,487,367	103,320,177	103,320,177
施設サービス	0	0	0		369,477,550	915,201,913	3,156,262,129	5,022,572,110	3,738,406,408	13,201,920,110	13,201,920,110
介護老人福祉施設	0	0	0		64,935,956	219,773,162	1,936,408,361	3,119,126,657	2,360,880,492	7,701,124,628	7,701,124,628
介護老人保健施設	0	0	0		286,175,663	663,692,017	1,185,080,291	1,753,553,500	1,100,688,055	4,989,189,526	4,989,189,526
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	6,827,223	9,466,425	16,293,648	16,293,648
介護医療院	0	0	0		18,365,931	31,736,734	34,773,477	143,064,730	267,371,436	495,312,308	495,312,308
総計	227,855,576	511,737,531	739,593,107		6,016,974,323	7,891,400,460	10,724,633,512	10,979,208,608	8,402,239,573	44,014,456,476	44,754,049,583

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I - 3 - 1 - 1 4 要介護度別の保険給付額 (令和4年7月14日現在)

介護保険事業状況報告  
 (令和3年度)

2. 保険給付決定状況  
 (1) 介護給付・予防給付  
 ①-1 総数  
 エ 給付費

保険者番号: 12204

保険者名: 船橋市

種類	予防給付			介護給付							合計
	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
居宅(介護予防)サービス	202,324,065	453,400,830	655,724,895		4,135,486,764	4,863,946,085	5,101,009,918	4,233,935,863	3,347,614,496	21,681,993,126	22,337,718,021
訪問サービス	37,723,216	95,381,672	133,104,888		1,228,393,244	1,582,719,405	1,714,978,180	1,740,636,767	1,771,954,764	8,038,682,360	8,171,787,248
訪問介護	0	0	0		748,954,963	942,134,809	1,134,294,360	1,158,015,339	1,137,241,390	5,120,640,861	5,120,640,861
訪問入浴介護	0	8,887	8,887		6,366,273	12,664,575	30,119,458	86,116,256	183,039,004	318,305,566	318,314,453
訪問看護	17,714,696	50,653,458	68,368,154		262,876,429	342,335,363	266,509,957	248,036,089	253,599,986	1,373,357,824	1,441,725,978
訪問リハビリテーション	4,196,821	24,436,768	28,633,589		61,425,105	88,231,035	85,352,882	69,459,854	54,022,102	358,490,978	387,124,567
居宅療養管理指導	15,811,699	20,282,559	36,094,258		148,770,474	197,353,623	198,701,523	179,009,229	144,052,282	867,887,131	903,981,389
通所サービス	32,749,393	105,430,433	138,179,826		1,350,826,693	1,429,642,500	1,260,098,126	691,811,411	406,711,295	5,139,090,025	5,277,269,851
通所介護	0	0	0		1,146,941,282	1,118,801,756	1,031,963,851	542,348,335	339,266,640	4,179,321,864	4,179,321,864
通所リハビリテーション	32,749,393	105,430,433	138,179,826		203,885,411	310,840,744	228,134,275	149,463,076	67,444,655	959,768,161	1,097,947,987
短期入所サービス	506,786	2,431,333	2,938,119		115,087,261	258,652,802	729,429,856	517,176,930	317,367,410	1,937,714,259	1,940,652,378
短期入所生活介護	472,352	2,205,533	2,677,885		102,129,755	223,361,391	660,429,799	448,318,725	251,648,653	1,685,888,323	1,688,566,208
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	34,434	225,800	260,234		12,957,506	35,291,411	68,942,405	68,858,205	65,718,757	251,768,284	252,028,518
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	0	0	0		0	0	57,652	0	0	57,652	57,652
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	50,555,191	116,331,491	166,886,682		222,227,391	463,638,319	384,185,482	332,382,150	260,013,921	1,662,447,263	1,829,333,945
福祉用具貸与	20,652,820	76,881,863	97,534,683		155,045,256	409,120,814	351,436,249	306,468,112	247,861,659	1,469,932,090	1,567,466,773
福祉用具購入費	3,644,546	6,490,996	10,135,542		13,884,202	16,725,961	12,687,179	10,085,352	5,081,954	58,464,648	68,600,190
住宅改修費	26,257,825	32,958,632	59,216,457		53,297,933	37,791,544	20,062,054	15,828,686	7,070,308	134,050,525	193,266,982
特定施設入居者生活介護	48,505,480	54,527,376	103,032,856		453,816,965	476,026,348	489,150,970	619,277,543	391,969,054	2,430,240,880	2,533,273,736
介護予防支援・居宅介護支援	32,283,999	79,298,525	111,582,524		765,135,210	653,266,711	523,167,304	332,651,062	199,598,052	2,473,818,339	2,585,400,863
地域密着型(介護予防)サービス	573,704	4,319,213	4,892,917		934,346,540	1,376,556,044	1,655,413,012	1,062,473,458	809,453,239	5,838,242,293	5,843,135,210
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0		23,082,545	56,236,840	70,228,819	86,280,096	70,491,611	306,319,911	306,319,911
夜間対応型訪問介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0		504,526,645	482,373,876	452,820,747	218,398,552	124,023,671	1,782,143,491	1,782,143,491
認知症対応型通所介護	0	0	0		11,901,804	26,325,420	13,560,687	9,970,864	7,222,220	68,980,995	68,980,995
小規模多機能型居宅介護	573,704	2,605,792	3,179,496		58,674,786	127,915,547	154,646,124	105,540,150	123,918,852	570,695,459	573,874,955
認知症対応型共同生活介護	0	1,713,421	1,713,421		298,040,627	624,524,172	812,394,812	452,774,719	351,408,568	2,539,142,898	2,540,856,319
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0		27,121,582	42,272,650	43,708,620	79,088,329	18,980,520	211,171,701	211,171,701
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		5,649,198	7,716,928	73,567,901	102,565,507	78,769,214	268,268,748	268,268,748
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0		5,349,353	9,190,611	34,485,302	7,855,241	34,638,583	91,519,090	91,519,090
施設サービス	0	0	0		328,112,217	815,132,000	2,804,335,187	4,457,730,105	3,317,605,125	11,722,914,634	11,722,914,634
介護老人福祉施設	0	0	0		58,133,458	196,533,945	1,727,051,571	2,777,958,084	2,101,182,585	6,860,859,643	6,860,859,643
介護老人保健施設	0	0	0		254,552,761	591,768,709	1,047,733,753	1,550,613,496	974,459,064	4,419,127,783	4,419,127,783
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	6,144,496	8,433,280	14,577,776	14,577,776
介護医療院	0	0	0		15,425,998	26,829,346	29,549,863	123,014,029	233,530,196	428,349,432	428,349,432
総計	202,897,769	457,720,043	660,617,812		5,397,945,521	7,055,634,129	9,560,758,117	9,754,139,426	7,474,672,860	39,243,150,053	39,903,767,865

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I-3-1-15 特定入所者介護（介護予防）サービス費 (令和4年7月14日現在)

介護保険事業状況報告  
 (令和3年度)

2. 保険給付決定状況

(2) 特定入所者介護（介護予防）サービス費（別掲）

保険者番号： 12204

保険者名： 船橋市

① 総数

種類	予防給付			介護給付							合計	
	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
ア 件数												
食費	1	6	7		1,183	2,419	7,702	8,922	5,774	26,000	26,007	
介護老人福祉施設	0	0	0		195	527	4,021	5,560	3,480	13,783	13,783	
介護老人保健施設	0	0	0		467	915	1,535	1,766	1,206	5,889	5,889	
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	18	0	18	18	
介護医療院	0	0	0		0	12	36	131	203	382	382	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		12	17	147	154	102	432	432	
短期入所生活介護	1	5	6		479	858	1,821	1,122	635	4,915	4,921	
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	1	1		30	90	141	171	148	580	581	
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0		0	0	1	0	0	1	1	
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
居住費（滞在費）	1	6	7		1,166	2,383	7,621	8,698	5,667	25,535	25,542	
介護老人福祉施設	0	0	0		195	523	3,991	5,358	3,372	13,439	13,439	
介護老人保健施設	0	0	0		468	890	1,516	1,740	1,196	5,810	5,810	
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	18	0	18	18	
介護医療院	0	0	0		0	12	36	133	191	372	372	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		12	17	148	154	103	434	434	
短期入所生活介護	1	5	6		461	851	1,786	1,114	637	4,849	4,855	
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	1	1		30	90	143	181	168	612	613	
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0		0	0	1	0	0	1	1	
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
イ 給付費												
食費	4,810	21,985	26,795		16,337,794	34,174,514	129,135,390	161,726,492	100,433,361	441,807,551	441,834,346	
介護老人福祉施設	0	0	0		3,873,974	10,621,610	77,637,494	109,160,927	65,997,517	267,291,522	267,291,522	
介護老人保健施設	0	0	0		8,836,324	16,162,396	27,673,270	32,513,326	21,352,042	106,537,358	106,537,358	
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	286,621	0	286,621	286,621	
介護医療院	0	0	0		0	297,747	394,638	1,976,318	3,491,281	6,159,984	6,159,984	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		131,546	245,072	2,024,114	2,315,378	1,602,230	6,318,340	6,318,340	
短期入所生活介護	4,810	16,165	20,975		3,394,275	6,600,951	20,605,417	14,099,180	7,139,182	51,839,005	51,859,980	
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	5,820	5,820		101,675	246,738	793,443	1,374,742	851,109	3,367,707	3,373,527	
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0		0	0	7,014	0	0	7,014	7,014	
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
居住費（滞在費）	4,872	13,783	18,655		8,273,982	19,540,046	103,552,788	120,867,307	74,823,058	327,057,181	327,075,836	
介護老人福祉施設	0	0	0		3,480,110	10,301,140	77,258,142	100,877,451	62,758,545	254,675,388	254,675,388	
介護老人保健施設	0	0	0		1,034,830	1,800,127	3,187,415	2,498,989	2,727,119	11,248,480	11,248,480	
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	3,479	0	3,479	3,479	
介護医療院	0	0	0		0	74,826	7,665	524,491	353,637	960,619	960,619	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		254,040	360,528	3,260,042	3,527,690	2,372,122	9,774,422	9,774,422	
短期入所生活介護	4,872	13,727	18,599		3,463,991	6,967,718	19,687,006	13,167,589	6,377,540	49,663,844	49,682,443	
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	56	56		41,011	35,707	144,272	267,618	234,095	722,703	722,759	
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0		0	0	8,246	0	0	8,246	8,246	
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
総計	9,682	35,768	45,450		24,611,776	53,714,560	232,688,178	282,593,799	175,256,419	768,864,732	768,910,182	

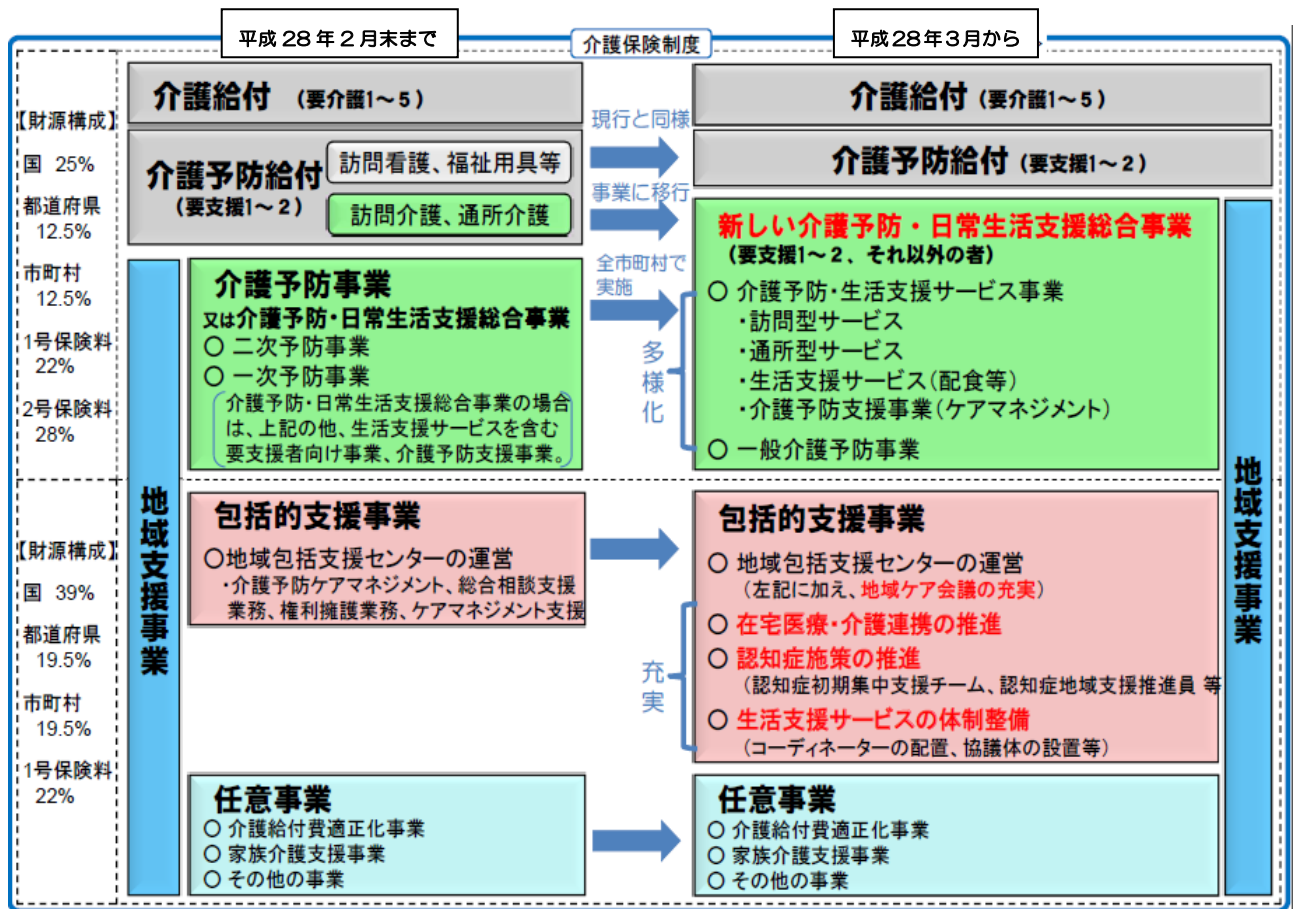
## 第2項 地域支援事業

地域包括ケア推進課  
 介護保険課  
 健康づくり課

地域支援事業は、被保険者が要介護・要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談・支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

平成27年4月施行の介護保険制度の改正により、地域支援事業の内容が見直され、市町村では、平成29年度末までに介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施することとされましたが、本市では平成28年3月より総合事業を開始しました。

これにより、要支援者に対する予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」がそれぞれ「訪問型サービス」「通所型サービス」として総合事業に移行され、「介護予防・生活支援サービス事業」に位置づけられるとともに、介護予防事業（一次予防事業・二次予防事業）が廃止され、総合事業における「一般介護予防事業」へ再編されました。



※第8期介護保険事業計画の財源構成は、介護予防・日常生活支援総合事業の1号保険料は23%、2号保険料は27%、包括的支援・任意事業の国は38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、1号保険料は23%です。

## 1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ① 訪問型サービス

介護保険課

##### 訪問介護相当サービス・訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

平成28年3月より介護予防訪問型サービス（予防給付で行っていた介護予防訪問介護に相当するサービス）、平成28年4月より介護予防生活支援サービス（介護予防訪問型サービスの基準を緩和したサービス）を実施しています。

利用者負担につきましては、介護保険の給付と同様、原則として利用料の1割、65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割となります。また、利用者負担が高額となる場合は、介護保険の給付と同様、高額介護予防サービス費相当事業費を支給します。

#### ② 通所型サービス

##### 通所介護相当サービス・通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

平成28年3月より介護予防通所型サービス（予防給付で行っていた介護予防通所介護に相当するサービス）、平成28年7月より介護予防運動機能向上デイサービスと介護予防ミニデイサービス（ともに介護予防通所型サービスの基準を緩和したサービス）を実施しています。

利用者負担につきましては、介護保険の給付と同様、原則として利用料の1割、65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割となります。また、利用者負担が高額となる場合は、介護保険の給付と同様、高額介護予防サービス費相当事業費を支給します。

#### ③ 介護予防ケアマネジメント

地域包括ケア推進課

##### 1) 基本チェックリストの実施

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者（事業対象者）ですが、本市では、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを基本チェックリストの実施機関として位置づけ、同センターが行う総合相談支援事業のなかで、必要に応じて基本チェックリストを実施し、事業対象者であるかの判定を行っています。

表I-3-1-16 基本チェックリスト実施状況 (単位：件)

年度	地域包括支援センター実施		在宅介護支援センター実施		合 計	
		うち対象者該当		うち対象者該当		うち対象者該当
元	40	35	1	1	41	36
2	31	24	0	0	31	24
3	31	26	0	0	31	26

## 2) 介護予防ケアマネジメントの実施

地域包括支援センターでは、要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助（ケアプランの作成等）を行っています。

なお、その業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託して実施しています。

**表 I-3-1-17 介護予防ケアマネジメント実施状況** (単位：件)

年度	ケアプラン作成件数	うち委託した数
元	25,199	16,129
2	23,496	15,534
3	22,715	14,707

## (2) 一般介護予防事業

健康づくり課

### ① 介護予防把握事業

平成 29 年度まで、65 歳の要支援・要介護認定者を除いた者に総合事業の案内を送付し、70 歳、73 歳、75 歳以上の特定健診・後期高齢者健診受診者、要支援・要介護認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者を除いた者に基本チェックリストの送付を行いました。また、平成 30 年度からは 65 歳の者及び特定健診・後期高齢者健診受診者を含め、送付対象者を拡大しました。

さらに、令和元年度からは、基本チェックリストに替えて、新たに本市が独自で作成した「船橋市健康スケール」を送付しており、回答結果では年齢別平均を 100 とした元気度を表すとともに、3 年後の要介護・要支援リスクをお知らせしました。

**表 I-3-1-18 介護予防把握事業** (単位：件)

年度	元	2	3
船橋市健康スケール送付数	75,580	81,260	80,529

### ② 介護予防普及啓発事業（生き生きと若々しく過ごすための教室）

平成 28 年 4 月より、地域の高齢者を対象に、介護予防に資する基本的な知識（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防）を普及啓発し、要介護状態等になることを予防するために行う事業を実施しています。コースは、総合型 5 回コース、総合型 8 回コース、柔道整復師運動型 8 回コースがあります。

**表 I-3-1-19 介護予防普及啓発事業実施状況**

年度	元	2★ <sup>1</sup>	3★ <sup>1</sup>
実施回数（総合型 5 回コース）	45	25	40
参加者数（人）	565	254	435
実施回数（総合型 8 回コース）	44	17	24
参加者数（人）	522	226	289
実施回数（柔道整復師運動型 8 回コース）	30	18	41
参加者数（人）	211	106	282



### ③ 認知症予防事業

地域の高齢者を対象に、認知症予防に有効な生活習慣の知識を持つとともに、そのような生活習慣を身につけることで、認知症の予防又は発症時期を遅らせるために行う事業です。

表 I-3-1-20 認知症予防事業実施状況

事業名	年度	元		2★ <sup>1</sup>		3★ <sup>1</sup>	
		実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
認知症予防事業		41	498	13	214	29	361

### ④ 地域介護予防活動支援事業

#### 1) アクティブシニア介護予防補助金

平成 28 年 7 月より開始した、地域の介護予防に資する活動を行う住民団体を支援し、住民の多様な活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する事業です。

表 I-3-1-21 アクティブシニア介護予防補助金 (単位：団体)

年度	元	2	3
補助団体数	74	65	60

### ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

#### 1) 船橋市リハビリテーション専門職等派遣支援事業

平成 28 年 7 月より開始した、地域の住民主体の団体の介護予防に資する活動等に地域のリハビリテーション専門職等を派遣し助言を行うことで、地域の介護予防効果を高め、生活範囲の拡大等にむけた取組を支援する事業です。

表 I-3-1-22 船橋市リハビリテーション専門職等派遣支援事業 (派遣回数)

年度	元	2★ <sup>1</sup>	3
延べ派遣団体数 (件)	15	0	0
延べ派遣人数 (人)	19	0	0

#### 2) 足腰の衰えチェック事業

平成 30 年 9 月より開始した、高齢者に客観的な足腰の衰え度合いを簡単な 2 つのテストで自覚してもらうこと、リハビリ専門職等に運動についてアドバイスをもらい、運動機能が維持できるように生活習慣を見直してもらうこと、重篤な場合には地域包括支援センター等への相談を勧奨することを目的とした事業です。

65 歳、70 歳、73 歳以上の奇数年齢の方等を対象に、2 つのモデル地区から開始し、令和 2 年度からは 16 地区で実施しています。

表 I-3-1-23 足腰の衰えチェック事業

年度	元	2	3★ <sup>1</sup>
利用者数	398	639	688
利用率	5.4%	3.5%	4.2%

### 3) 自立支援型介護予防ケアマネジメント事業

### 地域包括ケア推進課

利用者の生活機能の維持・向上の効果を高め、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントにつなげることを目的とし、リハビリテーション専門職が直接ケアマネジャーに同行して利用者宅を訪問し、利用者及びケアマネジャー等に助言を行う事業です。

表 I-3-1-24 自立支援型介護予防ケアマネジメント事業（派遣回数）

年度	元	2	3
利用者人数（人）	16	58	30
訪問回数（回）	22	83	37

## 2. 包括的支援事業

（令和4年4月1日現在）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者やその家族に生活上の不安が生じた場合に相談を受け、早めに適切な医療や介護などの社会保障制度、その他の関係機関へつなぐ体制が必要となります。また、対象者一人ひとりについて多様な職種が連携・協働し、地域におけるサービスや資源を活用しながら支援していくことが重要です。

介護や福祉、健康、医療、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に高齢者やその家族を支援する体制の確立、そして高齢者が要介護状態になることの予防を推進し、明るく活力ある高齢社会を築いていくために、地域包括支援センターを直営5か所、委託9か所の計14か所設置し、包括的支援事業を実施しています。

また、在宅介護支援センターを地域包括支援センターの協働機関として位置づけ、地域の身近な相談窓口として地域包括支援センターと一体となって高齢者支援を行っています。

表 I-3-1-25 地域包括支援センター一覧

名称	所在地	電話番号
中部	北本町 1-16-55（保健福祉センター1階）	047-423-2551
新高根・芝山、高根台（委託）	芝山 1-39-7 フォンテーヌ芝山 104	047-404-7061
東部	薬円台 5-31-1（社会福祉会館3階）	047-490-4171
前原（委託）	前原西 2-29-10 青空ビル1階	047-403-3201
三山・田喜野井（委託）	三山 6-41-24 田屋ビル 103	047-403-5155
習志野台（委託）	習志野台 2-71-15 ACEビル2階202	047-462-0002
西部	本郷町 457-1（西部消防保健センター4階）	047-302-2628
塚田（委託）	前貝塚町 565-11 塚田プラザ 304	047-404-7221
法典（委託）	馬込西 1-2-10 寿ビルA101	047-430-4140
南部	湊町 2-10-25（市役所3階）	047-436-2883
宮本・本町（委託）	宮本 4-19-12 ヨモギダビル 203	047-401-0341
北部	三咲 7-24-1（北部福祉会館1階）	047-440-7935
二和・八木が谷（委託）	二和東 6-17-39	047-448-7115
豊富・坪井（委託）	神保町 117-8	047-457-3331

**(1) 総合相談支援事業・権利擁護事業**

介護や福祉などに関する問題や高齢者虐待の防止、成年後見制度など高齢者の相談に総合的に応じています。

**表 I-3-1-26 地域包括支援センター総合相談実施状況** (単位：件)

年度	介護保険等 保健福祉サービス	権利擁護 (成年後見制度等)	高齢者虐待	合計
元	45,962	2,762	3,130	51,854
2	57,068	3,455	4,726	65,249
3	55,045	2,594	3,498	61,137

また、以下の事業を行っています。

**① 在宅介護支援センター運営事業**

**表 I-3-1-27 在宅介護支援センター運営状況**

年度	委託数 (箇所)	延相談件数 (件)	実態把握 (件)
元	16	14,421	1,053
2	16	15,568	1,094
3	16	16,427	989

**② 相談協力員の研修**

**表 I-3-1-28 相談協力員研修参加状況**

年度	開催回数 (回)	参加者数 (人)
元	1	256
2★ <sup>2</sup>	—	—
3★ <sup>2</sup>	—	—

**(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業**

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行っています。

**表 I-3-1-29 ケアマネジャー支援事業実施状況** (単位：件)

年度	介護支援専門員相談件数
元	863
2	995
3	824

**3. 任意事業**

地域の実情に応じ、創意工夫を生かして各種事業を実施しています。

**(1) 介護給付等費用適正化事業**

介護保険課

介護給付等に要する費用の適正化を図るため、「介護給付等費用適正化事業」を実施しています。

(2) 家族介護支援事業

地域包括ケア推進課

高齢者を介護している人を支援するため、以下の事業を行っています。

①徘徊高齢者家族支援サービス事業

表 I-3-1-30 徘徊高齢者家族支援サービス利用状況 (単位：人)

年度	利用者
元	117
2	109
3	99

②認知症家族交流会

表 I-3-1-31 認知症家族交流会参加状況

年度	開催回数 (回)	参加者数 (人)
元	4	41
2★ <sup>1</sup>	1	6
3	4	32

③若年性認知症家族交流会

表 I-3-1-32 若年性認知症家族交流会参加状況

年度	開催回数 (回)	参加者数 (人)
元	1	5
2★ <sup>2</sup>	—	—
3	1	2

④家族のための介護教室

表 I-3-1-33 家族のための介護教室参加状況

年度	開催回数 (回)	参加者数 (人)
元	2	27
2★ <sup>1</sup>	1	7
3★ <sup>1</sup>	2	25

(3) その他事業

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、以下の事業を行っています。

① 介護相談員派遣事業

高齢者福祉課

市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設及びグループホームへ各施設月 1 回介護相談員を派遣しています。

表 I-3-1-34 介護相談員派遣事業実施状況 (単位：施設)

年度	元	2 ★ <sup>2</sup>	3 ★ <sup>2</sup>
派遣施設数	47	—	—

② 住宅改修支援事業

介護保険課

表 I-3-1-35 住宅改修支援事業実施状況 (単位：件)

年度	元	2	3
件数	128	127	132

③ 成年後見制度普及事業

地域包括ケア推進課

表 I-3-1-36 成年後見制度講演会実施状況

年度	開催回数 (回)	参加者数 (人)
元	2	70
2★ <sup>2</sup>	—	—
3★ <sup>1</sup>	1	40

④ 認知症サポーター養成事業

表 I-3-1-37 認知症サポーター養成講座開催状況

年度	開催回数 (回)	サポーター数 (人)
元	171	9,153
2★ <sup>1</sup>	80	5,206
3★ <sup>1</sup>	119	8,001

⑤ 在宅介護支援教室

表 I-3-1-38 在宅介護支援教室実施状況 (単位：回)

年度	開催回数
元	57
2★ <sup>1</sup>	5
3★ <sup>1</sup>	14

第3項 指定介護予防支援事業

地域包括支援センターでは、要支援1・2の方のケアプランを作成しています。

なお、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託しています。

表 I-3-1-39 介護予防ケアプラン作成状況 (単位：件)

年度	作成数	うち委託した数
元	21,277	14,435
2	22,945	15,642
3	23,213	15,790

## 第2章 国民健康保険事業・高齢者医療事業の推進

## 第2章 国民健康保険事業・高齢者医療事業の推進

### 第1節 国民健康保険の健全な運営

#### 第1項 国民健康保険運営協議会

国保年金課

国民健康保険事業の運営に関する事項（保険給付、保険料の徴収その他の重要事項）を審議するため、市町村に国民健康保険事業の運営に関する協議会を置いています（法第11条第2項）。

《委員の構成》

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 被保険者を代表する委員        | 5人 |
| 2. 保険医または保険薬剤師を代表する委員 | 5人 |
| 3. 公益を代表する委員          | 5人 |
| 4. 被用者保険等被保険者を代表する委員  | 2人 |

#### 第2項 被保険者状況

##### 1. 被保険者状況

表I-3-2-1 年間平均被保険者の年度別推移 (単位：人)

年度	区分	一般	退職	総数
元		123,494 (38,211)	68 (58)	123,562 (38,269)
2		120,140 (37,772)	1 (0)	120,141 (37,772)
3		117,115 (37,298)	0 (0)	117,115 (37,298)

※ ()内は、介護保険第2号被保険者の再掲

※ 3月末日から翌年2月末日までの平均

##### 2. 国保加入状況

表I-3-2-2 国保加入の年度別推移

区分 年度	年度末現在		国保世帯数		国保被保険者数								
	世帯数	人口	年度末現在		年度末現在 被保険者数	加入率 (%)	年間平均 被保険者数	一般		退職		年間平均 被保険者数	
			世帯数	加入率 (%)				年度末現在		年度末現在			
								被保険者数	構成比 (%)	被保険者数	構成比 (%)		
元	307,169	643,971	82,304	26.8	120,568	18.7	123,562	120,562	100.0	123,494	6	0.0	68
2	311,102	645,450	81,685	26.3	118,409	18.3	120,141	118,409	100.0	120,140	0	0.0	1
3	313,581	645,972	79,316	25.3	113,676	17.6	117,115	113,676	100.0	117,115	0	0.0	0

※ 年度末現在の世帯数及び人口は、住民基本台帳登録数

※ 年間平均は3月末日から翌年2月末日までの平均

### 3. 年度別世帯・被保険者異動状況

表 I-3-2-3 資格取得の年度別推移 (単位：人(％))

区分 年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	合 計
元	7,331(27.8)	17,289(65.7)	307(1.2)	402(1.5)	0(0.0)	1,005(3.8)	26,334
2	6,386(24.8)	17,745(69.0)	272(1.1)	342(1.3)	1(0.0)	962(3.8)	25,708
3	5,524(22.8)	17,350(71.7)	214(0.9)	325(1.4)	3(0.0)	775(3.2)	24,191

表 I-3-2-4 資格喪失の年度別推移 (単位：人(％))

区分 年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	合 計
元	5,828(18.8)	16,077(51.9)	664(2.2)	775(2.5)	5,681(18.4)	1,925(6.2)	30,950
2	5,301(19.0)	14,771(53.0)	566(2.0)	830(3.0)	4,435(15.9)	1,964(7.1)	27,867
3	5,364(18.5)	14,424(49.9)	616(2.1)	817(2.8)	6,094(21.1)	1,609(5.6)	28,924

### 4. 年齢別被保険者数

表 I-3-2-5 年齢別被保険者数 (令和3年度末)

区分 歳	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計 (人)	割合 (%)	
0～9 歳	300	288	363	383	378	413	403	443	411	452	3,834	3.4	
10～19 歳	441	486	513	508	500	459	543	484	566	645	5,145	4.5	
20～29 歳	782	1,040	1,188	1,121	1,125	1,056	1,063	997	945	977	10,294	9.1	
30～39 歳	893	865	927	931	997	983	932	991	1,146	1,138	9,803	8.6	
40～49 歳	1,116	1,135	1,219	1,212	1,267	1,319	1,348	1,467	1,575	1,565	13,223	11.6	
50～59 歳	1,538	1,652	1,593	1,597	1,538	1,397	1,380	1,492	1,424	1,427	15,038	13.2	
60～69 歳	1,456	1,508	1,662	1,972	2,059	2,605	2,936	3,363	3,785	4,447	25,793	22.7	
70～79 歳	4,827	5,431	6,356	6,658	7,274	—	—	—	—	—	30,546	26.9	
											合計	113,676	100.0

※ 平成20年4月より75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害があると認定を受けた方は後期高齢者医療制度へ移行



## 第3項 保険給付状況

### 1. 給付内容

#### (1) 療養の給付及び療養費

表 I-3-2-6 療養の給付及び療養費の割合

区分	保険者負担割合	一部負担割合
義務教育就学前	8割	2割
義務教育就学以降～69歳	7割	3割
退職被保険者等	7割	3割
70歳～74歳の人	8割	2割
70歳～74歳の人で現役並み所得者	7割	3割

※ 上記の割合は医療費（費用額）10割に対する割合

#### (2) 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

表 I-3-2-7 入院時食事療養費（標準負担額）

区分		標準負担額
下記以外の人		1食 460円 <sup>※1</sup>
市民税非課税世帯 69歳以下の方は区分オ 70歳以上の方は低所得Ⅱ	過去12か月間に入院日数が 90日以内の入院の場合	1食 210円 <sup>※2</sup>
	90日を超える入院の場合	1食 160円 <sup>※3</sup>
市民税非課税世帯 70歳以上の人で低所得Ⅰ		1食 100円 <sup>※2</sup>

※1 一部260円の場合があります

※2 事前に「標準負担額減額認定証」の交付を受け医療機関に提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して市民税非課税世帯区分であることを確認できた場合

※3 事前に90日を超える入院がある旨を申し出て、長期入院該当の認定のある「標準負担額減額認定証」を提示した場合

表 I-3-2-8 入院時生活療養費（標準負担額）

(65歳以上の方が療養病床に入院した場合)

区分	標準負担額	
	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
下記以外の人	460円 <sup>※1</sup>	370円
市民税非課税世帯 69歳以下の方は区分オ 70歳以上の方は低所得Ⅱ	210円	370円
市民税非課税世帯 70歳以上の人で低所得Ⅰ	130円	370円

※1 保険医療機関の施設基準等により、420円の場合があります

### (3) 高額療養費

#### ① 69歳以下の人

1. 同一世帯内で、同一診療月に支払った医療費の一部負担金を個人ごと、医療機関ごと（同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科はそれぞれ別算定）に算定し、21,000円以上の一部負担金のみを合算、その合計額が次表の自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額が高額療養費として支給されます。
2. 同じ世帯内で高額療養費の該当が、その診療月を含めた過去12か月間に3回以上あった場合、4回目以降にあたる月は次表の4回以上自己負担限度額が適用されます。
3. 厚生労働大臣の定める疾病に係る同一診療月の一部負担金が10,000円（一部20,000円の場合あり）を超えると、その超えた額が現物給付により支給されます。
4. あらかじめ市から限度額適用認定証の交付を受け受診時に医療機関へ提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して区分を確認することができた場合、同一人が同一診療月に同一医療機関（ただし同一医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別算定）でかかった医療費の一部負担金が次表の自己負担限度額までとなり、自己負担限度額を超えた額は現物給付により支給されます。

表 I - 3 - 2 - 9 自己負担限度額

区分	1か月の自己負担限度額
ア 基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (4回以上 140,100円)
イ 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (4回以上 93,000円)
ウ 基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (4回以上 44,400円)
エ 基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯	57,600円 (4回以上 44,400円)
オ 市民税非課税世帯	35,400円 (4回以上 24,600円)

#### ② 70歳以上74歳以下の人

1. 外来の場合、個人ごとに全ての一部負担金を合算し、それぞれの合計額が次表の個人の限度額を超えた場合はその超えた額が高額療養費として支給されます。また、同一人が同一診療月に同一医療機関で支払う医療費の一部負担金は次表の個人の限度額までとなり、自己負担限度額を超えた額は現物給付により支給されます。
2. 同一人、同一診療月、同一医療機関での入院に係る医療費の一部負担金は次表の入院時の限度額までとなり、自己負担限度額を超えた額は現物給付により支給されます。
3. 70歳以上の人がかかった全ての一部負担金（上記1、2で算定された高額療養費を差し引いてなお残る自己負担額）を合算し、次表の世帯の限度額を超える場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

4. 世帯単位での高額療養費の該当が、その診療月を含めた過去 12 か月間に 3 回以上あった場合、4 回目以降にあたる月は次表の 4 回以上自己負担限度額が適用されます。
5. 現役並み所得者Ⅱ、Ⅰ 該当者及び低所得Ⅱ、Ⅰ 該当者は事前に限度額適用認定証の交付を受け医療機関に提示を行うか、医療機関がオンライン資格確認を利用して区分を確認することができた場合のみ次表のそれぞれの限度額が適用となります。いずれかの方法で区分の確認ができない場合、現役並み所得者Ⅱ、Ⅰ 該当者については「現役並み所得者Ⅲ」の限度額が、低所得Ⅱ、Ⅰ 該当者については「一般」の限度額が適用されます。これらの場合、本来の限度額との差額は高額療養費として支給されます。なお、現役並み所得者Ⅲ及び一般該当者は、保険証の提示にて限度額が適用されます。

**表 I-3-2-10 自己負担限度額**

区分	1 か月の自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) × 1% (4 回以上 140,100 円)	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380 万円以上)	167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1% (4 回以上 93,000 円)	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1% (4 回以上 44,400 円)	
一般 <sup>※1</sup>	18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 (4 回以上 44,400 円)
低所得Ⅱ <sup>※2</sup> (市民税非課税世帯)	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ <sup>※3</sup> (市民税非課税世帯)	8,000 円	15,000 円

※1 一般：現役並み所得者Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ 及び低所得Ⅱ、Ⅰ 以外の人

※2 低所得Ⅱ：同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が市民税非課税である人（低所得Ⅰ 以外の人）

※3 低所得Ⅰ：同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が市民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人

### ③ 若年と高齢の世帯合算

70 歳以上の人の高額療養費の算定後なお残る自己負担額は、同一世帯の若年（69 歳以下）の高額療養費の算定の際に合算することができます。

### (4) 出産育児一時金

1 件 420,000 円

※産科医療補償制度に未加入の産科医療機関で出産した場合、令和 4 年 1 月 1 日以降の出産であれば 408,000 円、それ以前は 404,000 円

(5) 葬祭費

1件 50,000円

2. 医療費通知の状況

表 I - 3 - 2 - 1 1 医療費通知の年度別推移

区分 年度	対象内容	対象月	通知年月	通知件数 (世帯)
元	全受診 世帯 (4回)	平成30年10月～ 12月診療分	令和元年 6月	65,748
		31年 1月～ 3月 //	元年 8月	65,292
		4月～ 6月 //	元年 11月	64,570
		7月～ 10月 //	2年 1月	68,338
			合 計	263,948
2	全受診 世帯 (3回)	令和元年11月～ 12月診療分	令和2年 5月	59,392
		令和2年1月～ 6月 //	2年 11月	73,313
		7月～ 10月 //	3年 1月	65,216
			合 計	197,921
3	全受診 世帯 (3回)	令和2年11月～ 12月診療分	令和3年 5月	57,137
		令和3年1月～ 6月 //	3年 11月	73,772
		7月～ 10月 //	4年 1月	65,912
			合 計	196,821

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 3. 保険給付状況

表 I-3-2-12 療養諸費費用額負担区分の年度別推移

(単位：千円)

区分 年度	療養の給付					療養費					合計					
	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
元	一般	1,937,096	40,873,152	29,977,853	9,839,193	1,056,106	52,916	489,984	359,526	130,257	201	1,990,012	41,363,136	30,337,379	9,969,450	1,056,307
	退職	1,286	16,877	11,812	4,700	365	67	513	359	154	0	1,353	17,390	12,171	4,854	365
	合計	1,938,382	40,890,029	29,989,665	9,843,893	1,056,471	52,983	490,497	359,885	130,411	201	1,991,365	41,380,526	30,349,550	9,974,304	1,056,672
2	一般	1,681,463	38,205,766	28,098,096	9,081,652	1,026,018	41,838	418,787	305,984	112,792	11	1,723,301	38,624,553	28,404,080	9,194,444	1,026,029
	退職	1	288	202	88	-2	3	16	12	4	0	4	304	214	92	-2
	合計	1,681,464	38,206,054	28,098,298	9,081,740	1,026,016	41,841	418,803	305,996	112,796	11	1,723,305	38,624,857	28,404,294	9,194,536	1,026,027
3	一般	1,766,238	40,225,279	29,612,787	9,425,804	1,186,688	42,203	422,497	309,778	112,719	0	1,808,441	40,647,776	29,922,565	9,538,523	1,186,688
	退職	-1	-23	-16	-4	-3	0	0	0	0	0	-1	-23	-16	-4	-3
	合計	1,766,237	40,225,256	29,612,771	9,425,800	1,186,685	42,203	422,497	309,778	112,719	0	1,808,440	40,647,753	29,922,549	9,538,519	1,186,685

※ 療養の給付には年報C表、F表における療養費等の食事療養・生活療養を含みます

※ 療養費には年報C表、F表における移送費を含みます

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I-3-2-13 療養の給付（診療費）の年度別状況

区分 年度	入 院					入 院 外					歯 科					合 計					
	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	
元	一般	24,572	14,543,139	591,858	117,764	19.897	965,197	14,410,437	14,930	116,689	781.574	264,895	3,224,251	12,172	26,109	214.500	1,254,664	32,177,827	25,647	260,562	1,015.972
	退職	6	1,572	262,053	23,122	8.824	641	6,214	9,694	91,382	942.647	151	1,655	10,961	24,341	222.059	798	9,441	11,831	138,845	1,173.529
	合計	24,578	14,544,711	591,778	117,712	19.891	965,838	14,416,651	14,927	116,675	781.663	265,046	3,225,906	12,171	26,108	214.504	1,255,462	32,187,269	25,638	260,495	1,016.058
2	一般	22,816	13,877,530	608,237	115,511	18.991	832,501	13,135,497	15,778	109,335	692.942	222,800	2,896,329	13,000	24,108	185.450	1,078,117	29,909,356	27,742	248,954	897.384
	退職	0	-83	-	-	-	0	8	-	8	0	0	0	-	-	-	0	-75	-	-75	-
	合計	22,816	13,877,447	608,233	115,510	18.991	832,501	13,135,505	15,778	109,334	692.937	222,800	2,896,329	13,000	24,108	185.449	1,078,117	29,909,281	27,742	248,951	897.376
3	一般	22,450	14,359,408	639,617	122,609	19.169	873,654	14,168,222	16,217	120,977	745.980	242,015	3,080,556	12,729	26,304	206.647	1,138,119	31,608,186	27,772	269,890	971.796
	退職	0	-5	-	-	-	0	-1	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-6	-	-	-
	合計	22,450	14,359,403	639,617	122,609	19.169	873,654	14,168,221	16,217	120,977	745.980	242,015	3,080,556	12,729	26,304	206.647	1,138,119	31,608,180	27,772	269,890	971.796

※ 受診率は、件数を年間平均被保険者数で除したもの

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

表 I-3-2-14 出産育児一時金・葬祭費の年度別推移

年度	区分	出産育児一時金		葬祭費		合計	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
元		399	166,844,000	710	35,500,000	1,109	202,344,000
2		363	151,708,000	736	36,800,000	1,099	188,508,000
3		344	144,064,000	716	35,800,000	1,060	179,864,000

※ 事業年報より記載のため、決算額とは一致しません

表 I-3-2-15 高額療養費の年度別推移

年度	区分	一般被保険者分		退職被保険者等分		合計	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
元		89,049	4,220,296,917	19	1,242,898	89,068	4,221,539,815
2		83,004	4,106,483,023	2	157,401	83,006	4,106,640,424
3		87,800	4,294,895,246	0	-1,377	87,800	4,294,893,869

## 第4項 国民健康保険料

### 1. 保険料の内容

(1) 税料の別 保険料

(2) 賦課期日 4月1日(本算定 6月1日)

(3) 賦課額

#### ① 医療分

世帯内の被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額で、賦課限度額は65万円

#### ② 後期高齢者支援金分

世帯内の被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額で、賦課限度額は20万円

#### ③ 介護分

世帯内の40歳から64歳までの被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額で、賦課限度額は17万円

(4) 料率

#### ① 医療分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×6.50%

被保険者均等割額……………被保険者1人について32,360円

#### ② 後期高齢者支援金分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×2.63%

被保険者均等割額……………被保険者1人について8,590円

### ③ 介護分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×1.20%

被保険者均等割額……………被保険者1人について9,610円

### (5) 納付回数

10回

### (6) 納期限

第1	(6月)	期	6月30日まで	第6	(11月)	期	11月30日まで
第2	(7月)	期	8月1日まで	第7	(12月)	期	12月26日まで
第3	(8月)	期	8月31日まで	第8	(1月)	期	1月31日まで
第4	(9月)	期	9月30日まで	第9	(2月)	期	2月28日まで
第5	(10月)	期	10月31日まで	第10	(3月)	期	3月31日まで

特別徴収の世帯主については年金支給時(年6回)

### (7) 賦課の方式

所得割、均等割の2方式

### (8) 月割賦課

#### ① 医療分・後期高齢者支援金分

賦課期日(4月1日)以後に納付義務が発生した人には、その発生した月から、また納付義務が消滅した人には、消滅した月の前月まで、月割賦課を行います。

#### ② 介護分

令和4年4月以降に40歳になる人(第2号被保険者)は、誕生日の前日の属する月(1日が誕生日の場合はその前月)から、月割賦課を行います。

年度途中で65歳に到達する人は、誕生日の前日の属する月の前月までの分を条例で定めた納期に分けて月割賦課を行います。

### (9) 保険料の均等割軽減

#### ●低所得者に対する軽減

- 1) 前年の所得金額が43万円+「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円」以下の世帯について応益部分(均等割)の70/100を軽減
- 2) 前年の所得金額が43万円+(285,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円」以下の世帯について応益部分(均等割)の50/100を軽減
- 3) 前年の所得金額が43万円+(520,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円」以下の世帯について応益部分(均等割)の20/100を軽減

#### ●未就学児に対する軽減

未就学(小学校就学前)の均等割額は、5割軽減されます。上記、低所得者に対する軽減が適用される世帯の未就学児は、低所得者に対する減額を適用後に5割軽減されます。



(10) 収納方法

- ① 口座振替
- ② 納付書による自主納付
- ③ 年金からの特別徴収

2. 保険料率等の状況

表 I-3-2-16 保険料率の年度別推移

年度	区分	応能割		応益割		限度額 (万円)
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平均割 (%)	
2	医療分	6.50	—	27,360	—	63
	後期高齢者支援金分	2.63	—	8,590	—	19
	介護分	1.20	—	9,610	—	17
3	医療分	6.50	—	27,360	—	63
	後期高齢者支援金分	2.63	—	8,590	—	19
	介護分	1.20	—	9,610	—	17
4	医療分	6.50	—	32,360	—	65
	後期高齢者支援金分	2.63	—	8,590	—	20
	介護分	1.20	—	9,610	—	17

3. 保険料収納区分の状況

表 I-3-2-17 保険料収納区分の状況 (令和3年度)

区分	世帯数	収納金額 (千円)	比率	
			世帯数 (%)	収納金額 (%)
口座振替	22,555	3,793,541	28.44	38.18
自主納付	41,193	4,821,409	51.93	48.52
特別徴収	15,568	1,321,507	19.63	13.30
合計	79,316	9,936,457	100.00	100.00

4. 保険料・国民健康保険事業費納付金1人当り額の状況

表 I-3-2-18 保険料調定額・国民健康保険事業費納付金 医療分

年度	保険料 (医療分)		納付金 (医療給付費分)		A/B (%)
	金額 (円) A	前年比 (%)	金額 (円) B	前年比 (%)	
元	61,872	100.7	82,015	103.4	75.4
2	64,251	103.8	82,831	101.0	77.6
3	64,067	99.7	86,304	104.2	74.2

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

**表 I - 3 - 2 - 19 保険料調定額・国民健康保険事業費納付金 後期高齢者支援金分**

区分 年度	保険料（後期高齢者支援金分）		納付金（後期高齢者支援金等分）		A/B (%)
	金額（円） A	前年比 (%)	金額（円） B	前年比 (%)	
元	23,474	100.3	29,669	105.3	79.1
2	23,525	100.2	30,175	101.7	78.0
3	23,446	99.7	31,449	104.2	74.6

**表 I - 3 - 2 - 20 保険料調定額・国民健康保険事業費納付金 介護分**

区分 年度	保険料（介護分）		納付金（介護納付金分）		A/B (%)
	金額（円） A	前年比 (%)	金額（円） B	前年比 (%)	
元	17,748	99.6	27,023	104.5	65.7
2	17,573	99.0	28,086	103.9	62.6
3	17,514	99.7	29,245	104.1	59.9

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

表 I-3-2-21 保険料の年度別収納状況

年度	区分	現 年 賦 課 分						滞 納 繰 越 分				
		調 定 額 (円)			収 納 額 (円)			収納率 (%)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	
		総 額	1世帯当り	1人当り	総 額	1世帯当り	1人当り					
1元	一 般	医療	7,642,254,320	91,249	61,884	6,886,236,856	82,222	55,762	90.11	1,822,606,298	462,676,104	25.39
		支援	2,899,349,944	34,618	23,478	2,608,319,226	31,143	21,121	89.96	676,105,365	172,934,592	25.58
		介護	678,592,818	-	17,759	598,051,884	-	15,651	88.13	206,075,999	54,384,106	26.39
		小計	11,220,197,082	133,969	90,856	10,092,607,966	120,506	81,725	89.95	2,704,787,662	689,994,802	25.51
	退 職	医療	2,821,890	67,188	41,498	2,728,004	64,952	40,118	96.67	7,407,704	2,206,609	29.79
		支援	1,088,083	25,907	16,001	1,051,841	25,044	15,468	96.67	2,702,642	827,978	30.64
		介護	623,715	-	10,754	603,577	-	10,407	96.77	1,549,148	488,848	31.56
		小計	4,533,688	107,945	66,672	4,383,422	104,367	64,462	96.69	11,659,494	3,523,435	30.22
	医療分計	7,645,076,210	91,237	61,872	6,888,964,860	82,213	55,753	90.11	1,830,014,002	464,882,713	25.40	
	支援分計	2,900,438,027	34,614	23,474	2,609,371,067	31,140	21,118	89.96	678,808,007	173,762,570	25.60	
	介護分計	679,216,533	-	17,748	598,655,461	-	15,643	88.14	207,625,147	54,872,954	26.43	
	合 計	11,224,730,770	133,956	90,843	10,096,991,388	120,498	81,716	89.95	2,716,447,156	693,518,237	25.53	
	2	一 般	医療	7,719,142,396	93,721	64,251	6,994,021,006	84,917	58,216	90.61	1,767,976,241	455,968,914
支援			2,826,284,248	34,315	23,525	2,557,480,335	31,051	21,288	90.49	667,490,109	172,982,614	25.92
介護			663,745,117	-	17,572	590,890,871	-	15,644	89.02	197,678,890	54,061,500	27.35
小計			11,209,171,761	136,095	93,301	10,142,392,212	123,143	84,421	90.48	2,633,145,240	683,013,028	25.94
退 職		医療	30,830	-	30,830	30,830	-	30,830	100.00	4,587,160	1,803,821	39.32
		支援	11,949	-	11,949	11,949	-	11,949	100.00	1,647,085	657,478	39.92
		介護	7,030	-	-	7,030	-	-	100.00	917,380	385,524	42.02
		小計	49,809	-	49,809	49,809	-	49,809	100.00	7,151,625	2,846,823	39.81
医療分計		7,719,173,226	93,721	64,251	6,994,051,836	84,917	58,215	90.61	1,772,563,401	457,772,735	25.83	
支援分計		2,826,296,197	34,315	23,525	2,557,492,284	31,051	21,287	90.49	669,137,194	173,640,092	25.95	
介護分計		663,752,147	-	17,573	590,897,901	-	15,644	89.02	198,596,270	54,447,024	27.42	
合 計		11,209,221,570	136,095	93,301	10,142,442,021	123,143	84,421	90.48	2,640,296,865	685,859,851	25.98	
3		一 般	医療	7,503,253,469	92,454	64,067	6,846,103,952	84,356	58,456	91.24	1,690,256,743	459,782,881
	支援		2,745,874,478	33,834	23,446	2,502,966,508	30,841	21,372	91.15	634,619,588	172,708,096	27.21
	介護		653,225,353	-	17,514	587,386,439	-	15,748	89.92	184,362,401	53,386,603	28.96
	小計		10,902,353,300	134,337	93,091	9,936,456,899	122,435	84,844	91.14	2,509,238,732	685,877,580	27.33
	退 職	医療	0	-	-	0	-	-	-	2,613,221	1,535,912	58.77
		支援	0	-	-	0	-	-	-	926,992	524,054	56.53
		介護	0	-	-	0	-	-	-	493,006	278,212	56.43
		小計	0	-	-	0	-	-	-	4,033,219	2,338,178	57.97
	医療分計	7,503,253,469	92,454	64,067	6,846,103,952	84,356	58,456	91.24	1,692,869,964	461,318,793	27.25	
	支援分計	2,745,874,478	33,834	23,446	2,502,966,508	30,841	21,372	91.15	635,546,580	173,232,150	27.26	
	介護分計	653,225,353	-	17,514	587,386,439	-	15,748	89.92	184,855,407	53,664,815	29.03	
	合 計	10,902,353,300	134,337	93,091	9,936,456,899	122,435	84,844	91.14	2,513,271,951	688,215,758	27.38	

※ 収納額は、還付未済額を除きます

## 第2節 高齢者医療の充実

### 第1項 後期高齢者医療制度

#### 1. 後期高齢者医療制度

対 象 75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害（身体障害者手帳1～3級及び4級の一部の人等）のある方で加入を希望する方  
負担割合等 下記表I-3-2-22のとおり

表I-3-2-22 一部負担金の割合及び自己負担限度額

区分	一部負担金の割合	1か月の自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）	3割	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% （140,100円 <sup>※1</sup> ）	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上）		167,400円＋（医療費－558,000円）×1% （93,000円 <sup>※1</sup> ）	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上）		80,100円＋（医療費－267,000円）×1% （44,400円 <sup>※1</sup> ）	
一般	1割	18,000円 （年間上限144,000円 <sup>※3</sup> ）	57,600円 （44,400円 <sup>※2</sup> ）
低所得者Ⅱ （市民税非課税世帯）		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ （市民税非課税世帯）		8,000円	15,000円

※1 過去12か月以内に高額療養費の支給を3回受けた時の4回目以降の限度額

※2 過去12か月以内に「外来＋入院（世帯単位）」の高額療養費の支給を3回受けた時の4回目以降の限度額

※3 1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）のうち所得区分が「一般」または「市民税非課税世帯」であった月の外来（個人単位）の自己負担額の合計額の上限額

表I-3-2-23 入院中の食事についての負担金

区分	内容
現役並み所得者及び一般	1食当り460円 <sup>※1</sup>
区分Ⅱ <sup>※2</sup> ※過去12か月の区分Ⅱの入院日数が91日以上となった場合、申請月の翌月から下段を適用	1食当り210円 1食当り160円
区分Ⅰ <sup>※2</sup>	1食当り100円

※1 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は、260円

※2 区分Ⅱ・Ⅰの方が、減額の適用を受けるには申請が必要です

表 I-3-2-24 年間平均被保険者数 (単位：人)

年度	被保険者数
元	77,750
2	79,711
3	81,192

## 2. 保険料の内容

保険料賦課については、千葉県後期高齢者医療広域連合において決定し、市は賦課額に基づく期割(納期)を設定します。

- ① 賦課期日 4月1日(本算定 7月1日)
- ② 賦課額 所得割額及び均等割額の合算額(賦課限度額は66万円)  
 料 率 所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×8.39%  
 均等割額……………43,400円
- ③ 納付方法 特別徴収(年金天引き)  
 普通徴収(口座振替または納付書払い)
- ④ 納付回数 特別徴収 年6回  
 普通徴収 年8回
- ⑤ 納期限 第1期 8月 1日まで 第5期 11月 30日まで  
 第2期 8月 31日まで 第6期 12月 26日まで  
 第3期 9月 30日まで 第7期 1月 31日まで  
 第4期 10月 31日まで 第8期 2月 28日まで  
 特別徴収の該当者については年金支給時
- ⑥ 月割賦課 賦課期日(4月1日)以後に納付義務が発生した人には、その発生した月から、  
 また納付義務が消滅した人には、消滅した月の前月まで、月割賦課を行います。
- ⑦ 保険料の軽減

### 1) 低所得者に対する軽減

世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて軽減します。

1. 43万円+10万円×{年金・給与所得者数-1}(※)以下  
 ……均等割額の70/100を軽減
2. 43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×{年金・給与所得者数-1}(※)以下  
 ……均等割額の50/100を軽減
3. 43万円+52万円×被保険者数+10万円×{年金・給与所得者数-1}(※)以下  
 ……均等割額の20/100を軽減

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

- ・給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。
- ・65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(15万円の特別控除後)が110万円を超える。
- ・65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

## 2) 被用者保険の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度加入前日まで被用者保険の被扶養者であった被保険者について、被保険者の資格を得た月から、24か月のみ均等割額の50/100を軽減します(所得割額はかかりません)。

## 3. 後期高齢者保険料率の状況

表 I - 3 - 2 - 2 5 保険料率の年度別推移

区分 年度	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)
2	8.39	43,400	64
3	8.39	43,400	64
4	8.39	43,400	66

※ 保険料率は千葉県後期高齢者医療広域連合にて決定

## 第2項 助成事業

### 1. 老人医療費助成事業(市の制度)

老人医療費助成制度は、平成26年8月1日付で廃止となりました。

経過措置として、廃止までに下記の対象及び所得要件を満たす方については、年齢到達等で資格を喪失する月までに受けた医療について、下記の内容で助成を受けることができます。助成を受けるには申請が必要です。

- |      |   |
|------|---|
| 対象   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上70歳未満の、常時ひとり暮らしの人又は継続して6ヶ月以上ねたきりの人</li> <li>・ 68歳以上70歳未満の人</li> </ul> |
| 所得要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税非課税世帯に属する人</li> </ul>   |
| 助成内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険法による保険診療として認められた場合の自己負担額から、後期高齢者医療制度の一部負担金相当額を控除した額を助成</li> </ul>      |

表 I - 3 - 2 - 2 6 給付状況の年度別推移

区分 年度	対象者 (年平均)	医療費助成額		1件当り 金額(円)	1人当り 月額(円)	1人当り 年間受診件数 (件)
		金額(円)	金額(円)			
元	22	316	927,439	2,935	3,513	14.4
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0

表 I - 3 - 2 - 27 後期高齢者医療制度等の推移

実施年月日	制度
昭和 47. 4. 1	70 歳以上老人医療費支給制度開始（市の制度）
48. 1. 1	70 歳以上老人医療費支給制度開始（国の制度） 所得制限あり
48. 10. 1	1. 65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等（身障者）老人医療費支給制度開始（国の制度） 所得制限あり 2. 65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等（身障者）老人医療費支給制度開始（市の制度） 国の制度の所得制限額を超えるもの
50. 4. 1	老人医療付添看護料の助成制度開始（市の制度） 助成限度額の制限あり
54. 4. 1	1. 老人医療付添看護料の助成限度額の撤廃（市の制度） 2. 65 歳以上 70 歳未満のひとり暮らし老人及び 6 か月以上ねたきり老人医療費助成制度開始（市の制度）
58. 2. 1	老人保健法の施行に伴い、老人医療費助成制度の一部変更（70 歳以上、65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等（身障者）の老人医療費支給制度（国及び市の制度）が移行した。）
62. 1. 1	老人保健法の一部改正 1. 一部負担金の改正 2. 加入者按分率の引上げ 3. 老人保健施設の創設
62. 4. 1	老人医療付添看護料の助成制度の一部改正（市の制度） 所得制限 国民年金法の老齢福祉年金が全部停止となる所得以上の者
平成元. 10. 1	老人付添看護料資金貸付制度開始（実施主体 船橋市社会福祉協議会）
3. 4. 1	人工水晶体等費用助成制度開始
4. 1. 1	老人保健法の一部改正 1. 一部負担金の改正 2. 公費負担割合の引上げ 3. 老人保健施設入所対象者の拡大
4. 4. 1	老人保健法の一部改正 1. 公費負担割合の引上げ 2. 老人訪問看護制度の創設
4. 12. 1	老人医療費助成制度の一部改正（市の制度） 1. 助成対象者の拡大 68 歳、69 歳の老人 2. 所得制限 本人の所得が老齢福祉年金の全部が支給停止となる本人の所得限度額の 1.5 倍の額以下
5. 4. 1	1. 老人保健法の一部改正 一部負担金の改正 2. 老人医療付添看護料の助成制度の一部改正（市の制度） 所得制限の緩和 3. 特殊眼鏡等費用助成制度の一部改正（市の制度） ① 補助眼鏡の新設 ② 所得制限の緩和
6. 4. 1	老人医療費助成制度の一部改正（市の制度） 助成開始日の改正
6. 10. 1	老人保健法の一部改正 1. 標準負担額の創設 2. 入院時食事療養費の創設 3. 付添看護療養費の廃止（経過措置あり）
7. 4. 1	1. 老人保健法の一部負担金の改正 2. はり、きゅう費用助成制度の一部改正（市の制度） あんま、マッサージ、指圧の施術を助成対象に新設
8. 4. 1	老人保健法の一部負担金の改正

実施年月日	制度
平成 8.10. 1	老人保健法の入院時食事療養費負担額の改正
9. 9. 1	老人保健法の一部改正 1. 一部負担金の改正 2. 外来時薬剤費の創設
9.10. 1	老人医療付添看護料の助成制度の廃止（市の制度）
10. 3.31	老人付添看護料資金貸付制度の終了（実施主体 船橋市社会福祉協議会）
10. 4. 1	老人保健法の一部負担金（入院時）の改正
11. 4. 1	老人保健法の一部負担金（外来時・入院時）の改正
11. 7. 1	国の制度における薬剤費一部負担金が、臨時特例措置として免除化を実施 平成 12. 6. 30 まで
12. 4. 1	老人保健法の一部改正 老人保健施設療養費等の廃止（介護保険制度へ移行）
12. 7. 1	国の制度における薬剤費一部負担金免除化の継続
13. 1. 1	老人保健法の改正 一部負担金の定率化・薬剤一部負担金の廃止 高額医療費支給制度の創設
14. 4. 1	老人保健法の一部改正 1. 一部負担金限度額の改正 2. 診療報酬の改定
14.10. 1	老人保健法の一部改正 1. 患者負担の見直し（定率負担の徹底・自己負担限度額の見直し） 2. 対象年齢の引上げ（70 歳以上から 75 歳以上に段階的引上げ）
15. 4. 1	健康保険法の一部改正 1. 3 歳以上 70 歳未満、3 割負担に統一 2. 薬剤一部負担金の廃止
15. 8. 1	老人医療費助成制度の一部改正（市の制度） 所得要件の見直し ①68 歳、69 歳②ひとり暮らし③ねたきりの所得要件を市民税非課税世帯に改正
18. 4. 1	老人医療費助成制度の一部改正（市の制度） 1. 税制改正に伴う激変緩和措置策を講じた。 2. 公的年金等控除額の縮減及び老年者の非課税措置の廃止に対する措置
18.10. 1	老人保健法の一部改正 1. 一定以上所得者の一部負担金割合を、2 割から 3 割に引き上げ 2. 一部負担金限度額の改正
20. 4. 1	老人保健法の一部改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更） 1. 後期高齢者医療制度の創設 2. 後期高齢者医療保険料軽減措置の実施
22. 4. 1	後期高齢者医療保険料所得割率の変更
24. 4. 1	1. 後期高齢者医療保険料限度額の変更（50 万円から 55 万円へ） 2. 後期高齢者医療制度の外来窓口での自己負担限度額を適用開始
26. 4. 1	1. 後期高齢者医療保険料限度額の変更（55 万円から 57 万円へ） 2. 後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
26. 8. 1	老人医療費助成制度（市の制度）の廃止・経過措置（令和 3. 7. 31 まで）
28. 4. 1	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
30. 4. 1	1. 後期高齢者医療保険料限度額の変更（57 万円から 62 万円へ） 2. 後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
令和 2. 4. 1	1. 後期高齢者医療保険料限度額の変更（62 万円から 64 万円へ） 2. 後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
3. 4. 1	1. 後期高齢者医療保険料均等割額の軽減判定所得基準の変更 2. 特殊眼鏡等費用助成制度の廃止（令和 2. 7. 1 廃止から延長）・経過措置（令和 5. 3. 31 まで）



実施年月日	制度
令和 4. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更 (64 万円から 66 万円へ)

## 2. 特殊眼鏡等費用助成事業

特殊眼鏡等費用助成事業は、令和 3 年 4 月 1 日付で廃止となりました。

経過措置として、廃止までに白内障の手術をされた方（下記対象者及び所得要件を満たす方）については、廃止前の内容で助成を受けることができます（手術の日から 2 年以内）。

対象者 後期高齢者医療制度の被保険者である者、健康保険法による高齢受給者証の交付を受けている者及び船橋市老人医療費受給者証の交付を受けている者、その他市内に住所を有する 70 歳以上 75 歳未満の者。ただし、生活保護法等の規定による医療を受けることができる者を除く（所得制限あり）。

助成額

- ・特殊眼鏡 一つにつき 30,000 円
- ・コンタクトレンズ 一眼につき 25,000 円
- ・補助眼鏡 一つにつき 20,000 円

表 I-3-2-28 年度別特殊眼鏡等費用助成状況

区分 年度	特殊眼鏡		コンタクトレンズ		補助眼鏡		合 計	
	助成 件数 (件)	助成額 (円)	助成 件数 (件)	助成額 (円)	助成 件数 (件)	助成額 (円)	助成 件数 (件)	助成額 (円)
元	0	0	0	0	725	14,046,834	725	14,046,834
2	0	0	0	0	800	15,492,656	800	15,492,656
3	0	0	0	0	133	2,511,884	133	2,511,884

## 第 3 節 保健事業の充実

### 第 1 項 特定健康診査・特定保健指導の実施

#### 健康づくり課

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病の発症や重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられているため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と、生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者に義務づけられました。本市においては平成 20 年 3 月に第 1 期、平成 25 年 3 月に第 2 期、平成 30 年 3 月に第 3 期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を実施します。

※ 医療保険者とは、健康保険組合や国民健康保険などの医療保険の運営主体。

## 1. 船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の目標値

表 I-3-2-29 船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の目標値 (単位：%)

区分 \ 年度	元	2	3
特定健康診査受診率	52	54	56
特定保健指導実施率	40	45	50

※ 第3期「船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」より

## 2. 船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の実施状況

表 I-3-2-30 船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導実績

区分 \ 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	実施者数 (人)	実施率 (%)
元	80,672	38,700	48.0	4,240	1,415	33.4
2★ <sup>1</sup>	79,571	33,287	41.8	3,650	732	20.1
3	77,190	32,403	42.0	3,439	969	28.2

### **第3章 生活保護世帯等の自立支援の推進**

## 第3章 生活保護世帯等の自立支援の推進

### 第1節 生活保護世帯等の自立支援の推進

#### 生活支援課

生活に困窮する市民に対して、国の生活保護制度に基づき必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長し、低所得者の福祉の充実を図ります。

#### 第1項 生活相談、指導の充実

ケースワーカー、指導員、面接員等専門職員の資質の向上に務め、民生児童委員等との密接な連携により、相談者の生活困窮の原因の的確な把握を行い、実情に即した相談、指導体制の充実を図ります。

##### 1. 生活保護の相談及び開始、廃止の状況について

令和3年度の相談件数は2,056件で前年度と比較すると24件増加しており、申請件数は1,261件で99件の増加となっています。

また、申請件数の内、開始に至った件数は953件で前年度と比較すると92件の増加となっています。

表I-3-3-1 生活保護の相談・開始・廃止の年度別推移

区分 年度	相談件数(件)	申請件数(件)	却下件数(件) (取下げ含む)	開 始		廃 止	
				世帯数	人員(人)	世帯数	人員(人)
元	1,995	1,261	370	891	1,174	786	986
2	2,032	1,162	301	861	1,066	777	918
3	2,056	1,261	308	953	1,193	769	903

※ 各年度の総数

#### 第2項 援護措置の充実

##### 1. 保護の種類

生活保護法に基づく扶助の種類は次の8種類となっています。

- (1) **生活扶助** 衣食、その他日常生活に必要な扶助を行います。
- (2) **教育扶助** 教科書、学用品、教材費、給食費、その他義務教育に必要な扶助を行います。
- (3) **住宅扶助** 家賃、敷金、家屋の補修、その他住宅の維持の為に必要な扶助を行います。
- (4) **医療扶助** 病気の治療に必要な扶助を行います。
- (5) **介護扶助** 施設入所及び居宅等に係る介護の為に必要な扶助を行います。
- (6) **出産扶助** 出産の為に必要な扶助を行います。
- (7) **生業扶助** 生業に必要な資金、器具、資材及び技能修得、高校修学に必要な扶助を行います。
- (8) **葬祭扶助** 葬祭を行う為に必要な扶助を行います。

## 2. その他の援護事業

市では、生活保護法に定めるもののほか、独自に被保護者への援護として平成 15 年度から被保護児童・生徒が修学旅行に参加するための準備金として小学生 1 人につき 3,000 円、中学生 1 人につき 5,000 円を支給する被保護児童生徒修学旅行支度金事業を行っています。

また、平成 20 年度から民間賃貸住宅の入居等に際し、保証料が必要な被保護者に対し、保証会社への保証料を支給する被保護者賃貸住宅家賃等債務保証契約料支給事業を行っています。

その他に、令和 3 年度から生活保護を申請している要保護世帯であって、生活費の一部を援助する必要のある世帯に対し貸付を行う要保護世帯緊急援護資金貸付事業を行っています。

## 第 3 項 生活保護の状況

### 1. 被保護世帯、人員及び保護率

令和 3 年度における、被保護世帯は 7,374 世帯、被保護人員は 9,211 人で前年度と比較すると世帯数で 169 世帯 (2.3%) 増加、人員で 117 人 (1.3%) 増加しています。

また、令和 3 年度の保護率(人口 1,000 人当たり)を見ますと、本市は 14.30%であり、全国平均 16.3%と比較すると下回っておりますが、千葉県(千葉市除く)平均 12.73%と比較すると上回っています。

表 I-3-3-2 被保護世帯、人員及び保護率の推移

年度	区分	人口(人)	被保護世帯	被保護人員(人)	保護率(%)		
					船橋市	千葉県	全国
元		639,267	7,145	9,108	14.25	12.40	16.4
2		641,367	7,205	9,094	14.18	12.52	16.3
3		644,263	7,374	9,211	14.30	12.73	16.3

※ 各年度の平均

表 I-3-3-3 扶助別の被保護人員の推移 (単位:人)

年度	区分		
区分	元	2	3
生活扶助	7,983	7,980	8,091
教育扶助	446	442	422
住宅扶助	8,009	8,053	8,175
医療扶助	7,064	7,008	7,054
介護扶助	1,590	1,665	1,716
生業扶助	155	121	128
出産扶助	1	1	1
葬祭扶助	22	25	23

※ 各年度の平均

表 I - 3 - 3 - 4 医療扶助人員入院・外来別推移 (単位：人)

区分 年度	被保護 人員 (A)	医療扶助人員			医療 扶助率 B/A(%)	入院率 C/B(%)
		総数 (B)	入院 (C)	外来		
元	9,108	7,064	357	6,707	77.6	5.1
2	9,094	7,008	338	6,670	77.1	4.8
3	9,211	7,054	300	6,755	76.6	4.3

※ 各年度の平均

## 2. 年齢階級別構成

令和 3 年度の被保護人員は月平均 9,211 人となっており、年齢階級別の割合を見ますと 65 歳以上が 48.7%と約半数を占めています。

表 I - 3 - 3 - 5 年齢階級別構成の推移 (単位：%)

年度	区分	0 歳～14 歳	15 歳～64 歳	65 歳以上
元		7.0	44.0	49.0
2		6.9	44.1	49.0
3		6.5	44.8	48.7

表 I - 3 - 3 - 6 年齢階級別人員の推移 (単位：人)

年 度	性 別	0～ 5 歳	6～ 14 歳	15～ 19 歳	20～ 39 歳	40～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70 歳 以上	計	合 計
元	男性	92 1.0%	235 2.6%	170 1.9%	330 3.6%	1,280 14.1%	420 4.6%	640 7.0%	1,721 18.9%	4,888 53.7%	9,108 100.0%
	女性	84 0.9%	232 2.5%	142 1.6%	402 4.4%	1,056 11.6%	203 2.2%	321 3.5%	1,780 19.6%	4,220 46.3%	
2	男性	90 1.0%	227 2.5%	153 1.7%	345 3.8%	1,296 14.3%	422 4.6%	559 6.1%	1,804 19.8%	4,896 53.8%	9,094 100.0%
	女性	85 0.9%	229 2.5%	131 1.4%	397 4.4%	1,063 11.7%	204 2.2%	290 3.2%	1,799 19.9%	4,198 46.2%	
3	男性	83 0.9%	218 2.4%	150 1.6%	369 4.0%	1,318 14.3%	440 4.8%	516 5.6%	1,859 20.2%	4,953 53.8%	9,211 100.0%
	女性	77 0.8%	225 2.4%	124 1.3%	430 4.7%	1,087 11.8%	214 2.3%	276 3.0%	1,825 19.9%	4,258 46.2%	

※ 各年度の平均

## 3. 被保護世帯の世帯別人員構成

令和 3 年度の被保護世帯数は月平均 7,374 世帯となっており、人員構成を見ますと、単身世帯が 82.8%と大半を占めています。

表 I - 3 - 3 - 7 被保護世帯の世帯別人員の推移 (単位：世帯)

区分 年度	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	合計
元	5,810 81.3%	923 12.9%	285 4.0%	81 1.1%	23 0.3%	12 0.2%	11 0.2%	7,145 100.0%
2	5,915 82.1%	903 12.5%	269 3.7%	67 0.9%	26 0.4%	11 0.2%	14 0.2%	7,205 100.0%
3	6,103 82.8%	902 12.2%	255 3.5%	68 0.9%	24 0.3%	9 0.1%	13 0.2%	7,374 100.0%

※ 各年度の平均

#### 4. 被保護世帯の世帯類型別構成

令和3年度の被保護世帯（除停止）を世帯類型別に見ますと、高齢者世帯が51.4%、傷病・障害者世帯は21.7%となり、合わせて7割以上を占めています。

また、単身世帯数は6,079世帯となり、前年度と比較すると177世帯の増、2人以上の世帯は1,262世帯で前年度と比較すると16世帯の減となり、単身世帯の増加が目立っています。

表 I - 3 - 3 - 8 世帯類型別構成比の推移 (単位：%)

区分 年度	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他
元	52.4	21.7	5.0	20.9
2	52.1	22.0	4.8	21.1
3	51.4	21.7	4.7	22.2

表 I - 3 - 3 - 9 世帯類型別構成の推移 (単位：世帯)

年度	単身世帯				2人以上の世帯					合計
	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	計	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他世帯	計	
元	3,427	1,325	1,035	5,787	297	223	352	448	1,320	7,107
2	3,455	1,362	1,085	5,902	289	218	342	429	1,278	7,180
3	3,497	1,388	1,194	6,079	274	210	344	433	1,262	7,341

※ 各年度の平均

#### 5. 被保護世帯の労働力類型別構成

被保護世帯（除停止）の内、働いている人がいない世帯は87.6%となっており、非常に多い状況です。

また、世帯主が働いている世帯の内、常用勤労者世帯が前年度と比較して21世帯減となっています。常用勤労者世帯642世帯の内、母子世帯が117世帯であり、2割弱となっています。

表 I-3-3-10 被保護世帯の労働力類型別構成の推移 (単位: 世帯)

区分 年度	世帯主が働いている世帯				世帯主が働いていないが 世帯員が働いている世帯	働いている人 がいない世帯	合 計
	常用者	日雇者	内職者	その他 の就業			
元	719 10.1%	87 1.1%	22 0.3%	27 0.4%	157 2.3%	6,095 85.8%	7,107 100.0%
2	663 9.2%	71 1.0%	23 0.3%	26 0.4%	139 1.9%	6,258 87.2%	7,180 100.0%
3	642 8.7%	75 1.0%	32 0.4%	30 0.4%	132 1.9%	6,430 87.6%	7,341 100.0%

※ 各年度の平均

## 6. 生活保護費

令和3年度の生活保護費の総額(市単分除く)は16,329,696千円で、前年度と比べると156,087千円増加しています。その内医療扶助費が42.5%を占め、次いで生活扶助費が32.6%となっています。

表 I-3-3-11 生活保護費の扶助別構成の推移

年度 扶助別	元			2			3		
	延人員 (人)	扶助額		延人員 (人)	扶助額		延人員 (人)	扶助額	
		(千円)	(%)		(千円)	(%)		(千円)	(%)
生活扶助費	95,798	5,253,569	32.2	95,763	5,264,498	32.6	97,089	5,330,635	32.6
住宅扶助費	96,103	3,311,939	20.3	96,634	3,328,337	20.6	98,096	3,430,600	21.0
教育扶助費	5,354	49,207	0.3	5,304	54,538	0.3	5,065	48,531	0.3
医療扶助費	84,771	7,128,059	43.7	84,095	6,945,311	43.0	84,653	6,942,233	42.5
介護扶助費	19,078	456,610	2.8	19,981	461,437	2.9	20,587	451,526	2.8
出産扶助費	14	1,859	0.5	10	529	0.5	9	749	0.6
生業扶助費	1,856	30,705		1,448	24,965		1,538	26,524	
葬祭扶助費	259	51,715		297	60,137		278	57,685	
就労自立 給付金	115	6,088	0.03	61	2,871	0.01	86	4,005	0.02
進学準備 給付金	13	1,500	0.01	28	3,800	0.02	17	2,300	0.01
施設事務費	110	19,340	0.1	120	20,456	0.1	120	20,803	0.1
委託事務費				272	6,730	0.04	572	14,105	0.1
合 計	303,471	16,310,591	100	304,013	16,173,609	100	308,110	16,329,696	100

※ 各年度の扶助額(%)の合計について、小数第一位を四捨五入しています。



## Ⅱ いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

### 第3編 安全・安心な暮らしを支える 生活環境づくり

第1章 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

第3章 市民を守る消防体制の充実

## 第3編 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

### 第1章 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

#### 第2節 防災体制の充実

保健総務課

##### 1. 災害時医薬品等備蓄事業

市は船橋市地域防災計画において、震度6弱以上の地震が発生した際、市内9箇所の災害医療協力病院前に病院前救護所を開設し、市民を治療する体制を構築しています。病院前救護所では、負傷した方をトリアージし、軽症者はその場で治療、中等症者及び重症者は災害医療協力病院内で治療しますが、状況により災害拠点病院（市立医療センター）等へ搬送します。

しかしながら、大規模な震災下にあつては、多数の市民が来院し、それぞれの病院において軽症者に対する治療医薬品の不足が見込まれることから、軽症者の治療に用いる医薬品等を災害医療協力病院と市が協力して備蓄しています。

### 第3章 市民を守る消防体制の充実

#### 第3節 救急体制の充実

健康政策課

##### 1. 救急医療シンポジウム

平成元年度より、市民に対する救急医療への意識の高揚及び心肺蘇生法の普及、啓発を図ることを目的として開催しています。

表Ⅱ-3-1-1 救急医療シンポジウム開催状況

区分	年度	元	2★ <sup>2</sup>	3★ <sup>2</sup>
参加者数(人)		340	—	—
テーマ		「お腹が痛い、でも大丈夫」は命とり！ ～消化器疾患の「いま」を知る～	—	—
会場		船橋市勤労市民センター	—	—

## 2. 心肺蘇生法（CPR）等の普及

### (1) 一般市民向け各種救命講習

消防局救急課

船橋市内にお住まいの方、お勤めの方、または在学の方で、原則として中学生以上の方を対象に救命講習を実施しています。

### (2) ダミー貸出事業及び心肺蘇生法講習会

教育委員会保健体育課

市立中学校と市立高等学校を対象に、保健体育科の授業において心肺蘇生法の体験学習の実施と、市内小・中・特別支援学校の教職員を対象とした研修用ダミーの貸し出しを行っています。また、毎年5月に心肺蘇生法講習会を実施しています。

※ 本事業は、学習指導要領に基づき、教育委員会保健体育課においてダミー人形の巡回計画を立て、市内の各中学校と市立高等学校において実施しています。

## 3. 救急医療推進事業

### (1) 公共施設設置AED一元化事業

健康政策課

市内の公共施設等にAEDを設置し、施設の利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の周辺で心停止傷病者が発生した際に、施設の開館時間帯に市民がAEDを利用できる環境を整えました。

表Ⅱ-3-1-2 設置施設数 (各年度：4月1日現在、単位：施設)

年度	2	3	4
施設数	254	255	256

### (2) 船橋まちなかAEDステーション事業

市民による心肺蘇生法実施の機会を拡大するため、市内の24時間営業のコンビニエンスストアのうち、協力が得られた店舗にAEDを設置し、当該コンビニエンスストアの周辺で心停止傷病者が発生した際に、市民がいつでもAEDを利用できる環境を整えました。

表Ⅱ-3-1-3 設置店舗数 (各年度：4月1日現在、単位：店舗)

年度	2	3	4
店舗数	223	222	225

### (3) 教育・保育施設AED設置事業

私立の認可保育園、幼稚園及び認定こども園にAEDを設置し、こどもの安全・安心を確保するとともに、これらの施設の周辺で心停止傷病者が発生した際に、施設の開館時間帯に市民がAEDを利用できる環境を整えました。

**表Ⅱ－3－1－4 設置施設数** (各年度：4月1日現在、単位：園)

年度	2	3	4
施設数	139	139	145

**(4) 自動体外式除細動器（AED）貸出事業**

消防局救急課

AEDの普及・啓発を図るとともに、催しの参加者の安全を図るため、市内の消防署、分署及び消防の出張所の13か所において、次のいずれかに該当する催しに対して無償で貸出を行っています。

- ① 市が主催、共催、後援又は協賛をする催し
- ② 営利を目的とせず、かつ、私的ではない催し

※ 本事業は船橋市自動体外式除細動器貸出し事業実施要綱に基づき、平成27年11月から所管課を健康政策課から消防局救急課に変更し、実施しています。

※ いずれもAEDの使用方法を学ぶことを目的とするものは除くものとしています。

**表Ⅱ－3－1－5 貸出実績** (単位：件)

年度	元	2	3
貸出数	38	2	9

# VI 新時代をひらく「創意」と「意欲」に あふれるまち

## 第3編 男女共同参画社会の形成

### 第1章 男女共同参画社会の形成

## 第3編 男女共同参画社会の形成

### 第1章 男女共同参画社会の形成

#### 第3節 女性と男性の間に生じる暴力の根絶

家庭福祉課

##### 1. 女性相談

女性相談室では、女性からのさまざまな相談に応じるとともに、自立に向けた支援を行っています。

相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時  
第2土曜日（面接相談のみ） 午前9時～午後4時  
※年末年始及び祝休日を除く

表VI-3-1-1 女性相談状況 (単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3
面接相談	452	483	543
電話相談	1,618	1,898	2,054

# 新型コロナウイルス感染症対策

# 新型コロナウイルス感染症対策

## 1. 新型コロナウイルス感染症に係る本市の体制

### 新型コロナウイルス感染症対策保健所本部

#### (1) 対策本部の設置

令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で初めて報告され、世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、国内においては令和2年1月15日、本市においては3月1日に初の感染者が判明しました。

本市においては、2月3日に市長を本部長とする「船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、市役所全体で対応しています。さらに保健所内においては、2月26日に「船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部」を設置し、感染状況に応じて段階的に人員の増員等を図りながら、様々な対策を実施しています。

#### (2) 相談窓口の設置

令和2年1月以降、保健総務課結核感染症係にて新型コロナウイルス感染症に関する相談への対応を開始しました。1月25日以降は、土・日曜日も開設し、増加する相談に対応してきました（集計を始めた1月16日～2月6日の相談件数は240件）。

2月7日には、「船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター（帰国者・接触者相談センター）」を保健所に設置し、2週間以内に湖北省（武漢市を含む）への渡航歴がある人や、渡航歴がある人との濃厚接触者、不安を持つ市民等からの相談に対応するため、土・日・祝日を含む午前9時から午後5時まで受付時間を拡大しましたが、さらなる相談数の増加を受け、2月28日からは土・日・祝日を含む午前8時から午後8時まで受付時間を拡充しました。

その後も感染状況に応じて、7月1日から、午前9時から午後7時まで（土・日・祝日は午前9時から午後5時まで）、令和4年1月20日からはオミクロン株の感染拡大を受けて全日午前9時から午後7時まで受付時間を変更し、市民等からの相談に応じています。

表1 相談数 (単位：件)

期間	相談数
令和2年2月7日～令和2年3月31日	6,004
令和2年4月1日～令和3年3月31日	60,529
令和3年4月1日～令和4年3月31日	68,653

#### (3) 帰国者・接触者外来等における受診調整及び患者搬送

帰国者・接触者相談センターへの相談等を通じて、新型コロナウイルス感染症を疑う者がいた場合に、帰国者・接触者外来を有する医療機関及び発熱外来を有するクリニック等に受診調整し、PCR検査のため検体を採取しました。

また、患者等が受診する際は必要に応じて自宅から医療機関までの搬送、採取した検体の輸送を行いました。



**表2 帰国者・接触者外来等受診調整数及び患者搬送数** (単位：件)

期間	受診調整数	患者搬送数※2
令和2年2月7日～令和2年3月31日	140	27
令和2年4月1日～令和3年3月31日	10,999	5,279
令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,918※1	4,412

※1 令和2年10月9日より、発熱患者が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられることを目的とした千葉県の発熱外来医療機関指定制度が導入され、市内の指定医療機関数が増加したことにより、保健所による受診調整件数は減少している。

※2 患者搬送数には、感染者の入院・ホテル入所・診察のための搬送等を含む。

#### (4) 検査体制

令和2年2月7日からは、「帰国者・接触者外来」において患者から採取した検体、医療機関から依頼のあった検体及び入院患者の陰性確認のための検体を千葉県衛生研究所に輸送しPCR検査を、3月11日からは、保健所にて市独自にPCR検査を開始しました。

さらに、令和2年4月21日からは、市医師会の協力のもと「PCR検査外来（ドライブスルー方式）」を開始し、検査体制の強化・拡充を図っています。

また、令和2年6月10日からは、市内医療機関と行政検査実施の委託契約を締結し、直接かかりつけ医等の医療機関へ相談・受診のうえ、検査を行う体制を整備しました（令和4年4月1日時点の契約医療機関数：133機関）。

令和3年3月24日からは千葉県衛生研究所にて変異株PCR検査、4月12日からは市独自に変異株PCR検査、4月19日からは国立感染症研究所にてゲノム解析、12月7日からは千葉県衛生研究所にてゲノム解析、令和4年2月2日からは市独自にゲノム解析を開始しました。

#### ① 令和元年度

**表3 PCR検査** (単位：件)

区分	期間	内訳	検査数	検査結果	
				陽性	陰性
保健所実施分	令和2年3月11日～3月31日	帰国者・接触者外来	119	3	116
		入院患者の陰性化確認	14	5	9
千葉県衛生研究所実施分	令和2年2月7日～3月10日（※3月13日実施分 2件含む）	帰国者・接触者外来	61	3	58
		入院患者の陰性化確認	10	5	5

② 令和2年度

表4 PCR検査

(単位：件)

区分	期間	検査数	検査結果	
			陽性	陰性
保健所実施分	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	22,801	3,094	19,707
うちPCR検査 外来（ドライ ブスルー等方 式）分	令和2年4月21日～ 令和3年3月31日	9,125	1,002	8,123
契約医療機関実施分	令和2年6月10日～ 令和3年3月31日	32,243	1,838	30,405

※令和2年4月21日～ ドライブスルー方式（鼻咽頭ぬぐい液）

令和2年12月9日～ ドライブスルー方式（唾液）を追加

令和3年1月22日～ ウォークスルー方式（唾液）を追加

表5 変異株PCR検査

(単位：件)

区分	期間	変異を認める 部位	N501Y
		結果	
千葉県衛生研究所実施分	令和3年3月24日～令和3 年3月31日	陽性	0
		陰性	5
		判定不能	0
		検査数	5

③ 令和3年度

表6 PCR検査

(単位:件)

区分	期間	検査数	検査結果	
			陽性	陰性
保健所実施分	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	16,430	3,639	12,791
うちPCR検査 外来(ドライ ブスルー等方 式)分	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	6,002	1,213	4,789
契約医療機関実施分	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	82,678	14,698	67,980

※令和2年4月21日～ ドライブスルー方式(鼻咽頭ぬぐい液)

令和2年12月9日～ ドライブスルー方式(唾液)を追加

令和3年1月22日～ ウォークスルー方式(唾液)を追加

表7 変異株PCR検査(特定部位の変異の有無により、変異株の種類を推定)

(単位:件)

区分	期間	変異を認 める 部位 結果	N501Y	E484K	L452R	L452Q	G339D	ins214EPE
			保健所実 施分	令和3年4月12 日～令和4年3 月31日	陽 性	351	3	930
		陰 性	842	1,044	1,050	886	3	10
		判定不能	3	3	46	37	37	3
		検査数	1,196	1,050	2,026	923	697	27
千葉県衛 生研究所 実施分	令和3年4月1 日～令和3年4 月9日*	陽 性	1	—	—	—	—	—
		陰 性	4	—	—	—	—	—
		判定不能	0	—	—	—	—	—
		検査数	5	—	—	—	—	—

※令和3年3月29日送付分(令和3年4月2日結果報告分)1件を含む。

※令和3年4月12日～ N501Y変異検出検査開始

令和3年5月20日～ E484K変異検出検査開始

令和3年6月11日～ L452R変異検出検査開始

令和3年12月9日～ L452Q変異検出検査開始

令和4年1月17日～ G339D変異検出検査開始

表8 ゲノム解析（全塩基配列を解析することにより、変異株の種類を確定）

（単位：件）

区分	期間	検査数	検査結果			
			アルファ株	デルタ株	オミクロン株	その他・判定不能
保健所実施分	令和4年2月2日～令和4年3月31日	213	0	5	206	2
国立感染症研究所実施分*	令和3年4月19日～令和3年9月23日	686	311	313	0	62
千葉県衛生研究所実施分	令和3年12月7日～令和4年2月15日	91	0	13	77	1

※千葉県衛生研究所から国立感染症研究所への送付分（令和3年4月16日及び22日結果報告分）10件を含む。

## (5) 医療提供体制等

### ① 感染症病床の確保

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応及びその他の疾患の患者に対する医療の確保を適切に図る観点から、千葉県が定めた病床確保計画に基づき、市内医療機関において令和4年4月1日時点で145の病床を確保しています。

表9 入院状況（単位：人）

期間	延入院者数
令和2年3月1日～令和2年3月31日	6
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,122
令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,914

### ② 宿泊療養施設の運営

重症化リスクが高い人や中等症・重症患者への医療提供体制の確保とともに、自宅で待機している軽症者からの家庭内感染を防ぐため、市独自に令和2年4月30日から市内のホテル（船橋第一ホテル）を借り上げて、軽症者を受け入れる体制を整備しました。

また、令和3年1月15日から2棟目のホテル（船橋シティホテル）を借り上げて、増加する陽性者（無症状者・軽症者）の受け入れ体制の強化を図っています。

ホテルの運営にあたっては、医師会から推薦を受けた医療機関が入所者への医療を提供する仕組みを整えるとともに、開設当初から入所者自身が血中酸素濃度（SpO2）を健康観察以外でも測定できるようパルスオキシメーターの貸出しを行うなどし、入所者の症状急変時にも対応できる体制を構築しています。

表 10 入所等実績

施設名	期間	区分	実績
船橋第一ホテル	令和 2 年 4 月 30 日～令和 3 年 3 月 31 日	実入所者数	1,412 人
		延受診件数	1,714 件
	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	実入所者数	1,798 人
		延受診件数	2,131 件
船橋シティホテル	令和 3 年 1 月 15 日～令和 3 年 3 月 31 日	実入所者数	191 人
		延受診件数	211 件
	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	実入所者数	870 人
		延受診件数	984 件

③ 自宅待機者への支援

入院等療養先調整中の自宅待機者の健康状態や症状の変化を迅速に把握するため、自宅待機者が自宅において自身で血中酸素濃度 (SpO2) を測定するパルスオキシメーターの配送を行い、自宅療養中の健康管理に活用しています。

当初、宿泊療養施設使用分と合わせて 100 台確保し、令和 4 年 4 月現在で 6,413 台確保しています。

表 11 パルスオキシメーター貸出実績 (単位：台)

区分 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
2	1	0	0	3	20	0	1	0	33	166	84	96	404
3	45	62	37	314	1,271	477	29	11	8	2,639	4,268	2,792	11,953

※医療機関から患者に市のパルスオキシメーターを貸出した件数含む。

また、自宅待機者のうち、同居者、近親者等の支援を受けられない者に対し、健康観察期間中における生活必要物資等の確保として、配食サービスを令和 3 年 3 月 19 日から開始しました。

表 12 配食サービス利用実績 (単位：件)

区分 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
3	2	3	0	2	38	26	0	0	1	86	1,089	1,639	2,886

## (6) 感染予防策の普及・啓発

### ① 飲食店向けの周知

飲食店を対象にした感染対策チラシや飲食店の利用者を対象にした飲食店における適切なマスク着用を促すチラシを作成・配付し、注意喚起を行いました。

### ② 民間企業従事者向けの周知

事業所における感染対策をまとめたチラシを作成し、商工会議所を通じて事業所への配付や会報誌に感染予防について掲載するなど、従事者向けの注意喚起を図りました。さらに、職域保健や地域保健等の代表者から構成される「船橋市地域・職域連携推進協議会」を通じて、感染対策の周知を依頼しました。

### ③ 広報（保健所情報誌「Face to Health 新型コロナウイルス感染症対策特別号」の発行）

市の感染の状況や感染対策に関する情報などについて掲載した保健所情報誌「Face to Health 新型コロナウイルス感染症対策特別号」を定期的に発行しました。

表 1 3 発行実績

月	内容
4	・新型コロナウイルスワクチンに関する情報と接種後の感染対策の周知と注意喚起 ・大型連休における感染拡大防止のための感染対策の周知と注意喚起
5	・高齢者の感染防止のため、高齢者が注意すべき場面の紹介などによる注意喚起
7	・働く世代の感染拡大防止のため、職場や家庭内で感染拡大する場面の紹介などによる注意喚起
10	・個人や家庭内での感染対策、職場としての感染対策について周知、注意喚起
12	・新型コロナウイルスワクチン接種後の感染対策の継続と集団感染事例の紹介などによる注意喚起

## (7) 感染拡大防止の取り組み

### ① クラスタ（集団感染）対策

クラスタにならないための感染拡大防止策として、感染予防の徹底に加え、高齢者施設、医療機関、学校、保育園、企業等（以下「事業所等」という。）での日々の健康観察等が重要であるため、その適切な方法等について、関係部署と連携体制をとり、周知、指導等を行っています。

事業所等においてPCR検査等を受けることが判明した段階から事業所等と連携をとり、体調不良者の確認等を行うなど、早めの情報収集に取り組んでいます。また、感染者が判明した場合には、積極的疫学調査の中で、感染症対策の取り組み状況の確認、感染拡大しないために必要な措置及び指導等を実施しています。

### ② 高齢者施設等入所前検査

重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者への新型コロナウイルス感染を防ぐため、令和2年12月1日から新規入所者に対し、入所前のPCR検査を実施しました。

表 1 4 検査実績

期間	検査実施施設数 (うち陽性発生施設数)	検査実施延べ件数 (うち陽性件数)
令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	61 施設 (1 施設)	345 件 (1 件)
令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	79 施設 (2 施設)	1,229 件 (2 件)

③ 高齢者施設等従事者検査

本市において高齢者施設等でクラスターが複数発生していたこと、施設に入居している高齢者が感染すると重症化するおそれが高いことや医療提供体制への負荷が増大することが懸念される等の観点から、検査による感染の早期発見が重要であるため、令和 3 年 3 月から高齢者施設等の従事者に対し、PCR 検査を実施しました。

表 1 5 検査実績

期間	検査実施施設数 (うち陽性発生施設数)	検査実施延べ件数 (うち陽性件数)
令和 3 年 3 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	129 施設 (4 施設)	9,002 件 (4 件)
令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	427 施設 (73 施設)	77,825 件 (158 件)

④ 東京オリンピックの事前キャンプに係る選手等の受け入れ

東京オリンピックに向けたアメリカ合衆国の体操競技男子チームの事前キャンプを令和 3 年 7 月 16 日から 7 月 25 日まで本市で受入れることとなったことから、感染症対策を適切に実施するための「ホストタウン等における選手等受け入れマニュアル」を関係課と連携し作成するなど、選手受け入れに向けた感染拡大防止対策の取組みを行った。

(8) 新型コロナウイルスワクチン接種

健康づくり課

① 初回(1・2回目)接種

令和 3 年 2 月より医療従事者向けの先行・優先接種を開始。国が定めた優先順位に基づき、普段から持病や服薬状況を把握しているかかりつけ医で接種することが望ましいと考え、市医師会等と協力して 5 月 24 日より個別医療機関にて接種を実施した。

接種をより一層促進するため、6 月 27 日からは個別医療機関に加えて市集団接種会場(市役所本庁舎、公民館)も新たに開設し、その後も民間施設(イオンモール船橋、中山競馬場、旧船橋グランドホテル)に協力いただき、集団接種会場を拡大して接種体制の充実を図り、令和 3 年 11 月 9 日には当初の目標である 2 回目接種率 80%を達成した。

また、令和 4 年 3 月 7 日からは 5 歳から 11 歳までの小児を対象とする初回接種を開始した。

○接種率（令和4年4月1日現在）

※12歳以上

接種回数	接種率
1回目	88.8%
2回目	88.0%

※5歳～11歳

接種回数	接種率
1回目	6.4%
2回目	0.1%

② 3回目接種

令和4年2月5日より、2回目の接種完了から一定期間を経過した18歳以上を対象とする3回目接種を開始した。接種体制は、初回接種と同様、個別接種と集団接種で実施している。

○接種率（令和4年4月1日現在）

接種回数	接種率
3回目	43.5%

2. 新型コロナウイルス感染症に係る支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業補助金

健康政策課

市では、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するため、入院患者の受け入れを行う医療機関に対して支援を行っています。

① 病床確保支援事業

千葉県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策事業」を活用して、新型コロナウイルス感染症入院患者の受け入れのために確保した病床の空床分及び入院患者の受け入れにあたって院内感染防止のために休床とした病床分に係る費用の支援を行っています。

② 疑い患者入院受入協力金支給事業

新型コロナウイルス感染症の疑い患者については、陽性患者の対応と同様に、人員体制の確保や院内感染防止のための負担が大きくなっていることから、夜間・休日に緊急で疑い患者の入院受け入れを行った医療機関に対し、患者1人あたり10万円の疑い患者入院受入協力金を支給しています。

表16 補助金交付実績 (単位：千円)

事業名	年度	2	3
病床確保支援事業		4,415,609	8,106,836
疑い患者入院受入協力金支給事業		64,400	74,400
合計		4,480,009	8,181,236



## (2) 傷病手当金

国保年金課

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国民健康保険に加入している被用者（給与の支払を受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金が支給されます。

### ① 対象者

国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方。

### ② 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間（最長1年6か月）のうち、労務に就くことを予定していた日。

### ③ 支給額

（直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象となる日数

### ④ 適用期間

令和2年1月1日から令和4年12月31日まで（終期は規則に規定）

表17 傷病手当金

年度	区分	件数(件)	金額(円)
2		11	760,425
3		55	2,593,381

## (3) 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業

地域保健課

### ① 不安を抱える妊婦への分娩前PCR検査

令和2年8月より、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」の一環として、不安を抱える妊婦への分娩前PCR検査を実施しました。

表18 実施件数（単位：件）

年度	2	3
区分		
件数	181 (保健所実施172件+償還払9件)	19 (保健所実施11件+償還払8件)

### ② 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への支援

令和2年8月より、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」の一環として、新型コロナウイルスに感染した妊産婦への支援を実施しましたが、対象者がいませんでした。

表 19 実施件数 (単位: 件)

年度 区分	2	3
件数	0	0

(4) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 (令和3年度より開始)

地域福祉課

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しました。

支給額 (月額) 単身世帯 60,000 円、2人世帯 80,000 円、3人以上世帯 100,000 円

支給期間 3 か月間

表 20 支給実績

件数 (件)	金額 (円)
1,245	94,640,000

(5) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (令和3年度より開始)

住民税非課税世帯または家計急変世帯に対し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給しました。

支給額 1世帯あたり 100,000 円

表 21 支給実績

対象 区分	件数 (件)	金額 (円)
住民税均等割非課税世帯	49,325	4,932,500,000
家計急変世帯	18	1,800,000
合計	49,343	4,934,300,000

(6) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金

障害福祉課

療育支援課

市内の障害福祉サービス事業所等で必要な障害福祉サービス等を継続するため、新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費の補助をします。

表 22 補助金交付状況

区分	年度	2	3	担当課
障害福祉サービス 事業所等	事業所数 (事業所)	12	28	障害福祉課
	金額 (円)	5,606,240	15,172,000	
障害児通所支援 事業所等	事業所数 (事業所)	0	7	療育支援課
	金額 (円)	0	1,087,000	

**(7) 生産活動拡大支援事業補助金（令和3年度のみ実施）**

障害福祉課

生産活動が停滞し、発注の減少等に伴い生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援を行い、利用者の賃金・工賃の確保を図るため補助をします。

**表 2 3 補助金交付状況**

年度	区分	事業所数（事業所）	金額（円）
3		2	256,419

**(8) 令和3年度子育て世帯臨時特別給付金**

児童家庭課

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、子育て世帯臨時特別給付金を支給しました。また、基準日以降の離婚等により、児童を養育しているものの、給付金を支給できなかった対象者に対して、支援給付金を支給しました。

対象者 ①令和3年9月分の児童手当を受給された方（特例給付の受給者は除く）

※所属庁から令和3年9月分の児童手当を受給される公務員の方についても、居住地の市町村から受給。

②令和3年9月分の児童手当の受給対象ではない、令和3年9月～令和4年3月に出生した新生児の児童手当受給者、または、基準日時点で高校生を養育している方も対象（いずれも特例給付相当の所得者は除く）

③基準日時点では受給対象者が配偶者であったが、その後、離婚等により受給要件が備わった、かつ配偶者から給付金を受領等していない方。その他これらに準ずる方。

※基準日：中学生以下の児童を養育の場合は令和3年8月31日

高校生の児童のみを養育の場合は令和3年9月30日

支給額 対象児童1人あたり100,000円

**表 2 4 実績表**

支給要件	対象児童数（人）	支給額（円）
中学生以下	72,558	7,255,800,000
高校生	12,335	1,233,500,000
支援給付金（※）	74	7,257,074
計	84,967	8,496,557,074

（※）基準日時点の給付金受給者より給付金を一部受領等している場合は、控除して本人に支給

### (9) 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。

- 対象者 ①：令和3年4月分児童扶養手当受給者の方  
②：公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。  
③：令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

支給額 対象児童1人あたり 50,000円

表25 実績表

対象児童数（人）	支給額（円）
4,518	225,900,000

### (10) 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）を支給しました。

- 対象者 ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方  
② ①のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する方  
※ 令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象  
・ 令和3年度分の住民税均等割が非課税である方  
・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）  
※ いずれの場合も、所属庁から児童手当を受給される公務員の方についても、居住地の市町村から受給

支給額 対象児童1人あたり 50,000円

表26 実績表

対象児童数（人）	支給額（円）
6,238	311,900,000

**(11) 母子生活支援施設運営費補助金**

母子生活支援施設に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行うための費用を助成しました。また、母子生活支援施設に従事する者の処遇改善を行うための費用を助成しました。

**表 2 7 補助金交付状況**

年度	区分	施設数	金額 (円)
3		1	781,000

**(12) 安全対策推進事業補助金**

保育認定課

保育所等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に必要な経費を補助する事業を実施しています。

**表 2 8 補助金交付状況** (単位：千円)

対象	年度	元	2	3
保育所		11,035	15,080	42,002
認定こども園		242	2,234	3,733
小規模保育事業所		1,109	5,899	6,809
家庭的保育事業		519	496	626
認可外保育施設		1,956	8,660	8,081

**(13) 新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金**

保育所等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に必要な経費を補助する事業を実施しています。

**表 2 9 補助金交付状況** (単位：千円)

対象	年度	元	2	3
一時預かり事業		7,764	4,786	9,834
病児保育事業		13	1,000	6,309

**(14) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（緊急包括支援交付金分）補助金**

(令和2年度のみ実施)

保育所等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に必要な経費及び職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助する事業を実施しました。

**表 3 0 補助金交付状況** (単位：千円)

対象	年度	
		2
保育所		37,582
認定こども園		2,941
小規模保育事業所		8,384
家庭的保育事業		761
認可外保育施設		9,660
延長保育事業		32,161
一時預かり事業		14,704
病児保育事業		3,500

**(15) 船橋市認可外保育施設利用料減免補助金**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、認可外保育施設(事業所内保育事業、企業主導型保育施設、居宅訪問型保育事業を除く。)の登園を自粛した保護者の負担軽減のため、保護者及び認可外保育施設に対し補助金を交付しました。(令和2年4月から6月の利用料のみ対象)

**表 3 1 補助金交付状況**

対象	区分	施設数	延対象者数	交付金額(千円)
	全体	34	652	15,056
	うち施設に交付	18	—	7,537

また、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、認可外保育施設(事業所内保育事業、企業主導型保育施設、居宅訪問型保育事業を除く。)の登園を自粛した保護者の負担軽減のため、保護者に対し補助金を交付しました。

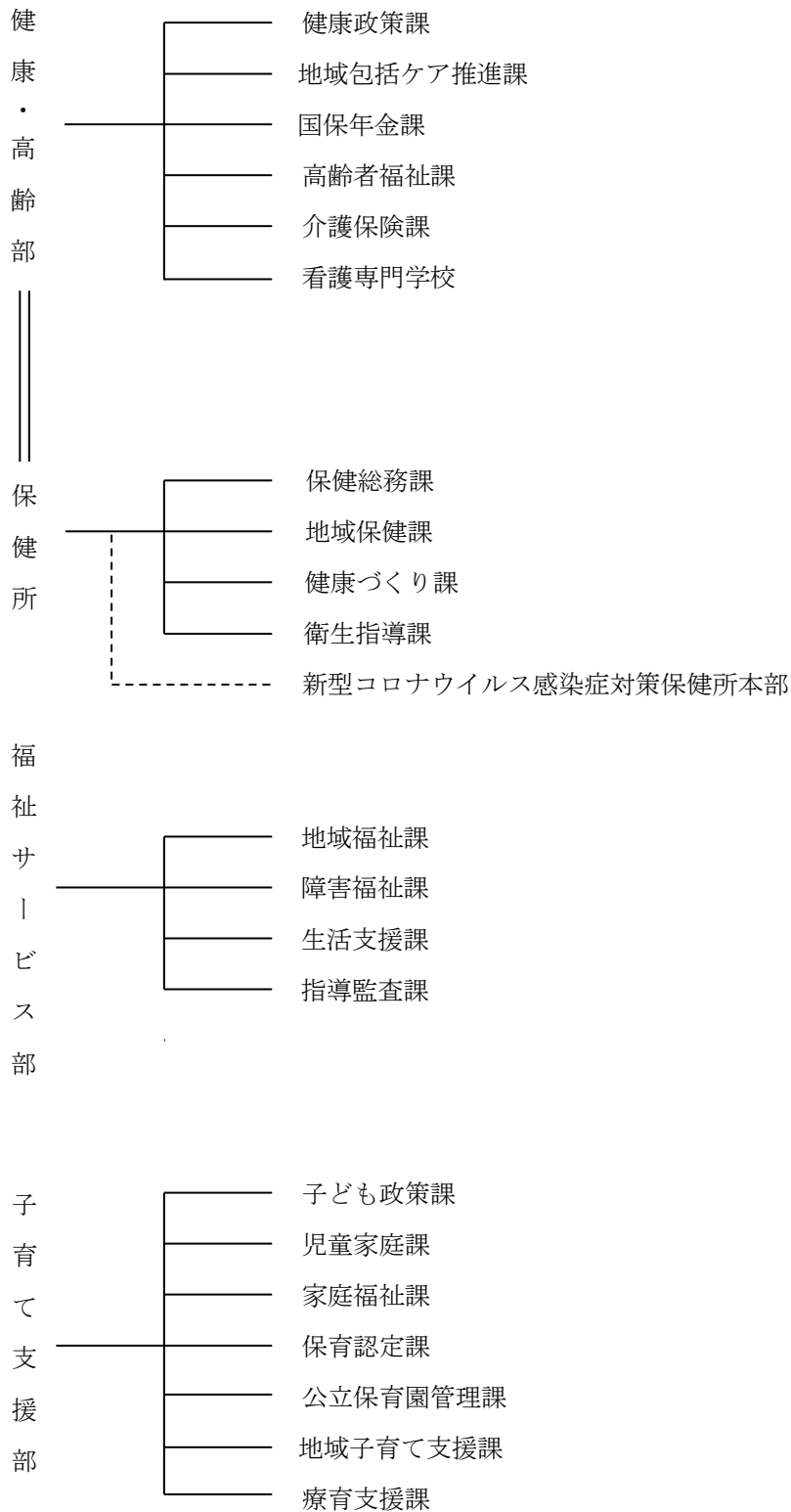
**表 3 2 補助金交付状況**

対象期間	区分	延対象者数	交付金額(千円)
令和3年8月から9月		130	1,207
令和4年1月から3月		378	3,754

# 資 料

# 健康福祉局組織図

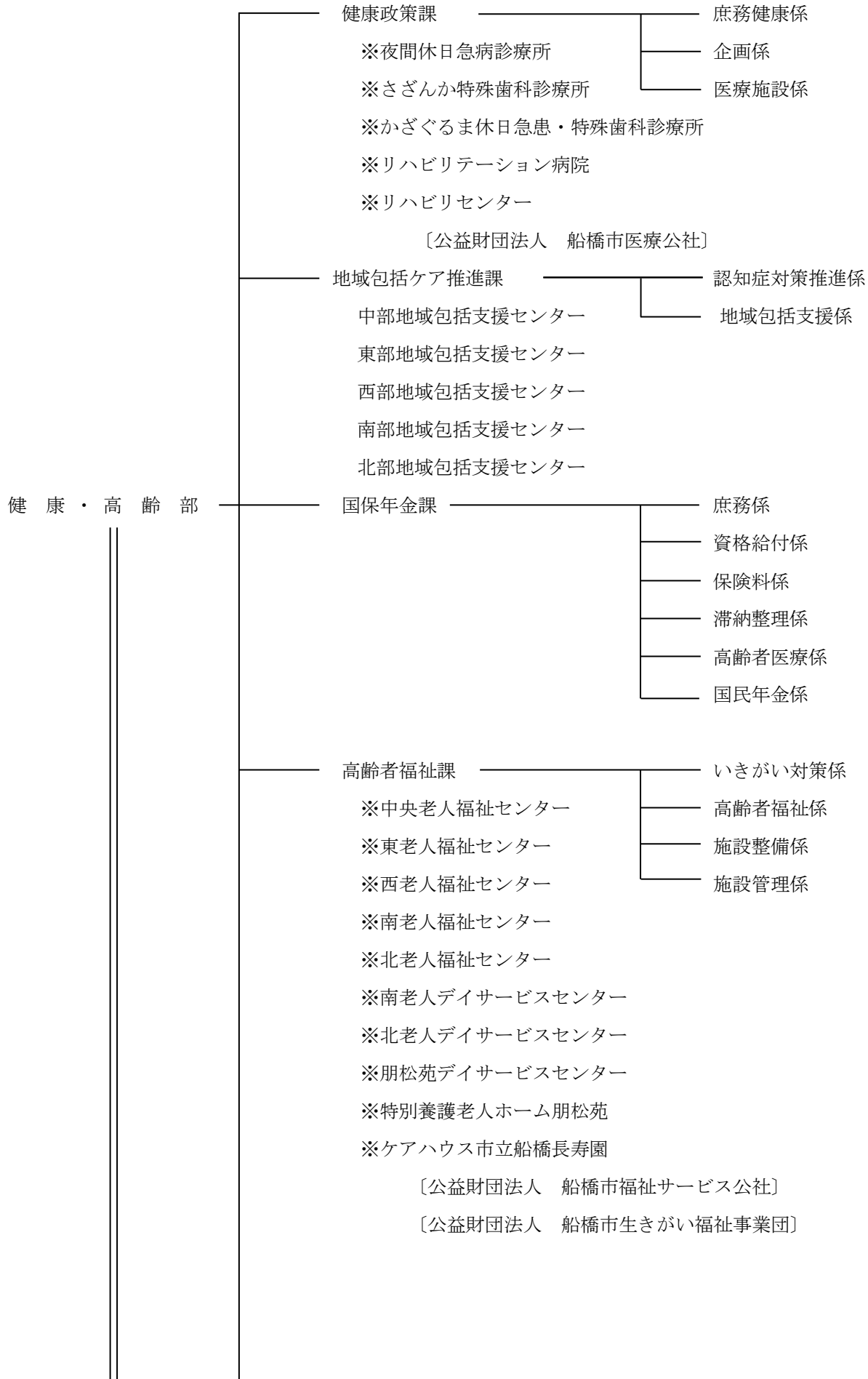
令和4年4月1日現在

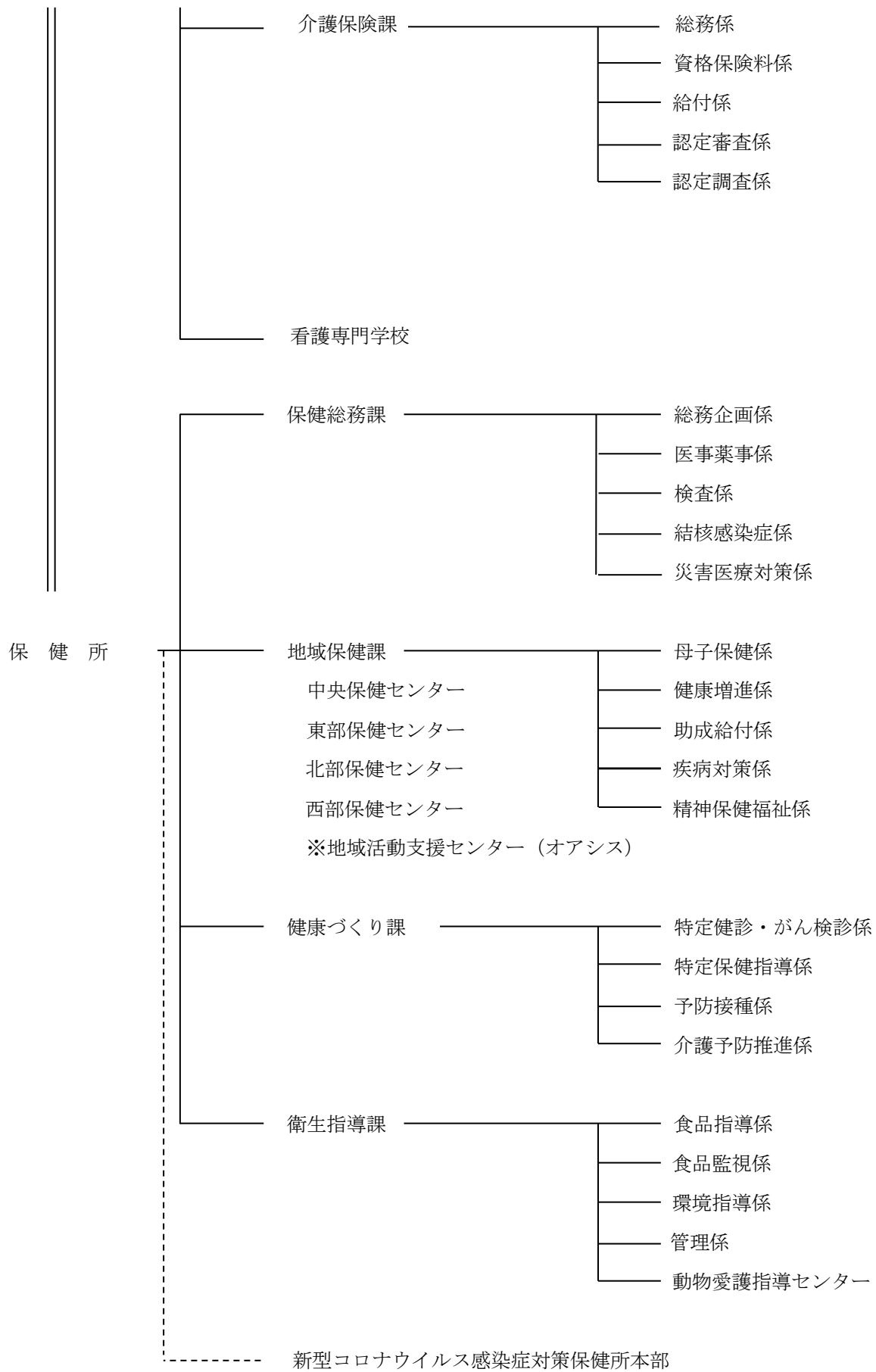




# 健康・高齢部

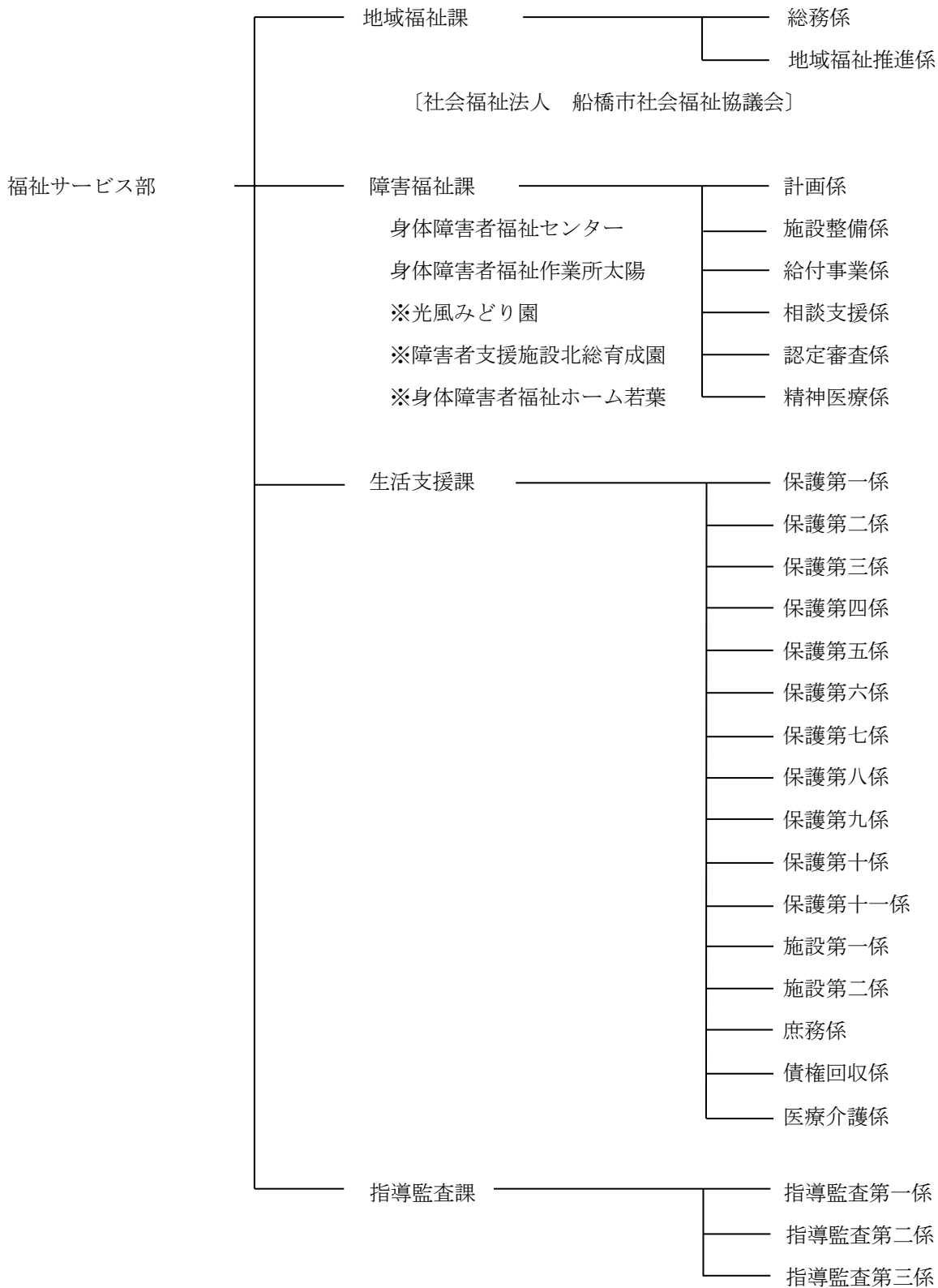
(※は指定管理者制度導入施設)



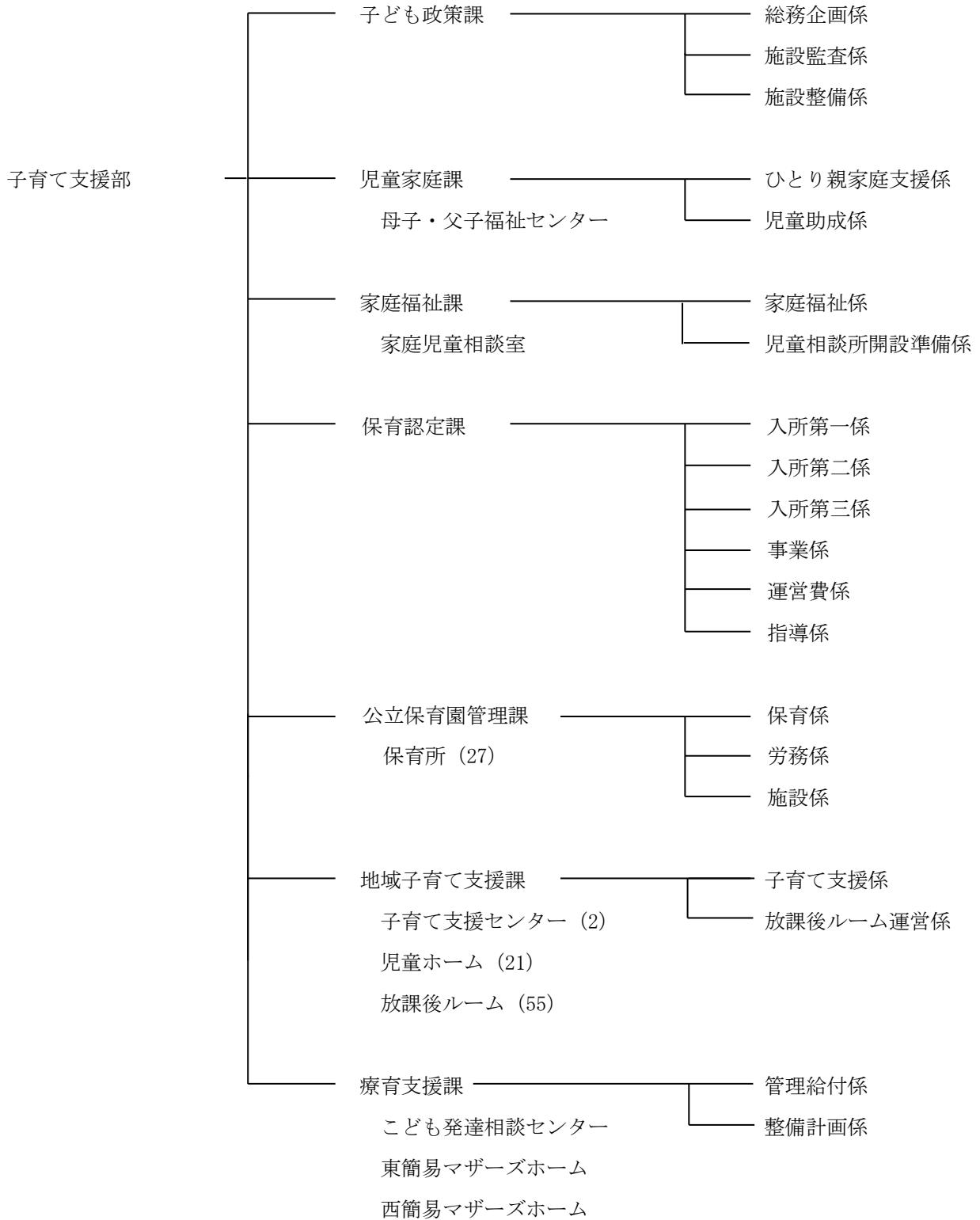


# 福祉サービス部

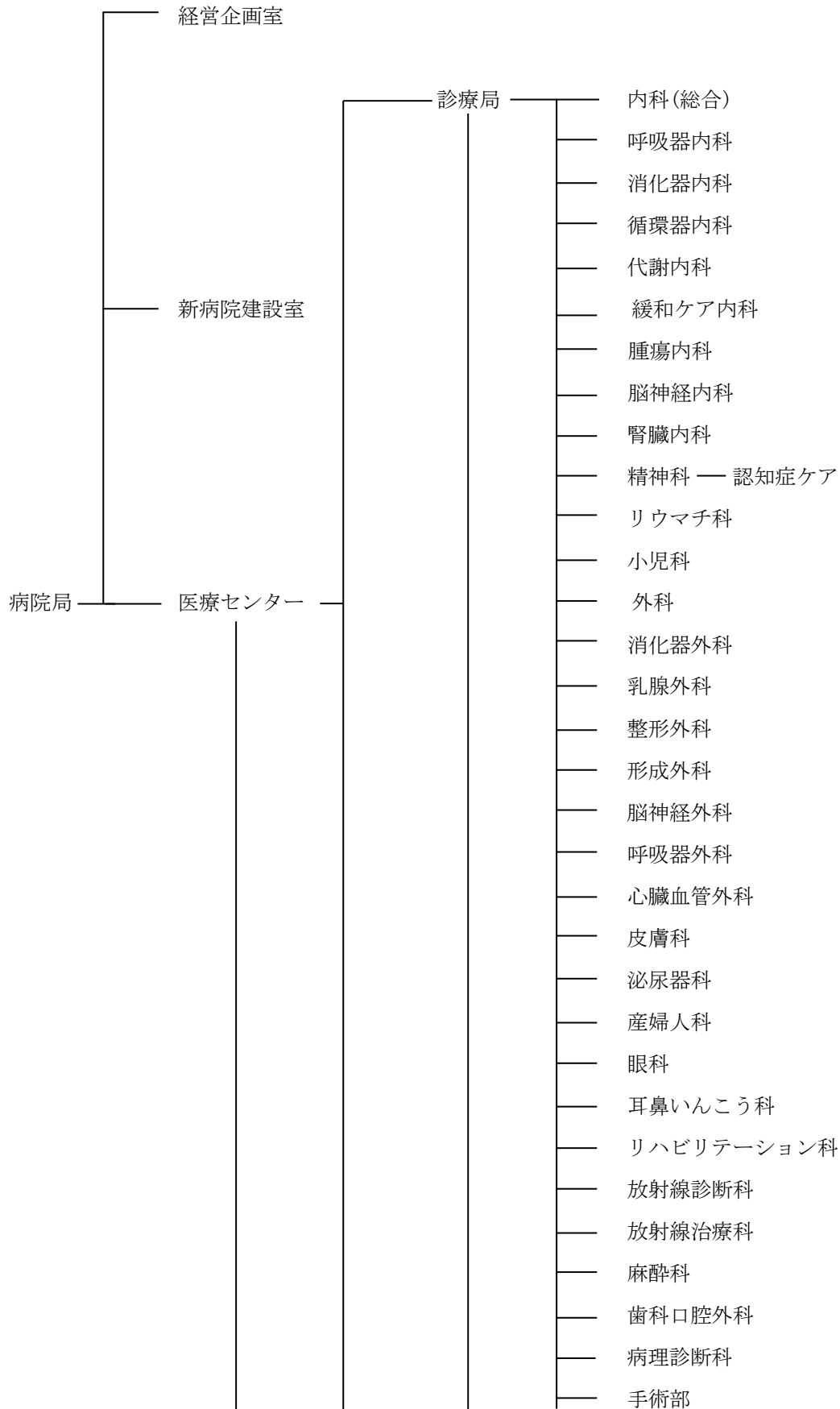
(※は指定管理者制度導入施設)



# 子育て支援部



# 病院局組織図





## 健康・高齢部各課の分掌事務

健康政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健、医療及び福祉の連携に関する施策の調査、研究及び企画に関すること。</li> <li>2. 健康福祉局(以下「局」という。)内事務データの集積及び分析に関すること。</li> <li>3. 保健・医療・福祉問題懇談会に関すること。</li> <li>4. ふなばし健やかプラン21の推進に関すること。</li> <li>5. 献血事業及び献血推進協議会に関すること。</li> <li>6. 看護師の確保に関すること。</li> <li>7. 看護師等養成修学資金の貸付けに関すること。</li> <li>8. 健康医療電話相談事業に関すること。</li> <li>9. 夜間休日急病診療所に関すること。</li> <li>10. かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所に関すること。</li> <li>11. さざんか特殊歯科診療所に関すること。</li> <li>12. リハビリテーション病院に関すること。</li> <li>13. リハビリセンターに関すること。</li> <li>14. 医療公社に関すること。</li> <li>15. 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。</li> <li>16. 保健所との連絡調整に関すること。</li> <li>17. 病院局との連絡調整に関すること。</li> <li>18. 看護専門学校との連絡調整に関すること。</li> <li>19. 局の所管する事務事業の進行管理に関すること。</li> <li>20. 局内の所掌事務に係る連絡調整に関すること。</li> <li>21. 局内他の部及び部内他の課の所管に属さない事項に関すること。</li> <li>22. 局及び部の庶務に関すること。</li> </ol>
地域包括ケア推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域包括ケアシステムの構築に関すること。</li> <li>2. 地域包括ケアシステム推進本部に関すること。</li> <li>3. 船橋在宅医療ひまわりネットワークに関すること。</li> <li>4. 船橋市在宅医療支援拠点に関すること。</li> <li>5. 介護人材バンク事業に関すること。</li> <li>6. 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに関すること。</li> <li>7. 介護予防事業のケアマネジメントに関すること。</li> <li>8. 指定介護予防支援事業所の管理運営に関すること。</li> <li>9. 高齢者の虐待防止に関すること。</li> <li>10. 成年後見制度利用促進基本計画に関すること。</li> <li>11. 認知症施策の推進（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。</li> <li>12. その他医療・介護連携（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。</li> </ol>

<p>国保年金課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。</li> <li>2. 国民健康保険の証明に関すること。</li> <li>3. 国民健康保険運営協議会に関すること。</li> <li>4. 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。</li> <li>5. 保険給付に関すること。</li> <li>6. 高額療養費貸付基金に関すること。</li> <li>7. 国民健康保険料の賦課、収納及び督促に関すること。</li> <li>8. 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。</li> <li>9. 国民健康保険料の調査及び統計に関すること。</li> <li>10. 国民健康保険料の滞納整理に関すること。</li> <li>11. 国民健康保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。</li> <li>12. 国民健康保険事業費納付金に関すること。</li> <li>13. 老人医療費に関すること。</li> <li>14. 老人医療費の助成に関すること。</li> <li>15. 保健事業に関すること。</li> <li>16. 診療報酬の審査及び支払に関すること。</li> <li>17. 千葉県後期高齢者医療広域連合に関すること。</li> <li>18. 後期高齢者医療に関すること。</li> <li>19. 国民年金の調査及び統計に関すること。</li> <li>20. 老齢福祉年金に関すること。</li> <li>21. 国民年金手帳に関すること。</li> <li>22. 国民年金給付裁定に関すること。</li> <li>23. 拠出年金に関すること。</li> <li>24. 国民年金保険料の免除に関すること。</li> </ol>
<p>高齢者福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 老人クラブの支援に関すること。</li> <li>2. 敬老事業に関すること。</li> <li>3. 高齢者の生きがい対策事業に関すること。</li> <li>4. ゲートボール場の管理及び運営に関すること。</li> <li>5. 老人憩の家の管理及び運営に関すること。</li> <li>6. 養護老人ホームへの入所措置に関すること。</li> <li>7. 日常生活用具の給付等に関すること。</li> <li>8. 高齢者住宅整備資金の貸付け及び高齢者住宅改造費の助成に関すること。</li> <li>9. 外国人等高齢者福祉給付金の支給に関すること。</li> <li>10. ひとり暮らし高齢者等についての在宅福祉事業に関すること。</li> <li>11. 高齢者福祉タクシーに関すること。</li> <li>12. 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置に関すること。</li> <li>13. 在宅高齢者の家族介護者支援事業に関すること。</li> <li>14. 訪問理美容事業に関すること。</li> <li>15. はり、きゅう、マッサージ等費用の助成に関すること。</li> <li>16. ファミリー・サポート・センター事業（介護）に関すること。</li> <li>17. 高齢者福祉施設整備及び運営の助成に関すること。</li> <li>18. ケアハウス市立船橋長寿園に関すること。</li> <li>19. 福祉サービス公社に関すること。</li> <li>20. 生きがい福祉事業団に関すること。</li> <li>21. 老人福祉センターに関すること。</li> <li>22. 市立老人デイサービスセンターに関すること。</li> <li>23. 特別養護老人ホーム朋松苑に関すること。</li> <li>24. 四市複合事務組合（特別養護老人ホーム三山園）に関すること。</li> <li>25. 福祉会館及びケア・リハビリセンターに関すること。</li> <li>26. 障害者控除対象者の認定に関すること。</li> </ol>



<p>介護保険課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関する事。</li> <li>2. 介護保険事業の普及に関する事。</li> <li>3. 介護保険の証明に関する事。</li> <li>4. 介護保険事業運営協議会に関する事。</li> <li>5. 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。</li> <li>6. 介護給付に関する事。</li> <li>7. 予防給付に関する事。</li> <li>8. 市町村特別給付に関する事。</li> <li>9. 介護保険一部負担金に関する事。</li> <li>10. 介護認定審査会に関する事。</li> <li>11. 要介護又は要支援の認定に関する事。</li> <li>12. 介護保険料の賦課、収納及び督促に関する事。</li> <li>13. 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事。</li> <li>14. 介護保険料の調査及び統計に関する事。</li> <li>15. 介護保険料の滞納整理に関する事。</li> <li>16. その他介護保険に関する事。</li> </ol>
<p>看護専門学校</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護師の養成並びに教育課程の企画及び実施に関する事。</li> <li>2. 学生の学習指導、健康管理、生活指導等に関する事。</li> <li>3. 学生の募集に関する事。</li> <li>4. 学生の入学、休学、退学及び卒業に関する事。</li> <li>5. 校舎等の管理に関する事。</li> </ol>

## 保健所各課の分掌事務

保健 総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域保健思想の普及及び向上に関する事。</li> <li>2. 地域保健に係る企画調整に関する事。</li> <li>3. 地域保健に係る調査及び研究に関する事。</li> <li>4. 地域保健に係る統計情報の提供に関する事。</li> <li>5. 災害時支援対策に関する事。</li> <li>6. 健康危機管理の統括に関する事。</li> <li>7. 地域保健関係職員の育成に関する事。</li> <li>8. 学生実習指導の受入れに関する事。</li> <li>9. 地域保健推進協議会に関する事。</li> <li>10. 医薬品その他防疫資料に関する事。</li> <li>11. 保健師、助産師、看護師等の身分に関する事。</li> <li>12. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)、歯科医師法(昭和 23 年法律 202 号)及び歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)に関する事。</li> <li>13. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)及び柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に関する事。</li> <li>14. 死体解剖保存法(昭和 24 年法律第 204 号)に関する事。</li> <li>15. 診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)、歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)、臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)及び視能訓練士法(昭和 46 年法律第 64 号)に関する事。</li> <li>16. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)、覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)及び薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)に関する事。</li> <li>17. 細菌検査及びウイルス検査に関する事。</li> <li>18. 臨床検査に関する事。</li> <li>19. 食品衛生検査に関する事。</li> <li>20. 環境衛生検査に関する事。</li> <li>21. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に関する事。</li> <li>22. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成 24 年法律第 90 号)に関する事。</li> <li>23. 保健福祉センターの管理に関する事。</li> <li>24. 保健所内他の課の所管に属しない事項に関する事。</li> <li>25. 保健所の庶務に関する事。</li> </ol>
地域 保健課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく健康増進事業(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>2. 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく母子保健に関する事業に関する事。</li> <li>3. 母子健康手帳に関する事。</li> <li>4. 子育て世代包括支援センター事業に関する事。</li> <li>5. 乳児家庭全戸訪問事業に関する事。</li> <li>6. 不妊治療費等助成事業に関する事。</li> <li>7. 養育医療、療育医療及び自立支援医療(育成医療に限る。)に関する事。</li> <li>8. 栄養指導及び栄養保健指導に関する事。</li> <li>9. 食育推進事業に関する事。</li> <li>10. 食生活改善推進事業に関する事。</li> <li>11. 歯科保健事業に関する事。</li> <li>12. 保健センターに関する事。</li> <li>13. 調理師免許に関する事。</li> <li>14. 栄養士の身分に関する事。</li> <li>15. 地域保健及び職域保健の連携推進に関する事。</li> <li>16. 食品の表示(保健事項に限る。)に関する事。</li> <li>17. 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)に関する事。</li> <li>18. 難病患者への援助金に関する事。</li> <li>19. 小児慢性特定疾病に関する事。</li> <li>20. 肝炎治療に対する医療費助成事業に関する事。</li> <li>21. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)に関する事。</li> <li>22. 原爆被爆者見舞金に関する事。</li> <li>23. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に関する事(精神障害者保健福祉手帳の交付に関することを除く。)</li> <li>24. 精神障害者社会復帰事業に関する事。</li> <li>25. 地域活動支援センターに関する事。</li> </ol>

健康づくり課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定健康診査及び特定保健指導に関する事。</li> <li>2. 国民健康保険に係る保健事業(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>3. 健康増進法に基づく健康診査事業等(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>4. 各種がん検診に関する事。</li> <li>5. 各種検診結果の処理に関する事。</li> <li>6. 予防接種に関する事。</li> <li>7. 予防接種健康被害調査委員会に関する事。</li> <li>8. 千葉県市町村総合事務組合に関する事(住民の予防接種事故の救済措置に関する事に限る。)</li> <li>9. 介護予防事業(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>10. ふなばしシルバーリハビリ体操に関する事。</li> <li>11. 後期高齢者医療の被保険者に対する保健事業の受託に関する事。</li> <li>12. 新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備に関する事。</li> </ol>
衛生指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品衛生法に関する事。</li> <li>2. 食品表示法(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>3. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事。</li> <li>4. 狂犬病予防法に関する事。</li> <li>5. 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。</li> <li>6. 動物愛護指導センターに関する事。</li> <li>7. 遊泳用プールの衛生に関する事。</li> <li>8. 飲用井戸等の相談及び指導に関する事。</li> <li>9. 理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法及び美容師法に関する事。</li> <li>10. 温泉法に関する事。</li> <li>11. 化製場等に関する法律に関する事。</li> <li>12. 水道法に関する事。</li> <li>13. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事。</li> <li>14. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事。</li> <li>15. 公衆浴場への助成及び指導に関する事。</li> <li>16. そ族昆虫の駆除及び相談に関する事。</li> <li>17. 水害時の消毒に関する事。</li> </ol>
新型コロナウイルス感染症対策保健所本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する事。</li> </ol>

## 福祉サービス部各課の分掌事務

<p>地域福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域福祉の推進に関する事。</li> <li>2. 民生委員及び児童委員に関する事。</li> <li>3. 主任児童委員に関する事。</li> <li>4. 民生委員推薦会に関する事。</li> <li>5. 社会福祉協議会に関する事。</li> <li>6. 引揚者及び帰還業務に関する事。</li> <li>7. 戦傷病者、戦没者遺家族等の弔慰金に関する事。</li> <li>8. 戦没者の慰霊及び遺家族の援護に関する事。</li> <li>9. 中国残留邦人等の支援（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>10. 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。</li> <li>11. 災害被災者救済に関する事。</li> <li>12. 災害見舞金及び災害弔慰金に関する事。</li> <li>13. 住宅等災害復旧資金の利子補給に関する事。</li> <li>14. 地域福祉計画に関する事。</li> <li>15. 保健と福祉の総合相談に関する事。</li> <li>16. 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関する事。</li> <li>17. 社会福祉審議会に関する事。</li> <li>18. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第21条に規定する訓練に関する事。</li> <li>19. ホームレス対策に関する事。</li> <li>20. 福祉有償運送運営協議会に関する事。</li> <li>21. 福祉ガイドコーナーに係る出張所及び関係各課との連絡調整に関する事。</li> <li>22. 部内他の課の所管に属しない事項に関する事。</li> </ol>
<p>障害福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者及び障害児（他の課の所管に属するものを除く。以下「障害者等」という。）の福祉施策の調査研究及び調整に関する事。</li> <li>2. 障害者等の福祉に係る計画に関する事。</li> <li>3. 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事。</li> <li>4. 介護給付費及び訓練等給付費に関する事。</li> <li>5. 障害者介護給付費等認定審査会に関する事。</li> <li>6. 身体障害者福祉センターに関する事。</li> <li>7. 身体障害者福祉作業所太陽に関する事。</li> <li>8. 光風みどり園に関する事。</li> <li>9. 北総育成園に関する事。</li> <li>10. 身体障害者福祉ホーム若葉に関する事。</li> <li>11. 障害者等福祉団体の活動支援に関する事。</li> <li>12. 心身障害者福祉タクシーに関する事。</li> <li>13. 障害者等に対する手当の支給に関する事。</li> <li>14. 心身障害者住宅整備資金の貸付け及び重度障害者住宅改造費の助成に関する事。</li> <li>15. 自立支援医療費の支給（更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関する事。</li> <li>16. 障害者等の医療費の助成（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>17. 地域生活支援事業に関する事。</li> <li>18. 障害者施設等への整備及び運営の助成に関する事。</li> <li>19. 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に関する事。</li> <li>20. 障害者の虐待防止に関する事。</li> <li>21. その他障害者等の福祉に関する事。</li> <li>22. 部の庶務に関する事。</li> </ol>

生活支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活保護法に基づく保護の決定、開始、変更及び通知に関する事。</li> <li>2. 生活保護法に基づく保護の停止、廃止及び通知に関する事。</li> <li>3. 生活保護法に基づく指導又は指示に関する事。</li> <li>4. 生活保護法に基づく相談及び助言に関する事。</li> <li>5. 生活保護法に基づく報告、調査又は検診並びに申請の却下に関する事。</li> <li>6. 生活保護法に基づく保護の方法に関する事。</li> <li>7. 生活保護法に基づく届出の受理に関する事。</li> <li>8. 生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事。</li> <li>9. 生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事。</li> <li>10. 生活保護法に基づく被保護者が返還する額の決定に関する事。</li> <li>11. 生活保護法に基づく遺留金品の処分に関する事。</li> <li>12. 生活保護法に基づく申立に関する事。</li> <li>13. 生活保護法に基づく費用等徴収金の徴収に関する事。</li> <li>14. 生活保護法に基づく保護金品返還の免除に関する事。</li> <li>15. 生活保護法に基づく後見人選任の請求に関する事。</li> <li>16. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付のうち給付金に関する事。</li> <li>17. 被生活保護者に係る法外援護に関する事。</li> <li>18. 生活保護法に基づく社会福祉法人等による保護施設の設置、変更、廃止及び休止の認可及び指導等に関する事。</li> <li>19. 生活保護法に基づく指定医療機関、指定介護機関及び助産機関等の指定、指定の取消し、指導及び検査等に関する事。</li> </ol>
指導監査課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉法人の設立等の認可等及び指導監査に関する事。</li> <li>2. 社会福祉連携推進法人の認定等及び指導監査に関する事。</li> <li>3. 社会福祉施設の認可等及び指導監査(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>4. 老人福祉法等に基づく届出及び指導等に関する事。</li> <li>5. 介護保険サービス事業者等の指定等及び指導監査に関する事。</li> <li>6. 指定障害福祉サービス事業者等(指定障害児通所支援事業者等を含む。)の指定等及び指導監査に関する事。</li> <li>7. 障害福祉サービス事業等(障害児通所支援事業等を含む。)の届出等に関する事。</li> <li>8. 地域生活支援事業所、地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所の登録及び指導等に関する事。</li> <li>9. 生活困窮者のために無料又は低額で行う事業の届出及び指導等に関する事。</li> </ol>

## 子育て支援部各課の分掌事務

<p>子ども政策課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て支援施策の総合調整に関する事。</li> <li>2. 子ども・子育て支援事業計画に関する事。</li> <li>3. 子ども・子育て会議に関する事。</li> <li>4. 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関する事。</li> <li>5. 待機児童対策の企画、調整及び推進に関する事。</li> <li>6. 認定こども園、保育所及び小規模保育事業の整備に関する事。</li> <li>7. 幼保連携型認定こども園、保育所及び小規模保育事業の認可等に関する事。</li> <li>8. 幼保連携型認定こども園、保育所及び小規模保育事業に対する指導監査（認可基準に係るものに限る。）に関する事。</li> <li>9. 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定等に関する事。</li> <li>10. 部内他の課の所管に属しない事項に関する事。</li> <li>11. 部の庶務に関する事。</li> </ol>
<p>児童家庭課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童手当に関する事。</li> <li>2. 子ども医療費の助成に関する事。</li> <li>3. 助産の実施及び母子保護の実施に関する事。</li> <li>4. 母子・父子福祉センターに関する事。</li> <li>5. 母子生活支援施設及び助産施設に関する事。</li> <li>6. 母子等ホームヘルパー派遣に関する事。</li> <li>7. 児童扶養手当及び遺児手当に関する事。</li> <li>8. ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事。</li> <li>9. 母子家庭、父子家庭等児童入学等祝金に関する事。</li> <li>10. 小学校及び中学校入学援助金に関する事。</li> <li>11. 施設入所児措置費扶助に関する事。</li> <li>12. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する事。</li> <li>13. ひとり親家庭等関係団体に関する事。</li> <li>14. ひとり親家庭等の相談及び支援に関する事。</li> <li>15. 子供の貧困対策の企画、調整及び推進に関する事。</li> </ol>
<p>家庭福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要保護児童等対策に関する事。</li> <li>2. 家庭児童相談室に関する事。</li> <li>3. 女性に対する配偶者暴力等の相談に関する事。</li> <li>4. 婦人相談員に関する事。</li> <li>5. 配偶者暴力相談支援センターに関する事。</li> <li>6. 児童相談所の整備に関する事。</li> </ol>
<p>保育認定課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育行政(他の課の所管に属するものを除く。)の企画立案に関する事。</li> <li>2. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>3. 保育に係る利用調整に関する事。</li> <li>4. 特定教育・保育施設等への給付及び補助に関する事。</li> <li>5. 施設等利用費の支給(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>6. 家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の認可等に関する事。</li> <li>7. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等(他の課の所管に属するものを除く。)の確認等に関する事。</li> <li>8. 家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の指導監査に関する事。</li> <li>9. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査(運営に関する基準に係ることに限る。)に関する事。</li> <li>10. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する事。</li> <li>11. 休日保育に関する事。</li> <li>12. 一時預かり事業に関する事。</li> <li>13. 病児・病後児保育事業に関する事。</li> <li>14. 認可外保育施設に関する事。</li> <li>15. 認証保育所事業に関する事。</li> <li>16. 保育士の確保に関する事。</li> <li>17. 保育士養成修学資金の貸付けに関する事。</li> </ol>
<p>公立保育園管理課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公立保育所等の維持管理に関する事。</li> <li>2. 保育に係る指導に関する事。</li> <li>3. 家庭的保育事業(給付及び助成に関するものを除く。)に関する事。</li> <li>4. 公立保育所等の大規模修繕に関する事。</li> </ol>

<p>地域子育て支援課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域子育て支援に関する事。</li> <li>2. 子育て支援センターに関する事。</li> <li>3. ファミリー・サポート・センター事業（育児）に関する事。</li> <li>4. 児童ホームに関する事。</li> <li>5. 児童健全育成に関する事。</li> <li>6. 放課後ルームに関する事。</li> <li>7. 放課後児童健全育成事業に関する事。</li> </ol>
<p>療育支援課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 療育施策の企画、調査研究及び調整に関する事。</li> <li>2. 障害児福祉計画に関する事。</li> <li>3. こども発達相談センターに関する事。</li> <li>4. 簡易マザーズホームに関する事。</li> <li>5. 親子教室に関する事。</li> <li>6. 障害児通所給付費等に関する事。</li> <li>7. 障害児施設の利用契約及び請求事務に関する事。</li> <li>8. 障害児施設利用費用の助成に関する事。</li> <li>9. 障害児施設への整備及び運営の助成に関する事。</li> <li>10. その他障害児の療育及び福祉（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。</li> </ol>

# 病院局事務分掌

病院局	経営企画室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病院事業の総合的な企画及び経営に関すること。</li> <li>2. 病院事業の運営に係る総合調整及び調査研究に関すること。</li> <li>3. 病院局及び経営企画室の庶務に関すること。</li> <li>4. その他病院事業の運営の総括に関すること。</li> </ol>	
	建新病院 建設室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病院の建替えに関すること。</li> </ol>	
	医療センター	診療局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 患者の診療及びその記録に関すること。</li> <li>2. 臨床的研究に関すること。</li> <li>3. 保健指導及び相談に関すること。</li> <li>4. 診断書及び療養証明書に関すること。</li> <li>5. 放射線による治療及び諸検査に関すること。</li> <li>6. リハビリテーションに関すること。</li> <li>7. 生化学、細菌、病理、生理その他の臨床検査及び採血に関すること。</li> <li>8. 消化器系の各種内視鏡検査に関すること。</li> <li>9. 臨床研修医制度に関すること。</li> <li>10. 治験に関すること。</li> <li>11. 患者等の給食に関すること。</li> <li>12. 栄養指導及び相談に関すること。</li> <li>13. 医療機械、検査機械及び器具の整理に関すること。</li> <li>14. 診療室、手術室、放射線室、機能回復訓練室、検査室、内視鏡室、集中治療室、化学療法室及び栄養相談室の管理に関すること。</li> <li>15. 物品の管理に関すること。</li> <li>16. その他医療に関すること。</li> </ol>
		救命救急センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救急患者及び重篤救急患者の診療に関すること。</li> <li>2. 救急患者及び重篤救急患者の入退院に関すること。</li> <li>3. 救急医療に係る医学研究に関すること。</li> <li>4. 高規格救急車による救急医療に関すること。</li> <li>5. 救命救急センターの管理に関すること。</li> <li>6. その他救急医療に関すること。</li> </ol>
		看護局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 患者の看護及び診療補助に関すること。</li> <li>2. 看護師の勤務指導に関すること。</li> <li>3. 看護師の教養研修に関すること。</li> <li>4. 病棟及び中央材料室の管理に関すること。</li> <li>5. 物品の管理に関すること。</li> <li>6. その他看護に関すること。</li> </ol>
	薬剤局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調剤及び製剤に関すること。</li> <li>2. 薬品の検査及び管理に関すること。</li> <li>3. 薬事の統計に関すること。</li> <li>4. 物品の管理に関すること。</li> <li>5. その他薬事に関すること。</li> </ol>	



	事務局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療センターの事業に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>2. 職員の人事、労務管理、給与、福利厚生及び研修に関すること。</li> <li>3. 医療センターの組織及び定数に関すること。</li> <li>4. 文書の収発、審査及び保存に関すること。</li> <li>5. 公印の管理に関すること。</li> <li>6. 各種調査、統計及び許認可申請に関すること。</li> <li>7. 病院関係機関及び諸団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8. 予算及び決算に関すること。</li> <li>9. 資金の管理及び運用に関すること。</li> <li>10. 現金及び有価証券の出納保管に関すること。</li> <li>11. 出納等取扱金融機関に関すること。</li> <li>12. 支払事務に関すること。</li> <li>13. 財産の取得及び処分に関すること。</li> <li>14. 物品の購入、検収及び出納に関すること。</li> <li>15. 契約事務に関すること。</li> <li>16. 医療センター及び附属施設の整備及び維持管理に関すること。</li> <li>17. 医療センター内の取締りに関すること。</li> <li>18. 共用図書に関すること。</li> <li>19. 車両の管理に関すること。</li> <li>20. 医療センター及び課の庶務に関すること。</li> </ol>
		医事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外来患者の診療受付に関すること。</li> <li>2. 診療費等の請求に関すること。</li> <li>3. 診療録の送達、整理及び保管に関すること。</li> <li>4. 診断書及び療養証明に関すること。</li> <li>5. 患者の入退院事務に関すること。</li> <li>6. 各種診療報酬の請求に関すること。</li> <li>7. 医事に関する統計及び各種報告に関すること。</li> <li>8. 課の庶務に関すること。</li> </ol>
	患者センター支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域医療の連携に関すること。</li> <li>2. 医療福祉業務に関すること。</li> <li>3. がん相談支援に関すること。</li> <li>4. その他患者等の相談に関すること。</li> <li>5. 入院支援等に関すること。</li> <li>6. クリニカルパスの推進に関すること。</li> </ol>	
	医療安全管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療センター内の医療事故に係る問題点の把握及び解決に関すること。</li> <li>2. 医療安全対策の立案及び実施に関すること。</li> <li>3. 関係部署等との連携及び協力に関すること。</li> <li>4. 各部署のセイフティマネジャーの指名に関すること。</li> <li>5. 医療安全対策の実施結果の評価に関すること。</li> <li>6. 医療安全環境の整備に関すること。</li> <li>7. 患者及びその家族と医療従事者との相互信頼及び協力関係の確立に関すること。</li> <li>8. その他医療安全管理に関すること。</li> </ol>	
	感染制御室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染予防に関すること。</li> <li>2. 感染発生時の対応に関すること。</li> <li>3. 感染対策に係る研修、啓発、広報等に関すること。</li> <li>4. その他院内感染に関する各種調査統計等に関すること。</li> </ol>	
	臨床研修センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 臨床研修医制度に関すること。</li> <li>2. 看護師の教養研修に関すること。</li> </ol>	
	緩和ケアセンター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門的緩和ケアの提供に関すること。</li> <li>2. 緩和ケアに係る研修会等の開催に関すること。</li> <li>3. その他緩和ケアに関すること。</li> </ol>	

	情報管理室	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 医療センターの情報システム全般の整備計画に関すること。</li><li>2. 医療情報システムの構築及び調整に関すること。</li><li>3. 医療情報システムの運用及び管理に関すること。</li><li>4. 医療情報システムに係るデータの保護及び管理に関すること。</li></ol>
--	-------	--

令和4年度一般会計予算の構成割合（当初予算）

(1) 歳入

(単位：千円、%)

区分	令和4年度		令和3年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 市税	102,515,300	44.5	97,909,900	46.1	4,605,400	4.7
15 地方譲与税	942,100	0.4	908,000	0.4	34,100	3.8
20 利子割交付金	57,100	0.0	65,700	0.0	△8,600	△13.1
21 配当割交付金	765,900	0.3	513,600	0.2	252,300	49.1
23 株式等譲渡所得割交付金	631,700	0.3	365,200	0.2	266,500	73.0
24 地方消費税交付金	14,432,400	6.3	13,147,700	6.2	1,284,700	9.8
25 コール場利用税交付金	3,400	0.0	3,300	0.0	100	3.0
26 法人事業税交付金	1,016,600	0.4	783,400	0.4	233,200	29.8
30 自動車取得税交付金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
31 環境性能割交付金	180,600	0.1	120,000	0.1	60,600	50.5
35 国有提供施設等 所在市助成交付金	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
37 地方特例交付金	685,300	0.3	1,605,700	0.8	△920,400	△57.3
40 地方交付税	5,660,800	2.4	4,171,100	2.0	1,489,700	35.7
45 交通安全対策特別交付金	66,700	0.0	57,700	0.0	9,000	15.6
50 分担金及び負担金	1,401,100	0.6	1,418,700	0.7	△17,600	△1.2
55 使用料及び手数料	4,647,100	2.0	4,826,300	2.3	△179,200	△3.7
60 国庫支出金	43,827,100	19.0	39,437,500	18.6	4,389,600	11.1
65 県支出金	23,196,200	10.1	18,925,000	8.9	4,271,200	22.6
70 財産収入	4,514,800	2.0	379,900	0.2	4,134,900	1,088.4
75 寄附金	1,536,700	0.7	1,350,400	0.6	186,300	13.8
80 繰入金	2,851,300	1.2	3,682,100	1.7	△830,800	△22.6
85 繰越金	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
90 諸収入	9,348,200	4.1	9,260,500	4.4	87,700	0.9
95 市債	11,659,500	5.1	12,738,200	6.0	△1,078,700	△8.5
合計	230,440,000	100.0	212,170,000	100.0	18,270,000	8.6

(2) 歳出  
目的別

(単位：千円、%)

区分	令和4年度		令和3年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 議会費	971,000	0.4	983,900	0.5	△12,900	△1.3
15 総務費	19,813,200	8.6	15,355,600	7.2	4,457,600	29.0
20 民生費	100,557,400	43.6	97,008,700	45.7	3,548,700	3.7
25 衛生費	31,532,800	13.7	26,888,200	12.7	4,644,600	17.3
30 労働費	262,800	0.1	191,100	0.1	71,700	37.5
35 農林水産業費	640,300	0.3	532,700	0.2	107,600	20.2
40 商工費	4,251,900	1.8	4,245,100	2.0	6,800	0.2
45 土木費	21,116,000	9.2	19,150,300	9.0	1,965,700	10.3
50 消防費	6,633,500	2.9	6,497,300	3.1	136,200	2.1
55 教育費	24,574,900	10.7	23,498,400	11.1	1,076,500	4.6
65 公債費	19,786,200	8.6	17,518,700	8.3	2,267,500	12.9
75 予備費	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
合計	230,440,000	100.0	212,170,000	100.0	18,270,000	8.6

# 健康福祉局各課別当初予算

## 健康・高齢部

(単位：千円)

課名	科目	4年度
健康政策課	老人福祉施設費	20,605
	保健衛生総務費	2,186,256
	予防費	7,411,592
	保健活動費	48,758
	保健施設費	431,469
	計	10,098,680
地域包括ケア推進課	社会福祉総務費	11,179
	老人福祉費	72,938
	計	84,117
国保年金課	社会福祉総務費	4,775,600
	老人福祉費	6,761,206
	国民年金費	1,180
	計	11,537,986
高齢者福祉課	社会福祉総務費	87,969
	老人福祉費	1,178,704
	老人福祉施設費	515,867
	計	1,782,540
介護保険課	社会福祉総務費	7,366,500
	老人福祉費	52,095
	計	7,418,595
看護専門学校	看護専門学校費	60,990
	計	60,990

保 健 所

(単位：千円)

課 名	科 目	4 年 度
保健総務課	保健衛生総務費	893
	予防費	2,659,792
	保健活動費	1,402
	保健所費	138,935
	計	2,801,022
地域保健課	社会福祉総務費	1,288
	障害者福祉費	194,608
	保健衛生総務費	993,360
	予防費	3,227
	保健活動費	33,645
	保健施設費	53,491
	計	1,279,619
健康づくり課	保健衛生総務費	65,197
	予防費	5,933,636
	保健活動費	1,140,515
	老人福祉費	460,012
	計	7,599,360
衛生指導課	予防費	3,066
	環境衛生費	37,241
	保健所費	6,425
	計	46,732

福 祉 サ ー ビ ス 部

(単位：千円)

課 名	科 目	4 年 度
地域福祉課	社会福祉総務費	892,882
	災害救助費	11,700
	計	904,582
障害福祉課	社会福祉総務費	768
	障害者福祉費	13,022,092
	障害者福祉施設費	220,530
	児童措置費	409,284
	計	13,652,674
生活支援課	社会福祉総務費	38,132
	生活保護総務費	90,770
	扶助費	16,616,340
	計	16,745,242
指導監査課	社会福祉総務費	5,727
	計	5,727

子育て支援部

(単位：千円)

課名	科目	4年度
子ども政策課	社会福祉総務費	517
	児童福祉総務費	135,377
	保育所費	444,523
	計	580,417
児童家庭課	児童福祉総務費	10,339
	児童措置費	12,904,998
	母子福祉費	294,120
	計	13,209,457
家庭福祉課	社会福祉総務費	406
	児童福祉総務費	34,409
	計	34,815
保育認定課	児童福祉総務費	4,192,536
	保育所費	14,299,220
	計	18,491,756
公立保育園管理課	児童福祉総務費	2,911
	保育所費	849,529
	計	852,440
地域子育て支援課	児童福祉総務費	30,248
	児童福祉施設費	393,467
	計	423,715
療育支援課	児童福祉総務費	89,894
	児童措置費	2,920,958
	児童福祉施設費	31,616
	計	3,042,468

国民健康保険事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 国民健康保険料	10,822,000
15 国庫支出金	1,700
25 県支出金	34,910,000
33 財産収入	100
35 繰入金	4,945,400
40 繰越金	100
45 諸収入	146,700
計	50,826,000

国民健康保険事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 総務費	816,400
15 保険給付費	34,364,000
21 国民健康保険事業費納付金	14,915,400
25 共同事業拠出金	100
30 保健事業費	537,400
35 諸支出金	92,700
40 予備費	100,000
計	50,826,000

後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 後期高齢者医療保険料	7,365,600
15 使用料及び手数料	100
20 繰入金	1,349,700
25 繰越金	100
30 諸収入	36,500
計	8,752,000

後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 総務費	160,400
15 後期高齢者医療広域連合納付金	8,556,100
20 諸支出金	25,500
25 予備費	10,000
計	8,752,000

## 介護保険事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 介護保険料	9,749,400
15 国庫支出金	10,441,800
20 支払基金交付金	12,052,000
25 県支出金	6,493,400
30 財産収入	3,600
40 繰入金	7,851,600
50 諸収入	59,200
計	46,651,000

## 介護保険事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 総務費	1,094,600
15 保険給付費	43,090,600
22 地域支援事業費	2,431,200
30 基金積立金	3,500
35 諸支出金	21,100
40 予備費	10,000
計	46,651,000

## 母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 繰入金	2,100
20 繰越金	46,900
30 諸収入	42,000
計	91,000

## 母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	4 年 度
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	91,000
15 公債費	0
20 諸支出金	0
計	91,000



## 病院事業会計当初予算

### (1) 収益の収支

#### ①収入

(単位：千円)

科 目	4 年 度
1 医業収益	15,785,700
2 医業外収益	2,853,900
3 特別利益	111,400
計	18,751,000

#### ②支出

(単位：千円)

科 目	4 年 度
1 医業費用	18,450,200
2 医業外費用	185,000
3 特別損失	85,800
4 予備費	30,000
計	18,751,000

### (2) 資本の収支

#### ①収入

(単位：千円)

科 目	4 年 度
1 企業債	257,000
2 補助金	0
3 負担金	500,000
4 固定資産売却代金	100
計	757,100

#### ②支出

(単位：千円)

科 目	4 年 度
1 建設改良費	1,029,500
2 企業債償還金	1,180,500
計	2,210,000

★ 保健福祉の概要 ★

令和4年版

(令和3年度実績)

令和4年12月

発行：船橋市健康福祉局・病院局

千葉県船橋市湊町2-10-25

電話 047(436)2412

【中面】



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用